

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年 6月24日

【発行者名】 ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルラ  
ンド・リミテッド  
(DAIWA EUROPE FUND MANAGERS IRELAND LIMITED)

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・ガイエット  
(Brian Guyett)  
取締役 カール・マケネフ  
(Karl McEneff)

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、  
ハーコート・センター、ブロック5  
(Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2,  
Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春 芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春 芽  
弁護士 十 枝 美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ダイワ外貨MMF  
(Daiwa Gaika MMF)

【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券の金額】  
( )USドル・ポートフォリオ  
100億アメリカ合衆国ドル(約8,208億円)を上限とする。

- ( )オーストラリア・ドル・ポートフォリオ  
100億オーストラリア・ドル(約8,965億円)を上限とする。
  - ( )ユーロ・ポートフォリオ  
100億ユーロ(約1兆2,177億円)を上限とする。
  - ( )カナダ・ドル・ポートフォリオ  
100億カナダ・ドル(約8,662億円)を上限とする。
  - ( )ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ  
100億ニュージーランド・ドル(約6,617億円)を上限とする。
- (注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)、オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)、ユーロ、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドルの円貨換算は、平成23年4月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=82.08円、1豪ドル=89.65円、1ユーロ=121.77円、1カナダ・ドル=86.62円および1ニュージーランド・ドル=66.17円)による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

## 第一部 【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

ダイワ外貨MMF(Daiwa Gaika MMF)

(注) ダイワ外貨MMFは、USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの5つのポートフォリオにより構成されているアンブレラ型ファンドである。アンブレラとは、その傘の下で一または複数の投資信託(ポートフォリオ)を設定できる仕組みのものをいう。以下、5つのポートフォリオを総称して「ファンド」ということがある。

### (2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオ、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオそれぞれについて一種類とする。(以下、総称して「ファンド証券」、「受益証券」または「ポートフォリオ証券」という。)

受益証券は追加型である。

ファンド証券について、ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド(以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

( ) USドル・ポートフォリオ

100億米ドル(約8,208億円)を上限とする。

( ) オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

100億豪ドル(約8,965億円)を上限とする。

( ) ユーロ・ポートフォリオ

100億ユーロ(約1兆2,177億円)を上限とする。

( ) カナダ・ドル・ポートフォリオ

100億カナダ・ドル(約8,662億円)を上限とする。

( ) ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

100億ニュージーランド・ドル(約6,617億円)を上限とする。

(注1) 米ドル、豪ドル、ユーロ、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドルの円貨換算は、便宜上、それぞれ平成23年4月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=82.08円、1豪ドル=89.65円、1ユーロ=121.77円、1カナダ・ドル=86.62円および1ニュージーランド・ドル=66.17円)による。

(注2) ダイワ外貨MMFは、アイルランド法に基づいて設定されているが、ファンド証券は、米ドル建て、豪ドル建て、ユーロ建て、カナダ・ドル建てまたはニュージーランド・ドル建てのため、以下の金額表示は、別段の記載がない限り、米ドル、豪ドル、ユーロ、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルをもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。

## (4) 【発行（売出）価格】

各申込みが管理会社により受諾された取引日に適用される、以下の1口当たり純資産価格

- |                         |                |
|-------------------------|----------------|
| ( ) USドル・ポートフォリオ        | 1 アメリカ合衆国セント   |
| ( ) オーストラリア・ドル・ポートフォリオ  | 1 オーストラリア・セント  |
| ( ) ユーロ・ポートフォリオ         | 1 ユーロ・セント      |
| ( ) カナダ・ドル・ポートフォリオ      | 1 カナダ・セント      |
| ( ) ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ | 1 ニュージーランド・セント |

「取引日」とは、受益証券の買付けまたは買戻しが行われうる日であり、各ポートフォリオにつき、以下の各日を指す。

USドル・ポートフォリオ	アイルランド、英国およびニューヨークにおける銀行営業日であり、かつ日本における金融商品取引業者が営業を行っている日
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	アイルランド、英国およびオーストラリアにおける銀行営業日であり、かつ日本における金融商品取引業者が営業を行っている日
ユーロ・ポートフォリオ	アイルランドおよび英国における銀行営業日であり、かつ日本における金融商品取引業者が営業を行っている日(ユーロ決済システム(「Target」)の休業日を除く。)
カナダ・ドル・ポートフォリオ	アイルランド、英国およびトロントにおける銀行営業日であり、かつ日本における金融商品取引業者が営業を行っている日
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	アイルランド、英国およびニュージーランドにおける銀行営業日であり、かつ日本における金融商品取引業者が営業を行っている日

## (5) 【申込手数料】

該当事項なし

## (6) 【申込単位】

1口以上1口単位

## (7) 【申込期間】

平成23年6月25日(土曜日)から

平成24年6月29日(金曜日)まで

(注1) 申込締切時間の照会先は、日本における各販売会社である。

(注2) 申込期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

## (8) 【申込取扱場所】

大和証券株式会社<sup>(注2)</sup> 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(以下「大和証券」という。)

日の出証券株式会社<sup>(注3)</sup> 大阪府大阪市中央区淡路町二丁目2番14号 北浜グランドビル

(以下「日の出証券」という。)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社<sup>(注4)</sup> 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」という。)

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社<sup>(注5)</sup> 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(以下「大和証券キャピタル・マーケッツ」という。)

SMBCフレンド証券株式会社<sup>(注5)</sup> 東京都中央区日本橋兜町7番12号

(以下「SMBCフレンド証券」という。)

丸三証券株式会社<sup>(注6)</sup> 東京都中央区日本橋二丁目5番2号

(以下「丸三証券」という。)

ひろぎんウツミ屋証券株式会社<sup>(注7)</sup> 広島県広島市中区立町2番30号

(以下「ひろぎんウツミ屋証券」という。)

(以下、上記各社を併せて「日本における販売会社」という。)

(注1) 上記各金融商品取引業者の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

(注2) 大和証券株式会社においては、すべてのポートフォリオの申込みの取扱いを行う。

(注3) 日の出証券においては、USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオおよびカナダ・ドル・ポートフォリオのみの申込みの取扱いを行う。

(注4) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券においては、USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオのみの申込みの取扱いを行う。

(注5) 大和証券キャピタル・マーケッツおよびSMBCフレンド証券においては、USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびユーロ・ポートフォリオのみの申込みの取扱いを行う。

(注6) 丸三証券においては、オーストラリア・ドル・ポートフォリオのみの申込みの取扱いを行う。

(注7) ひろぎんウツミ屋証券においては、USドル・ポートフォリオのみの申込みの取扱いを行う。

#### (9) 【払込期日】

投資者は、ポートフォリオ毎に、申込みの行われた取引日の翌取引日に申込金額を日本における各販売会社に支払うものとする。各取引日の発行価額の総額は、日本における各販売会社によって申込みのあった取引日の翌取引日に各ポートフォリオの口座にUSドル・ポートフォリオの場合は米ドル、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの場合は豪ドル、ユーロ・ポートフォリオの場合はユーロ、カナダ・ドル・ポートフォリオの場合はカナダ・ドル、ニュージーランド・ポートフォリオの場合はニュージーランド・ドルで払い込まれる。

#### (10) 【払込取扱場所】

上記(8)の申込取扱場所に同じ。

#### (11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

#### (12) 【その他】

申込証拠金

該当事項なし。

## 引受等の概要

(イ) 管理会社との間において、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関して、大和証券は、平成8年7月23日付契約、平成9年12月16日付変更契約、平成10年12月16日付契約、平成11年4月26日付管理会社、大和証券株式会社および株式会社大和証券グループ本社間の受益証券販売・買戻契約の契約上の地位の譲渡契約、平成15年5月23日付サイド・レターならびに平成16年6月21日付第二サイド・レターに基づき全ポートフォリオについて、日の出証券は平成10年12月16日付契約および平成15年5月23日付サイド・レターに基づきUSドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオならびにカナダ・ドル・ポートフォリオについて、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は平成18年6月23日付契約に基づきUSドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオならびにニュージーランド・ドル・ポートフォリオについて、大和証券キャピタル・マーケットは平成11年4月5日付契約に基づきUSドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオならびにユーロ・ポートフォリオについて、SMBCフレンド証券は平成13年10月1日付契約に基づきUSドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオならびにユーロ・ポートフォリオについて、丸三証券は、平成15年6月5日付契約に基づきオーストラリア・ドル・ポートフォリオについて、ひろぎんウツミ屋証券は、平成19年12月11日付契約に基づき、USドル・ポートフォリオについて募集を行う。

(ロ) 日本における販売会社は、直接または販売・買戻取扱会社(以下、日本における販売会社と併せて「販売取扱会社」という。)を通じて間接に受領したファンド証券の買付注文および買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

(注) 販売取扱会社とは、日本における販売会社とファンド証券の取次業務に係る契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等に係る事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および/または取次登録金融機関をいう。

(ハ) 管理会社は、日本における管理会社の代行協会員として大和証券を指定している。

(注) 「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当たりの純資産価格(以下「純資産価格」という。)の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う協会員をいう。

## 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、日本における販売会社と積立投資約款に基づく積立投資契約を締結する。申込金額は円貨または当該ポートフォリオの基準通貨で支払うものとする。円貨での支払における米ドル、豪ドル、ユーロ、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルと円貨との換算は、各申込みについての申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。申込金額は、日本における販売会社により各申込日の翌取引日に各ポートフォリオの口座に米ドル、豪ドル、ユーロ、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルで払い込まれる。

## 日本以外の地域における販売

日本における募集に並行して、海外で、アメリカ合衆国市民、国民および同国居住者ならびにアイルランド居住者以外の者に対してUSドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの各受益証券の販売が行われる。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ダイワ外貨MMFは、ユニット・トラスト法に基づきアイルランド中央銀行の認可を受けた、ユニット・トラストとして設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。ダイワ外貨MMFは、受託会社、管理会社およびすべての受益者を拘束する信託証書に基づき1996年7月5日に設定された。ダイワ外貨MMFに対する投資は、ポートフォリオ受益証券の購入により行われる。ポートフォリオ受益証券1口は、当該ポートフォリオの資産の未分割の持分1口の実質的な所有権を表章する。

ダイワ外貨MMFは、一または複数のクラス証券を発行することができる複数のポートフォリオから成るアンブレラ型ファンドである。各ポートフォリオのクラスの受益証券は、あらゆる点においてそれぞれ同等のものと位置付けられるが、通貨、ヘッジ戦略(特定クラスの通貨に適用される場合)、配当方針、課される手数料および費用のレベル、申込・買戻し手続、適用ある最小保有額または最低申込額等において異なることがある。各ポートフォリオの資産は、各ポートフォリオの投資目的および方針に従い、各ポートフォリオのために別個に維持される。各ポートフォリオの別個の監査報告書が、ダイワ外貨MMFの年次報告書に記載される。

各ポートフォリオの受益証券の発行および買戻しは、該当ポートフォリオの取引日においてのみ行われる。

各ポートフォリオは、ポートフォリオ自体の債務を負担するが、他のポートフォリオの債務に対して責任を負わない。

各ポートフォリオの基準通貨は、別紙に記載されている。本書の日付現在、ダイワ外貨MMFが設定しているポートフォリオおよびクラス証券の基準通貨は、以下のとおりである。追加のクラス証券は、アイルランド中央銀行の事前の承認を得た上で管理会社が発行することができる。

ポートフォリオ	基準通貨
USドル・ポートフォリオ	米ドル
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	豪ドル
ユーロ・ポートフォリオ	ユーロ
カナダ・ドル・ポートフォリオ	カナダ・ドル
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	ニュージーランド・ドル

信託金の限度額に制限はない。

ファンドの性格

ファンドの投資目的は、以下に定義される公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。

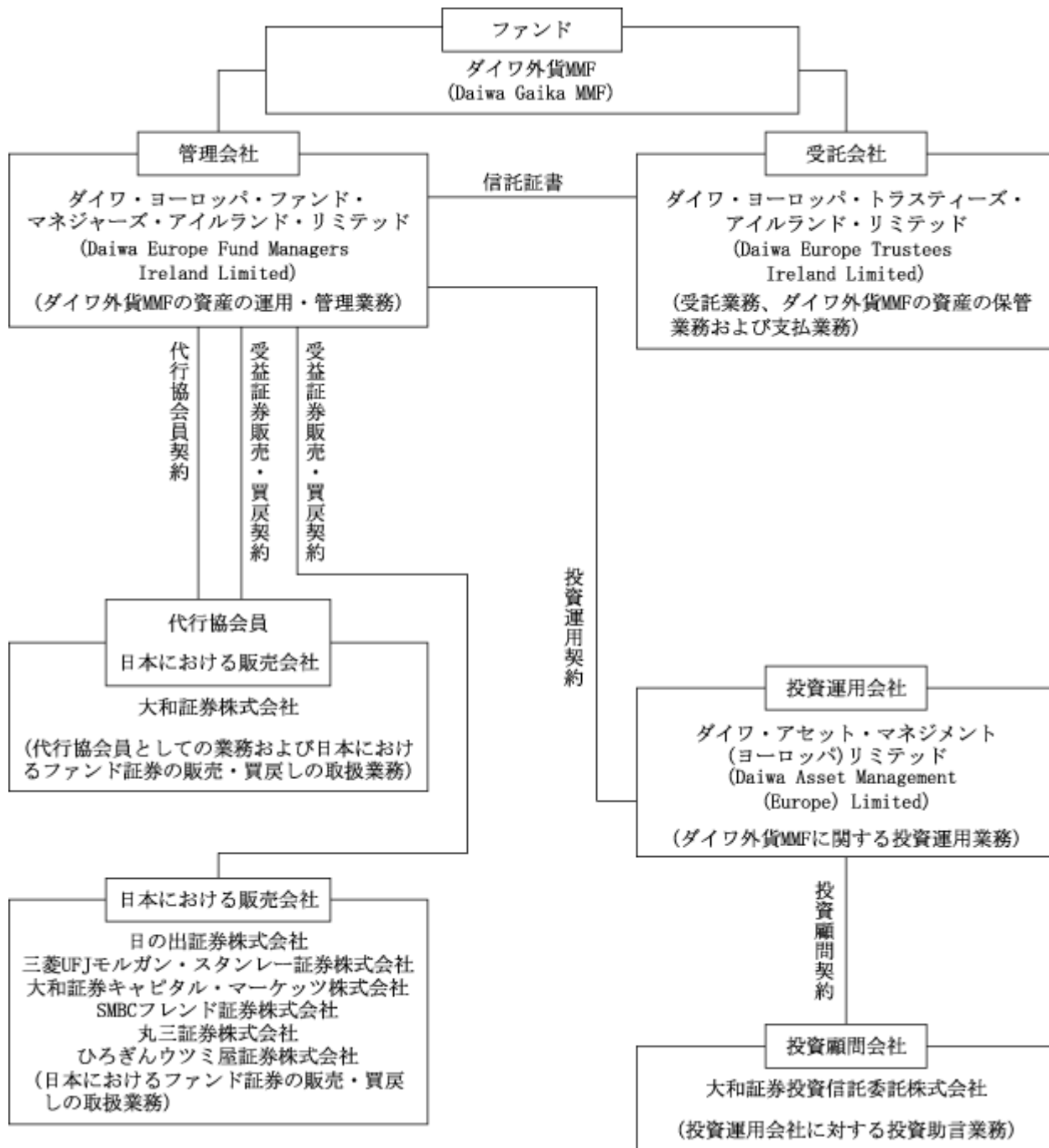
## (2) 【ファンドの沿革】

- 1995年4月25日 管理会社の設立
- 1996年7月5日 ダイワ外貨MMF信託証券締結
- 1996年7月17日 ダイワ外貨MMF第一補足信託証券締結
- 1996年7月24日 USドル・ポートフォリオおよびオーストラリア・ドル・ポートフォリオの運用開始
- 1999年1月19日 ユーロ・ポートフォリオの運用開始
- 2000年9月25日 ダイワ外貨MMF第二補足信託証券締結
- 2003年5月23日 ダイワ外貨MMF第三補足信託証券締結
- 2003年6月11日 カナダ・ドル・ポートフォリオの運用開始
- 2004年6月30日 ダイワ外貨MMF第四補足信託証券締結
- 2004年7月23日 ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの運用開始
- 2005年9月29日 ダイワ外貨MMF第五補足信託証券締結
- 2006年6月22日 ダイワ外貨MMF第六補足信託証券締結
- 2008年6月16日 ダイワ外貨MMF第七補足信託証券締結(2008年6月20日付で効力発生)



## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人との名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド (Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited)	管理会社	1996年7月5日に受託会社との間で締結されたファンドの信託証書(1996年7月17日付第1補遺、2000年9月25日付第2補遺、2003年5月23日付第3補遺、2004年6月30日付第4補遺、2005年9月29日付第5補遺、2006年6月22日付第6補遺および2008年6月16日付第7補遺(2008年6月20日付で効力発生)により改正済)は、ダイワ外貨MMFの資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻し、ダイワ外貨MMFの終了等について規定している。
ダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッド (Daiwa Europe Trustees Ireland Limited)	受託会社	1996年7月5日付の管理会社との間で締結された信託証書(1996年7月17日付第1補遺、2000年9月25日付第2補遺、2003年5月23日付第3補遺、2004年6月30日付第4補遺、2005年9月29日付第5補遺、2006年6月22日付第6補遺および2008年6月16日付第7補遺(2008年6月20日付で効力発生)により改正済)は、受託業務、ダイワ外貨MMFの資産の保管業務、支払代行業務等について規定している。
ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド (Daiwa Asset Management (Europe) Limited)	投資運用会社	2004年6月30日付(ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ)および2004年7月30日付(ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ以外のポートフォリオ)で管理会社との間で締結された投資運用契約(注1)は、ダイワ外貨MMFに関する投資運用業務について規定している。
大和証券投資信託委託株式会社	投資顧問会社	2004年6月30日付(ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ)および2004年7月30日付(ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ以外のポートフォリオ)で投資運用会社との間で締結された投資顧問契約は、投資運用会社に対して投資助言業務を提供する。
大和証券株式会社	代行協会員	1996年7月5日付、1998年12月16日付、2003年5月23日付および2004年6月21日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約(注2)は、代行協会員としての業務について規定している。

(注1) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってダイワ外貨MMFの資産の日々の運用を行うことを約する契約である。

(注2) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、ダイワ外貨MMFに対し、ファンド証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに決算書類およびその他の書類の日本証券業協会に対する提出等代行協会員事務を提供することを約する契約である。

管理会社の概況

(イ)設立準拠法

管理会社は、アイルランド1963 - 2009年会社法(以下「アイルランド会社法」という。)に基づき、アイルランドにおいて1995年4月25日に設立された有限責任会社である。アイルランド会社法は、設立、運営、株式の募集時期・条件等会社に関する基本的事項を規定している。

管理会社は、アイルランド中央銀行により投資信託を管理することが認可されている。

(ロ)事業の目的

主目的は、投資信託等の管理業務を行うことである。管理会社は、ダイワ外貨MMFのためにファンド証券の発行および買戻し、ダイワ外貨MMFの資産の管理・運用を行う義務がある。

## (八)株式資本金の額

授權資本金は、40万スターリング・ポンド(約5,480万円)である。2011年4月末日現在、払込済株式資本金は、40万スターリング・ポンド(約5,480万円)である。

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)の円貨換算は、平成23年4月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=137.00円)による。以下同じ。

## (二)会社の沿革

1995年4月25日設立。

## (ホ)大株主の状況

(2011年4月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッド (Daiwa Securities Trust Europe Limited)	アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5、レベル3 (Level 3, Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)	399,999株	99.99%

## (4) 【ファンドに係る法制度の概要】

## 準拠法の名称

ダイワ外貨MMFの設定準拠法は、ユニット・トラスト法である。

## 準拠法の内容

(イ)ユニット・トラスト法にはユニット・トラストの認可、管理および規則に関する規定がある。ユニット・トラスト法は、2003年欧州共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。))規則(改正済)(以下「UCITS規則」という。)に基づき認可されたUCITSには適用されない。

(ロ)アイルランドにおけるユニット・トラストの認可

(a) ユニット・トラスト法3、4および5条はアイルランド内のユニット・トラストの認可要件を規定している。

( )ユニット・トラストは有価証券またはその他のあらゆる資産の取得、保有、管理または処分により生じる利益および収益をトラストに基づき受益者である一般公衆が享受するために、可能な仕組みを提供する場合、ユニット・トラストは、アイルランド中央銀行から認可を受けることを要する。

( )ユニット・トラスト法に従わないユニット・トラストは認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所(高等法院)に訴えることができる。許可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該ユニット・トラストは解散される。

(b) アイルランド中央銀行の権限と義務は、ユニット・トラスト法に定められ、同規則第3および4条によりユニット・トラストの監督権がアイルランド中央銀行に付与されている。

(c) ユニット・トラスト法による要件

ユニット・トラスト法15条は、第75条を含む多数のUCITS規則が反映されており、投資信託に、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けている。

UCITS規則第76、78、80、81および82条は上記書類に関する要件に対しても適用され、以下のように定め

ている。

( ) ユニット・トラストは年次報告書および半期報告書をアイルランド中央銀行に提出しなければならない。

( ) 直近の年次報告書および以後発行された半期報告書は、契約締結前に無料で投資者に提供されなければならない。

( ) 年次報告書および半期報告書は、目論見書に特定される場所で一般公衆に入手可能とされなければならない。

( ) 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。その該当期間の終了から、年次報告書は4か月以内に、監査済または未監査の半期報告書は2か月以内に公表されなければならない。

(d) ユニット・トラスト法によるその他の要件

( ) 公募または売出しの申請

ユニット・トラスト法第9条は、ユニット・トラストはアイルランドで活動を行うためにはアイルランド中央銀行の認可を受けなければならない旨規定している。

( ) 信託証書の事前承認

ユニット・トラスト法第4条は、ユニット・トラストは、アイルランド中央銀行が信託証書を承認した場合にのみ許可される旨規定している。

( ) 信託証書の変更

ユニット・トラスト法第7条は、ユニット・トラストの信託証書の変更またはユニット・トラストの名称の変更は、アイルランド中央銀行の承認なくして変更できない旨規定している。

( ) 目論見書の記載内容

管理会社により発行される目論見書は、投資者が提案された投資についての的確な情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報、少なくともアイルランド中央銀行のNON-UCITS通達に記載される情報を含まなければならない。

( ) 財務状況の報告および監査

UCITS規則第83条は、ユニット・トラスト法第15条に基づくユニット・トラストにも適用され、年次報告書に記載される財務情報はアイルランド会社法に従い監査を授権された一もしくは複数の監査人による監査を受けなければならない旨、監査報告書は、少なくとも財務情報がユニット・トラストの資産および負債の状態を正しく記載していることを認証する旨、ならびに監査人はアイルランド中央銀行に対して、監査人が認識すべきすべての点についてのアイルランド中央銀行が要求する情報および証明を提供しなければならない旨規定している。

( ) 財務報告書の提出

UCITS規則第100条は、ユニット・トラスト法第15条に基づくユニット・トラストにも適用され、アイルランド中央銀行が、当該認可が関係する事業に関する情報およびアイルランド中央銀行がその法的機能の適性な履行のために必要とみなす情報の提供をユニット・トラストに対し要求できる旨規定している。

## ( ) 罰則規定

ユニット・トラスト法第18条に基づき、ユニット・トラスト法に基づく違反により有罪となった場合、12か月以下の禁固刑もしくは1,270ユーロ以下の罰金刑またはその両方の略式判決および5年以下の禁固刑もしくは12,700ユーロ以下の罰金刑またはその両方で処断される。

## (5) 【開示制度の概要】

アイルランドにおける開示

## (イ) アイルランド中央銀行に対する開示

アイルランドにおいてまたはアイルランドから公衆に対しファンド証券を公募する場合は、アイルランド中央銀行の承認が要求される。いずれの場合でも、かかる公募に関する目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書等をアイルランド中央銀行に提出しなければならない。さらに、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、アイルランド中央銀行により承認された独立の監査人により監査されなければならない。ダイワ外貨MMFの独立の監査人は、プライスウォーターハウスクーパース(PricewaterhouseCoopers)のダブリン事務所である。ダイワ外貨MMFは、アイルランド中央銀行諸通達に基づき、アイルランド中央銀行に対して、月次報告書を提出することが要求されている。

## (ロ) 受益者に対する開示

ダイワ外貨MMFの年次財務報告書および未監査半期財務報告書は受益者の登録上の住所に郵送され、さらに管理会社の営業上の住所においても閲覧に供される。

信託証書の全文(改訂を含む。)およびアイルランド中央銀行の諸通達は受託会社の営業上の住所においてこれを閲覧することができる。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は受益者に対しそれぞれ会計年度末後4か月以内および半期末後2か月以内に無料で郵送され、管理会社の営業上の住所(アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5)で閲覧に供され、管理会社から交付される。ダイワ外貨MMFに関する主要な契約は、ユニット・トラスト法、アイルランド中央銀行の通達および信託証書の写しと共に管理会社の営業上の住所において閲覧に供される。

年次および半期報告書には、各ポートフォリオのそれぞれの単独の監査済みおよび未監査の会計報告書が記載される。ダイワ外貨MMFの連結報告書は作成されない。

信託証書のコピーは、書面による要求があれば、手数料50米ドルで受託会社が受益者に送付する。

通知は受益者に対して交付され、以下のように受領されたものとみなされる。

交付方法	受領されたとみなされる時
手渡し	交付の日
郵送	郵送後7営業日
テレックス	テレックスの終了時にアンサー・バックを受領した時
ファックス	交信確認書を受領した時
電子的通信	電子的送信が受益者の指定する電子情報システムに送付された日

## 日本における開示

## (イ) 監督官庁に対する開示

## ( ) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、財務書類等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期末終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

## ( ) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」という。)に従い、ダイワ外貨MMFにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ダイワ外貨MMFの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ダイワ外貨MMFの資産について、ダイワ外貨MMFの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

## (ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ダイワ外貨MMFの信託証書を変更しようとする場合であって、その内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のダイワ外貨MMFの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

## (6) 【監督官庁の概要】

ダイワ外貨MMFはアイルランド中央銀行の監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

## 認可の届出の受理

ユニット・トラスト法の下でアイルランドに所在する認可投資信託(以下「認可投資信託」という。)(即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の投資会社の登記上の事務所がアイルランドに所在する場合は、アイルランド中央銀行の監督に服し、アイルランド中央銀行の認可を受けなければならない。

## 認可の拒否または取消

管理会社、投資会社または受託会社の役員が義務の履行に必要な信用を十分に有しない場合または義務の履行に必要な経験を欠く場合は、投資信託の認可申請が拒否される。

アイルランド中央銀行が、( )認可投資信託の認可要件が満たされなくなったと判断する場合、( )投資信託としての認可の存続がファンド証券の受益者もしくはファンド証券の申込人の利益にとって望ましくないと判断する場合、または( )(前記( )に反することなく)認可投資信託の管理会社、投資会社もしくは受託会社がユニット・トラスト法の条項に違反し、かかる条項に従って、アイルランド中央銀行に対して不実、不正確、もしくは誤解を招くこととなる情報を提供し、またはユニット・トラスト法により課される禁止事項もしくは要求に違反したと判断する場合、認可は取り消されることがある。アイルランド中央銀行は管理会社もしくは受託会社の請求により認可投資信託の認可を取消することができるが、アイルランド中央銀行が認可取消に先立ち、認可投資信託に関する事項の調査が必要と判断する場合または取消が受益者にとって不利益と判断する場合は、認可の取消しを拒否することができる。

認可が拒否または取消された場合、届出人は、アイルランド第一審裁判所(高等法院)に訴える権利がある。

### 目論見書の届出の受理

ファンド証券の販売に際し使用される目論見書は、アイルランド中央銀行に提出されなければならない。  
ダイワ外貨MMFの財務状況およびその他の情報に関する監督

認可投資信託の財務状況ならびに投資者およびアイルランド中央銀行に提供されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人および受託会社は、ユニット・トラスト法に従い、情報に不一致がある場合には、その旨をアイルランド中央銀行に報告しなければならない。同様にして監査人は、アイルランド中央銀行が要求するすべての情報をアイルランド中央銀行に提出しなければならない。

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

各ポートフォリオの特定の投資目的および投資方針は、後記別紙に記載され、各ポートフォリオの設定時に管理会社が策定する。

ポートフォリオの投資目的は変更することができず、適式に招集され開催されるポートフォリオの受益者集会における受益者の過半数の承認なくしてポートフォリオの投資方針の重大な変更を行うことができない。重大な変更とは、ポートフォリオの資産の種類、信用度、借入限度額またはリスク・プロファイルを大幅に変更することをいう。ポートフォリオの投資目的および/または方針を変更する場合、当該ポートフォリオの受益者は、当該変更が実施される前に保有する受益証券を買い戻すことができるよう、当該変更について合理的な通知を受ける。

## 効率的なポートフォリオ運用

管理会社は、別紙Gに定めるアイルランド中央銀行による規定および制限に従い、各ポートフォリオのリスク・プロファイルを考慮したうえ、各ポートフォリオのために、効率的なポートフォリオ運用(コストおよびリスクの削減、適切なリスクレベルでのポートフォリオの元本もしくは収益の増加を含む。)を行うための技法および手段を採用することができる。かかる技法および手段には、先物、オプション、スワップ、先渡し、レポ、逆レポ契約および株貸付契約を含むがこれらに限られない。

効率的なポートフォリオ運用および/または為替リスク対策に用いられる主な技法および手段の概要は、以下のとおりである。

### 先物

ポートフォリオは、収益をロックインすることによるリスク管理にかかる効率的、流動的かつ有効な対策および/または先物価格の下落対策として通貨または金利の先物を売却することができる。また、ポートフォリオは、証券のポジションを獲得するため費用面で効率的かつ効果的な手法として通貨または金利の先物を購入することもできる。

### オプション

ポートフォリオは、(専ら効率的なポートフォリオ運用目的として)自らが保有するかまたは投資を行うことができる証券および通貨のカバー・コール・オプションおよびプット・オプションを売却することにより、当期リターンを増加するためにオプションを活用することができる。

### 先渡し

通貨先渡しは、関連するポートフォリオの基準通貨以外の通貨建ての証券の通貨エクスポージャーをヘッジし、ポートフォリオに影響を及ぼす可能性のある金利および為替レートをヘッジするために利用することができる。

### スワップ

トータル・リターン・スワップ契約は、原証券または先物契約を通じてエクスポージャーを得ることが不可能であるかまたは実利的でない場合、特定の証券または市場に対するエクスポージャーを得るために利用することができる。

### レポ/逆レポ契約および株貸付契約

通達に定める規定および制限に従い、ポートフォリオはレポ契約、逆レポ契約および/または株貸付契約を利用し、ポートフォリオの収益を増加することができる。レポ契約は、一方の当事者が他方当事者に対して証券を売却すると同時に買戻契約を締結し、当該証券のクーポン率と連動しない市場金利を反映する価格を定めて将来の一定の日にこれを買戻す取引である。逆レポ契約は、ポートフォリオが証券を購入し、同時に当該証券を互いに合意した日に合意した価格で当該証券の売主に売却することを約束する取引である。株貸付契約は、借主が貸主から証券を借入れ、予め決められた期間を経た後、借入証券と同等の証券を貸主に返還する契約をいう。

投資家は、本書の「3 投資リスク リスク要因」の項ならびに「通貨リスク」および「デリバティブならびに技法および手段のリスク」の項のリスクに関する記述を熟読すべきである。



## ヘッジされたクラス

管理会社は、効率的にポートフォリオを運用する目的で、特定のクラスに帰属するポートフォリオの資産の為替エクスポージャーを当該クラスの通貨にヘッジするために一定の通貨に関連する取引を行うことができる（ただし、義務ではない。）、一または複数のクラスにつき当該戦略を実行するために用いられる金融商品は、ポートフォリオ全体の資産/負債であるが、関連クラスに帰属し、かつ当該金融商品の損益および費用は、専ら当該クラスに計上される。各クラスの為替エクスポージャーは、ポートフォリオの他クラスと統合または相殺することができない。各クラスに帰属する資産の為替エクスポージャーは、その他のクラスに配分することができない。各クラスは為替ヘッジ取引の結果としてレバレッジがかけられない。

管理会社の意図ではないものの、ダイワ外貨MMFの支配できない事由によりオーバーヘッジまたはアンダーヘッジ・ポジションが生じる場合がある。オーバーヘッジ・ポジションは、関連するクラスの純資産価額の105%を上回らないものとする。ヘッジされたポジションは、オーバーヘッジ・ポジションが関連するクラスの純資産価額の105%を上回らないように監視される。かかる監視はまた、関連するクラスの純資産価額の100%を大幅に上回るポジションが毎月繰り越されないことを確保する手続にもなる。

## (2) 【投資対象】

上記「(1)投資方針」を参照のこと。

## (3) 【運用体制】

### 投資運用体制

ダイワ外貨MMFの運用体制は、以下のとおりである。

投資運用会社のシニア・ポートフォリオ・マネジャーとポートフォリオ・マネジャーがダイワ外貨MMFを運用する。シニア・ポートフォリオ・マネジャーは、投資顧問会社と日本における販売会社との連絡を行うポートフォリオ・マネジャーの補佐を得て投資決定を行う。マネージング・ディレクターとコンプライアンス・オフィサーを含めたリスク管理チームは、ダイワ外貨MMFの運用業務を監視する。投資顧問会社は、ダイワ外貨MMFを監視し、組入証券に関する助言を投資運用会社に提供する。

### 投資運用方針の意思決定プロセス

各ポートフォリオの投資運用方針は以下のプロセスにより決定される。

投資運用会社は、投資ポートフォリオについて定期的に議論を行い、月次の会議に向けた月間戦略を策定する。投資運用会社は、必要があれば短期戦略をいつでも変更することができる。投資運用会社は、かかる戦略を投資顧問会社に提示し、投資顧問会社との月次定例会議において意見を交換する。投資顧問会社は、リスク管理部門を加えて、各ポートフォリオの組入証券とリスクを監視し、ポートフォリオの組入証券に関するコメントと提案を行う。投資運用会社は、これらのプロセスを経て、最終的な投資決定を行う。

### 職務および権限

各ポートフォリオの運用に関わる意思決定機能を有する部署または役職を備えた運用部門では、各部署または役職の主要な職務と権限は社内規則に従い以下のとおり定められている。

シニア・インベストメント・マネジャーがほとんどの投資決定を行う。シニア・インベストメント・マネジャーは債券利回りと市場を精査して予測を立てる。シニア・インベストメント・マネジャーは、ブローカーに対し証券に関わる預託を行い、売買注文を発し、また管理会社に対し取引の報告を行う。シニア・インベストメント・マネジャーはまた、年次報告書と半期報告書を作成する。インベストメント・マネジャーはポートフォリオ運用に関してシニア・インベストメント・マネジャーを補佐し、投資顧問会社と日本における販売会社への報告について責任を負う。

会議または委員会またはその他の社内組織

投資運用会社は、ポートフォリオ・マネジャー2名とマネージング・ディレクターが参加する月次戦略会議を開催する。同会議では、議論の上で各ポートフォリオの債券利回り予測に基づいた月間戦略が設定される。ダイワ外貨MMFのリスクと運用成績は定期的な監視を受ける。ポートフォリオ・マネジャーは、市場の変動を理由に必要があれば、月次戦略会議で決定された短期投資戦略を是正することができる。ポートフォリオ・マネジャーは毎週コンプライアンス会議を開催し、かかる会議にはポートフォリオ・マネジャー2名、マネージング・ディレクター、コンプライアンス・オフィサーが参加する。かかる会議のほかに、投資運用会社はコンプライアンス問題の監視のための定例会議を開催する。同会議は、社内・社外的な規制要件に応じて毎月、四半期毎、半年毎、毎年開催される。かかる会議ではダイワ外貨MMFのコンプライアンスが精査され監視される。

独立のコンプライアンス・コンサルタントが四半期毎に手続処理とコンプライアンス・プログラムを検査する。

#### ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

ダイワ外貨MMFに関して管理会社の職務を監視する各機関について以下に述べる。

管理会社は、ダイワ外貨MMFに関する一任運用機能の執行を投資運用会社に対し、または受益証券の販売を日本における販売会社に対し全面的に委託している。

下記の各機関がダイワ外貨MMFの管理事務に関わる機能を監視する。

#### オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスク・マネジメントは、管理会社の特別プロセスの管理と運用リスク委員会との協調に責任を負う。オペレーショナル・リスク・マネジメントはビジネス・コンティニュイティとの協調にも責任を負う。

#### 内部監査

監査・コンプライアンス委員会の指示するところに応じて、内部監査は管理会社のすべての事業運営機能に及ぶ監査上の精査を計画し実行する。

内部監査は、内部監査報告書を通じて提案を行い、監査・コンプライアンス委員会はかかる提案の妥当性を査定し、提起された問題に対応して管理事務担当幹部が適時に措置を講じることを確保する。

#### コンプライアンスおよびAML

コンプライアンス部門は、管理会社がすべての適用法令を遵守していることを確保し、特に、ダイワ外貨MMFに参加する全投資家のすべての身元がマネーロンダリング禁止の目的上確認済みであることを確保する。本事項は、関係するマネーロンダリング禁止の検査を実行する規制対象の主体によってダイワ外貨MMFを購入した全投資家が紹介されていること、または管理会社がかかる検査を社内的に実行することを確保することにより成し遂げられる。

## ファンド・コンプライアンス

ファンド・コンプライアンス部門の主たる機能は、ファンド文書および欧州連合とアイルランド政府の発する法令に規定される投資制限／方針のダイワ外貨MMFによる堅守を監視することである。ダイワ外貨MMFがその投資制限と方針制限に違反していないことを確保することについての主たる責任は、投資運用会社に委託されている。

### (4) 【分配方針】

管理会社は、各ポートフォリオの取引日に当該ポートフォリオの分配を宣言する。分配は、当該ポートフォリオの1口当たり純資産価格が取引日における当該ポートフォリオの基準価格を超えた場合に限り宣言される。分配可能な額は、各取引日に管理会社により計算される1口当たり純資産価格により決定される。各ポートフォリオの1口当たり分配額は、分配により、分配日の1口当たり純資産価格が関連ポートフォリオの基準価格となるような金額である。分配は、当該取引日の評価基準時(各取引日においてポートフォリオの投資対象の価額が決定される時刻を意味し、各ポートフォリオにつき、アイルランド時間午後4時または管理会社が随時決定する時点である。)の直前に宣言されたものとみなされる。

1口当たりの分配額は、小数以下第8位を切り捨て第7位まで計算される。受益者に支払われる合計額は関係通貨のセントの単位に切り捨てられる。すべての調整額は、関連ポートフォリオに帰属する。

分配は、当該ポートフォリオの純収益(すなわち、利息または分配金から生じる収益、純実現・純未実現売買益から発生費用を差引いた額)から支払われる。各ポートフォリオの受益証券の各受益者は、そのポートフォリオの分配可能総額に対し、その受益者が保有する当該ポートフォリオ受益証券口数に応じて分配を受ける権利を有する。

分配は、投資者から申込金の支払があった日から日々発生する。したがって、投資者は、決済日に宣言された分配に対する権利を有する。管理会社が受益者から書面をもってこれと異なる指示を受けない限り、関連するポートフォリオの各暦月の最終取引日の直前の取引日(以下「分配再投資日」という。)に、分配再投資日まで(当日を含む。)に宣言され、発生済みで未払いのすべての分配金は、(アイルランドおよび受益者が居住するその他の国において支払が要求される源泉税およびその他の税金(もしあれば)を控除後)自動的に再投資され、分配再投資日に決定される1口当たり純資産価格で受益証券が発行される。再投資のための申込金の決済は、翌取引日に効力を生じる。分配金の再投資においては、手数料は支払われない。受益証券の端数は発行されない。

分配再投資日以前に受益証券の買戻しを請求した受益者に対しては、買戻しの対象となった受益証券に関し、受益証券が買い戻された日まで(当日を含む。)に宣言された分配金が、現金で買戻代金と共に支払われる。暦月の最終取引日に買戻しを請求した受益者に関しては、受益証券(受益者の請求により買い戻された受益証券に関する分配金によって直前の分配再投資日に発行された受益証券の部分を含む。)が買い戻され、買戻代金と共に当該取引日に宣言された分配金が支払われる。

## (5) 【投資制限】

各ポートフォリオ資産の投資は、アイルランド中央銀行の要件を遵守することを要する。管理会社は、各ポートフォリオに対して更なる規制を課すことができる。信用格付を得ているポートフォリオは、かかる格付を維持するために関連する格付機関の要求にも従う。ダイワ外貨MMFおよび各ポートフォリオは、以下の投資制限に拘束される。

- (a) ポートフォリオは、その純資産総額の10%を超えて公認の証券取引所に公式上場または取引されていない証券に投資することができない。
- (b) ポートフォリオは、欧州連合加盟国の政府またはその地方公共団体、欧州連合非加盟国もしくは一または複数の欧州連合加盟国が加盟している国際機関、欧州連合加盟国ではないOECD加盟国(当該証券が国際的な格付機関により投資適格として格付される場合)、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、アフリカ開発銀行、世界銀行、米州開発銀行、欧州連合、学生ローン・マーケティング組合(サリーメイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシーバレー・オーソリティにより発行または保証される譲渡性のある証券、および連邦住宅抵当公庫(ファニメイ)、連邦住宅金融抵当金庫(フレディマック)、連邦政府抵当金庫(ジニメイ)等のアメリカ合衆国の信用力に裏付けられた証券にポートフォリオの純資産総額の100%を上限として投資することができる。
- (c) ポートフォリオの純資産総額の10%を超えていかなる一機関の預託金に投資することができない。ただし、本制限は、以下の機関への預託金、以下の機関により発行される預託金に裏付けられる証券または保証された証券については30%までとする。( ) 欧州経済地域(EEA)加盟国(欧州連合加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)で認可された金融機関、( ) EEA加盟国以外の1988年7月のバーゼル自己資本比率規制合意の調印国(スイス、カナダ、日本、アメリカ合衆国)によって認可された金融機関、または( ) ジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドにて認可された銀行、( ) 受託会社。
- (d) ポートフォリオは、一発行会社のいかなる種類の証券についても、その10%を超えて保有することができない。かかる制限は、オープン・エンド型の集団投資スキームへの投資には適用されない。
- (e) ダイワ外貨MMFまたは管理会社が運用するすべてのポートフォリオに関連して行為する管理会社は、発行体の経営に重大な影響を行使できることとなるような議決権株式には投資することができない。
- (f) ポートフォリオは、以下の要件に従って、その他のオープン・エンド型集団投資スキームの受益証券を取得することができる。

ポートフォリオは、当該スキームの純資産額の20%を超えて投資することができない。

ポートフォリオは、規制されていないスキームの純資産額の10%を超えて投資することができない。

ポートフォリオが、同一管理会社または関連会社により運用されている集団投資スキームの受益証券に投資する場合、投資が行われる当該スキームの管理会社は、通常課金される事前/当初/買戻し手数料を放棄しなければならない。

ポートフォリオの管理会社が、その他の集団投資スキームの受益証券の投資対象について手数料を受領する場合、かかる手数料はポートフォリオの資産に組み入れられなければならない。

- (g) アイルランド中央銀行は、通達および本書に定める欧州連合加盟国以外で認可を受け、または設立された、当該国の法令に基づき、当該国に登記上の事務所を有する発行体の証券に投資を行う、他の集団投資スキームまたは会社に投資を行うポートフォリオに対する制限の緩和を認めることができる。これは、ポートフォリオが当該証券に最も効果的に投資できる方法である。
- (h) アイルランド中央銀行は、ポートフォリオが有限責任会社またはその他のコンジット・ビークルの株式を全株保有し、アイルランド中央銀行が受益者の利益となると十分に判断する理由により、通達をもって許可される投資対象に投資する権限を付与することができる。
- (i) ポートフォリオは、アイルランド中央銀行が定める条件および制限の範囲内において、ポートフォリオの効率的な運用を目的とし、また、為替リスクを回避するための技法および手段を採用することができる。
- (j) ポートフォリオは、譲渡性のある証券について、所有していない場合には、当該証券を売却することができない。
- (k) ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産総額の5%を超えて、公認の証券取引所で取引されまたは取り扱われている譲渡性のある証券にかかるワラントに投資することができない。
- (l) ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産総額の5%を超えて、A1またはP1を下回る格付を取得している銀行以外の企業の債務証券に投資することができない。
- (m) ポートフォリオの純資産額の50%以上は、常時日本の金融商品取引法上の有価証券の定義に該当する有価証券に投資される。
- (n) 投資は、満期までの残存期間が397日以内の債務に対してのみ行うことができる。

投資制限は、投資対象購入時に適用されるものとみなされる。各ポートフォリオの支配できない理由により、または引受権の行使の結果として、各制限の比率を超えた場合、ポートフォリオは受益者の利益を考慮の上、優先的にかかる事態を是正しなければならない。

ポートフォリオは、リスク分散原則を遵守する限りにおいて、その設定日から6か月間、かかる投資制限から逸脱することができる。

#### 借入制限

- (a) ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産価額の25%を上限として借入れを行うことができる。ポートフォリオは、ポートフォリオの資産に当該借入れの譲渡担保、質権または担保を設定することができる。
- (b) ポートフォリオは、バック・ツー・バック・ローン契約により外貨を取得することができる。かかる手法により取得された外貨は、上記(a)に定める借入制限の目的において借入れには該当しない。ただし、相殺される預託金は、
  - ( ) ポートフォリオの基準通貨建てで、かつ
  - ( ) 外貨ローン残額以上であることとする。

## 投資制限および借入制限の変更

ダイワ外貨MMFは、(アイルランド中央銀行の事前承認に基づき)ダイワ外貨MMFによりまたはダイワ外貨MMFに代わり、本書の日付現在、通達により制限または禁止されている証券、デリバティブ商品、その他の投資対象に投資することを認める通達に記載される投資制限および借入制限の変更を行う権限を有することが企図されている。

## 3 【投資リスク】

### リスク要因

#### 概要

本書に記載するリスクは、ポートフォリオに投資を行う際に投資を行おうとする者が考慮すべきリスクをすべて網羅するものではない。投資を行おうとする者は、ポートフォリオへの投資が随時異なるその他のリスクに晒される可能性があることに留意すべきである。ダイワ外貨MMFへの投資はリスクを伴う。ポートフォリオおよび/またはクラス毎に異なるリスクが存在する。本項に記載されるリスク以外の特定のポートフォリオまたはクラスにかかるリスクについては、それぞれの別紙に詳述される。投資を行おうとする者は、本書の全体を熟読し、受益証券の申込みを行う前に、自らの専門的金融アドバイザーに相談すべきである。受益証券の価額および当該受益証券にかかる収益は上昇または下落する可能性があるため、投資家は、投資元本が取り戻せない可能性があり、かかる損失に耐え得る者のみが投資を行うべきである。ダイワ外貨MMFまたはポートフォリオの過去の実績は、これらの将来の実績を示すものではない。ダイワ外貨MMFへの投資は、中長期的視点で検討されるべきである。投資を行おうとする者は、ダイワ外貨MMFへの投資に関連する税務上のリスクに注意すべきである。後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」の項を参照されたい。ダイワ外貨MMFが投資する証券および商品は、通常の市場変動リスクおよび当該投資対象に内在するその他のリスクを伴い、これらの価値が増加する保証はない。

ポートフォリオの投資目的が実際に達成されるとの保証はない。

#### 市場リスク

ポートフォリオの投資先となる市場のなかには、先進各国の市場よりも規制の厳しさが低いものもあり、非流動的、流動性が不十分、またはその時々で変動性が高いことがある。このことが、ポートフォリオが買戻請求またはその他の資金調達要求に応じるためにポジションを換金する価格に影響することがある。

### 政治、規制、決済および副保管によるリスク

ポートフォリオの資産の価額は、国際政治の展開、政府方針の変更、税制の変更、外国投資および本国への送金に対する制限、通貨変動、および投資先の各国の法律および規制のその他の発達等の不確実な要因に影響されることがある。さらに、投資先の一定の諸国の法的インフラならびに会計、監査および報告基準が、主要な証券市場で一般に適用されるのと同程度の投資家保護または投資家向け情報を提供するとは限らない。ポートフォリオが、取引、決済および保管システムが十分に発達していない市場に投資することがあるため、そのような市場において、取引され、副保管会社に委託されている組入証券は、受託会社が責任を負わない状況でリスクにさらされることがある。

### 流動性リスク

ポートフォリオにより投資される組入証券のすべてが上場されまたは格付を付与されるわけではなく、その結果、流動性が低いことがある。さらに、一部の投資対象の買集めおよび保有の処分は、時間がかかる可能性があり、望ましくない価格で行われなければならないことがある。ポートフォリオはまた、流動性不足を招く低調な市況により、公正価格で資産を処分することが困難になることもある。

### 信用リスク

ポートフォリオが投資する証券またはその他の証書の発行体が、当該証券または証書に投資された金額または当該証券または証書について期限の到来している支払の一部または全部の損失となる信用困難にさらされないことは保証できない。ポートフォリオはまた、ポートフォリオが取引を行いまたは金融派生(デリバティブ)商品における取引に関してマージンもしくは担保を設定している取引相手方に関する信用リスクにもさらされ、取引相手方の不履行のリスクを負う場合がある。

### 為替変動リスク

ポートフォリオの資産が基準通貨以外の通貨建ての場合があり、基準通貨と資産の表示通貨との間の為替レートの変動が、基準通貨により表示されるポートフォリオの資産の価額を低下させることがある。そのような為替レート・リスクをヘッジすることはできないかまたは実際的でないことがある。ポートフォリオの投資運用会社は、金融商品を活用してかかるリスクを緩和することができる(ただし、義務ではない)。

ポートフォリオは、随時、現物決済でも為替先渡契約を買うことによっても、為替取引を締結することができる。現物取引も先渡為替契約もポートフォリオの組入証券の価格もしくは外国為替レートにおける変動を排除するものではなく、また、このような組入証券の価格が下落した場合に損失を防ぐものでもない。ポートフォリオの運用実績は、ポートフォリオが保有する通貨ポジションが保有組入証券ポジションと必ずしも対応していないため、外国為替レートの変動により強く影響を受けることがある。

ポートフォリオは、特定の証券取引または予定された証券取引の取引日と決済日の間の為替レートまたは金利の変化に起因するポートフォリオ・ポジションの相対価値の変動に対する保護を追求するため、為替取引を締結しならびに／または技法および手段を使うことができる。このような取引は、ヘッジ対象通貨の価額下落による損失のリスクを最小限化することを意図しているが、それらはまた、ヘッジ対象通貨の価額が増加すれば実現すると思われる潜在的な利益も制限する。関連する契約金額と関係する組入証券の価額の正確な適合は、当該証券の将来の価額が、関連する契約が締結される日と満期になる日の間の当該証券の価額の市場変動の結果変化するので、一般的には不可能である。投資対象の内容に厳密に適合するヘッジ戦略の実行の成功は保証できない。一般に予想される為替または金利の変動に対して、当該変動に起因するポートフォリオ・ポジションの価額の予想された値下がりから資産を保護するのに十分な価格でヘッジすることが可能とは限らない。

#### 受益証券の通貨指定リスク

ポートフォリオの受益証券のクラスは、ポートフォリオの基準通貨以外の通貨建てに指定されることがある。基準通貨とかかる指定通貨間の為替レート変動の結果、指定通貨建ての当該受益証券の価額が下落することがある。ポートフォリオの投資運用会社は、前記「通貨リスク」の項に記載される金融商品を利用してかかるリスクを軽減することを試みることができるが、これは義務ではない。また、いかなる場合も、かかる金融商品はポートフォリオの受益証券の当該クラスに帰属する純資産価額の105%を上回らないものとする。投資家は、かかる戦略により指定通貨が基準通貨および／または当該ポートフォリオ資産の表示通貨に対して下落した場合、当該クラスの受益者の利益が著しく制限される可能性があることに留意すべきである。かかる状況において、当該ポートフォリオの受益証券の当該クラスの受益者は、関連する金融商品の損益および費用を反映する受益証券1口当たり純資産価格の変動に晒されることがある。かかる戦略を実施するために用いられる金融商品は、ポートフォリオ全体の資産／負債である。ただし、当該金融商品の損益および費用は、専ら該当するポートフォリオの受益証券のクラスに計上される。

#### 債券投資

債券への投資は、金利、セクター、証券、および信用のリスクにさらされる。このような証券に伴う低い信用力および高い不履行リスクを補うため、格付の低い組入証券は、通常、格付の高い組入証券よりも高い利回りを提示する。格付の低い証券は一般に、先ず金利の一般水準に反応する格付の高い証券よりも大きく、短期の会社および市場の発展具合を反映する傾向がある。格付の低い証券に対する投資家は少数であり、そのような証券を最適な時期に売買するのはより難しいことがある。

一定の国際債券市場において遂行される取引量は、米国等の世界的に最大規模の市場よりもかなり少ないことがある。それにより、そのような市場におけるポートフォリオの投資対象は流動性が低く、それらの価格は、取引量のより多い市場での証券取引における同程度の投資対象よりも変動し易いことがある。さらに、一定の市場における決済期間は、他のものよりも長い場合があり、そのことがポートフォリオの流動性に影響することがある。



### 金利の変動

受益証券の価額は、金利のかなり不利な変動に影響されることがある。短期金利が下降している期間において、受益証券の継続発行からの当該ポートフォリオに対するネットの新規資金の流入額は、当該ポートフォリオの組入証券の残額よりも低い利回りを生じる投資対象に投資される可能性が高く、それにより、ポートフォリオの現在の利回りが減少することがある。金利が上昇している期間は、その逆があてはまる。

### 償却原価法

ポートフォリオの投資対象の一部または全部は、償却原価で評価されることがある。

### 評価リスク

ポートフォリオは、資産の一部を非流動的かつ／もしくは非上場の証券または商品に投資することができる。かかる投資対象は、管理会社またはその代行会社により、見込換金価額について投資運用会社と協議の上誠実に評価される。かかる投資対象は、元来評価が難しく、相当程度の不確実性を免れない。評価プロセスから生じた見積りが当該証券の実際の販売価格または「手仕舞い」価格を反映するという保証はない。

### 会計、監査および財務報告基準

ポートフォリオの投資先である各国の多くの会計、監査および財務報告が米国および欧州連合諸国に適用されているものほど広範でないことがある。

### マネー・マーケット・ファンドについてのリスク要因

ポートフォリオに対する投資は、保険で保護されておらず、また、政府、下部機関もしくは機構または銀行保証ファンドにより保証されてもいない。ポートフォリオの受益証券は、銀行の預金もしくは債務ではなく、または銀行により保証もしくは承認されておらず、受益証券に投資された金額は、上昇することも下降することもある。管理会社は、安定的な受益証券1口当たり純資産価格の維持に努めるが、安定的な純資産価格の維持は保証されていない。ポートフォリオへの投資は、元本損失の可能性を含む一定の投資リスクを伴う。

## デリバティブならびに技法および手段のリスク

### 概要

先物およびオプション価格を含むデリバティブ商品の価格は変動性が高くなっている。先渡契約、先物契約およびその他のデリバティブ契約の価格変動は、特に、金利、変化する需給関係、政府の貿易、会計、金融ならびに為替管理のプログラムおよび方針、ならびに国内外の政治的・経済的事由および政策の影響を受ける。さらに、政府は、随時、直接および規制により、一定の市場、特に通貨および金利関連先物およびオプションの市場に介入する。かかる介入は、しばしば、価格に影響を与えることを直接意図しており、他の要因と相俟って、特に金利変動により、かかる市場全体を同じ方向に急速に変動させる。技法および手段の使用もまた、以下を含む一定の特別なリスクを伴う。( ) ヘッジされている証券の価格の変動および金利の変動を予測する能力への依存、( ) ヘッジ手段とヘッジされている証券または市場セクターの間の不完全な相関関係、( ) このような手段を使うのに必要とされる技能がポートフォリオの組入証券を選択するのに必要とされるものと異なるという事実、( ) 特定の時期に特定の手段のための流動性のある市場が存在しない可能性、ならびに( ) 効率的なポートフォリオ運用または買戻しに応じる能力に対する障害の可能性。

### 先渡取引

先渡契約およびそのオプションは、先物契約とは異なり、取引所で取引されず、規格化されていない。むしろ、銀行およびディーラーが、このような市場で本人として行動し、個別に各取引を交渉している。先渡しおよび「現金」取引は、実質的な規制がない。1日当たりの価格変動について制限はなく、投機的なポジション制限は適用されない。先渡市場で取引を行う本人は、自己が取引する通貨または商品について市場を形成し続けることを要求されず、このような市場は非流動的な期間(時には相当の期間となる。)を生じる可能性がある。市場の非流動性または途絶は、ポートフォリオにとって多大な損失となるおそれがある。

### 証券貸付リスク

いかなる与信活動においても、遅延および回収のリスクがある。組入証券の借主が財政的に破綻し、または証券貸付取引に基づきいずれかの債務を履行しなかった場合、当該取引に関連して提供された担保は実行される。担保の価値は、譲渡された証券の価額につき同額か上回るよう維持される。しかし、担保が譲渡証券の価額を下回ることがあるというリスクがある。さらに、ポートフォリオは、アイルランド中央銀行により定められた条件に従いつつ制限以内で、受領した現金担保を投資できるため、かかる担保は、関連する証券の発行体の倒産またはデフォルトなど、当該投資対象に伴うリスクにさらされる。

## 債務証券一般

債務証券は、発行体が債務についての元利金支払に対応できないリスク(信用リスク)にさらされ、また、金利への感応度、発行体の信用度についての市場認識、および一般的な市場の流動性(市場リスク)などの要因にもさらされることがある。投資運用会社は、ポートフォリオのための投資決定を行う際には、信用リスクと市場リスクの双方を考慮する。

仕組債に関しては、より単純な証券よりも変動性が高く、流動性が低く、および正確に価格付けすることがさらに困難である。債務証券における売買取引のタイミングは、債務証券の価額が一般に現行金利と逆に変化するため、元本の増減を招くことがある。

## モーゲージ・バックおよびアセット・バック証券

ポートフォリオは、モーゲージのプールの持分を表章する証券(「モーゲージ・バック証券」)、および、適用法に従い、クレジット・カード債権またはその他の種類のローンのプールの持分を表章する証券(「アセット・バック証券」)に投資することができる。対象ローンについての元利金支払は、証券の存続期間を通じて当該証券の保有者にパススルーされる。大部分のモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券は、元本の期限前返済(金利が下がっている期間中は加速されると予測される。)に左右される。かかる期限前支払は、通常、市場でその時点で現行の低い利回りでのみ再投資が可能である。したがって、金利の下降期間中、かかる証券は、他の確定利付債務と比べて価額が上がる可能性は低く、かつ、特定の利回りを固定するのにあまり効果的ではない。他方で、モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券は、他の確定利付証券と同様に、金利の上昇期間中の値下がりリスクを相当に伴う。

アセット・バック証券は、モーゲージ・バック証券には該当しない一定の信用リスクを示す。なぜなら、アセット・バック証券は一般に、モーゲージ資産に匹敵するほどの担保権への利益を有していないからである。場合によっては、取戻担保についての回収額が、このような証券についての支払をまかなうことができないことがある。

## 預金保護と同等の投資保証はない

ポートフォリオに対する投資は、性質上、銀行口座への預金ではなく、政府、下部機関または銀行預金口座の保有者を保護するために利用可能なその他の保証の仕組みにより保護されていない。

## その他

各ポートフォリオは、発行日取引ベース、固定ベース、またはスタンドバイ・コミットメント・ベースにより証券を購入できる。発行日取引ベース、固定ベースまたはスタンドバイ・コミットメント・ベースにより購入された証券が、交付前に時価が下落または上昇することがある。

各ポートフォリオは、信用リスクおよび流動性リスクを含む一定のリスクを伴うローン・パーティシペーションに投資することができる。

## リスク要因の不完全性

本書は投資リスクを完全に網羅するものではなく、投資を行おうとする者はダイワ外貨MMFまたはポートフォリオに対する投資が随時異なるリスクに晒されることがあることを認識すべきである。

## リスクに対する管理体制

ファンドのリスクは、投資運用会社であるダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド、投資顧問会社である大和証券投資信託委託株式会社、および管理会社であるダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドにより管理され監視されている。投資運用会社は、組入証券の信用格付、ポートフォリオ全体のリスク(金利感応度、格付および残存期間の分散、キャッシュフローなど)を日々モニタリングしている。また、投資運用会社は、コンプライアンス会議を毎週開催し、各ポートフォリオの投資方針や投資制限に沿った運用が行われているか、投資家に不利益を与えないような運用が行われているかについて審査している。投資顧問会社も各ポートフォリオのリスク審査を行っている。また、管理会社においても、各ポートフォリオがその投資方針や投資制限に沿って運用が行われているかについて審査している。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料は徴収されない。

日本における申込手数料

日本国内における申込手数料は徴収されない。

### (2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。

日本における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

### (3) 【管理報酬等】

管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、代行協会員および日本における販売会社の報酬

管理会社は、関連する別紙に明記されるとおり、関連するポートフォリオの資産から報酬を受け取る権利を有する。管理会社の報酬は、毎日発生し、各四半期末に後払いされるが、投資運用会社に支払われる管理会社の報酬分に関しては除外され、かかる報酬分は毎日発生し、各四半期につき2回支払われる。管理会社は、その受領した報酬から、投資運用会社、代行協会員および日本における販売会社に対する報酬を支払う。投資運用会社は、その受領した報酬から、投資顧問会社に対する報酬を支払う。代行協会員および日本における販売会社は、関連するポートフォリオの管理費用から、自らの立替費用の払戻しを直接受ける。かかる報酬に加え、管理会社は、関連するポートフォリオから管理会社に支払われる管理費用の全額を受領する権利を有する。

2010年12月31日に終了した会計年度中に各ポートフォリオが支払った管理報酬は、以下のとおりである。

USドル・ポートフォリオ	1,461,902米ドル
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	11,214,309豪ドル
ユーロ・ポートフォリオ	112,870ユーロ
カナダ・ドル・ポートフォリオ	68,747カナダ・ドル
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	5,692,659ニュージーランド・ドル

#### 受託会社の報酬

受託会社は、関連する別紙に明記されるとおり、関連するポートフォリオの資産から報酬を受け取る権利を有する。受託会社の報酬は、毎日発生し、各四半期末に後払いされる。受託会社は、関連するポートフォリオから副保管者の報酬および立替費用を含む受託会社の経費の返済を受ける権利を有する。

2010年12月31日に終了した会計年度中に各ポートフォリオが支払った受託会社報酬は、以下のとおりである。

	受託会社の報酬	副保管者の報酬
USドル・ポートフォリオ	44,132米ドル	88,496米ドル
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	302,155豪ドル	604,308豪ドル
ユーロ・ポートフォリオ	3,420ユーロ	6,840ユーロ
カナダ・ドル・ポートフォリオ	1,933カナダ・ドル	3,865カナダ・ドル
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	149,039ニュージーランド・ドル	298,078ニュージーランド・ドル

#### (4) 【その他の手数料等】

各ポートフォリオは、訴訟に関して各ポートフォリオに発生した費用またはダイワ外貨MMFに発生した費用のうち、各ポートフォリオの割合に比例した費用について責任を負う。信託証書の規定に従い、ダイワ外貨MMFによる、またはダイワ外貨MMFのための訴訟に関して発生した支出および費用の発生を含む一定の場合、ダイワ外貨MMFは受託会社に対しこれを補償する。管理会社はダイワ外貨MMFもしくは当該ポートフォリオによる、またはダイワ外貨MMFもしくは当該ポートフォリオのための訴訟に関して管理会社に発生した支出および費用をダイワ外貨MMFもしくは当該ポートフォリオから回収する権限を有する。

管理会社が負担する諸経費以外のすべてのダイワ外貨MMFの諸費用、またはすべての諸費用のうち、場合に応じて、特定のポートフォリオに帰属しない費用のうちポートフォリオの純資産価額の割合に比例した費用が各ポートフォリオにより支払われ、したがって、投資者が間接的に負担することとなる。各ポートフォリオが支払う費用(またはその割合に比例した費用)には以下のものが含まれる。

- (イ)監査人および会計士の報酬
- (ロ)弁護士報酬
- (ハ)当該ポートフォリオ証券の販売代理人または販売人に支払われる報酬
- (ニ)商業銀行、ストック・ブローカーまたは企業財務手数料(借入金利息を含む。)
- (ホ)関係当局が課す公租公課その他の課徴金
- (ヘ)当該ポートフォリオ証券に係る一切の報告書、証明書、購入確認書およびファンド証券の受益者に対する通知書の作成、翻訳および配布のための費用
- (ト)当該ポートフォリオ証券の公認の証券取引所への上場認可または認可の申請および上場規制の遵守に関して生じる手数料および費用
- (チ)他の地域での当該ポートフォリオの認可の取得または登録に関して生じる手数料および費用
- (リ)保管および譲渡のための費用
- (ヌ)受益者集会の費用
- (ル)保険料
- (ヲ)当該ポートフォリオ証券の発行または買戻しに伴う事務的費用を含むその他の費用
- (ワ)当該ポートフォリオまたは当該ポートフォリオ証券の募集を管轄する一切の関係当局(各地の証券業協会を含む。)に対する信託証書ならびに届出書、目論見書、説明書、年次報告書、半期報告書および臨時報告書等ダイワ外貨MMFに関するその他の書類を必要とされる言語により作成、印刷しまたは届け出るための費用、およびファンド証券の受益者に対する上記文書の配布費用
- (カ)当該ポートフォリオ証券の販売に関する広告費用
- (ヨ)関連する地域における地方紙による通知の公告費用

上記にはいずれも付加価値税が加算される。上記の費用はすべて、当該ポートフォリオが当該ポートフォリオ証券の募集を管轄するアイルランド、日本その他の国においてこれを支払う。

かかる費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができない。

2010年12月31日に終了した会計年度中に各ポートフォリオが支払ったその他の費用は、以下のとおりである。

USドル・ポートフォリオ	765,872米ドル
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	609,685豪ドル
ユーロ・ポートフォリオ	86,882ユーロ
カナダ・ドル・ポートフォリオ	30,480カナダ・ドル
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	386,746ニュージーランド・ドル

上記の手数料等の合計額については、投資者が受益証券を保有する期間等に応じて異なるので、表示することができない。

## (5) 【課税上の取扱い】

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

## (イ) ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- ( ) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- ( ) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、源泉分離課税となり、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する。この場合支払調書は提出されない。
- ( ) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- ( ) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱いられ、個人の受益者の売買益については課税されない。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ない。

## (ロ) ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- ( ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- ( ) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- ( ) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)に係る配当課税の対象とされ、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。 )。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。 )、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- ( ) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、15%の税率となる。 )。なお、益金不算入の適用は認められない。

( )日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

( )ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

( )日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ない。

(ハ)ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

(ニ)税制等の変更により上記(イ)ないし(ハ)に記載されている取扱いは変更されることがある。

## アイルランド

管理会社は、ファンドが課税目的上アイルランドの居住者であることにより、ファンドおよび受益者の税務上の地位が以下の通りであると知らされている。

### (イ)ファンド

ファンドの受託会社が税務上アイルランドの居住者とみなされる場合、ファンドは税務目的上アイルランドの居住者とみなされる。管理会社は、ファンドの業務が税務目的上アイルランドの居住者であることを確保する方式で遂行されることを意図している。

ファンドが、租税統合法第739条Bに規定する投資会社としての資格を有する旨管理会社は助言を受けている。現行のアイルランドの法律および実務の下で、ファンドは、その所得や利益に対するアイルランドの税金を課されない。



しかし、ファンドにおける「課税対象事由」の発生に応じ税金が生じることがある。課税対象事由には、受益者に対する分配金の支払または受益証券の換金、買戻し、消却、譲渡もしくはみなし処分が含まれる。課税対象事由の発生時にアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者に関する課税対象事由についてファンドに税金は課されない。ただし、適切な申告書が提出されており、かつ当該申告書に記載される情報が実質的に正確ではなくなっていることを合理的に示唆する情報をファンドが所有していないものとする。適切な申告書のない場合、当該投資者はアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者と想定される。課税対象事由には以下は含まれない。

- 受益者に対し何ら支払が行われない商業ベースの取引により執行されるファンドの受益証券とファンドの他の受益証券との受益者による交換
- アイルランド国税庁の命令により指定された公認の決済機関に保有される受益証券に関連する(別途課税対象事由となり得る)取引
- 一定の条件による配偶者と前配偶者との間の受益証券に対する権利の受益者による譲渡
- 別の投資会社とのファンドの(租税統合法第739条Hに規定されている)適格性を有する統合または再編の際に生じる受益証券の交換

課税対象事由が発生した場合においてファンドが税務会計処理に責任を負うことになる場合、ファンドは、適正な税金相当額を課税対象事由に関し生じる支払額から控除するか、および/または適用ある場合、当該税額の充足に必要なとされる受益者または受益証券の実質所有者が保有する受益証券の口数を充当または消却することができる。かかる控除、充当、または消却が行われない場合、関係受益者は、課税対象事由の発生に応じファンドが税務会計処理に責任を負うことになるとの理由によりファンドに生じる損失についてファンドに対し補償し、補償されるようにする。

ファンドがアイルランド株式への投資により受領する配当金は、標準所得税率(現在20%)でのアイルランドの配当源泉徴収税の対象となることがある。ただし、ファンドは、アイルランドの配当源泉徴収税を控除することなくかかる配当金を受領する資格をファンドに付与する、配当金の受益的受領権を有する投資信託である旨支払人に対し申告することができる。

ファンドの受益証券の発行、譲渡、買戻しまたは償還に関して、アイルランドにおいて印紙税の支払義務はない。受益証券の買付または買戻しが有価証券、地所またはその他の資産の現物譲渡により充足される場合、かかる資産の譲渡に対してはアイルランドの印紙税が生じることがある。

株式もしくは流通証券の移譲または譲渡に関して、ファンドによるアイルランドの印紙税の支払義務はない。ただし、かかる株式または流通証券はアイルランド国内で登記された会社によって発行されていないものとし、またかかる移譲または譲渡は、アイルランド国内の不動産、またはかかる不動産に対する権利もしくは権益、またはアイルランド国内で登記されている会社(租税統合法第739条Bに規定する投資信託会社である会社を除く。)の株式もしくは流通証券に関連していないものとする。

## (ロ) 受益者への税金

受益者への支払または公認の決済機関が保有する受益証券の現金化、買戻し、解約もしくは譲渡は、ファンドにおいては課税対象となる事由にはならない。したがって、ファンドは、受益証券がアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者に保有されているか否かにかかわらず、または非居住者の受益者が適切な申告書を作成したか否かにかかわらず、かかる支払についてアイルランドの税金を控除する必要はない。ただし、アイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者またはアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもないが自らの受益証券がアイルランドの支店または代理店に帰属する受益者は、かかる受益証券の分配、現金化、買戻しまたは譲渡についてアイルランドの税金を納める責任を負う可能性がある。

課税対象事由の発生する時点で受益証券が公認の決済機関に保有されていない場合に限り、課税対象事由には以下の税効果が生ずる。

### ( )アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者

(a)受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもなく、(b)受益者が適切な申告書を提出しており、かつ(c)当該申告書に記載される情報が実質的に正確ではなくなっていることを合理的に示唆する情報をファンドが所有していない場合、ファンドは、受益者に関する課税対象事由の発生に応じ税金を控除することを要しない。適切な申告書のない場合、受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもないとの事実に関わらず、ファンドにおける課税対象事由の発生に応じ税金が生じる。控除される税金は以下に記載されるとおりである。

アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない者を代理する仲介者として受益者が行為する限りにおいて、課税対象事由の発生に応じファンドは税金を控除することを要しない。ただし、当該仲介者は当該者を代行しているとの適切な申告書を提出しており、かつ当該申告書に記載される情報が実質的に正確ではなくなっていることを合理的に示唆する情報をファンドは所有していないものとする。

アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもないが、適切な申告書を提出している受益者であって、かかる申告書に関し当該申告書に記載される情報が実質的に正確ではなくなっていることを合理的に示唆する情報をファンドが所有していない受益者は、その受益証券からの収益およびその受益証券の処分による利益に関しアイルランドの税金を課されない。ただし、アイルランド居住者ではなく、かつアイルランド国内の取引支店もしくは代理店によるまたはそのため受益証券を直接、間接的に保有する法人受益者は、その受益証券からの収益およびその受益証券の処分による利益に関しアイルランドの租税を課される。

受益者によりファンドに対し適切な申告書が提出されていないことに基づきファンドが税金を源泉徴収する場合、アイルランド法には、アイルランドの法人税の課税対象内にある会社、一定の行為無能力者に対してのみ、またその他一定の限定的場合にのみ税金の還付が規定されている。

## ( )アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者

受益者がアイルランド免税投資家(上記に定義されている。)であり、その旨の適切な申告書を提出しており、かつ当該申告書に記載される情報が実質的に正確ではなくなっていることを合理的に示唆する情報をファンドが所有していない場合を除き、または受益証券が司法サービスにより購入される場合を除き、ファンドは、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者に対する分配金(支払が毎年またはより高い頻度で行われる場合)から標準所得税率(現在20%)の税金を控除することを要する。同様に、ファンドは、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者による受益証券の換金、買戻し、償還または譲渡の際に受益者(適切な申告書を提出しているアイルランド免税投資家を除く。)に生じるその他分配金または利益から標準税率に3%を加算した税率(即ち、現在23%)の税金を控除しなければならない。

加えて、2006年財政法により、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者に対し、関連期間終了時に当該受益者がファンドについて保有する受益証券に関し自動キャピタルゲイン課税が導入された。かかる受益者(会社および個人の両者)は、かかる関連期間満了時にその受益証券を処分したとみなされ(以下「みなし処分」という。)、また、購入時または前回の自動キャピタルゲイン課税の適用時のいずれか遅い方の時点以降の受益証券の増加額(もしあれば)に基づき発生するみなし利益(物価スライドによる控除の恩恵を受けることなく算出される。)について、所得税の標準税率に3%を加えた税金(即ち現行23%)を課される。

その後の課税対象事由(翌関連期間終了時または支払が一年かそれよりも短い間隔で行われる場合に発生する課税対象事由を除く。)について追加の税金が発生する場合算出を行う目的で、通常、これまでのみなし処分は最初に除外され、適正な税金が算出される。かかる追加の税金の算出を行う場合、これまでのみなし処分の結果支払われた税金のため、かかる追加の税金について直ちに支払が行われる。その後の課税対象事由について発生する税額がこれまでのみなし処分について発生した税額を上回る場合、ファンドは、その差額を控除する。その後の課税対象事由について発生する税額がこれまでのみなし処分が発生した税額を下回る場合、ファンドは、(i) 受益者が、その後の課税対象事由が善意の理由により発生し、その主要目的または主要目的の一つがこれまでのみなし処分について発生する税金の回収である取引の一部を形成しないことを確認する申告書を提出した場合、および(ii) ファンドが、かかる申告書に記載される情報が実質的に正確ではないことを合理的に示唆する情報を保有していない場合に限り、当該超過分を受益者に償還する。

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者(それぞれの税金上の立場による。)は、その受益証券の現金化、買戻し、解約または譲渡の際に生ずる分配または利益について税金または追加の税金を納めることを要求されることがある。また、当該受益者は、課税対象事由についてファンドにより控除された税金の全部または一部の払戻しを受ける権利を有することがある。

## (八) 2007年財政法

2007年財政法は、投資対象において受益証券を保有するアイルランド居住者個人またはアイルランド通常居住者個人の租税制度に関する新たな規定を導入した。新たな規定により、個人ポートフォリオ投資対象（以下「PPIU」という。）の概念が導入された。基本的に、投資対象は、投資対象が保有する財産の一部または全部の選択に影響を与えることができる特定の投資家に関連するPPIUとみなされる。個別の状況により、投資対象は、幾人か、ゼロかまたはすべての個人投資家に関連するPPIUとみなされることがある（即ち、当該投資対象は、選択に「影響」を与えることのできる当該個人のみに関するPPIUとなる。）。課税対象事由の発生に関与した個人に関するPPIUであり、かつ2007年2月20日以後生ずる投資対象に関する課税対象事由について発生する利益には、標準税率に23%を加えた税金（現行43%）が課される。投資された財産が広く販売され一般入手が可能となった、または投資対象により実施された非財産への出資に使用された場合には、特別な免除が適用される。

## (二) 資本取得税

受益証券の処分はアイルランドの贈与税または相続税（資本取得税）の課税対象となることがある。ただし、ファンドが（租税統合法第739条Bに規定する）投資会社の定義に該当する場合、受益者による受益証券の処分について、(a)贈与日または相続日現在、受贈者または相続人はアイルランド国内に所在せず、通常居住もしておらず、(b)当該処分日現在、受益証券を処分する受益者はアイルランド国内に所在せず、通常居住もしておらず、または当該処分がアイルランド法に服しておらず、かつ(c)当該受益証券は、当該贈与日または相続日および評価日現在当該贈与または相続に包含されている場合、資本取得税は課されない。

資本取得税の目的でアイルランドの税務上の居住国に関して、アイルランド以外に居住する者には、特別な規制が適用される。以下の場合を除いて、アイルランド以外に居住する受贈者または処分者は、関連する日においてアイルランドの居住者または通常居住者とはみなされない。

- ）かかる者が、当該日の属する評価年の直前に5年以上継続してアイルランドに居住している場合、および
- ）かかる者が、当該日においてアイルランドの居住者または通常居住者である場合。

## 5 【運用状況】

## (1) 【投資状況】

資産別及び地域別の投資状況

USドル・ポートフォリオ

(2011年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	277,468,431.31	10.25
	ドイツ	188,324,986.08	6.96
	ベルギー	169,985,593.90	6.28
	イギリス	119,936,731.64	4.43
	オーストリア	117,933,244.94	4.36
	イタリア	114,178,449.77	4.22
	オーストラリア	109,948,168.60	4.06
	日本	107,929,523.16	3.99
	アイルランド	69,929,461.23	2.58
	ルクセンブルグ	29,975,279.86	1.11
	小計	1,305,609,870.49	48.22
譲渡性預金証書	オーストラリア	362,879,072.58	13.40
	日本	243,970,859.30	9.01
	香港	119,940,439.72	4.43
	フランス	32,983,841.04	1.22
	小計	759,774,212.64	28.06
社債	イギリス	115,000,000.00	4.25
	日本	6,013,356.03	0.22
	小計	121,013,356.03	4.47
変動金利債	オーストラリア	5,000,441.31	0.18
定期預金	アメリカ合衆国	516,796,927.91	19.09
現金およびその他の資産 (負債控除後)		-432,927.15	-0.02
合計(純資産総額)		2,707,761,881.23 (約222,253百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ポートフォリオの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2011年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (豪ドル)	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	486,932,553.63	32.68
	ドイツ	103,973,161.19	6.98
	ベルギー	79,599,004.11	5.34
	イギリス	71,334,119.50	4.79
	フランス	56,557,709.45	3.80
	オランダ	54,977,950.61	3.69
	小計	853,374,498.49	57.27
譲渡性預金証書	イギリス	94,981,521.54	6.37
	フランス	69,678,492.49	4.68
	アイルランド	64,753,956.80	4.35
	香港	14,836,632.03	1.00
	小計	244,250,602.86	16.39
社債	オーストラリア	72,838,678.45	4.89
	オランダ	11,978,400.30	0.80
	国際機関	6,316,861.25	0.42
	小計	91,133,940.00	6.12
変動金利債	オーストラリア	5,000,800.00	0.34
定期預金	オーストラリア	296,452,978.96	19.90
現金およびその他の資産 (負債控除後)		-128,691.93	-0.01
合計(純資産総額)		1,490,084,128.38 (約133,586百万円)	100.00

## ユーロ・ポートフォリオ

(2011年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (ユーロ)	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	19,969,882.18	10.44
	イギリス	10,994,557.47	5.75
	スウェーデン	9,999,057.88	5.23
	ドイツ	9,991,550.43	5.23
	オーストラリア	9,980,253.83	5.22
	日本	8,993,017.67	4.70
	小計	69,928,319.46	36.57
譲渡性預金証書	イギリス	25,982,159.57	13.59
	フランス	19,979,165.00	10.45
	日本	14,975,585.08	7.83
	アイルランド	8,995,063.13	4.70
	小計	69,931,972.78	36.57
社債	アイルランド	4,902,229.00	2.56
政府債	イタリア	9,997,491.35	5.23
定期預金	ドイツ	36,311,751.12	18.99
現金およびその他の資産 (負債控除後)		145,756.75	0.08
合計(純資産総額)		191,217,520.46 (約23,285百万円)	100.00

## カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2011年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (カナダ・ドル)	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	カナダ	7,595,933.52	20.35
	オランダ	3,004,240.16	8.05
	フランス	2,993,174.39	8.02
	ドイツ	2,699,757.49	7.23
	小計	16,293,105.56	43.64
譲渡性預金証書	アイルランド	2,496,840.81	6.69
社債	カナダ	6,432,994.80	17.23
政府債	カナダ	4,801,655.53	12.86
定期預金	カナダ	6,942,188.32	18.60
現金およびその他の資産 (負債控除後)		365,717.61	0.98
合計(純資産総額)		37,332,502.63 (約3,234百万円)	100.00

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2011年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (ニュージーランド・ドル)	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	ドイツ	94,698,867.57	12.38
	オランダ	69,913,489.44	9.14
	フランス	62,852,503.20	8.22
	オーストラリア	56,756,586.27	7.42
	アイルランド	38,000,000.00	4.97
	ルクセンブルグ	36,872,338.69	4.82
	シンガポール	29,822,023.49	3.90
	イギリス	14,928,166.19	1.95
	小計	403,843,974.85	52.79
譲渡性預金証書	フランス	73,950,072.02	9.67
	日本	73,872,243.20	9.66
	小計	147,822,315.22	19.32
社債	オーストラリア	35,062,322.97	4.58
	オランダ	21,993,946.60	2.88
	国際機関	14,933,263.31	1.95
	小計	71,989,532.88	9.41
定期預金	ニュージーランド	140,976,173.23	18.43
現金およびその他の資産 (負債控除後)		334,005.79	0.04
合計(純資産総額)		764,966,001.97 (約50,618百万円)	100.00



## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## USドル・ポートフォリオ

(2011年4月末日現在)

順位	銘柄	種類	発行国	利率 (%)	償還日	名目保有高	簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
							単価	総額	単価	総額	
1	ITALY GOVT CP	コマーシャル ・ペーパー	イタリア	0.40	2011年5月23日	114,200,000.00	1.00	114,178,449.77	1.00	114,178,449.77	4.22
2	L-BANK BW FOERDERBK CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	0.33	2011年6月14日	107,000,000.00	1.00	106,961,779.87	1.00	106,961,779.87	3.95
3	ENI COORDINATION CP	コマーシャル ・ペーパー	ベルギー	0.32	2011年5月13日	95,000,000.00	1.00	94,994,093.14	1.00	94,994,093.14	3.51
4	SUMITOMO TRUST BKG CD	譲渡性 預金証書	日本	0.32	2011年7月21日	82,000,000.00	1.00	82,000,000.00	1.00	82,000,000.00	3.03
5	BUNDESIMMOBILIEN	コマーシャル ・ペーパー	オーストリア	0.36	2011年6月24日	78,000,000.00	1.00	77,961,811.50	1.00	77,961,811.50	2.88
6	BK OF WEST AUS CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストラリア	0.27	2011年8月2日	70,000,000.00	1.00	69,953,833.22	1.00	69,953,833.22	2.58
7	SNCF CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	0.32	2011年5月16日	65,000,000.00	1.00	64,994,226.83	1.00	64,994,226.83	2.40
8	BNP PAR AUS CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	0.36	2011年5月23日	65,000,000.00	1.00	64,988,960.25	1.00	64,988,960.25	2.40
9	FMS WERTMGT CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	0.27	2011年7月15日	65,000,000.00	1.00	64,965,267.50	1.00	64,965,267.50	2.40
10	STANDARD CHARTERED BK CP	コマーシャル ・ペーパー	イギリス	0.36	2011年7月13日	65,000,000.00	1.00	64,955,840.19	1.00	64,955,840.19	2.40
11	MITSUBISHI CORP FIN	社債	イギリス	0.35	2011年7月12日	60,000,000.00	1.00	60,000,000.00	1.00	60,000,000.00	2.22
12	CAISSE DES DEPOTS CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	0.32	2011年5月16日	60,000,000.00	1.00	59,994,587.64	1.00	59,994,587.64	2.22
13	MITSUBISHI UFJ TRUST CD	譲渡性 預金証書	オーストラリア	0.32	2011年5月31日	60,000,000.00	1.00	59,986,677.30	1.00	59,986,677.30	2.22
14	NORINCHUKIN BANK CD	譲渡性 預金証書	日本	0.34	2011年6月16日	60,000,000.00	1.00	59,977,128.57	1.00	59,977,128.57	2.22
15	MITSUBISHI CORP FIN	社債	イギリス	0.38	2011年6月17日	55,000,000.00	1.00	55,000,000.00	1.00	55,000,000.00	2.03
16	BELGIUM CP	コマーシャル ・ペーパー	ベルギー	0.42	2011年5月6日	50,000,000.00	1.00	50,000,000.00	1.00	50,000,000.00	1.85
17	SUMITOMO MIT BKG CD	譲渡性 預金証書	オーストラリア	0.32	2011年6月30日	50,000,000.00	1.00	50,000,000.00	1.00	50,000,000.00	1.85
18	SUMITOMO MIT BKG CD	譲渡性 預金証書	オーストラリア	0.33	2011年6月10日	50,000,000.00	1.00	50,000,000.00	1.00	50,000,000.00	1.85
19	SOC GEN HK CD	譲渡性 預金証書	香港	0.41	2011年6月10日	50,000,000.00	1.00	49,980,090.40	1.00	49,980,090.40	1.85
20	MIZUHO CORP BK SYD CD	譲渡性 預金証書	オーストラリア	0.34	2011年7月12日	50,000,000.00	1.00	49,967,924.00	1.00	49,967,924.00	1.85
21	INTESA SP IRELAND CP	コマーシャル ・ペーパー	アイルランド	0.46	2011年7月27日	50,000,000.00	1.00	49,947,103.87	1.00	49,947,103.87	1.84
22	MITSUBISHI UFJ BKG CD	譲渡性 預金証書	オーストラリア	0.33	2011年7月19日	45,000,000.00	1.00	44,969,500.67	1.00	44,969,500.67	1.66
23	CAISSE DES DEPOTS CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	0.35	2011年5月9日	43,000,000.00	1.00	42,998,746.93	1.00	42,998,746.93	1.59
24	SOC GEN HK CD	譲渡性 預金証書	香港	0.31	2011年7月11日	43,000,000.00	1.00	42,975,186.96	1.00	42,975,186.96	1.59
25	SUMITOMO TRUST BKG CD	譲渡性 預金証書	日本	0.33	2011年7月19日	42,000,000.00	1.00	42,000,000.00	1.00	42,000,000.00	1.55
26	TOYOTA FIN AUS CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストラリア	0.30	2011年5月23日	40,000,000.00	1.00	39,994,335.38	1.00	39,994,335.38	1.48
27	BUNDESIMMOBILIEN CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストリア	0.31	2011年7月28日	40,000,000.00	1.00	39,971,433.44	1.00	39,971,433.44	1.48
28	SUMITOMO CORP CAP CP	コマーシャル ・ペーパー	日本	0.34	2011年7月26日	40,000,000.00	1.00	39,969,426.26	1.00	39,969,426.26	1.48
29	SUMITOMO CORP CAP CP	コマーシャル ・ペーパー	日本	0.34	2011年7月27日	40,000,000.00	1.00	39,969,048.81	1.00	39,969,048.81	1.48
30	BNP PARIBAS CD	譲渡性 預金証書	フランス	0.28	2011年7月8日	33,000,000.00	1.00	32,983,841.04	1.00	32,983,841.04	1.22

## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2011年4月末日現在)

順位	銘柄	種類	発行国	利率 (%)	償還日	名目保有高	簿価(豪ドル)		時価(豪ドル)		投資 比率 (%)
							単価	総額	単価	総額	
1	BARCLAYS BK AUS CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストラリア	4.88	2011年6月10日	72,000,000.00	1.00	71,662,607.60	1.00	71,662,607.60	4.81
2	INTESA SP IRELAND CD	譲渡性 預金証書	アイルランド	4.92	2011年6月3日	65,000,000.00	1.00	64,753,956.80	1.00	64,753,956.80	4.35
3	NRW BANK CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	4.87	2011年5月6日	64,000,000.00	1.00	64,000,000.00	1.00	64,000,000.00	4.30
4	BK OF WEST AUS CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストラリア	4.87	2011年6月14日	60,000,000.00	0.99	59,687,341.09	0.99	59,687,341.09	4.01
5	BK NED GEMEENTEN CP	コマーシャル ・ペーパー	オランダ	4.87	2011年5月9日	55,000,000.00	1.00	54,977,950.61	1.00	54,977,950.61	3.69
6	DEUTSCHE BK AUS CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストラリア	4.86	2011年6月15日	54,000,000.00	0.99	53,711,977.30	0.99	53,711,977.30	3.60
7	SUMITOMO TRUST BKG CD	譲渡性 預金証書	イギリス	4.79	2011年7月21日	50,000,000.00	1.00	50,000,000.00	1.00	50,000,000.00	3.36
8	BK TOKYO MIT CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストラリア	4.91	2011年6月9日	50,000,000.00	1.00	49,770,781.93	1.00	49,770,781.93	3.34
9	MIZUHO CORP BK SYD CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストラリア	4.90	2011年6月24日	48,000,000.00	0.99	47,683,357.68	0.99	47,683,357.68	3.20
10	SUMITOMO MIT FIN AUS CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストラリア	4.87	2011年5月6日	46,000,000.00	1.00	46,000,000.00	1.00	46,000,000.00	3.09
11	STANDARD CHARTERED BK CP	コマーシャル ・ペーパー	イギリス	4.96	2011年7月15日	42,000,000.00	0.99	41,599,785.77	0.99	41,599,785.77	2.79
12	GE CAP AUS FDG	社債	オーストラリア	6.00	2011年6月15日	40,951,000.00	1.00	40,981,867.66	1.00	40,981,867.66	2.75
13	L-BANK BW FOERDERBK CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	4.89	2011年5月11日	40,000,000.00	1.00	39,973,161.19	1.00	39,973,161.19	2.68
14	BELGIUM CP	コマーシャル ・ペーパー	ベルギー	4.89	2011年5月12日	40,000,000.00	1.00	39,967,830.41	1.00	39,967,830.41	2.68
15	BNP PAR CD	譲渡性 預金証書	フランス	4.92	2011年5月16日	40,000,000.00	1.00	39,946,004.47	1.00	39,946,004.47	2.68
16	ENI COORDINATION CP	コマーシャル ・ペーパー	ベルギー	4.87	2011年7月14日	40,000,000.00	0.99	39,631,173.70	0.99	39,631,173.70	2.66
17	TOYOTA FIN AUS CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストラリア	4.83	2011年5月27日	35,000,000.00	1.00	34,902,262.49	1.00	34,902,262.49	2.34
18	NESTLE AUS CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストラリア	4.82	2011年5月18日	32,000,000.00	1.00	31,949,191.98	1.00	31,949,191.98	2.14
19	SOC GEN PARIS CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	4.84	2011年7月1日	30,000,000.00	0.99	29,776,744.62	0.99	29,776,744.62	2.00
20	STANDARD CHARTERED BK CP	コマーシャル ・ペーパー	イギリス	4.89	2011年7月11日	30,000,000.00	0.99	29,734,333.73	0.99	29,734,333.73	2.00
21	BNP PARIBAS CD CD	譲渡性 預金証書	フランス	4.85	2011年7月12日	30,000,000.00	0.99	29,732,488.02	0.99	29,732,488.02	2.00
22	SUMITOMO MIT FIN AUS CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストラリア	4.90	2011年6月3日	27,000,000.00	1.00	26,898,372.59	1.00	26,898,372.59	1.81
23	SOC GEN PARIS CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	4.85	2011年7月6日	27,000,000.00	0.99	26,780,964.83	0.99	26,780,964.83	1.80
24	MIZUHO CORP BK SYD CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストラリア	4.83	2011年7月27日	24,000,000.00	0.99	23,739,144.82	0.99	23,739,144.82	1.59
25	MITSUBISHI UFJ TRUST BKG CD	譲渡性 預金証書	イギリス	4.88	2011年5月12日	23,000,000.00	1.00	22,981,521.54	1.00	22,981,521.54	1.54
26	SUMITOMO TRUST BKG CD	譲渡性 預金証書	イギリス	4.80	2011年7月8日	22,000,000.00	1.00	22,000,000.00	1.00	22,000,000.00	1.48
27	NATL AUS BANK	社債	オーストラリア	5.75	2011年6月15日	20,811,000.00	1.00	20,828,081.39	1.00	20,828,081.39	1.40
28	NESTLE AUS CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストラリア	4.85	2011年5月16日	20,000,000.00	1.00	19,973,381.77	1.00	19,973,381.77	1.34
29	SOCIETE GEN HK CD	譲渡性 預金証書	香港	4.84	2011年7月27日	15,000,000.00	0.99	14,836,632.03	0.99	14,836,632.03	1.00
30	RABOBANK NED	社債	オランダ	3.55	2011年6月14日	12,000,000.00	1.00	11,978,400.30	1.00	11,978,400.30	0.80

## ユーロ・ポートフォリオ

(2011年4月末日現在)

順位	銘柄	種類	発行国	利率 (%)	償還日	名目保有高	簿価(ユーロ)		時価(ユーロ)		投資 比率 (%)
							単価	総額	単価	総額	
1	SUMITOMO TRUST BKG CD	譲渡性 預金証書	イギリス	0.92	2011年5月6日	10,000,000.00	1.00	10,000,000.00	1.00	10,000,000.00	5.23
2	NORDEA BANK CP	コマーシャル ・ペーパー	スウェーデン	0.85	2011年5月10日	10,000,000.00	1.00	9,999,057.88	1.00	9,999,057.88	5.23
3	ITALY T-BILL	政府債	イタリア	0.90	2011年5月16日	10,000,000.00	1.00	9,997,491.35	1.00	9,997,491.35	5.23
4	SOCIETE GEN PAR CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	1.07	2011年6月1日	10,000,000.00	1.00	9,992,293.18	1.00	9,992,293.18	5.23
5	HSBC BANK FRANCE CD	譲渡性 預金証書	フランス	0.93	2011年6月15日	10,000,000.00	1.00	9,989,636.34	1.00	9,989,636.34	5.22
6	BNP PARIBAS CD	譲渡性 預金証書	フランス	1.08	2011年6月10日	10,000,000.00	1.00	9,989,528.66	1.00	9,989,528.66	5.22
7	MITSUBISHI UFJ BKG CD	譲渡性 預金証書	イギリス	1.15	2011年7月1日	10,000,000.00	1.00	9,982,159.57	1.00	9,982,159.57	5.22
8	BK OF WEST AUS CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストラリア	1.08	2011年7月11日	10,000,000.00	1.00	9,980,253.83	1.00	9,980,253.83	5.22
9	SCHLUMBERGER CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	1.19	2011年7月13日	10,000,000.00	1.00	9,977,589.00	1.00	9,977,589.00	5.22
10	NORINCHUKIN BANK CD	譲渡性 預金証書	日本	1.16	2011年7月21日	10,000,000.00	1.00	9,975,585.08	1.00	9,975,585.08	5.22
11	INTESA SP IRELAND CD	譲渡性 預金証書	アイルランド	1.10	2011年5月24日	9,000,000.00	1.00	8,995,063.13	1.00	8,995,063.13	4.70
12	SUMITOMO CORP CP	コマーシャル ・ペーパー	日本	1.00	2011年6月3日	9,000,000.00	1.00	8,993,017.67	1.00	8,993,017.67	4.70
13	STANDARD CHARTERED BK CP	コマーシャル ・ペーパー	イギリス	0.92	2011年5月16日	8,000,000.00	1.00	7,997,960.62	1.00	7,997,960.62	4.18
14	L-BANK BW FOERDERBK CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	0.82	2011年5月27日	8,000,000.00	1.00	7,996,157.46	1.00	7,996,157.46	4.18
15	MIZUHO CORP BK CD	譲渡性 預金証書	イギリス	1.16	2011年7月8日	6,000,000.00	1.00	6,000,000.00	1.00	6,000,000.00	3.14
16	SUMITOMO MITSUI BKG CD	譲渡性 預金証書	日本	1.00	2011年6月24日	5,000,000.00	1.00	5,000,000.00	1.00	5,000,000.00	2.61
17	GE CAP EUROPEAN FDG	社債	アイルランド	4.00	2011年5月12日	4,900,000.00	1.00	4,902,229.00	1.00	4,902,229.00	2.56
18	MITSUBISHI CORP FIN CP	コマーシャル ・ペーパー	イギリス	1.05	2011年6月14日	3,000,000.00	1.00	2,996,596.85	1.00	2,996,596.85	1.57
19	FMS WERTMGT CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	1.08	2011年7月22日	2,000,000.00	1.00	1,995,392.97	1.00	1,995,392.97	1.04

## カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2011年4月末日現在)

順位	銘柄	種類	発行国	利率 (%)	償還日	名目保有高	簿価(カナダ・ドル)		時価(カナダ・ドル)		投資 比率 (%)
							単価	総額	単価	総額	
1	MANITOBA PROV	政府債	カナダ	10.00	2011年5月15日	3,000,000.00	1.00	3,006,615.00	1.00	3,006,615.00	8.05
2	BANK NED GEMEENTEN	コマーシャル ・ペーパー	オランダ	4.00	2011年5月25日	3,000,000.00	1.00	3,004,240.16	1.00	3,004,240.16	8.05
3	BANK OF NOVA SCOTIA	社債	カナダ	4.40	2011年5月9日	3,000,000.00	1.00	3,000,818.76	1.00	3,000,818.76	8.04
4	SOC GEN PARIS CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	1.11	2011年7月19日	3,000,000.00	1.00	2,993,174.39	1.00	2,993,174.39	8.02
5	ROYAL BK OF CANADA	社債	カナダ	4.92	2011年7月6日	2,900,000.00	1.01	2,918,435.94	1.01	2,918,435.94	7.82
6	CANADIAN IMP BK BA	コマーシャル ・ペーパー	カナダ	1.12	2011年6月3日	2,800,000.00	1.00	2,797,558.80	1.00	2,797,558.80	7.49
7	L-BANK BW FOERDERBK CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	1.08	2011年5月9日	2,700,000.00	1.00	2,699,757.49	1.00	2,699,757.49	7.23
8	INTESA SANPAOLO CD	譲渡性 預金証書	アイルランド	1.17	2011年6月14日	2,500,000.00	1.00	2,496,840.81	1.00	2,496,840.81	6.69
9	NATL BK OF CANADA BA	コマーシャル ・ペーパー	カナダ	1.13	2011年7月15日	1,800,000.00	1.00	1,796,044.59	1.00	1,796,044.59	4.81
10	ALBERTA TSY	コマーシャル ・ペーパー	カナダ	4.10	2011年6月1日	1,500,000.00	1.00	1,503,159.57	1.00	1,503,159.57	4.03
11	NATL BK OF CANADA BA	コマーシャル ・ペーパー	カナダ	1.14	2011年5月17日	1,200,000.00	1.00	1,199,584.56	1.00	1,199,584.56	3.21
12	ONTARIO PROV T-BILL	政府債	カナダ	1.03	2011年5月25日	1,200,000.00	1.00	1,199,349.50	1.00	1,199,349.50	3.21
13	BK OF MONTREAL	社債	カナダ	4.96	2011年7月14日	510,000.00	1.01	513,740.10	1.01	513,740.10	1.38
14	CANADA T-BILL	政府債	カナダ	0.90	2011年5月12日	500,000.00	1.00	499,925.00	1.00	499,925.00	1.34
15	TORONTO DOMINION BK BA	コマーシャル ・ペーパー	カナダ	1.08	2011年6月21日	300,000.00	1.00	299,586.00	1.00	299,586.00	0.80
16	ONTARIO PROV	政府債	カナダ	4.75	2011年7月27日	95,000.00	1.01	95,766.03	1.01	95,766.03	0.26

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2011年4月末日現在)

順位	銘柄	種類	発行国	利率 (%)	償還日	名目保有高	簿価 (ニュージーランド・ドル)		時価 (ニュージーランド・ドル)		投資 比率 (%)
							単価	総額	単価	総額	
1	INTESA SP IRELAND CP	コマーシャル・ペーパー	アイルランド	2.71	2011年5月6日	38,000,000.00	1.00	38,000,000.00	1.00	38,000,000.00	4.97
2	ACOSS CP	コマーシャル・ペーパー	フランス	2.89	2011年5月31日	38,000,000.00	1.00	37,924,295.19	1.00	37,924,295.19	4.96
3	SUMITOMO MIT BKG CD	譲渡性預金証書	日本	3.19	2011年5月18日	37,000,000.00	1.00	37,000,000.00	1.00	37,000,000.00	4.84
4	BANQUE ET CSE EPARGNE CP	コマーシャル・ペーパー	ルクセンブルグ	2.55	2011年6月24日	37,000,000.00	1.00	36,872,338.69	1.00	36,872,338.69	4.82
5	SOCIETE GEN PAR CD	譲渡性預金証書	フランス	3.20	2011年5月11日	36,000,000.00	1.00	35,984,129.50	1.00	35,984,129.50	4.70
6	TOYOTA FIN AUS	社債	オーストラリア	3.90	2011年7月25日	35,000,000.00	1.00	35,062,322.97	1.00	35,062,322.97	4.58
7	DEUTSCHE BAHN CP	コマーシャル・ペーパー	ドイツ	2.60	2011年7月26日	35,000,000.00	0.99	34,796,586.85	0.99	34,796,586.85	4.55
8	BK NED GEMEENTEN CP	コマーシャル・ペーパー	オランダ	3.22	2011年5月9日	32,000,000.00	1.00	31,991,482.35	1.00	31,991,482.35	4.18
9	NRW BANK CP	コマーシャル・ペーパー	ドイツ	3.12	2011年5月18日	30,000,000.00	1.00	29,968,989.42	1.00	29,968,989.42	3.92
10	L-BANK BW FOERDERBK CP	コマーシャル・ペーパー	ドイツ	2.88	2011年6月3日	30,000,000.00	1.00	29,933,291.30	1.00	29,933,291.30	3.91
11	TEMASEK CP	コマーシャル・ペーパー	シンガポール	2.59	2011年7月28日	30,000,000.00	0.99	29,822,023.49	0.99	29,822,023.49	3.90
12	BK TOKYO MITSUBISHI CD	譲渡性預金証書	日本	2.64	2011年7月1日	27,000,000.00	1.00	26,889,615.58	1.00	26,889,615.58	3.52
13	CAISSE DES DEPOTS CP	コマーシャル・ペーパー	フランス	2.74	2011年6月13日	25,000,000.00	1.00	24,928,208.01	1.00	24,928,208.01	3.26
14	RABOBANK NED	社債	オランダ	3.20	2011年6月2日	22,000,000.00	1.00	21,993,946.60	1.00	21,993,946.60	2.88
15	BNP PARIBAS CD	譲渡性預金証書	フランス	3.12	2011年5月24日	22,000,000.00	1.00	21,965,942.52	1.00	21,965,942.52	2.87
16	NED WATERSCHAPSBANK CP	コマーシャル・ペーパー	オランダ	2.64	2011年6月15日	22,000,000.00	1.00	21,935,899.05	1.00	21,935,899.05	2.87
17	BK OF WEST AUS CP	コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	2.78	2011年6月14日	20,000,000.00	1.00	19,940,205.52	1.00	19,940,205.52	2.61
18	DB AUSTRALIA CP	コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	2.64	2011年7月8日	20,000,000.00	1.00	19,908,212.42	1.00	19,908,212.42	2.60
19	BK OF WEST AUS CP	コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	2.61	2011年7月20日	17,000,000.00	0.99	16,908,168.33	0.99	16,908,168.33	2.21
20	BNP PAR LONDON CD	譲渡性預金証書	フランス	3.08	2011年6月3日	16,000,000.00	1.00	16,000,000.00	1.00	16,000,000.00	2.09
21	NED WATERSCHAPSBANK CP	コマーシャル・ペーパー	オランダ	3.15	2011年5月16日	16,000,000.00	1.00	15,986,108.04	1.00	15,986,108.04	2.09
22	RABOBANK AUS CP	コマーシャル・ペーパー	イギリス	2.59	2011年7月12日	15,000,000.00	1.00	14,928,166.19	1.00	14,928,166.19	1.95
23	BK TOKYO MIT CD	譲渡性預金証書	日本	3.00	2011年5月27日	10,000,000.00	1.00	9,982,627.62	1.00	9,982,627.62	1.30
24	INTL FINANCE	社債	国際機関	5.05	2011年5月18日	8,000,000.00	1.00	8,004,571.96	1.00	8,004,571.96	1.05
25	IADB	社債	国際機関	6.13	2011年7月19日	6,881,000.00	1.01	6,928,691.35	1.01	6,928,691.35	0.91

**【投資不動産物件】**

該当事項なし(2011年4月末日現在)。

**【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項なし(2011年4月末日現在)。

## (3) 【運用実績】

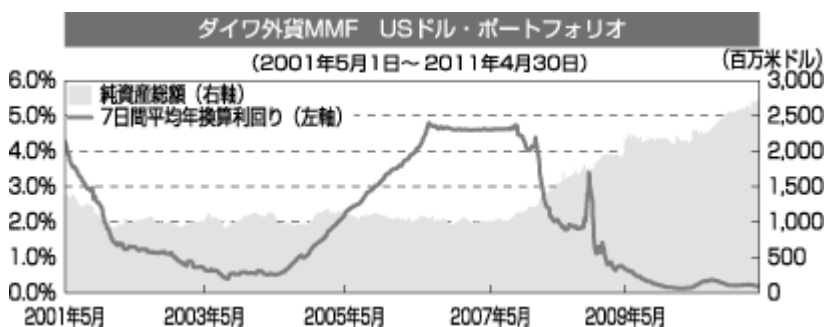
## 【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2011年4月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

USドル・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第5会計年度末 (2001年12月31日)	926,291	76,030	0.01	1
第6会計年度末 (2002年12月31日)	931,218	76,434	0.01	1
第7会計年度末 (2003年12月31日)	1,115,284	91,543	0.01	1
第8会計年度末 (2004年12月31日)	1,137,455	93,362	0.01	1
第9会計年度末 (2005年12月31日)	1,039,313	85,307	0.01	1
第10会計年度末 (2006年12月31日)	1,038,296	85,223	0.01	1
第11会計年度末 (2007年12月31日)	1,210,943	99,394	0.01	1
第12会計年度末 (2008年12月31日)	1,941,353	159,346	0.01	1
第13会計年度末 (2009年12月31日)	2,115,435	173,635	0.01	1
第14会計年度末 (2010年12月31日)	2,585,318	212,203	0.01	1
2010年5月末日	2,239,369	183,807	0.01	1
6月末日	2,246,481	184,391	0.01	1
7月末日	2,254,928	185,084	0.01	1
8月末日	2,361,420	193,825	0.01	1
9月末日	2,450,422	201,131	0.01	1
10月末日	2,512,483	206,225	0.01	1
11月末日	2,553,334	209,578	0.01	1
12月末日	2,585,318	212,203	0.01	1
2011年1月末日	2,587,789	212,406	0.01	1
2月末日	2,619,845	215,037	0.01	1
3月末日	2,670,378	219,185	0.01	1
4月末日	2,707,762	222,253	0.01	1

### 純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移

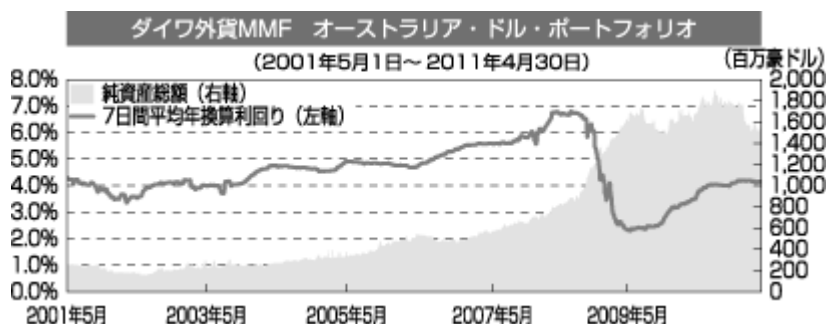


(注) 7日間平均年換算利回りとは、課税前の7日間平均利回りを年率換算したものである。以下同じ。

## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪ドル	円
第5会計年度末 (2001年12月31日)	178,116	15,968	0.01	1
第6会計年度末 (2002年12月31日)	214,820	19,259	0.01	1
第7会計年度末 (2003年12月31日)	249,576	22,374	0.01	1
第8会計年度末 (2004年12月31日)	319,243	28,620	0.01	1
第9会計年度末 (2005年12月31日)	473,779	42,474	0.01	1
第10会計年度末 (2006年12月31日)	509,444	45,672	0.01	1
第11会計年度末 (2007年12月31日)	700,316	62,783	0.01	1
第12会計年度末 (2008年12月31日)	1,325,158	118,800	0.01	1
第13会計年度末 (2009年12月31日)	1,625,629	145,738	0.01	1
第14会計年度末 (2010年12月31日)	1,765,110	158,242	0.01	1
2010年5月末日	1,747,596	156,672	0.01	1
6月末日	1,751,358	157,009	0.01	1
7月末日	1,745,573	156,491	0.01	1
8月末日	1,849,160	165,777	0.01	1
9月末日	1,725,442	154,686	0.01	1
10月末日	1,736,627	155,689	0.01	1
11月末日	1,749,829	156,872	0.01	1
12月末日	1,765,110	158,242	0.01	1
2011年1月末日	1,599,061	143,356	0.01	1
2月末日	1,556,870	139,573	0.01	1
3月末日	1,552,866	139,214	0.01	1
4月末日	1,490,084	133,586	0.01	1

## 純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移



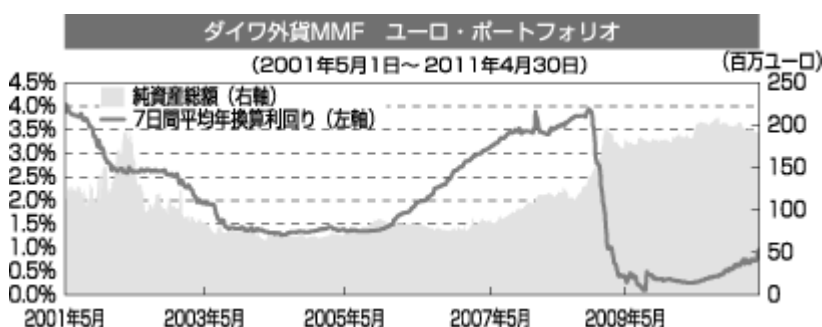


## ユーロ・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
第5会計年度末 (2001年12月31日)	132,040	16,079	0.01	1
第6会計年度末 (2002年12月31日)	92,659	11,283	0.01	1
第7会計年度末 (2003年12月31日)	71,509	8,708	0.01	1
第8会計年度末 (2004年12月31日)	67,019	8,161	0.01	1
第9会計年度末 (2005年12月31日)	85,066	10,358	0.01	1
第10会計年度末 (2006年12月31日)	75,496	9,193	0.01	1
第11会計年度末 (2007年12月31日)	107,188	13,052	0.01	1
第12会計年度末 (2008年12月31日)	177,208	21,579	0.01	1
第13会計年度末 (2009年12月31日)	179,226	21,824	0.01	1
第14会計年度末 (2010年12月31日)	200,210	24,380	0.01	1
2010年5月末日	201,155	24,495	0.01	1
6月末日	199,971	24,350	0.01	1
7月末日	199,009	24,233	0.01	1
8月末日	206,700	25,170	0.01	1
9月末日	200,514	24,417	0.01	1
10月末日	200,850	24,458	0.01	1
11月末日	196,790	23,963	0.01	1
12月末日	200,210	24,380	0.01	1
2011年1月末日	197,079	23,998	0.01	1
2月末日	193,486	23,561	0.01	1
3月末日	191,066	23,266	0.01	1
4月末日	191,218	23,285	0.01	1

(注) ユーロ・ポートフォリオは、1999年1月19日から運用を開始した。

### 純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移

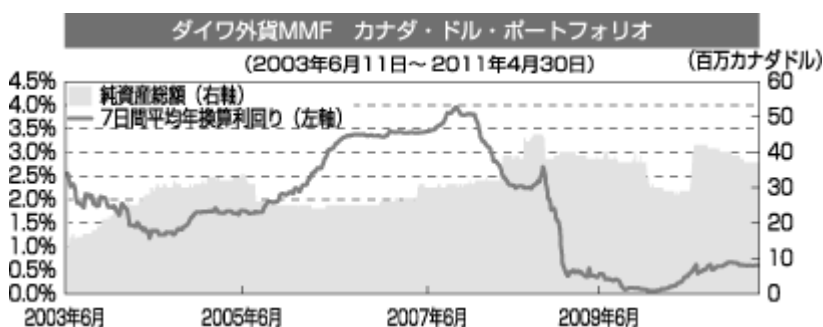


## カナダ・ドル・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千カナダ・ドル	百万円	カナダ・ドル	円
第7会計年度末 (2003年12月31日)	22,817	1,976	0.01	1
第8会計年度末 (2004年12月31日)	31,496	2,728	0.01	1
第9会計年度末 (2005年12月31日)	24,813	2,149	0.01	1
第10会計年度末 (2006年12月31日)	25,759	2,231	0.01	1
第11会計年度末 (2007年12月31日)	31,431	2,723	0.01	1
第12会計年度末 (2008年12月31日)	39,600	3,430	0.01	1
第13会計年度末 (2009年12月31日)	32,858	2,846	0.01	1
第14会計年度末 (2010年12月31日)	39,423	3,415	0.01	1
2010年5月末日	28,777	2,493	0.01	1
6月末日	28,681	2,484	0.01	1
7月末日	41,998	3,638	0.01	1
8月末日	41,780	3,619	0.01	1
9月末日	40,846	3,538	0.01	1
10月末日	40,595	3,516	0.01	1
11月末日	39,982	3,463	0.01	1
12月末日	39,423	3,415	0.01	1
2011年1月末日	38,637	3,347	0.01	1
2月末日	37,247	3,226	0.01	1
3月末日	37,141	3,217	0.01	1
4月末日	37,333	3,234	0.01	1

(注) カナダ・ドル・ポートフォリオは、2003年6月11日から運用を開始した。

### 純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移

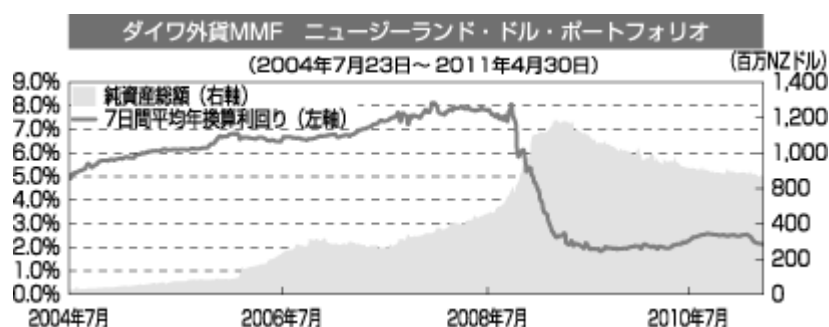


## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千ニュージーランド・ドル	百万円	ニュージーランド・ドル	円
第8会計年度末 (2004年12月31日)	47,296	3,130	0.01	1
第9会計年度末 (2005年12月31日)	101,070	6,688	0.01	1
第10会計年度末 (2006年12月31日)	332,503	22,002	0.01	1
第11会計年度末 (2007年12月31日)	400,344	26,491	0.01	1
第12会計年度末 (2008年12月31日)	1,008,206	66,713	0.01	1
第13会計年度末 (2009年12月31日)	927,635	61,382	0.01	1
第14会計年度末 (2010年12月31日)	810,415	53,625	0.01	1
2010年5月末日	873,836	57,822	0.01	1
6月末日	842,113	55,723	0.01	1
7月末日	830,783	54,973	0.01	1
8月末日	821,519	54,360	0.01	1
9月末日	818,392	54,153	0.01	1
10月末日	794,354	52,562	0.01	1
11月末日	796,591	52,710	0.01	1
12月末日	810,415	53,625	0.01	1
2011年1月末日	798,700	52,850	0.01	1
2月末日	795,522	52,640	0.01	1
3月末日	792,989	52,472	0.01	1
4月末日	764,966	50,618	0.01	1

(注) ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、2004年7月23日から運用を開始した。

### 純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移



## 【分配の推移】

下記会計年度における分配の推移は、以下のとおりである。

(10,000口当たり)

計算期間	USドル・ ポートフォリオ (米ドル)	オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ (豪ドル)	ユーロ・ ポートフォリオ (ユーロ)	カナダ・ドル・ ポートフォリオ (カナダ・ドル)	ニュージーランド ・ドル・ ポートフォリオ (ニュージーラン ド・ドル)
第5会計年度	3.64228	4.32795	3.65686		
第6会計年度	1.20097	3.86397	2.61907		
第7会計年度	0.63175	4.05623	1.75659	1.11893	
第8会計年度	0.81658	4.67210	1.34080	1.48696	2.41613
第9会計年度	2.50855	4.79031	1.38595	1.82944	6.09390
第10会計年度	4.29437	5.01707	2.14281	3.00008	6.62786
第11会計年度	4.50812	5.65425	3.25216	3.58057	7.23873
第12会計年度	2.21595	6.22910	3.53059	2.51395	7.48715
第13会計年度	0.50686	2.69612	0.49528	0.32138	2.46668
第14会計年度	0.22967	3.77030	0.37255	0.36480	2.25320

ファンド証券の1口当たり純資産価格が1米セント、1豪セント、1ユーロ・セント、1カナダ・セントおよび1ニュージーランド・セント(各ポートフォリオの基準価格)となるような額の分配が日々、行われている。分配は各暦月の最終取引日の直前の取引日(分配再投資日)に宣言され、発生済未払いのすべての分配金は税金を控除後、自動的に再投資されている。下記は2011年4月までの1年間における前月最終営業日から各月最終営業日前日まで保有した場合に再投資された月次分配金の額(10,000口当たりの累計額)を表示した。

月次分配金(10,000口当たり)

最終営業日	USドル・ ポートフォリオ (米ドル)	オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ (豪ドル)	ユーロ・ ポートフォリオ (ユーロ)	カナダ・ドル・ ポートフォリオ (カナダ・ドル)	ニュージーランド ・ドル・ ポートフォリオ (ニュージーラン ド・ドル)
2010年5月28日	0.01595	0.28231	0.02074	0.01706	0.15278
2010年6月30日	0.02642	0.35194	0.02710	0.03168	0.19175
2010年7月30日	0.02795	0.33028	0.02898	0.04343	0.18451
2010年8月31日	0.03144	0.35366	0.03332	0.04147	0.21328
2010年9月30日	0.02578	0.33064	0.03388	0.04712	0.20885
2010年10月29日	0.02059	0.31797	0.03841	0.04331	0.20278
2010年11月30日	0.01876	0.35687	0.04713	0.05234	0.22086
2010年12月30日	0.01727	0.34276	0.05007	0.05454	0.20561
2011年1月31日 <sup>(注)</sup>	0.01946	0.36753	0.05838	0.05727	0.19901
2011年2月28日	0.01781	0.32145	0.05404	0.04685	0.21404
2011年3月31日	0.01904	0.35296	0.06159	0.05122	0.19899
2011年4月28日	0.01516	0.31813	0.06484	0.04648	0.16510

(注) ニュージーランド・ドル・ポートフォリオのみ、最終営業日は2011年1月28日

以下は上記保有期間における平均利回りを示したものである。

最終営業日	USドル・ ポートフォリオ (%)	オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ (%)	ユーロ・ ポートフォリオ (%)	カナダ・ドル・ ポートフォリオ (%)	ニュージーランド ・ドル・ ポートフォリオ (%)
2010年5月28日	0.20791	3.68011	0.27036	0.22238	1.99159
2010年6月30日	0.29222	3.89266	0.29974	0.35040	2.12087
2010年7月30日	0.34005	4.01840	0.35259	0.52839	2.24487
2010年8月31日	0.35861	4.03393	0.38005	0.47301	2.43272
2010年9月30日	0.31365	4.02278	0.41220	0.57329	2.54100
2010年10月29日	0.25915	4.00203	0.48343	0.54510	2.55223
2010年11月30日	0.21398	4.07054	0.53757	0.59700	2.51918
2010年12月30日	0.21011	4.17024	0.60918	0.66357	2.50158
2011年1月31日 <sup>(注)</sup>	0.22196	4.19213	0.66589	0.65323	2.50478
2011年2月28日	0.23216	4.19033	0.70445	0.61072	2.52014
2011年3月31日	0.22418	4.15581	0.72517	0.60307	2.34294
2011年4月28日	0.19762	4.14705	0.84523	0.60590	2.15219

(注) ニュージーランド・ドル・ポートフォリオのみ、最終営業日は2011年1月28日

#### 【収益率の推移】

下記会計年度における10,000口当たりの収益率は、以下のとおりである。

計算期間	収益率(%) <sup>(注)</sup>				
	USドル・ ポートフォリオ	オーストラリア・ ドル・ ポートフォリオ	ユーロ・ ポートフォリオ	カナダ・ドル・ ポートフォリオ	ニュージーランド ・ドル・ ポートフォリオ
第5会計年度	3.64228	4.32795	3.65686		
第6会計年度	1.20097	3.86397	2.61907		
第7会計年度	0.63175	4.05623	1.75659	1.11893	
第8会計年度	0.81658	4.67210	1.34080	1.48696	2.41613
第9会計年度	2.50855	4.79031	1.38595	1.82944	6.09390
第10会計年度	4.29437	5.01707	2.14281	3.00008	6.62786
第11会計年度	4.50812	5.65425	3.25216	3.58057	7.23873
第12会計年度	2.21595	6.22910	3.53059	2.51395	7.48715
第13会計年度	0.50686	2.69612	0.49528	0.32138	2.46668
第14会計年度	0.22967	3.77030	0.37255	0.36480	2.25320

(注) 各ポートフォリオは、1口当たり純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率(10,000口当たり)は、分配金の各会計年度末における累計額を用いて、以下の計算式により算出された。

$$\text{収益率}(\%) = 100 \times (a-b) / b$$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配額の額)

なお、収益率は運用開始年度の翌年度より算出している。

## (4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度の販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末の発行済口数は、以下のとおりである。なお、括弧内の数字は、本邦内における販売、買戻し及び発行済の各口数である。

## USドル・ポートフォリオ

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第5会計年度	197,110,780,923 (197,110,780,923)	256,857,045,265 (256,857,045,265)	92,629,108,593 (92,629,108,593)
第6会計年度	124,312,696,419 (124,312,696,419)	123,820,024,511 (123,820,024,511)	93,121,780,501 (93,121,780,501)
第7会計年度	141,106,703,694 (141,106,703,694)	122,700,036,420 (122,700,036,420)	111,528,447,775 (111,528,447,775)
第8会計年度	117,628,366,377 (117,628,366,377)	115,411,314,313 (115,411,314,313)	113,745,499,839 (113,745,499,839)
第9会計年度	167,525,243,852 (167,525,243,852)	177,339,489,487 (177,339,489,487)	103,931,254,204 (103,931,254,204)
第10会計年度	155,768,598,648 (155,768,598,648)	155,870,288,067 (155,870,288,067)	103,829,564,785 (103,829,564,785)
第11会計年度	116,112,047,738 (116,112,047,738)	98,847,270,641 (98,847,270,641)	121,094,341,882 (121,094,341,882)
第12会計年度	255,634,993,705 (255,634,993,705)	182,594,003,903 (182,594,003,903)	194,135,331,684 (194,135,331,684)
第13会計年度	213,805,973,538 (213,805,973,538)	196,397,804,199 (196,397,804,199)	211,543,501,023 (211,543,501,023)
第14会計年度	258,183,431,844 (258,183,431,844)	211,195,136,126 (211,195,136,126)	258,531,796,741 (258,531,796,741)

## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第5会計年度	19,082,399,332 (19,075,240,385)	26,374,605,073 (25,576,455,400)	17,811,604,560 (17,811,604,560)
第6会計年度	34,177,818,915 (34,177,818,915)	30,507,431,404 (30,507,431,404)	21,481,992,071 (21,481,992,071)
第7会計年度	73,609,926,654 (73,609,926,654)	70,134,296,402 (70,134,296,402)	24,957,622,323 (24,957,622,323)
第8会計年度	57,738,015,217 (57,738,015,217)	50,771,311,880 (50,771,311,880)	31,924,325,660 (31,924,325,660)
第9会計年度	103,656,157,130 (103,656,157,130)	88,202,551,717 (88,202,551,717)	47,377,931,073 (47,377,931,073)
第10会計年度	71,569,002,288 (71,569,002,288)	68,002,501,159 (68,002,501,159)	50,944,432,202 (50,944,432,202)
第11会計年度	100,686,647,404 (100,686,647,404)	81,599,430,792 (81,599,430,792)	70,031,648,814 (70,031,648,814)
第12会計年度	182,577,095,220 (182,577,095,220)	120,092,978,028 (120,092,978,028)	132,515,766,006 (132,515,766,006)
第13会計年度	218,797,582,638 (218,797,582,638)	188,750,453,380 (188,750,453,380)	162,562,895,264 (162,562,895,264)
第14会計年度	237,299,222,524 (237,299,222,524)	223,351,153,420 (223,351,153,420)	176,510,964,368 (176,510,964,368)

## ユーロ・ポートフォリオ

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第5会計年度	53,278,516,740 (53,278,516,740)	49,957,152,609 (49,957,152,609)	13,203,954,305 (13,203,954,305)
第6会計年度	28,058,538,350 (28,058,538,350)	31,996,574,444 (31,996,574,444)	9,265,918,211 (9,265,918,211)
第7会計年度	9,741,200,625 (9,741,200,625)	11,856,192,060 (11,856,192,060)	7,150,926,776 (7,150,926,776)
第8会計年度	6,099,658,253 (6,099,658,253)	6,548,731,057 (6,548,731,057)	6,701,853,972 (6,701,853,972)
第9会計年度	9,003,002,977 (9,003,002,977)	7,198,252,635 (7,198,252,635)	8,506,604,314 (8,506,604,314)
第10会計年度	5,620,113,540 (5,620,113,540)	6,577,084,799 (6,577,084,799)	7,549,633,055 (7,549,633,055)
第11会計年度	11,806,945,881 (11,806,945,881)	8,637,804,397 (8,637,804,397)	10,718,774,539 (10,718,774,539)
第12会計年度	16,726,458,442 (16,726,458,442)	9,724,475,830 (9,724,475,830)	17,720,757,151 (17,720,757,151)
第13会計年度	11,177,169,879 (11,177,169,879)	10,975,284,312 (10,975,284,312)	17,922,642,718 (17,922,642,718)
第14会計年度	13,216,408,276 (13,216,408,276)	11,118,066,208 (11,118,066,208)	20,020,984,786 (20,020,984,786)

(注) ユーロ・ポートフォリオは、1999年1月19日から運用を開始した。

## カナダ・ドル・ポートフォリオ

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第7会計年度	7,025,562,141 (6,014,319,219)	4,743,823,827 (4,743,823,827)	2,281,738,314 (1,270,495,392)
第8会計年度	3,369,354,939 (3,360,548,908)	2,501,518,206 (1,481,469,253)	3,149,575,047 (3,149,575,047)
第9会計年度	1,358,439,984 (1,358,439,984)	2,026,674,235 (2,026,674,235)	2,481,340,796 (2,481,340,796)
第10会計年度	945,273,948 (945,273,948)	850,729,382 (850,729,382)	2,575,885,362 (2,575,885,362)
第11会計年度	1,694,106,070 (1,694,106,070)	1,126,902,783 (1,126,902,783)	3,143,088,649 (3,143,088,649)
第12会計年度	2,611,849,050 (2,611,849,050)	1,794,980,301 (1,794,980,301)	3,959,957,398 (3,959,957,398)
第13会計年度	1,597,328,924 (1,597,328,924)	2,271,520,457 (2,271,520,457)	3,285,765,865 (3,285,765,865)
第14会計年度	2,166,776,013 (2,166,776,013)	1,510,270,646 (1,510,270,646)	3,942,271,232 (3,942,271,232)

(注) カナダ・ドル・ポートフォリオは、2003年6月11日から運用を開始した。

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第8会計年度	8,100,070,594 (8,100,070,594)	3,370,431,094 (3,370,431,094)	4,729,639,500 (4,729,639,500)
第9会計年度	15,811,530,431 (15,811,530,431)	10,434,126,328 (10,434,126,328)	10,107,043,603 (10,107,043,603)
第10会計年度	56,301,366,853 (56,301,366,853)	33,158,137,740 (33,158,137,740)	33,250,272,716 (33,250,272,716)
第11会計年度	51,610,149,320 (51,610,149,320)	44,826,007,018 (44,826,007,018)	40,034,415,018 (40,034,415,018)
第12会計年度	111,799,309,256 (111,799,309,256)	51,013,113,388 (51,013,113,388)	100,820,610,886 (100,820,610,886)
第13会計年度	94,448,935,455 (94,448,935,455)	102,506,072,048 (102,506,072,048)	92,763,474,293 (92,763,474,293)
第14会計年度	64,350,267,715 (64,350,267,715)	76,072,270,203 (76,072,270,203)	81,041,471,805 (81,041,471,805)

(注) ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、2004年7月23日から運用を開始した。



## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込(販売)手続等】

#### (1) 海外における販売手続等

各ポートフォリオの受益証券は、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である個人(適切な申告書に記入したアイルランド免税投資家を除く。)および米国人に対する場合を除き、すべて自由に譲渡可能である。同一のポートフォリオの各受益証券は、当該同一のポートフォリオのその他の受益証券と共に、関連するポートフォリオの利益および分配ならびに終了の場合には関連するポートフォリオの資産に同等に参加することができる。各ポートフォリオの受益証券は、無額面であり、かつ発行時に全額払込が行われなければならない。優先権または新株引受権が一切付されていない。

受益証券の端数は発行されない。

当初最低申込口数は、受益証券100口とする。

#### 申込手続

ポートフォリオの受益証券の買付申込みは、管理会社がその事業所の住所において当該ポートフォリオの取引日の正午12時(ダブリン時間)より前に受領した場合、当該取引日に処理される。正午12時(ダブリン時間)以降に受領される申込みは、管理会社の裁量により、翌取引日に繰り延べられることがある。

ポートフォリオの受益証券は、申込みが成立した取引日の翌取引日までに受託会社に対する支払が行われることを条件として、管理会社により発行される。受益証券は、買付の申込書が管理会社により受領されかつ受理された取引日の営業終了時に発行される。申込金の支払の懈怠または支払の遅延によりポートフォリオが被る損失、経費または費用は、申込人が負担する。

受益証券の発行を確認する契約書は、申込人のリスク負担により、通常、申込みが成立した申込人またはその指名する代理人に対して1週間以内に送付される。受益証券は記名式でのみ発行される。

管理会社は、自らの裁量によりいつでも、一定の国または領域に居住しまたは設立される個人または法人に対するポートフォリオの受益証券の発行の一時的な中断、完全な中止または制限をすることができる。また、管理会社は、関連するポートフォリオまたはダイワ外貨MMFの受益者の保護のために必要または望ましい場合、一定の個人または法人による受益証券の取得を禁じることができる。

さらに、管理会社は、(a)自らの裁量により、受益証券の全部または一部の申込みを拒絶し、また、(b)いつでも、受益証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有する受益証券を買い戻すことができる。

米国人およびアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である個人(適切な申告書に記入したアイルランド免税投資家を除く。)は、ポートフォリオの受益証券の購入を行うことができず、また、申込人は、直接的または間接的に、米国人またはアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である個人(適切な申告書に記入したアイルランド免税投資家を除く。)のために受益証券の取得を行っているものではないことを証明することを要求される。単独でまたは他の者と共同で受益証券を保有することのできない者が受益証券の実質的所有者となっていると管理会社がみなす場合、受託会社は、当該受益証券をすべて強制的に買い戻すことができる。

## マネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策措置

2010年(マネーロンダリングおよびテロ資金供与に関する)刑事処罰法により、管理会社は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与を防止しかつ摘発するためリスク・ベースの適切な措置を実行することを義務づけられており、かかる措置には、すべての受益者および場合により受益者がその代理人として受益証券を保有する際の実質的所有者の身元および住所を確認するための措置が含まれる。信託証書に基づき、取締役会は、各受益者の身元の確認に必要な文書を入手するため管理会社を任命した。かかるリスク・ベース手法の適用により、一定の状況において、管理会社は、一定種類の投資者(例えば、政治的に無防備な者または高リスク区分に該当すると評価されたその他の投資者)に高度の顧客についてのデュー・デリジェンスを適用することを要求される。管理会社は、受益証券の申込時および投資者が受益証券を保有している期間中のいつでも(当該受益証券の買戻し時を含む。)、当該受益者および当該受益証券が代理人により保有される際の実質的所有者の身元および住所を確認するために必要な情報を請求することができる。

一般に、投資者が初めて受益証券の買付を申し込む際に、管理会社は、顧客についてのデュー・デリジェンス関連文書を要求する。しかし、規制上の変更によりまたは買戻しその他に関連し、管理会社は、継続的なデュー・デリジェンスの実施を要求することができ、これに従い、管理会社は、受益者または受益証券の実質的所有者の身元の確認に必要な情報をいつでも請求する権利を留保することができる。

管理会社は、申込人の身元および住所の確認のために必要とみなす情報および文書を要求することができる。規制された仲介者を通じて申込みが行われ、当該仲介者が適用法上アイルランドと同等のマネーロンダリング防止規則を有すると認められる国において業務を行う場合、管理会社は、当該投資者に対し簡単な顧客についてのデュー・デリジェンスを適用するかまたは本来の投資予定者に関する規制された仲介者からの表明書に依拠することができるが、同時にマネーロンダリング防止の目的上投資者を継続して監視しなければならない。

管理会社は、投資予定者に対し、必要となる、身元を示す証拠の種類について通知する。一例として、個人の場合には、特定の者または機関(弁護士または公証人等)により適式に認証されたパスポートまたは身分証明書の写しを、住所を示す証拠(公共料金請求書または銀行明細書等)と共に提出することを要求されることがある。法人の申込人の場合には、その設立証明書(社名変更証明書を含む。)ならびに基本定款および通常定款(またはそれに相当するもの)の謄本、ならびにすべての取締役および2010年(マネーロンダリングおよびテロ資金供与に関する)刑事処罰法が定める実質的所有者の氏名および居住住所の提出を要求されることがある。

上記に記載された内容は一例にすぎず、管理会社は、各申込人の身元および住所を確認するために必要とみなす情報および文書を要求する。申込人が自己の身元を証明するため管理会社から要求された情報の提出を遅滞した場合またはかかる情報を提出しなかった場合、管理会社は、申込みの受諾を拒否し、受領した申込資金を利息を付さずに、申込人の費用負担において、当該資金が当初引き落とされた口座に返金することができる。身元の確認に必要な文書を提出しなかった受益者に対し受益証券が発行された場合、管理会社は、買戻請求を処理するが、当該受益者に帰属する買戻代金の支払を差し控える。投資予定者は、投資者が上記のように第三者の身元を確認するための情報を管理会社に提供しない場合には買戻代金が当該第三者の口座に支払われないことに留意する必要がある。

各申込人は、管理会社が要求した情報および文書が当該申込人により提供されなかった場合、管理会社が当該申込人の買付申込みの処理を拒否したことまたは買戻代金の支払を遅滞したことに起因する損失につき何ら損害を被らないことを認識し、かつこれに同意する。

## (2) 日本における販売手続等

日本においては、申込期間中の取引日に、ファンド証券の募集が行われる。申込締切時間の照会先は、日本における各販売会社である。日本における販売会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、日本における販売会社と積立投資約款に基づく積立投資契約を締結する。投資者に対する販売の単位は、1口以上1口単位である。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者は、販売取扱会社から買付代金の支払と引換えに取引報告書を受領する。申込金額は円貨または当該ポートフォリオの基準通貨で支払うものとする。円貨での支払における米ドル、豪ドル、ユーロ、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルと円貨との換算は、各申込みについての申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

受益証券の申込みにあたって申込手数料は請求されない。

なお、日本証券業協会の会員である販売取扱会社は、ダイワ外貨MMFの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

## 2 【買戻し手続等】

### (1) 海外における買戻し手続等

当該ポートフォリオの毎取引日に、買戻し申込書を記入後、受益者は管理会社に対し、その保有するファンド証券の全部または一部につき、当該取引日に決定される当該ポートフォリオの1口当たりの純資産価格に相当する価格をもって買戻しを請求することができる。

#### 買戻し手続

適切な買戻し申込書は、買戻しが効力を生じる取引日の正午12時(ダブリン時間)までに管理会社の事務所に於いて、管理会社が受領しなければならない。かかる買戻し申込書が取引日の正午12時(ダブリン時間)後に受領された場合は、管理会社の裁量により翌取引日に繰越すことができる。買戻し請求が管理会社により受領された取引日に受益証券の買戻しが行われる。

買戻される受益証券に関連して宣言され、発生したすべての分配金のうち、未払いのものは、買戻金と共に支払われる。かかる分配金および買戻金は、通常、買戻しが有効となる取引日の翌取引日に該当ポートフォリオの基準通貨をもって受益者の口座に銀行電信送金で支払われる。買戻金支払の費用は全て該当ポートフォリオが負担する。

受益者は、関連するポートフォリオ資産の評価の一時的停止の場合を除き、管理会社の事前の書面による合意なしに、買戻し請求を取り下げることが出来ず、この場合取り下げは、管理会社が評価の停止期間終了前に書面による通知を受領した場合に限り、有効となる。買戻し請求の取り下げがなされない場合、買戻しは、評価停止終了後の翌取引日に行われる。

管理会社は、1取引日に買い戻される受益証券の口数を、関連するポートフォリオの発行済受益証券合計の10%に制限する権限を有する。この場合かかる制限は、かかる取引日に受益証券の買戻しを希望する受益者全員に一律に適用され、すべての受益者の受益証券が、一律の割合で買戻され、その日に買い戻されない受益証券は翌取引日に繰越して買い戻される。繰り越された買戻請求は、その後の請求に優先して処理される。買戻要求がこのように繰越される場合、管理会社は影響を受ける受益者に通知する。

## (2) 日本における買戻し手続等

日本において、受益者は、各取引日に、販売取扱会社を通じて、管理会社に対しファンド証券の買戻しを請求することができる。買戻請求の締切時間の照会先は、日本における各販売会社である。かかる買戻請求は、販売取扱会社により、各ポートフォリオの取引日に管理会社に取り次がれる。

買戻価格は、関連する取引日に決定される関連するポートフォリオの1口当たり純資産価格に相当する。

買戻しを請求した受益者は、ファンド証券の買戻代金に加え、発生済未払いの分配金を受領する。買戻代金の支払は、口座約款および積立投資約款に従い販売取扱会社を通じて、円貨または当該ポートフォリオの基準通貨で行われる。買戻しは1口以上1口単位とする。買戻手数料は請求されない。買戻代金は、原則として、買戻請求が行われた取引日の翌取引日に支払われる。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### 純資産価格の計算

各ポートフォリオの純資産価格は、各ポートフォリオの基準通貨で表示され、取引日に当該取引日の当該ポートフォリオの資産の額から当該ポートフォリオの債務(管理会社の裁量により諸経費の引当額を含む。)を控除し計算される。

1口当たりの純資産価格は、当該ポートフォリオの純資産額を、当該取引日の当該ポートフォリオの発行済であるかまたは発行済とみなされる受益証券口数で除し、各ポートフォリオの基準価格で、小数点以下第1位を切り捨てた額とする(ただし、1口当たりの純資産価格が分配の目的で決定される場合には、小数点以下第7位まで計算される。)

各ポートフォリオの資産は、当初、当該ポートフォリオの受益証券の当初発行による手取金により構成される。その後、各ポートフォリオの資産は、当該手取金から生じた投資証券および現金およびその他の財産、ならびにその後に発行された当該ポートフォリオの受益証券の手取金から宣言済の分配額を差し引いた額により構成される。

下記の規定が、各ポートフォリオの管理に適用される。

( )各ポートフォリオの記録および会計書類は、管理会社および受託会社が随時決定する通貨で維持される。

( )各ポートフォリオの受益証券の発行手取金は、当該ポートフォリオに関するダイワ外貨MMFの記録および会計書類に記帳され、これらに帰属する資産および債務ならびに収益および支出は、当該ポートフォリオに充当される。

( )ある資産がいずれかの資産(現金その他を問わない。)から派生した場合、当該派生資産は、ダイワ外貨MMFの記録および会計書類上、その発生源である資産と同一のポートフォリオに充当され、投資資産の再評価のつど、価値の増減が当該ポートフォリオに充当される。

( )受託会社が特定ポートフォリオに帰属させることができないと判断するダイワ外貨MMFの資産について、受託会社は、管理会社および監査人の承認を得て、当該資産のポートフォリオ間における配分基準を決定することができ、さらに常時および随時、管理会社および監査人の承認を得て、当該配分基準を変更する権限を有する。

ただし、全ポートフォリオ間の資産の配分が割当時におけるそれぞれの純資産価格に応じてなされる場合は、管理会社および監査人の承認を要しない。

( )受託会社は、管理会社および監査人の承認を得て、債務のポートフォリオ間における配分基準(状況が許す場合、その後になされる再配分に関する条件を含む。)を決定することができ、さらに常時および随時、当該基準を変更する権限を有する。ただし、債務が関連していると受託会社が判断するポートフォリオに対し、債務の配分が割当時におけるそれらの純資産価格に応じてなされている場合、または債務が特定ポートフォリオに関連していないと受託会社が判断する場合にすべてのポートフォリオ間で債務の配分が割当時におけるそれぞれの純資産価格に応じてなされている場合には、管理会社および監査人の承認を要しない。

( )各ポートフォリオ資産は、当該ポートフォリオのみに帰属するものであり、他のポートフォリオから分離され、他のいかなるポートフォリオの債務または他のポートフォリオに対する請求を直接もしくは間接的に履行するために利用することはできず、かかる目的に供することはできない。

各ポートフォリオ資産の評価は、次のように行われる。

- ( )残存満期が397日以内で投資標準のある債務証券は、減価償却後の取得原価基準(つまりプレミアムの償却または値引きの額を調整した取得価額)で評価される。この点において管理会社は継続して評価の減価償却後の取得原価基準と投資対象の時価評価を査定し、必要な場合は、管理会社が誠実に決定する公正な市場価格をもって各ポートフォリオの投資が評価されることを確保するため、変更を提言する。市場価値に対する減価償却後の価格に対する管理会社の精査は、アイルランド中央銀行のガイドラインに従い行われる。もし受益証券1口当たりの償却費用が受益証券1口当たりの真の純資産価格から逸脱し、これが実質的な希薄化あるいはその他の不当な結果が特定のポートフォリオに生じると管理会社が考える場合(特に逸脱が純資産価額の0.3%を超える場合)は、管理会社はかかる希薄化あるいは不当な結果を実行可能な範囲において除去または減少するために管理会社が適切とみなす是正措置を講じる。
- ( )公認の証券取引所において上場され、そこで値付けされ、上記(1)に従って評価されない金融商品は、評価基準時における、かかる公認の証券取引所で取引された直近の価格により評価される。価格が入手不能であるかまたは投資対象の公正な価額を反映していない場合は、価格は受託会社の承認する株式ブローカーまたはその他の専門家により慎重かつ誠実に推定される。
- ( )証券が複数の公認の証券取引所において上場されている場合は、受託会社の承認を得て管理会社の判断する当該証券の主要な市場である公認の証券取引所において入手可能な直近の取引値で評価される。
- ( )上記(1)に従って評価されず、公認の証券取引所に上場されていない証券は、世界のある地域において満足できる相場を提供している適切な者または法人により慎重かつ誠実に推定されているか、または受託会社の承認する株式ブローカーまたはその他の専門家により証明された実現可能な近似値により、または、投資費用と発生収益を考慮に入れて慎重かつ誠実に推定された受託会社の承認する実現可能な近似値であると管理会社が具体的な状況下で判断する価格により評価される。
- ( )現金その他の流動資産は、額面価額に当該日の終了までの経過利息(適用ある場合)を付して評価される。
- ( )投資信託の受益証券または株式は、関連する投資信託の入手可能な直近の純資産額に基づき評価される。
- ( )関係する取引所外または店頭市場においてプレミアム付でまたは値引きされて取得または取引された投資対象(証券取引所に上場されているか否かを問わない。)の価額は、受託会社の承認を得て、当該投資対象の評価日のプレミアムまたは値引きの程度を考慮に入れて評価される。管理会社は、通貨、市場性およびその他関連ありと認められる判断要素に関し、有価証券の公正な価額を反映させるのに必要と判断する場合には、受託会社の承認を得て、当該有価証券の価額を調整することができる。

- ( )スワップ契約以外の、市場で取り扱われている金融派生商品の評価は、かかる市場におけるかかる商品の決済価格と考えられる価格を用いて決定される。
- かかる金融派生商品が市場で扱われていない場合は、受託会社に承認された基準に基づき、慎重かつ誠実に管理会社またはその代行者が価格を決定する。
- ( )スワップ契約の価格は、スワップ契約の相手方による買値基準で値付けされる市場価格で表示される。スワップ契約の価格は、かかるスワップ契約の市場を形成する、受託会社により承認された者、法人または組織により毎月証明される。
- 上記(1)から(9)までの評価規則による投資対象の評価が不可能もしくは不正確である場合または当該評価が証券の公正な市場価格を反映していない場合、管理会社は、受託会社の承認を得て、当該投資対象の適正な評価を行うために他の一般に認められている評価原則を用いることができる。
- ポートフォリオの評価の計算および発行済もしくは発行済とみなされるファンド証券数の決定は以下のとおりとする。
- ( )管理会社が発行に同意した各ポートフォリオ受益証券は申込みが管理会社により受領され受諾された取引日の終了時に発行済のものとしてみなされる。
- ( )投資対象の購入または売却が合意されたが、当該購入または売却が完了していない場合、購入または売却が適法に完了したのものとして、当該投資対象が加算または減額され、かつ総購入額または純売却額が加算または減額される。
- ( )ポートフォリオ受益証券の消却の通知が、管理会社により受託会社に付与されたが、かかる消却が完了していない場合、消却対象の受益証券は発行済のものとしてみなされず、かかるポートフォリオの評価額は当該消却により管理会社に支払われる金額だけ減少する。
- ( )ポートフォリオの基準通貨以外の通貨で表示された評価額(投資対象であるか現金であるかを問わない。)およびポートフォリオの基準通貨以外の借入金は、管理会社が(とりわけ)交換費用に関連するプレミアムまたは割引料に配慮して、受託会社と協議し、またはその承認する方法により、事情に応じ適切とみなす換算率(公定のものかどうかを問わない。)により、ポートフォリオの基準通貨に換算される。
- ( )当該ポートフォリオ資産から、発生基準時(ポートフォリオとの関係において、関連ポートフォリオの計算のために当該ポートフォリオの収益および債務が発生したとみなされる日時であり、各ポートフォリオにおいては、関連ポートフォリオの純資産価額が決定される取引日の翌取引日の営業開始時をいう。以下同じ。)までの当該ポートフォリオの資本の中から適切に支払われる現実の、または推定の債務(借入残高(もしあれば)を含むが、上記の債務を除く。)の総額が控除される。
- ( )投資対象のコール・オプションが売却された場合、当該投資対象の価額の中から、公認の証券取引所で値決めされた最低市場取引価格を参考にして計算されるオプション価格(上記の市場価格がない場合には、受託会社が承認する株式ブローカーその他が証明する価格、または管理会社が状況に応じて合理的と考え、かつ受託会社が承認する価格。)が控除される。
- ( )当該ポートフォリオ資産に対して、発生基準時までの発行済の未受領の利息または配当の金額を加算する。

- ( )当該ポートフォリオ資産に対して、所得に課される公租公課の還付請求額(管理会社および受託会社に支払われる手数料および二重課税の救済に係る請求を含む。)の総額(現実に発生しているか、管理会社の推定によるかを問わない。)を加算する。
- ( )当該ポートフォリオ資産から、評価基準時以前に宣言され、または宣言されたとみなされる分配金額を減額する。
- ( )当該ポートフォリオ資産から、発生基準時まで生じた管理会社および受託会社に支払われる手数料および当該ポートフォリオの通常管理のために管理会社および受託会社が支出した発生済未払いの費用、ならびにこれに課される付加価値税(もしあれば)相当額が控除される。
- (x )当該ポートフォリオ資産から、発生基準時まで生じた租税債務の総額(現実に発生しているか、管理会社の推定によるかを問わない。)が控除される。
- (x )当該ポートフォリオ資産から、発生基準時まで生じた借入金の発生利息(もしあれば)を含む、収益の中から適切に支払われるその他一切の債務の総額(発生しているか、管理会社の推定によるかを問わない。)が控除される。

#### (一定事由の発生時の税金)

投資者は、アイルランドの居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者による受益証券の現金化、買戻しもしくは譲渡またはアイルランドの居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者に対する分配金の支払等の一定の事由の発生時に生じる納税義務について留意すべきである。また、納税義務を生じる事由が発生し、ダイワ外貨MMFがいずれかの法域で税金(その利息またはペナルティーを含む。)を負担する責任を負うこととなった場合、ダイワ外貨MMFは、当該金額を当該事由の発生時の支払金額から控除し、または受益者もしくは受益証券の実質的所有者により保有される、当該義務を履行するための十分な価格(買戻し手数料の控除後)を有する受益証券の口数を強制的に買い戻し、もしくは消却する権利を有する。関連する受益者は、ダイワ外貨MMFに納税義務を生じる事由が発生した場合、かかる控除、充当または消却が行われなかった場合を含め、ダイワ外貨MMFが税金およびその利息またはペナルティーを負担する責任を負うことにより被った損失を補償し、かつ当該損失についてダイワ外貨MMFが補償されるようにする。

#### (受益証券の価格の公表)

以下に記載される事由によりポートフォリオの純資産価格の決定が停止された場合を除き、ポートフォリオ受益証券の1口当たり純資産価格は各取引日後、2営業日以内にフィナンシャル・タイムズで公表され、また各取引日の翌営業日に管理会社の登記上の事務所において入手可能となる。

日本においては、取引日につづく日本における金融商品取引業者の営業日に、代行協会員の事務所において公表される。

#### ファンド証券の発行、買戻しおよび純資産価格の計算の停止

管理会社は、以下のいずれかの事由に該当する場合、一時的に純資産価格の計算を停止し、各ポートフォリオの受益証券の発行および買戻しを停止することができる。

- (イ)当該ポートフォリオの組入証券の相当部分が随時取引されている主要な市場または証券取引所が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止されている期間



(ロ)政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由、もしくは管理会社の管理、責任および権限の及ばない何らかの状況が生じたため、当該ポートフォリオの受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、当該ポートフォリオの資産の重要な部分の処分もしくは評価が合理的に実行できない期間、または管理会社の判断によれば売買価格を公正に計算できない期間

(ハ)当該ポートフォリオの組入証券の相当部分の価格決定または市場もしくは証券取引所における現在の価格の決定を行うため通常使用されている通信機能が故障している期間

(ニ)ポートフォリオが当該ポートフォリオの受益証券の受益者からの買戻しに際し支払をするために資金を送金できない期間、または、管理会社の判断によれば、組入証券の相当部分の売却もしくは購入のための資金の送金、もしくは当該ポートフォリオ受益証券の買戻代金の支払が通常の為替レートでは実行できない期間

かかる停止は、直ちに(いかなる場合にも停止事由が発生した営業日内に)アイルランド中央銀行ならびに受託会社に通知され、かかる停止が14日を超えるものと管理会社が判断する場合、当該ポートフォリオ受益証券の受益者が居住する国の新聞に公告し、または直接受益者に通知する。当該ポートフォリオの受益証券の発行または買戻しを請求する投資者に対しては、その申込時または買戻しに係る書面による撤回不能の請求が提出された時に、管理会社が通知する。可能な場合、速やかに停止期間を終了するためのすべての適切な手段がとられる。

アイルランド中央銀行はまた、管理会社が公衆および受益者の利益に資すると判断した場合、純資産価格の決定ならびにポートフォリオの受益証券の申込みおよび買戻しを停止できる。

いずれかのポートフォリオの純資産価格の計算の停止が、他のポートフォリオの純資産価格の計算に影響を及ぼすことはない。

## (2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外市場においては、ファンド証券の券面または確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売されるファンド証券の券面またはその確認書は、日本における各販売会社の名義で保管される。ただし、日本の受益者が自己の責任でファンド証券を保管する場合は、この限りでない。

管理会社は登録済受益者以外の者について、受益者であることを承認する義務を負わない。

## (3) 【信託期間】

以下に記載される方法に従い早期に解散されない限り、ダイワ外貨MMFの存続期間は無期限である。

ただし、下記の場合いつでもダイワ外貨MMFを解散させることができる。

以下の場合、受託会社は、ダイワ外貨MMFを解散させることができる。

(イ)管理会社が清算手続(組織変更または合併を目的として行われる受託会社により事前に書面をもって承認される条件に従った任意清算を除く。)に入り、営業を中止し、または(受託会社の合理的判断により)受託会社が合理的な理由により承認しない法人または個人の支配に事実上服することになった場合

(ロ)受託会社の合理的な意見に従えば、管理会社が能力を喪失し、義務を十分に履行することができず、または受託会社の判断により、ダイワ外貨MMFの評価を下げるような、もしくは受益者の利益を害するような措置を講じた場合

(ハ)ダイワ外貨MMFの存続を不適法、または受託会社の合理的な意見により非現実的または不適切にする法律が制定された場合

(二)受託会社が管理会社に対して書面により辞任の申し出をした後6か月以内に、管理会社が新任の受託会社を任命しなかった場合

以下の場合、管理会社は、ダイワ外貨MMFを解散させることができる。

(イ)ダイワ外貨MMFが認可投資信託としての資格を喪失した場合

(ロ)ダイワ外貨MMFの存続を不適法、または管理会社の合理的な意見により非現実的または不適切にする法律が制定された場合

(ハ)管理会社が辞任の申し出をした後3か月以内に、受託会社が新任の管理会社を任命しなかった場合

(二)すべてのポートフォリオの純資産総額の合計が5億円相当額を下回った場合

ダイワ外貨MMFは受益者集会の特別決議により解散させることができる。

かかる解散は、前記決議が可決された日の3か月後または決議によって定められるそれ以後の日に効力が生じる。ダイワ外貨MMFの解散前2か月以上前に管理会社は受益者に対して予定される解散と資産の分配を通知する。

下記のいずれかに該当する事由が生じた場合、管理会社は以下に定める書面により通知を行い、その裁量によりポートフォリオを解散させることができる。

( )ポートフォリオがアイルランド中央銀行の承認を喪失した場合

( )当該ポートフォリオの存続を不適法または管理会社の合理的な判断に照らし非現実的もしくは不適切にする法律が制定された場合

( )投資運用会社が辞任の申し出をした後3か月以内に、管理会社が当該ポートフォリオについて新任の投資運用会社を任命しなかった場合

( )受託会社の承諾を得て管理会社が当該ポートフォリオの終了が望ましいと判断する状況の場合

ポートフォリオは、信託証書の付属書類の条項に従い、適法に招集、開催された当該ポートフォリオの受益者集会の特別決議により、いつでも解散させることができる。かかる終了は、上記の決議が採択された日から3か月後または上記の決議により定めるその後の日(もしあれば)に効力が生じる。

ダイワ外貨MMFまたは1つのポートフォリオの解散の後、受託会社は、各ポートフォリオ(ダイワ外貨MMFの解散の場合)または当該ポートフォリオ(1つのポートフォリオのみの解散の場合)の資産の売却を行い、解散後合理的な期間内に各当該ポートフォリオの受益者に対し保有ポートフォリオ証券の口数に比例して当該ポートフォリオ資産の売却から生じた純現金収益総額を分配する。受託会社は、ダイワ外貨MMFの解散に関して自らに生じたすべての費用も控除することができる。

#### (4) 【計算期間】

ダイワ外貨MMFの会計年度は毎年12月31日をもって終了する。

## (5) 【その他】

## ファンド証券発行限度額

ファンド証券の発行額には制限がなく、随時発行することができる。

## 信託証券の変更

管理会社および受託会社は、補足証券の形式によりアイルランド中央銀行の事前の承認を得て、ダイワ外貨MMFが認可投資信託としての資格を喪失させる目的以外の目的に資するとそれらが考慮する方法で、またその範囲で、いつでも信託証券の条項を変更することができる。ただし、受託会社が、当該変更が受益者の利益を害さず、かつ管理会社または受託会社の受益者に対する責任を免除することにならない旨を書面で証明する場合、かかる訂正、変更、追加がアイルランド中央銀行の規則により要求されるものである場合、またはかかる訂正、変更、追加が公認の証券取引所のリストの増加のために行われる場合を除き、受益者集会の特別決議による承認を必要とする。いかなる変更も、受益者に対しその受益証券に関してさらに支払いを行いまたはそれに関する債務を負う義務を課するものではない。

信託証券の重要事項の変更は、公告され、受益者に通知される。

## ワラント、新株引受権またはオプションの発行

ワラント、新株引受権またはオプションの発行に基づいてファンド証券を買い付ける権利は受益者に付与されない。

## 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約は、一当事者が相手当事者に対し90日前の書面による通知を付与することにより本契約を解除しない限り、有効に存続する。

同契約はアイルランドの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一当事者が他方当事者に対し同法の規定に従い190日前までに書面で通知を行い終了させるまで、効力が継続する。

同契約はアイルランドの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し書面により解約を通知するまで有効に存続する。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続する。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

#### 4 【受益者の権利等】

##### (1) 【受益者の権利等】

受益者が管理会社および/または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければならない。

したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。

##### 分配請求権

受益者は、合意された各ポートフォリオの分配金を、持分に応じて請求する権利を有する。

##### 買戻請求権

受益者は、そのファンド証券の買戻しを信託証書の規定に従って請求することができる。

##### 残余財産分配請求権

ダイワ外貨MMFが清算される場合、受益者は、保有するポートフォリオ受益証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

##### 受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。発行済受益証券の合計50%以上を保有する受益者からの要求があった場合、受託会社は、かかる受益者集会を招集しなければならない。各受益者集会の14日以上前までに、受益者に対して通知が行われなければならない。

異なるポートフォリオの受益証券の受益者の個々の権利および利益については、以下のとおりとする。

- ( ) 1つのポートフォリオのみに影響すると受託会社の判断する決議は、当該ポートフォリオの受益証券にかかる個別の受益者集会で可決された場合、適式に可決されたとみなされる。
- ( ) 複数のポートフォリオに影響するが各ポートフォリオの受益証券の受益者間に利益相反を生ずることはない受託会社の判断する決議は、これらのポートフォリオの受益証券の受益者による単一の受益者集会で可決された場合、適式に可決されたとみなされる。
- ( ) 複数のポートフォリオに影響し、かつ各ポートフォリオの受益証券の受益者間に利益相反を生ずるまたは生ずる可能性がある受託会社の判断する決議は、これらのポートフォリオの受益証券の受益者による単一の受益者集会ではなく、これらのポートフォリオの受益証券にかかる個別の受益者集会で可決された場合に限り、適式に可決されたとみなされる。

すべての受益者集会における出席、定足数および多数決の要件ならびに受益者の議決権については、信託証書に定めたとおりである。受益者は、ダイワ外貨MMFに保有する受益証券1口につき1議決権を有する。

(注) 上記(a)および(c)につき、一般的に、かかる分配請求権の時効期間は、(a)については6年間、(c)については12か月間である。

## (2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はない。

## (3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社またはダイワ外貨MMFに対するアイルランドおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題について的一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 中野 春 芽

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

## (4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京地方裁判所

確定した判決の執行手続きは、関連する法域の適用法律に従って行われる。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### 1【財務諸表】

- a. ダイワ外貨MMFの直近2会計年度の日本語の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ダイワ外貨MMFの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース アイルランドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ダイワ外貨MMFの原文の財務書類は、米ドル、豪ドル、ユーロ、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、以下の平成23年4月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されている。

1 米ドル	=	82.08円
1 豪ドル	=	89.65円
1 ユーロ	=	121.77円
1 カナダ・ドル	=	86.62円
1 ニュージーランド・ドル	=	66.17円

なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## (1) 【貸借対照表】

ダイワ外貨MMF  
USドル・ポートフォリオ  
資産・負債計算書  
2010年12月31日現在

	注記	2010年		2009年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
<b>資産</b>					
定期預金を含む現預金	6	485,054,488	39,813,272	426,556,957	35,011,795
未収債権	7	25,746,722	2,113,291	12,860,004	1,055,549
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,4,5	2,081,915,476	170,883,622	1,686,296,447	138,411,212
資産合計		<u>2,592,716,686</u>	<u>212,810,186</u>	<u>2,125,713,408</u>	<u>174,478,557</u>
<b>負債</b>					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	8	7,398,624	607,279	10,278,303	843,643
(買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く)負債		<u>7,398,624</u>	<u>607,279</u>	<u>10,278,303</u>	<u>843,643</u>
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産		<u>2,585,318,062</u>	<u>212,202,907</u>	<u>2,115,435,105</u>	<u>173,634,913</u>

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドを代表して署名。

ブライアン・ガイエット                      ピーター・キャラハン

日付：2011年4月20日

## (2) 【損益計算書】

ダイワ外貨MMF  
USドル・ポートフォリオ  
運用計算書  
2010年12月31日に終了した年度

	注記	2010年		2009年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
<b>収益</b>					
損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	2,3	7,736,402	635,004	12,314,905	1,010,807
純収益合計		7,736,402	635,004	12,314,905	1,010,807
<b>費用</b>					
投資運用報酬	10	110,909	9,103	100,617	8,259
管理事務報酬		82,257	6,752	74,625	6,125
副保管報酬	10	88,496	7,264	80,284	6,590
受託会社報酬	10	44,132	3,622	40,037	3,286
販売会社報酬および 代行協会員報酬	10	1,268,736	104,138	1,152,902	94,630
監査報酬		28,722	2,358	36,115	2,964
その他の費用		737,150	60,505	807,590	66,287
費用合計		2,360,402	193,742	2,292,170	188,141
<b>ファイナンス費用</b>					
分配金	12	(5,376,000)	(441,262)	(10,022,735)	(822,666)
分配後の買戻可能受益証券 保有者に帰属する純資産の変動					

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当運用計算書に表示された以外に、認識損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。



## ダイワ外貨MMF

## USドル・ポートフォリオ

## 買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2010年12月31日に終了した年度

	2010年		2009年	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
1月1日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	2,115,435,105	173,634,913	1,941,353,412	159,346,288
買戻可能受益証券の発行手取金	2,581,834,319	211,916,961	2,138,059,735	175,491,943
買戻可能受益証券の買戻支払金	(2,111,951,362)	(173,348,968)	(1,963,978,042)	(161,203,318)
12月31日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	2,585,318,062	212,202,907	2,115,435,105	173,634,913

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ダイワ外貨MMF  
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ  
資産・負債計算書  
2010年12月31日現在

	注記	2010年		2009年	
		(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
<b>資産</b>					
定期預金を含む現預金	6	303,043,918	27,167,887	328,540,136	29,453,623
未収債権	7	6,337,744	568,179	27,672,579	2,480,847
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	2,4,5	1,471,731,072	131,940,691	1,285,604,505	115,254,444
資産合計		<u>1,781,112,734</u>	<u>159,676,757</u>	<u>1,641,817,220</u>	<u>147,188,914</u>
<b>負債</b>					
未払債務 - 1年以内支払期限 到来	8	16,003,061	1,434,674	16,188,238	1,451,276
(買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く)負債		<u>16,003,061</u>	<u>1,434,674</u>	<u>16,188,238</u>	<u>1,451,276</u>
買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産		<u>1,765,109,673</u>	<u>158,242,082</u>	<u>1,625,628,982</u>	<u>145,737,638</u>

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドを代表して署名。

ブライアン・ガイエット                      ピーター・キャラハン

日付：2011年4月20日

ダイワ外貨MMF  
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ  
運用計算書

2010年12月31日に終了した年度

注記	2010年		2009年		
	(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)	
<b>収益</b>					
損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	2,3	78,292,630	7,018,934	52,812,283	4,734,621
純収益合計		78,292,630	7,018,934	52,812,283	4,734,621
<b>費用</b>					
投資運用報酬	10	2,025,527	181,588	1,848,786	165,744
管理事務報酬		561,144	50,307	503,356	45,126
副保管報酬	10	604,308	54,176	542,076	48,597
受託会社報酬	10	302,155	27,088	271,038	24,299
販売会社報酬および 代行協会員報酬	10	8,627,638	773,468	7,744,384	694,284
監査報酬		23,811	2,135	28,527	2,557
その他の費用		585,874	52,524	613,063	54,961
費用合計		12,730,457	1,141,285	11,551,230	1,035,568
<b>ファイナンス費用</b>					
分配金	12	(65,562,173)	(5,877,649)	(41,261,053)	(3,699,053)
分配後の買戻可能受益証券 保有者に帰属する純資産の変動					

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当運用計算書に表示された以外に、認識損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

## ダイワ外貨MMF

## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

## 買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2010年12月31日に終了した年度

	2010年		2009年	
	(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
1月1日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	1,625,628,982	145,737,638	1,325,157,690	118,800,387
買戻可能受益証券の発行手取金	2,372,992,225	212,738,753	2,187,975,826	196,152,033
買戻可能受益証券の買戻支払金	(2,233,511,534)	(200,234,309)	(1,887,504,534)	(169,214,781)
12月31日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	1,765,109,673	158,242,082	1,625,628,982	145,737,638

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ダイワ外貨MMF  
ユーロ・ポートフォリオ  
資産・負債計算書  
2010年12月31日現在

	注記	2010年		2009年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>資産</b>					
定期預金を含む現預金	6	37,565,430	4,574,342	35,260,968	4,293,728
未収債権	7	996,923	121,395	892,416	108,669
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,4,5	161,956,290	19,721,417	143,575,472	17,483,185
資産合計		200,518,643	24,417,155	179,728,856	21,885,583
<b>負債</b>					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	8	308,792	37,602	502,425	61,180
(買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く)負債		308,792	37,602	502,425	61,180
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産		200,209,851	24,379,554	179,226,431	21,824,403

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドを代表して署名。

ブライアン・ガイエット                      ピーター・キャラハン

日付：2011年4月20日

## ダイワ外貨MMF

## ユーロ・ポートフォリオ

## 運用計算書

2010年12月31日に終了した年度

注記	2010年		2009年		
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)	
収益					
損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	2,3	951,700	115,889	1,704,008	207,497
純収益合計		951,700	115,889	1,704,008	207,497
費用					
投資運用報酬	10	8,805	1,072	147,501	17,961
管理事務報酬		6,352	773	35,021	4,265
副保管報酬	10	6,840	833	39,257	4,780
受託会社報酬	10	3,420	416	18,863	2,297
販売会社報酬および 代行協会員報酬	10	97,713	11,899	535,491	65,207
監査報酬		2,308	281	2,592	316
その他の費用		84,574	10,299	68,542	8,346
費用合計		210,012	25,573	847,267	103,172
ファイナンス費用					
分配金	12	(741,688)	(90,315)	(856,741)	(104,325)
分配後の買戻可能受益証券 保有者に帰属する純資産の変動					

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当運用計算書に表示された以外に、認識損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

## ダイワ外貨MMF

## ユーロ・ポートフォリオ

## 買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2010年12月31日に終了した年度

	2010年		2009年	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1月1日現在の買戻可能受益 証券保有者に帰属する純資産	179,226,431	21,824,403	177,207,576	21,578,567
買戻可能受益証券の発行手取金	132,164,082	16,093,620	111,771,698	13,610,440
買戻可能受益証券の買戻支払金	(111,180,662)	(13,538,469)	(109,752,843)	(13,364,604)
12月31日現在の買戻可能受益 証券保有者に帰属する純資産	200,209,851	24,379,554	179,226,431	21,824,403

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

[前へ](#) [次へ](#)

ダイワ外貨MMF  
カナダ・ドル・ポートフォリオ  
資産・負債計算書  
2010年12月31日現在

	注記	2010年		2009年	
		(カナダ・ドル)	(千円)	(カナダ・ドル)	(千円)
<b>資産</b>					
定期預金を含む現預金	6	7,028,001	608,765	7,397,561	640,777
未収債権	7	31,888	2,762	3,130	271
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,4,5	32,596,759	2,823,531	25,609,704	2,218,313
資産合計		39,656,648	3,435,059	33,010,395	2,859,360
<b>負債</b>					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	8	233,935	20,263	152,735	13,230
(買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く)負債		233,935	20,263	152,735	13,230
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産		39,422,713	3,414,795	32,857,660	2,846,131

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドを代表して署名。

ブライアン・ガイエット                      ピーター・キャラハン

日付：2011年4月20日



## ダイワ外貨MMF

## カナダ・ドル・ポートフォリオ

## 運用計算書

2010年12月31日に終了した年度

	注記	2010年		2009年	
		(カナダ・ドル)	(千円)	(カナダ・ドル)	(千円)
収益					
損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	2,3	245,510	21,266	207,744	17,995
純収益合計		245,510	21,266	207,744	17,995
費用					
投資運用報酬	10	9,284	804	10,780	934
管理事務報酬		3,589	311	3,116	270
副保管報酬	10	3,865	335	3,744	324
受託会社報酬	10	1,933	167	1,872	162
販売会社報酬および 代行協会員報酬	10	55,874	4,840	53,157	4,604
監査報酬		201	17	(631)	(55)
その他の費用		30,279	2,623	17,936	1,554
費用合計		105,025	9,097	89,974	7,794
ファイナンス費用					
分配金	12	(140,485)	(12,169)	(117,770)	(10,201)
分配後の買戻可能受益証券 保有者に帰属する純資産の変動					

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当運用計算書に表示された以外に、認識損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

## ダイワ外貨MMF

## カナダ・ドル・ポートフォリオ

## 買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2010年12月31日に終了した年度

	2010年		2009年	
	(カナダ・ドル)	(千円)	(カナダ・ドル)	(千円)
1月1日現在の買戻可能受益 証券保有者に帰属する純資産	32,857,660	2,846,131	39,599,575	3,430,115
買戻可能受益証券の発行手取金	21,667,760	1,876,861	15,973,290	1,383,606
買戻可能受益証券の買戻支払金	(15,102,707)	(1,308,196)	(22,715,205)	(1,967,591)
12月31日現在の買戻可能受益 証券保有者に帰属する純資産	39,422,713	3,414,795	32,857,660	2,846,131

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

[前へ](#) [次へ](#)

## ダイワ外貨MMF

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

## 資産・負債計算書

2010年12月31日現在

	注記	2010年		2009年	
		(ニュージーランド・ドル)	(千円)	(ニュージーランド・ドル)	(千円)
<b>資産</b>					
定期預金を含む現預金	6	148,272,747	9,811,208	189,018,799	12,507,374
未収債権	7	5,012,179	331,656	294,259	19,471
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,4,5	661,821,404	43,792,722	744,672,224	49,274,961
資産合計		815,106,330	53,935,586	933,985,282	61,801,806
<b>負債</b>					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	8	4,691,601	310,443	6,350,529	420,215
(買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く)負債		4,691,601	310,443	6,350,529	420,215
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産		810,414,729	53,625,143	927,634,753	61,381,592

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドを代表して署名。

ブライアン・ガイエット

ピーター・キャラハン

日付：2011年4月20日

## ダイワ外貨MMF

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

## 運用計算書

2010年12月31日に終了した年度

注記	2010年		2009年		
	(ニュージーランド・ドル)	(千円)	(ニュージーランド・ドル)	(千円)	
収益					
損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	2,3	25,696,947	1,700,367	33,249,654	2,200,130
純収益合計		25,696,947	1,700,367	33,249,654	2,200,130
費用					
投資運用報酬	10	1,151,652	76,205	1,340,023	88,669
管理事務報酬		276,787	18,315	338,008	22,366
副保管報酬	10	298,078	19,724	364,008	24,086
受託会社報酬	10	149,039	9,862	182,004	12,043
販売会社報酬および 代行協会員報酬	10	4,264,220	282,163	5,200,118	344,092
監査報酬		8,964	593	21,663	1,433
その他の費用		377,782	24,998	536,287	35,486
費用合計		6,526,522	431,860	7,982,111	528,176
ファイナンス費用					
分配金	12	(19,170,425)	(1,268,507)	(25,267,543)	(1,671,953)
分配後の買戻可能受益証券 保有者に帰属する純資産の変動					

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当運用計算書に表示された以外に、認識損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

## ダイワ外貨MMF

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

## 買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2010年12月31日に終了した年度

	2010年		2009年	
	(ニュージーランド・ドル)	(千円)	(ニュージーランド・ドル)	(千円)
1月1日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	927,634,753	61,381,592	1,008,206,118	66,712,999
買戻可能受益証券の発行手取金	643,502,678	42,580,572	944,489,355	62,496,861
買戻可能受益証券の買戻支払金	(760,722,702)	(50,337,021)	(1,025,060,720)	(67,828,268)
12月31日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	810,414,729	53,625,143	927,634,753	61,381,592

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

[前へ](#) [次へ](#)

## ダイワ外貨MMF

## 財務書類に対する注記

2010年12月31日

## 1. 一般的情報

ダイワ外貨MMFは、1996年7月5日付の信託証書（1996年7月17日付の第一補足信託証書で改正済）により、アイルランドに所在するユニット・トラストとして設定された。ダイワ外貨MMFは、1990年ユニット・トラスト法の下でその規定に従って設定されたアンブレラ型ユニット・トラストである。

ダイワ外貨MMFは、異なるクラス証券を随時発行することができるアンブレラ型ファンドである。各クラス証券は、それぞれ別個の投資ポートフォリオを構成するファンドにおける権益を表章する。発行済クラス証券は、USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオである。

2006年6月23日付で、ダイワ外貨MMFの存続期限は無期限に延長された。

## 2. 主要な会計方針

ダイワ外貨MMFが採用している重要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

財務書類は、損益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価額を計上して修正される取得原価主義、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準および1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランド法令に準拠して作成されている。真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する際の、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準は、アイルランドの勅許会計士協会が公表し会計基準審議会（ASB）が発行したものである。ダイワ外貨MMFは、損益を通じて公正価値で測定される金融資産として債務証券への投資を分類する。当該金融資産は、取引用の保有として分類されるかまたは開始時に損益を通じて公正価値で測定されるものと取締役会によって指定される。

アイルランドGAAP（一般会計原則）に合致した財務書類の作成は、一定の重大な会計上の見積の使用を要求する。それはまた、ダイワ外貨MMFの会計方針を適用する過程で経営陣が判断を行うことを要求する。見積および関連する判断は、経験およびかかる状況下で合理的であると確信される種々の他の要因、その他の情報源から容易に明らかにならない資産・負債の帳簿価額について判断を行う基礎となる結果に基づいている。実際の結果は、当該見積と異なることがある。

投資有価証券

投資有価証券は、短期債務証券から構成される。残存満期が1年未満の短期債務証券は、公正価値に近似する償却原価技法を用いた公正価額（つまりプレミアムの償却またはディスカウントの付加を調整した取得価額）で評価される。投資有価証券が公正な市場価格で表示されることを確保するため、管理会社は継続して評価の償却原価法を査定する。

現金その他の流動資産は、額面価額に（適用ある場合）当該日の終了までのクーポン未収利息を付して評価される。

認識/承認取消

投資有価証券の通常の購入および売却は、取引日（ダイワ外貨MMFが投資有価証券の購入または売却を行う日）に認識される。投資有価証券からキャッシュ・フローを受け取る権利が終了した時、またはダイワ外貨MMFが所有権のリスクおよび利益を実質上すべて譲渡した時に、投資有価証券の承認が取り消される。

## 外貨

外貨建ての資産および負債は、個別ポートフォリオが運用する、主要な経済環境の通貨（機能通貨）を用いて計算される。これは、米ドル、豪ドル、ユーロ、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドルである。外貨建ての資産および負債は、期末日の為替レートで米ドル、豪ドル、ユーロ、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドルに換算される。

## 外貨換算

ダイワ外貨MMFは、日本の受益者から、米ドル、豪ドル、ユーロ、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドル建ての買戻可能受益証券の買付および買戻しを受託する。ダイワ外貨MMFの主要な活動は、信託証書に列挙されている公認の証券取引所において取引される高品質の固定および変動金利の債券に投資することによって当期利益をもたらしつつ、元本価値を保持し、また高い流動性を維持することである。USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの運用実績は、それぞれ米ドル、豪ドル、ユーロ、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドルで測定され受益者に報告される。受託会社は、各通貨がそれぞれの投資信託（ポートフォリオ）の対象取引、事象および状況の経済的影響を最も誠実に表示する通貨とみなしている。USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの財務書類は、それぞれクラスの機能および表示通貨である、米ドル（「USD」）、豪ドル（「AUD」）、ユーロ（「EUR」）、カナダ・ドル（「CAD」）およびニュージーランド・ドル（「NZD」）で表示される。

## 収益

受取利息は、実効利回り基準で会計処理される。有価証券に係るディスカウントおよびプレミアムは、当該証券の期間にわたり実効利回り基準で償却され取得される。

## 費用

費用は、発生基準で会計処理される。

## 買戻可能受益証券

買戻可能受益証券は、受益者の選択により買い戻され、金融負債として分類される。1口当たりの純資産価格は、分配宣言により0.01米ドル/0.01豪ドル/0.01ユーロ/0.01カナダ・ドル/0.01ニュージーランド・ドルで維持される。

買戻可能受益証券は、ダイワ外貨MMFの純資産額の比例的部分に相当する現金によりいつでもダイワ外貨MMFに入れ戻すことができる。受益者がダイワ外貨MMFに受益証券を戻す旨の権利行使を表明した場合、買戻可能受益証券は、年度末日現在の買戻金額で計上される。

## 財務実施報告

財務書類の形式および一定の用語は、FRS 3「財務実施報告」に記述あるものから採用されている。管理会社の意見では、それらは投資信託としてのダイワ外貨MMFの事業の性質をより適切に反映している。

## キャッシュ・フロー計算書

ダイワ外貨MMFは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS 1に従うオープン・エンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

## 3. 損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益

	オーストラリア USドル・ ポートフォリオ USD	オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ AUD	ユーロ・ ポートフォリオ EUR	カナダ・ドル・ ポートフォリオ CAD	ニュージー ランド・ドル・ ポートフォリオ NZD
<b>2010年</b>					
取引用の保有：					
- 受取利息	2,423,033	23,128,232	371,849	352,025	11,495,905
- 取得ディスカウントの付加	5,324,069	56,190,729	583,340	112,606	15,907,264
- 取得プレミアムの償却	(10,700)	(1,026,331)	(3,489)	(219,121)	(1,706,222)
	<b>7,736,402</b>	<b>78,292,630</b>	<b>951,700</b>	<b>245,510</b>	<b>25,696,947</b>
<b>2009年</b>					
取引用の保有：					
- 受取利息	4,744,712	24,117,696	906,356	412,506	19,010,212
- 取得ディスカウントの付加	7,708,411	30,117,352	804,696	53,807	16,387,102
- 取得プレミアムの償却	(138,218)	(1,422,765)	(7,044)	(258,569)	(2,147,660)
	<b>12,314,905</b>	<b>52,812,283</b>	<b>1,704,008</b>	<b>207,744</b>	<b>33,249,654</b>

## 4. 金融商品の公正価値

以下の表は、公正価値で認識される金融商品を表示し、以下に基づく公正価値で分析されている。

- ・ 同一の資産または負債に関する活発な市場における取引値（レベル1）、
- ・ （価格について）直接的にまたは（価格から派生して）間接的に、資産または負債に関して観測可能なレベル1に含まれる取引値以外のインプットを含む（レベル2）、および
- ・ 観測可能な市場データ（観測できないインプット）に基づかない資産または負債に関するインプット（レベル3）。

	オーストラリア USドル・ ポートフォリオ レベル2 USD	オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ レベル2 AUD	ユーロ・ ポートフォリオ レベル2 EUR	カナダ・ドル・ ポートフォリオ レベル2 CAD	ニュージー ランド・ドル・ ポートフォリオ レベル2 NZD
<b>2010年</b>					
損益を通じて公正価値で測定 する金融資産					
債務証券	2,081,744,460	1,467,086,564	161,788,730	32,297,272	659,994,718
	<b>2,081,744,460</b>	<b>1,467,086,564</b>	<b>161,788,730</b>	<b>32,297,272</b>	<b>659,994,718</b>
<b>2009年</b>					
損益を通じて公正価値で測定 する金融資産					
債務証券	1,686,118,078	1,281,490,793	143,506,139	25,597,952	741,511,390
	<b>1,686,118,078</b>	<b>1,281,490,793</b>	<b>143,506,139</b>	<b>25,597,952</b>	<b>741,511,390</b>

上記の数字には利息が含まれておらず、資産・負債計算書で開示されているものと異なっている。

クラスが保有する全証券は、レベル2として分類される。

ダイワ外貨MMFは、相殺される市場リスクを伴う資産および負債を有する場合、相殺リスク・ポジションに関して公正価値を確立するための基準として市場仲値を用い、適切なネット・オープン・ポジションに対する買呼値または売呼値を適用する。



## 5. 投資有価証券

ダイワ外貨MMFの金融商品から生じる主なリスクは、以下のように要約される。

**市場リスク**

市場リスクは、保有金融商品の将来の価格の不確実性から生じる。それは、ダイワ外貨MMFが価格変動に直面した際に保有するマーケット・ポジションを通して被る潜在的損失を表す。市場リスクは、3種類のリスク（すなわち、価格リスク、通貨リスクおよび金利リスク）から構成されている。

**価格リスク**

価格リスクは、ダイワ外貨MMFの金融商品の評価額が金利または為替の動向以外の要因によって引き起こされる市場価格の変動の結果として変動するというリスクである。ダイワ外貨MMFの金融商品は、直接的には価格リスクにさらされていない。

**通貨リスク**

通貨リスクは、機能通貨以外の通貨のエクスポージャーの不利な値動きによりダイワ外貨MMFが被る潜在的損失を表す。各クラスの投資有価証券はすべて、当該クラスの機能通貨建てであり、資産・負債計算書および運用計算書が為替変動の重大な影響を受けることはない。

**金利リスク**

かかるリスクは、金融商品の公正価値が市場の金利動向に起因して変動するリスクとして定義される。リスクは、公正価値が金利環境の変化によって影響を受ける金融商品に生じる。

以下の表は、年度末現在の金利リスクに対するダイワ外貨MMFのエクスポージャーの概要である。契約上の価格改定日または満期日のいずれか早い時期によって分類された、公正価値でのダイワ外貨MMFの資産および取引負債が含まれている。

**USドル・ポートフォリオ****2010年**

	1か月未満 USD	1～3か月 USD	3か月超 USD	無利息 USD	合計 USD
<b>資産</b>					
定期預金を含む現預金	696	485,053,792	-	-	485,054,488
未収債権	-	-	-	25,746,722	25,746,722
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	809,589,609	1,167,428,991	104,896,876	-	2,081,915,476
<b>資産合計</b>	<b>809,590,305</b>	<b>1,652,482,783</b>	<b>104,896,876</b>	<b>25,746,722</b>	<b>2,592,716,686</b>
<b>負債</b>					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	-	-	-	7,398,624	7,398,624
<b>負債合計</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>7,398,624</b>	<b>7,398,624</b>
<b>金利感度ギャップ合計</b>	<b>809,590,305</b>	<b>1,652,482,783</b>	<b>104,896,876</b>	<b>N/A</b>	<b>N/A</b>

(N/A：該当なし)

## USドル・ポートフォリオ

2009年

	1か月未満 USD	1～3か月 USD	3か月超 USD	無利息 USD	合計 USD
資産					
定期預金を含む現預金	457	426,556,500	-	-	426,556,957
未収債権	-	-	-	12,860,004	12,860,004
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	436,635,141	1,199,675,428	49,985,878	-	1,686,296,447
資産合計	436,635,598	1,626,231,928	49,985,878	12,860,004	2,125,713,408
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	-	-	-	10,278,303	10,278,303
負債合計	-	-	-	10,278,303	10,278,303
金利感度ギャップ合計	436,635,598	1,626,231,928	49,985,878	N/A	N/A

## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

2010年

	1か月未満 AUD	1～3か月 AUD	3か月超 AUD	無利息 AUD	合計 AUD
資産					
定期預金を含む現預金	864	303,043,054	-	-	303,043,918
未収債権	-	-	-	6,337,744	6,337,744
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	415,029,762	1,056,701,310	-	-	1,471,731,072
資産合計	415,030,626	1,359,744,364	-	6,337,744	1,781,112,734
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	-	-	-	16,003,061	16,003,061
負債合計	-	-	-	16,003,061	16,003,061
金利感度ギャップ合計	415,030,626	1,359,744,364	-	N/A	N/A

## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

2009年

	1か月未満 AUD	1～3か月 AUD	3か月超 AUD	無利息 AUD	合計 AUD
資産					
定期預金を含む現預金	596	328,539,540	-	-	328,540,136
未収債権	-	-	-	27,672,579	27,672,579
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	331,820,951	953,783,554	-	-	1,285,604,505
資産合計	331,821,547	1,282,323,094	-	27,672,579	1,641,817,220
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	-	-	-	16,188,238	16,188,238
負債合計	-	-	-	16,188,238	16,188,238
金利感度ギャップ合計	331,821,547	1,282,323,094	-	N/A	N/A

## ユーロ・ポートフォリオ

2010年

	1か月未満 EUR	1～3か月 EUR	3か月超 EUR	無利息 EUR	合計 EUR
資産					
定期預金を含む現預金	702	37,564,728	-	-	37,565,430
未収債権	-	-	-	996,923	996,923
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	36,159,328	116,817,657	8,979,305	-	161,956,290
資産合計	36,160,030	154,382,385	8,979,305	996,923	200,518,643
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	-	-	-	308,792	308,792
負債合計	-	-	-	308,792	308,792
金利感度ギャップ合計	36,160,030	154,382,385	8,979,305	N/A	N/A

## ユーロ・ポートフォリオ

2009年

	1か月未満 EUR	1～3か月 EUR	3か月超 EUR	無利息 EUR	合計 EUR
資産					
定期預金を含む現預金	468	35,260,500	-	-	35,260,968
未収債権	-	-	-	892,416	892,416
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	49,563,891	94,011,581	-	-	143,575,472
資産合計	49,564,359	129,272,081	-	892,416	179,728,856
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	-	-	-	502,425	502,425
負債合計	-	-	-	502,425	502,425
金利感度ギャップ合計	49,564,359	129,272,081	-	N/A	N/A

## カナダ・ドル・ポートフォリオ

2010年

	1か月未満 CAD	1～3か月 CAD	3か月超 CAD	無利息 CAD	合計 CAD
資産					
定期預金を含む現預金	445	7,027,556	-	-	7,028,001
未収債権	-	-	-	31,888	31,888
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	14,361,158	18,235,601	-	-	32,596,759
資産合計	14,361,603	25,263,157	-	31,888	39,656,648
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	-	-	-	233,935	233,935
負債合計	-	-	-	233,935	233,935
金利感度ギャップ合計	14,361,603	25,263,157	-	N/A	N/A

## カナダ・ドル・ポートフォリオ

2009年

	1か月未満 CAD	1～3か月 CAD	3か月超 CAD	無利息 CAD	合計 CAD
資産					
定期預金を含む現預金	470	7,397,091	-	-	7,397,561
未収債権	-	-	-	3,130	3,130
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	9,813,705	15,795,999	-	-	25,609,704
資産合計	9,814,175	23,193,090	-	3,130	33,010,395
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	-	-	-	152,735	152,735
負債合計	-	-	-	152,735	152,735
金利感度ギャップ合計	9,814,175	23,193,090	-	N/A	N/A

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

2010年

	1か月未満 NZD	1～3か月 NZD	3か月超 NZD	無利息 NZD	合計 NZD
資産					
定期預金を含む現預金	280	148,272,467	-	-	148,272,747
未収債権	-	-	-	5,012,179	5,012,179
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	197,871,536	454,943,905	9,005,963	-	661,821,404
資産合計	197,871,816	603,216,372	9,005,963	5,012,179	815,106,330
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	-	-	-	4,691,601	4,691,601
負債合計	-	-	-	4,691,601	4,691,601
金利感度ギャップ合計	197,871,816	603,216,372	9,005,963	N/A	N/A

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

2009年

	1か月未満 NZD	1～3か月 NZD	3か月超 NZD	無利息 NZD	合計 NZD
資産					
定期預金を含む現預金	564	189,018,235	-	-	189,018,799
未収債権	-	-	-	294,259	294,259
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	246,137,627	498,534,597	-	-	744,672,224
資産合計	246,138,191	687,552,832	-	294,259	933,985,282
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	-	-	-	6,350,529	6,350,529
負債合計	-	-	-	6,350,529	6,350,529
金利感度ギャップ合計	246,137,191	687,552,832	-	N/A	N/A

変動利付投資有価証券に関する受取金利を決定するためのベンチマーク・レートは、USドル・ポートフォリオについてはLIBOR(ロンドン銀行間取引金利)、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについてはBBSW(バンク・ビル・スワップ・レファレンス・レート)、ユーロ・ポートフォリオについてはEURIBOR(欧州銀行連盟の銀行間取引金利)、カナダ・ドル・ポートフォリオについてはCDOR(カナダ・ドル・オファー・レート)、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオについてはNZ Bank Bill Rate(ニュージーランド・バンク・ビル・レート)に、特定のベースス・ポイント(bps:100分の1%)を加えるか差引いたものに基づいている。

毎週の値洗い評価は、管理会社によって行われる。このテストとは別に、投資運用会社は、少なくとも週一回値洗い評価を独自に行う。これには、イールド・カーブの変化に対して働く負荷テストが含まれる(現在投資運用会社は、並列利益曲線の上昇を25ベースス・ポイントおよび50ベースス・ポイントに設定している。)

### 金利変動(イールド・カーブ平行移動)の影響

#### 2010年

	+50bps	+25bps	+6.25bps	-10bps
USドル・ポートフォリオ	-0.05%	-0.02%	-0.01%	0.01%
ユーロ・ポートフォリオ	-0.05%	-0.03%	-0.01%	0.01%
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	-0.05%	-0.02%	-0.01%	0.01%
カナダ・ドル・ポートフォリオ	-0.04%	-0.02%	-0.01%	0.01%
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%

(+6.25bpsは買呼値に基づく価格付を提供)

#### 2009年

	+50bps	+25bps	+6.25bps	-10bps
USドル・ポートフォリオ	-0.05%	-0.02%	0.01%	0.01%
ユーロ・ポートフォリオ	-0.04%	-0.02%	0.00%	0.01%
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	-0.05%	-0.03%	-0.01%	0.01%
カナダ・ドル・ポートフォリオ	-0.03%	-0.02%	0.00%	0.01%
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%

(+6.25bpsは買呼値に基づく価格付を提供)

## 流動性リスク

流動性リスクは、ボラティリティが高い金融市場の混乱時に、ダイワ外貨MMFがその投資の規模を合理的価格で早急に調整できない可能性を表す。

資金は容易に換金可能な資産に投資され、オーバーナイトの現金残高として約5%が留保されるが、その数値は資金流出が判明している場合および市場混乱の場合には増加される。投資運用会社および投資顧問会社は、大量買戻しの潜在性について情報を入手するために頻繁に販売会社と連絡を取る。市場の混乱時には、資産の現金化はさらに困難になり、これが観察され監視され、必要な場合には、満期が短縮され、オーバーナイト・キャッシュが増加される。

以下の流動性リスクの表は、年度末日現在の約定満期日までの残存期間に基づいてグループ分けをしたダイワ外貨MMFの金融負債の分析である。

		オーストラリア		ユーロ・	カナダ・ドル・	ニュージー
		USドル・	・ドル・			
		ポートフォリオ	ポートフォリオ	ポートフォリオ	ポートフォリオ	ランド・ドル・
		ポートフォリオ	ポートフォリオ	ポートフォリオ	ポートフォリオ	ポートフォリオ
<b>2010年</b>						
現金		18.90%	17.09%	18.83%	17.74%	18.31%
10日以下	<10	0.78%	6.68%	4.01%	0.00%	7.41%
10-30日	<=30	23.94%	16.40%	13.53%	28.10%	16.88%
31-60日	<=60	28.64%	29.74%	32.11%	35.50%	36.97%
61-90日	<=90	22.87%	30.09%	27.02%	18.67%	19.31%
91-180日	<=180	4.87%	0.00%	4.50%	0.00%	1.12%
181-365日		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
<b>2009年</b>						
現金		20.19%	20.36%	19.72%	22.41%	20.25%
10日以下	<10	0.95%	4.89%	8.68%	0.00%	3.77%
10-30日	<=30	19.72%	15.61%	19.01%	29.73%	22.39%
31-60日	<=60	29.71%	36.11%	30.75%	37.56%	24.41%
61-90日	<=90	29.43%	23.03%	21.84%	10.30%	29.18%
91-180日	<=180	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
181-365日		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

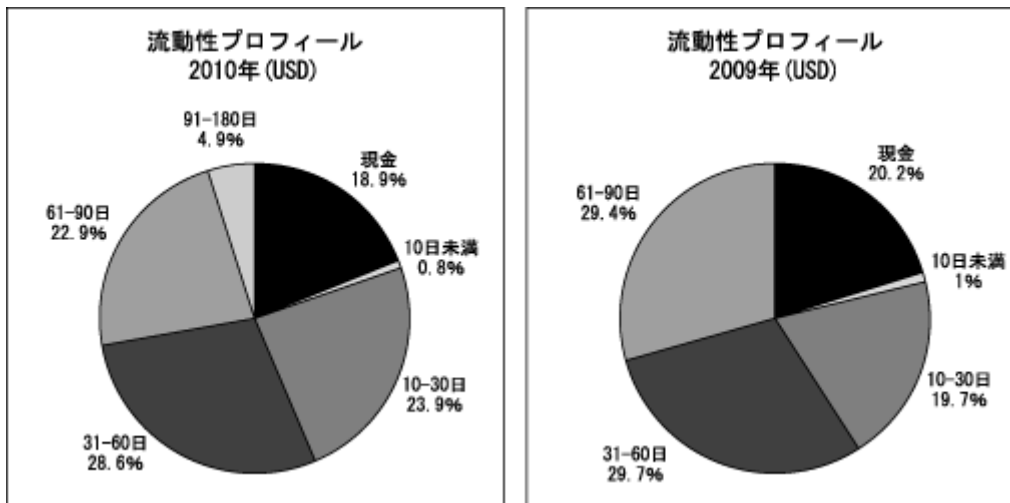
## 流動性平均値表

	USドル・		オーストラリア		ユーロ・		カナダ・ドル・		ニュージー	
	ポートフォリオ		ポートフォリオ		ポートフォリオ		ポートフォリオ		ランド・ドル・	
	2010年	2009年	2010年	2009年	2010年	2009年	2010年	2009年	2010年	2009年
WAM範囲（日数）	28-46	20-42	24-45	16-45	30-45	14-46	23-45	13-44	28-46	17-42
WAM平均値（日）	38	33	37	31	38	31	36	31	37	31
WAM年度末（日）	39	40	39	31	44	37	36	33	41	28

ほとんどの組入証券のデュレーションは、市場流動性が好転を続け当年度中長期化した。キャッシュ・ターゲットは、約20%から約18%に削減され、また、ほとんどのダイワ外貨MMFに関してWAM（加重平均満期）平均値の増加と年度末のWAMの増加により、より長期のデュレーションの証券が購入されることとなった。このことは、上表の変化により明らかである。

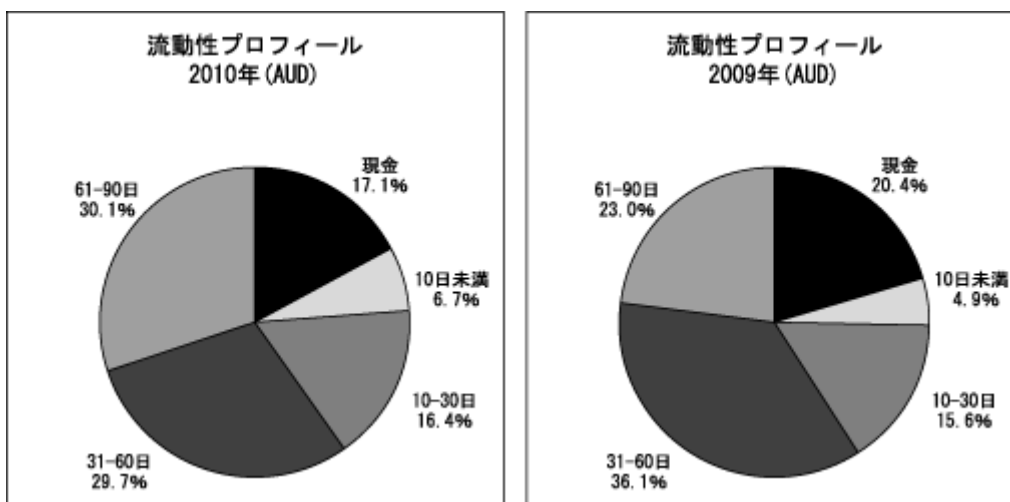
### USドル・ポートフォリオの流動性プロフィールについての円グラフ

以下の円グラフは、2010年および2009年末日現在の保有状況を満期の期間毎に表したものである。2010年度末現在のポートフォリオのデュレーションは、2009年度末現在のものと酷似していた。唯一の重要な違いは、90日を超える満期のものが購入され、現金が少し減少したことである。



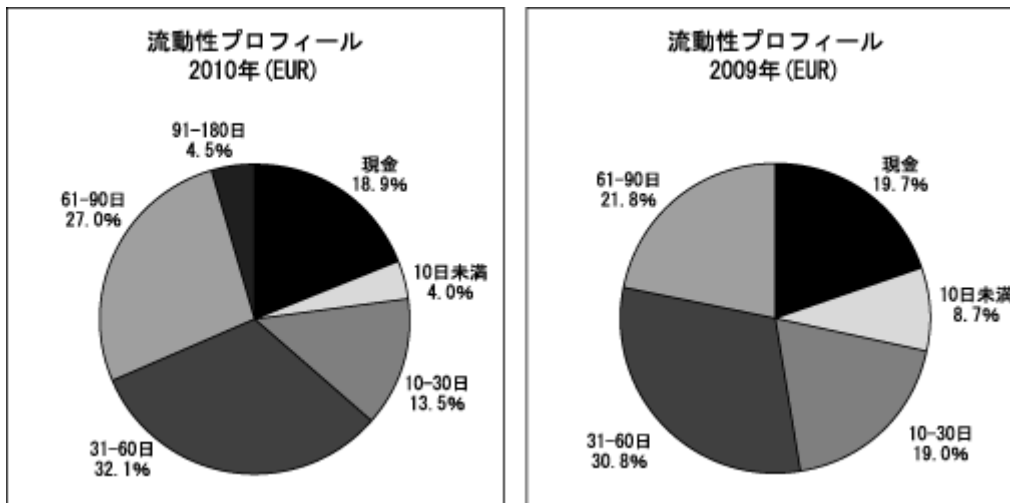
### オーストラリア・ドル・ポートフォリオの流動性プロフィールについての円グラフ

以下の円グラフは、2010年および2009年末日現在の保有状況を満期の期間毎に表したものである。ポートフォリオのデュレーションは、主に61-90日が増加し現金が減少することによって、2010年中長期化した。



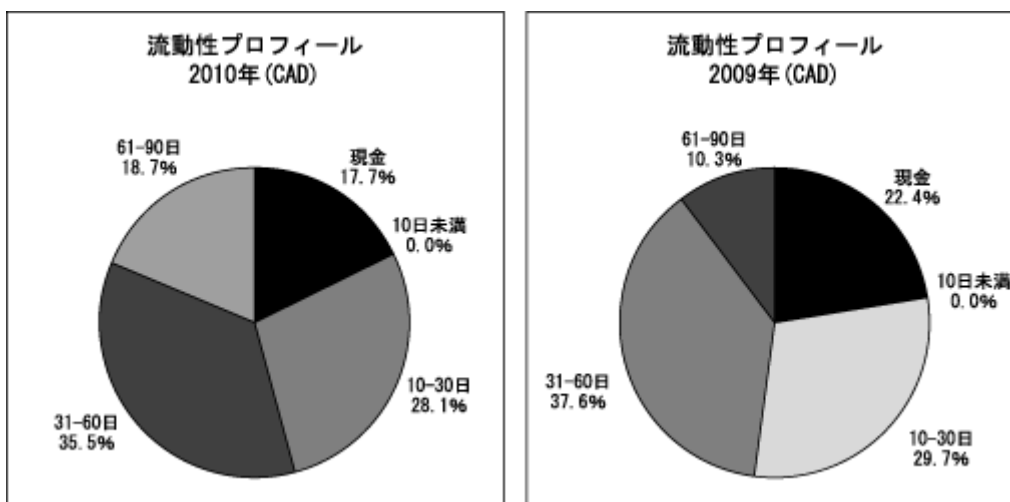
### ユーロ・ポートフォリオの流動性プロフィールについての円グラフ

以下の円グラフは、2010年および2009年末日現在の保有状況を満期の期間毎に表したものである。ポートフォリオのデュレーションは、主に90日を超える満期のものが購入され、61-90日が増加し、さらに二つの最も短期のものが減少することによって、2010年中長期化した。



### カナダ・ドル・ポートフォリオの流動性プロフィールについての円グラフ

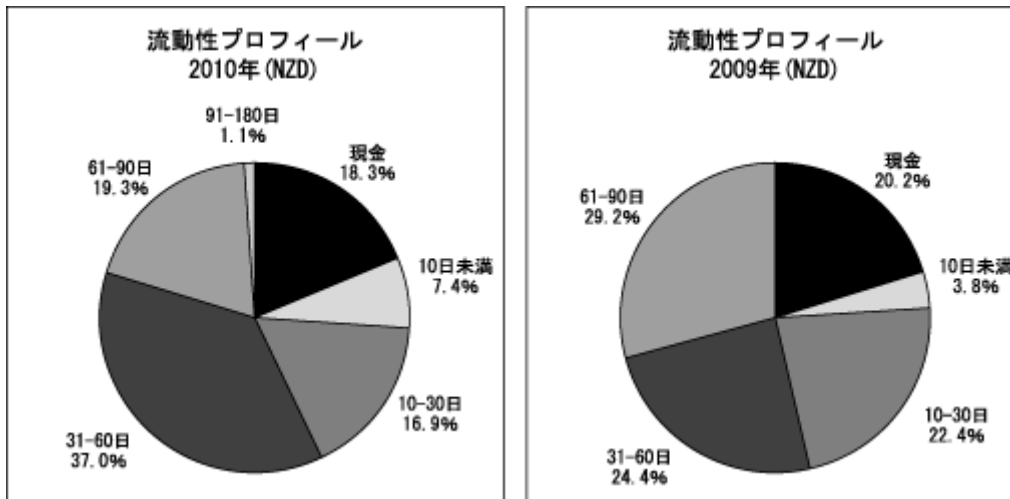
以下の円グラフは、2010年および2009年末日現在の保有状況を満期の期間毎に表したものである。ポートフォリオのデュレーションは、主に61-90日が増加し現金が減少することによって、2010年中長期化した。





ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの流動性プロフィールについての円グラフ

以下の円グラフは、2010年および2009年末日現在の保有状況を満期の期間毎に表したものである。ポートフォリオのデュレーションは、30日を超える満期の購入が増加し現金が少し減少することによって、2010年中長期化した。



## 信用リスク

信用リスクは、取引相手方がダイワ外貨MMFに対し債務をその条件どおりに履行しなかった場合にダイワ外貨MMFが記録することとなる損失によって測られる。ダイワ外貨MMFは、取引相手方の信用リスクにさらされ、また決済不履行のリスクも負っている。ダイワ外貨MMFは、十分な経験、知識および信用度を有する有力な取引相手方のみを選別する。上場有価証券の全取引は、承認されたブローカーを介して引渡し時に決済され/支払われる。売却有価証券の引渡しは、ブローカーが支払を受領した時点でのみ行われるので、デフォルト・リスクは非常に少ないと考えられる。買付代金の支払は、ブローカーが有価証券を受領した時点で行われる。オーバーナイト・デポジットに預託される現金はすべて、慎重に選定されたリストの銀行に預けられる。銀行の倒産または破産により、預金に関するダイワ外貨MMFの権利が妨げられるか制限されることがある。投資運用会社は、スタンダード&プアーズ社®およびムーディーズ社により報告される、当該リストの信用格付を監視する。ダイワ外貨MMFのカストディアンは、ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・アンド・バンキング（ヨーロッパ）ピーエルシーである。ダイワ外貨MMFの投資および現金は、期末現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「副保管会社」）に保有されている。カストディアンまたは副保管会社の倒産または破産により、銀行に保管されている投資債務証券に関するダイワ外貨MMFの権利が妨げられるか制限されることがある。

ダイワ外貨MMFの組入証券は、カストディアンおよび副保管会社により別口座で保管される。したがって、カストディアンが破産または倒産した場合、ダイワ外貨MMFの資産は分別管理される。しかし、ダイワ外貨MMFは、カストディアンが保管するダイワ外貨MMFの現金に関し、カストディアンまたはカストディアンが利用する預託会社の信用リスクにさらされる。カストディアンが破産または倒産した場合、ダイワ外貨MMFは、ダイワ外貨MMFの現金保有高に関し、カストディアンの一般債権者とみなされる。

ダイワ外貨MMFが取引している格付適格証券をすべて記載した投資ユニバースについては、記録がなされ、ムーディーズ社またはスタンダード&プアーズ社®による格付の変更を記録するために毎日監視される。いかなる格付変更も、投資運用会社に報告される。

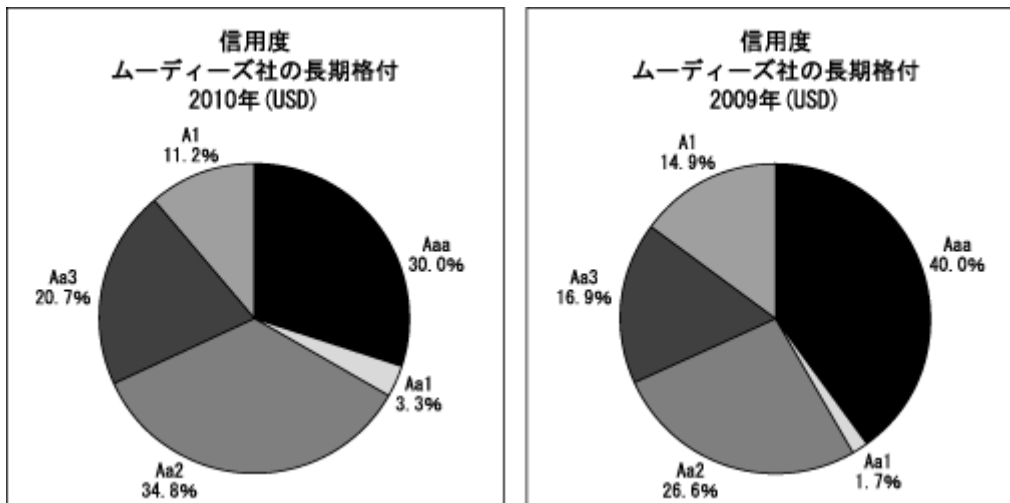
週次の信用概要報告書が作成され、それには、サマリー・ポートフォリオ・プロフィール（すなわち、WAM（加重平均満期）、ムーディーズ社マトリクス（これは、各対象証券を評価することによってクラスの総合的信用度を測定するものである。）、格付による証券の分布、満期による証券の分布、ムーディーズ社マトリクスにおいて信用エクスポージャーが最も大きい特定証券の一覧表）が含まれる。

	USドル・ ポートフォリオ	オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ	ユーロ・ ポートフォリオ	カナダ・ドル・ ポートフォリオ	ニュージ ーランド・ドル・ ポートフォリオ
<b>2010年</b>					
Aaa	29.96%	15.30%	5.01%	15.13%	39.07%
Aa1	3.31%	19.11%	4.50%	28.11%	17.47%
Aa2	34.82%	34.16%	42.41%	46.95%	18.70%
Aa3	20.73%	26.87%	39.33%	9.80%	20.17%
A1	11.18%	4.56%	4.24%	0.00%	4.60%
A2	0.00%	0.00%	4.50%	0.00%	0.00%
<b>2009年</b>					
Aaa	39.98%	41.62%	21.79%	15.76%	50.33%
Aa1	1.66%	12.90%	6.20%	6.69%	18.53%
Aa2	26.55%	20.00%	35.51%	39.99%	22.21%
Aa3	16.95%	20.81%	26.85%	26.57%	3.77%
A1	14.86%	4.67%	9.65%	10.99%	5.16%
A2	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

上表は、2010年12月31日および2009年12月31日の終了時現在のムーディーズ社の長期格付（A2からAaaまで）による保有比率を表す。高い信用度の証券への投資方針は、当年度中維持されたが、カナダのポートフォリオを除き、二つの最高格付への投資は減少した。ユーロ・ポートフォリオを除き、A2格証券への投資は未だ敬遠され、A1格証券も少し減少した。

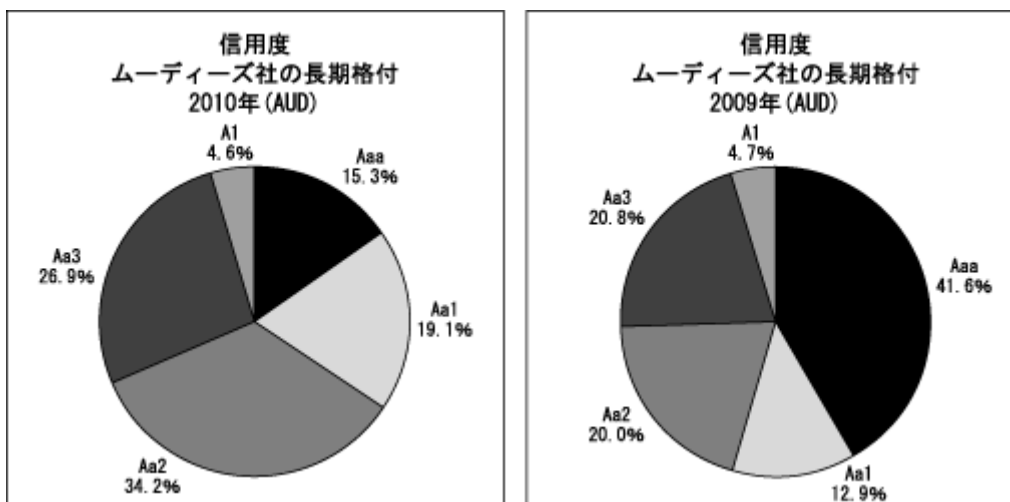
### USドル・ポートフォリオの信用度についての円グラフ

以下の円グラフは、2010年および2009年末日現在のムーディーズ社の長期格付（A2からAaaまで）による保有比率を表す。全体的にポートフォリオの信用度は、2010年中高水準で維持された。A2格付保有が購入されずA1保有が少し減少したが、同時に二つの高格付の保有比率については減少した。



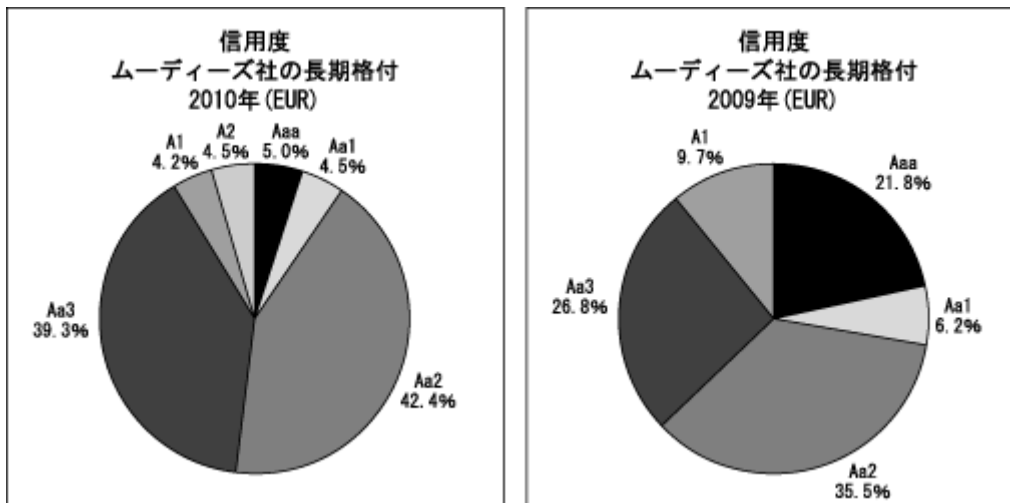
### オーストラリア・ドル・ポートフォリオの信用度についての円グラフ

以下の円グラフは、2010年および2009年末日現在のムーディーズ社の長期格付（A2からAaaまで）による保有比率を表す。全体的にポートフォリオの信用度は、2010年中高水準で維持された。A2格付保有が購入されずA1保有が少し減少したが、同時に二つの高格付の保有比率については減少した。



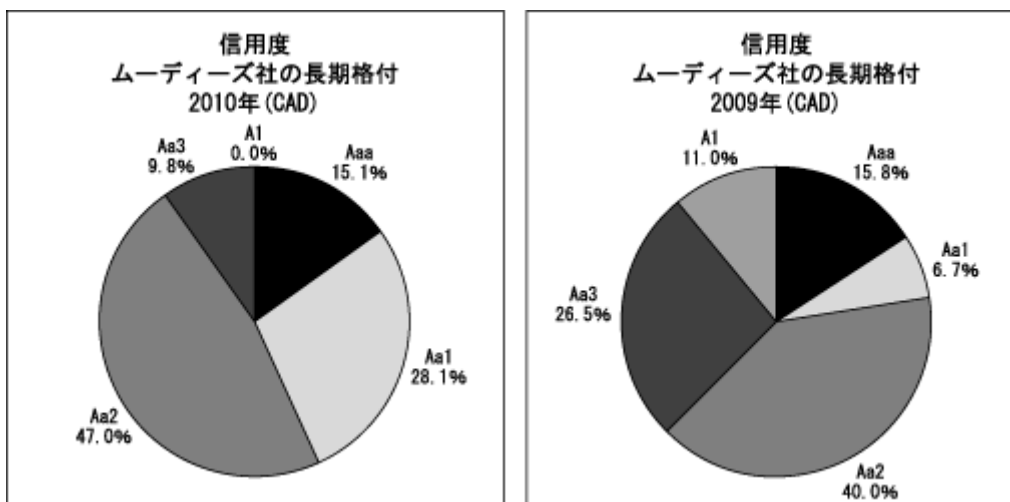
### ユーロ・ポートフォリオの信用度についての円グラフ

以下の円グラフは、2010年および2009年末日現在のムーディーズ社の長期格付（A2からAaaまで）による保有比率を表す。全体的にポートフォリオの信用度は、2010年中高水準で維持された。当年度中にA2格付保有がいくつか購入されたが同時にA1保有が減少し、さらに二つの高格付の保有比率についてAa2およびAa3保有の増大の結果低下した。



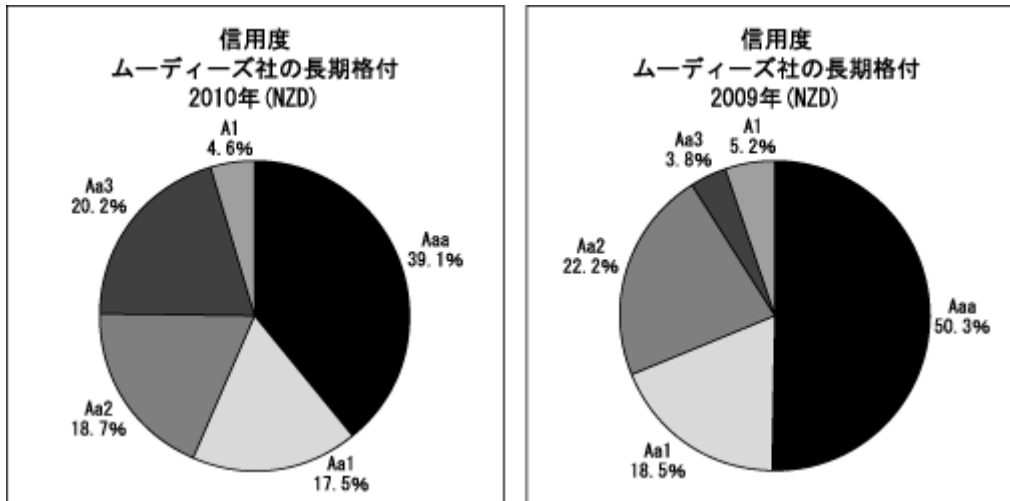
### カナダ・ドル・ポートフォリオの信用度についての円グラフ

以下の円グラフは、2010年および2009年末日現在のムーディーズ社の長期格付（A2からAaaまで）による保有比率を表す。ポートフォリオの信用度は、当年度中に好転し、A2またはA1保有が存在せず、三つの高格付の保有比率についてポートフォリオの90%まで行われた。



ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの信用度についての円グラフ

以下の円グラフは、2010年および2009年末日現在のムーディーズ社の長期格付（A2からAaaまで）による保有比率を表す。ポートフォリオの信用度は、2010年中高水準で維持された。A2格付保有が当年度末現在保有されずA1保有が少し減少したが、Aa3保有はAaaへの投資費用において概ね増加した。



以下の表は、各クラスが保有する有価証券の種類別百分率を表している。

		オーストラリア			ニュージー	
		USドル・	・ドル・	ユーロ・	カナダ・ドル・	ランド・ドル・
		ポートフォリオ	ポートフォリオ	ポートフォリオ	ポートフォリオ	ポートフォリオ
<b>2010年</b>						
TD	現金	18.90%	17.09%	18.83%	17.74%	18.31%
CD	預金証書	20.06%	11.71%	29.60%	5.15%	9.34%
CP	コマーシャル・ペーパー	57.34%	39.33%	32.29%	26.71%	39.15%
CB	社債	3.70%	31.87%	14.27%	46.90%	33.20%
TB	財務省短期証券	0.00%	0.00%	5.01%	0.00%	0.00%
BA	銀行引受手形	0.00%	0.00%	0.00%	3.50%	0.00%
<b>2009年</b>						
TD	現金	20.19%	20.36%	19.72%	22.41%	20.25%
CD	預金証書	16.43%	10.23%	25.46%	24.25%	7.98%
CP	コマーシャル・ペーパー	58.65%	52.15%	27.95%	0.00%	56.76%
CB	社債	4.73%	17.26%	0.61%	0.48%	15.01%
TB	財務省短期証券	0.00%	0.00%	26.26%	41.80%	0.00%
BA	銀行引受手形	0.00%	0.00%	0.00%	11.06%	0.00%

2010年12月31日に終了した年度および2009年12月31日に終了した年度の投資有価証券取引からの損益はすべて、運用計算書に計上されている。

#### 6. 定期預金を含む現預金

現預金残高は、副保管会社に保有されている。現預金残高および定期預金は、上記の注記5に詳述されている。

ダイワ外貨MMFは、未使用の米ドル建、豪ドル建、ユーロ建、カナダ・ドル建およびニュージーランド・ドル建の要求払預金残高および未確定外貨建て要求払預金残高を認可された金融機関の一つにおける無制限のオーバーナイト・デポジット商品に投資するために副保管会社のキャッシュ・マネジメント・サービス(CMS)に申込みことを一定の限定された状況下で同意している。資金は、顧客からダイワ外貨MMFに拠出のため電信為替送金される場合、買戻資金がダイワ外貨MMFから電信為替送金される場合、または手数料がダイワ外貨MMFから公認の第三者ベンダーに支払われる場合、一時的に、また短期間のみその口座に保有される。かかる預金は、預託機関の管轄地域における国内行為および当該通貨の管轄地域における国内行為を服することがあり、凍結、押収もしくは減縮されることも含むが、それらに限定されるものではない。いかなる場合でも、預金が最終的に預託される機関によってかかる商品に係る元利金支払に伴うリスクは、ダイワ外貨MMFの勘定に専ら関するものである。すべての現金は、当年度末現在副保管会社に保有されていた。

## 7. 未収債権

	オーストラリア		ユーロ・	カナダ・ドル・	ニュージー
	USドル・	・ドル・			
	ポートフォリオ	ポートフォリオ	ポートフォリオ	ポートフォリオ	ランド・ドル・
	USD	AUD	EUR	CAD	NZD
<b>2010年</b>					
ファンド証券売却未収金	25,746,722	6,337,744	993,626	31,888	5,012,179
その他の資産	-	-	3,297	-	-
	<b>25,746,722</b>	<b>6,337,744</b>	<b>996,923</b>	<b>31,888</b>	<b>5,012,179</b>
<b>2009年</b>					
ファンド証券売却未収金	12,860,004	27,672,579	889,119	3,130	294,259
その他の資産	-	-	3,297	-	-
	<b>12,860,004</b>	<b>27,672,579</b>	<b>892,416</b>	<b>3,130</b>	<b>294,259</b>

## 8. 未払債務：1年以内支払期限到来

	オーストラリア		ユーロ・	カナダ・ドル・	ニュージー
	USドル・	・ドル・			
	ポートフォリオ	ポートフォリオ	ポートフォリオ	ポートフォリオ	ランド・ドル・
	USD	AUD	EUR	CAD	NZD
<b>2010年</b>					
ファンド証券買戻未払金	6,790,354	12,112,239	237,640	172,269	2,859,635
未払報酬引当金（注10）	531,279	2,872,919	53,141	58,034	1,497,992
未払分配金	76,991	1,017,903	18,011	3,632	333,974
	<b>7,398,624</b>	<b>16,003,061</b>	<b>308,792</b>	<b>233,935</b>	<b>4,691,601</b>
<b>2009年</b>					
ファンド証券買戻未払金	9,684,465	12,934,849	443,086	130,551	4,380,507
未払報酬引当金（注10）	551,804	2,556,034	51,401	21,917	1,659,759
未払分配金	42,034	697,355	7,938	267	310,263
	<b>10,278,303</b>	<b>16,188,238</b>	<b>502,425</b>	<b>152,735</b>	<b>6,350,529</b>

## 9. 期中の買戻可能受益証券の発行および買戻し

	2010年 (口数)	2009年 (口数)
USドル・ポートフォリオ		
期首発行済受益証券	211,543,501,023	194,135,331,684
発行受益証券	258,183,431,844	213,805,973,538
買戻受益証券	(211,195,136,126)	(196,397,804,199)
期末発行済受益証券	<b>258,531,796,741</b>	<b>211,543,501,023</b>
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ		
期首発行済受益証券	162,562,895,264	132,515,766,006
発行受益証券	237,299,222,524	218,797,582,638
買戻受益証券	(223,351,153,420)	(188,750,453,380)
期末発行済受益証券	<b>176,510,964,368</b>	<b>162,562,895,264</b>
ユーロ・ポートフォリオ		
期首発行済受益証券	17,922,642,718	17,720,757,151
発行受益証券	13,216,408,276	11,177,169,879
買戻受益証券	(11,118,066,208)	(10,975,284,312)
期末発行済受益証券	<b>20,020,984,786</b>	<b>17,922,642,718</b>
カナダ・ドル・ポートフォリオ		
期首発行済受益証券	3,285,765,865	3,959,957,398
発行受益証券	2,166,776,013	1,597,328,924
買戻受益証券	(1,510,270,646)	(2,271,520,457)
期末発行済受益証券	<b>3,942,271,232</b>	<b>3,285,765,865</b>
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ		
期首発行済受益証券	92,763,474,293	100,820,610,886
発行受益証券	64,350,267,715	94,448,935,455
買戻受益証券	(76,072,270,203)	(102,506,072,048)
期末発行済受益証券	<b>81,041,471,805</b>	<b>92,763,474,293</b>



## 10. 報酬および費用

各クラスは、管理会社および受託会社に対して、合計して各クラスの純資産額の年率1%を超えない額の報酬を支払う。かかる報酬は日々発生し、各四半期末に後払いされる。管理報酬の中から投資運用会社に支払われる報酬は、日々発生し四半期につき2回支払われる。投資運用会社は、投資顧問会社に対する報酬を支払う。代行協会員および販売会社は、直接当該クラスの管理事務費用から現金支出費の払戻しを受ける。各クラスはまた、管理会社に対して一切の管理事務費用の払戻しをする。

受託会社は、当該クラスから副保管会社の報酬および立替金を含む支出経費の払戻しを受ける。

管理会社は、ポートフォリオから受領した報酬から、投資運用会社、販売会社および代行協会員の報酬を支払う。

未払報酬は、以下のとおりである。

	オーストラリア		ニュージー		
	USドル・ ポートフォリオ USD	ドル・ ポートフォリオ AUD	ユーロ・ ポートフォリオ EUR	カナダ・ドル・ ポートフォリオ CAD	ランド・ドル・ ポートフォリオ NZD
<b>2010年</b>					
投資運用報酬	11,386	174,465	832	2,220	106,455
管理事務報酬	23,420	149,180	1,688	2,002	68,930
副保管報酬	25,197	160,655	1,818	2,156	74,232
受託会社報酬	12,566	80,328	909	1,078	37,116
販売会社報酬・代行協会員報酬	350,193	2,221,513	25,965	31,415	1,014,246
監査報酬	34,656	22,761	2,756	423	12,236
その他の費用	73,861	64,017	19,173	18,740	184,777
	<b>531,279</b>	<b>2,872,919</b>	<b>53,141</b>	<b>58,034</b>	<b>1,497,992</b>
<b>2009年</b>					
投資運用報酬	8,756	160,119	690	140	105,202
管理事務報酬	19,413	125,376	1,484	302	78,160
副保管報酬	20,885	135,021	1,598	326	84,173
受託会社報酬	10,415	67,510	799	162	42,086
販売会社報酬・代行協会員報酬	299,919	1,928,866	22,831	4,649	1,202,469
監査報酬	38,881	23,831	3,036	603	15,985
その他の費用	153,535	115,311	20,963	15,735	131,684
	<b>551,804</b>	<b>2,556,034</b>	<b>51,401</b>	<b>21,917</b>	<b>1,659,759</b>

## 11. 利害関係者間取引

通常の取引で生じた以外に利害関係者とのいかなる取引も存在しなかった。管理会社、投資運用会社、投資顧問会社および関連会社は、FRS 8の下で利害関係者であるとみなされる。当期中に利害関係者に支払われた報酬は、運用計算書上に開示されている。期末現在の利害関係者への未払金額は、注記10に開示されている。

期末の取引評価日現在の受益証券保有者に帰属する純資産の10%以上を保有する投資家の数は、以下のとおりである。

	2010年	2009年
USドル・ポートフォリオ	2	2
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	2	2
ユーロ・ポートフォリオ	2	2
カナダ・ドル・ポートフォリオ	1	1
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	2	2

## 12. 分配方針

管理会社は、各取引日に各クラスに関して分配金を宣言する。各クラスから分配される1口当たりの金額は、各クラスの当該通貨の100分の1の単位に各取引日のそれぞれの1口当たり純資産価格を維持するために要求される金額に相当する。

## 13. 純資産の推移

	2010年	2009年	2008年
USドル・ポートフォリオ			
純資産額（米ドル）	2,585,318,062	2,115,435,105	1,941,353,412
受益証券数（口）	258,531,796,741	211,543,501,023	194,135,331,684
1口当たり純資産価格（米ドル）	0.01	0.01	0.01
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ			
純資産額（豪ドル）	1,765,109,673	1,625,628,982	1,325,157,690
受益証券数（口）	176,510,964,368	162,562,895,264	132,515,766,006
1口当たり純資産価格（豪ドル）	0.01	0.01	0.01
ユーロ・ポートフォリオ			
純資産額（ユーロ）	200,209,851	179,226,431	177,207,576
受益証券数（口）	20,020,984,786	17,922,642,718	17,720,757,151
1口当たり純資産価格（ユーロ）	0.01	0.01	0.01
カナダ・ドル・ポートフォリオ			
純資産額（カナダ・ドル）	39,422,713	32,857,660	39,599,575
受益証券数（口）	3,942,271,232	3,285,765,865	3,959,957,398
1口当たり純資産価格（カナダ・ドル）	0.01	0.01	0.01
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ			
純資産額（ニュージーランド・ドル）	810,414,729	927,634,753	1,008,206,118
受益証券数（口）	81,041,471,805	92,763,474,293	100,820,610,886
1口当たり純資産価格（ニュージーランド・ドル）	0.01	0.01	0.01

## 14. 税金

現行法および慣行に従って、ダイワ外貨MMFは、1997年租税統合法（改正済）の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。ダイワ外貨MMFは、その収益またはキャピタル・ゲインに対してアイルランドの税金を課せられることがない。しかし、ダイワ外貨MMFに「課税対象事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が課せられる。課税対象事由には、受益者への分配金支払、または受益証券の換金、償還もしくは譲渡が含まれる。アイルランド免税投資家（1997年租税統合法（改正済）の第739条Dに定義される。）、またはアイルランド非居住者で課税対象事由発生時に税法上アイルランドに通常居住していない受益者に関しては、課税対象事由についてダイワ外貨MMFに税金は生じない。ただし、それぞれの場合に、1997年租税統合法（改正済）のスケジュール2Bに基づき必要な署名入り法定申告書が、ダイワ外貨MMFによって保持されなければならない。アイルランドの受益者に関する現況は、現在検討中である。ダイワ外貨MMFが受領するキャピタル・ゲイン、配当金およびクーポン利息には、投資国が徴税する源泉税が課せられることがあり、かかる税金はダイワ外貨MMFまたは受益者に還付されない。

## 15. ソフト・コミッション協定

ダイワ外貨MMFは、いかなるソフト・コミッション協定も締結していない。

## 16. 後発事象

2010年12月31日の後から2011年4月20日までに、USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオに関してそれぞれ924,959,825米ドル、493,665,444豪ドル、33,231,388ユーロ、2,670,185カナダ・ドルおよび127,889,637ニュージーランド・ドルの受益証券が発行された。

2010年12月31日の後から2011年4月20日までに、USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオに関してそれぞれ764,243,413米ドル、724,103,369豪ドル、42,221,896ユーロ、4,970,899カナダ・ドルおよび151,301,948ニュージーランド・ドルの受益証券が買い戻された。

当年度末後に、財務書類上で開示を要求される事象は発生しなかった。

[前へ](#)

## (3) 【投資有価証券明細表等】

ダイワ外貨MMF  
USドル・ポートフォリオ投資有価証券明細表  
2010年12月31日現在

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	投資比率 (%)
<b>債務証券</b>			
<b>オーストラリア</b>			
Bank of Tokyo Mitsubishi Australia 0.35% YLD 22-Feb-11	30,000,000	29,985,721	1.16
Bank of Western Australia 0.28% YLD 31-Jan-11	85,000,000	84,982,163	3.29
Mizuho Corp Bank Sydney 0.31% YLD 11-Jan-11	77,000,000	76,995,361	2.98
Mizuho Corp Bank Sydney 0.35% YLD 22-Feb-11	40,000,000	39,980,956	1.55
Rabobank Australia 0.28% YLD 24-Feb-11	28,000,000	27,988,901	1.08
Tasmania Public Finance 0.32% YLD 18-Jan-11	5,500,000	5,499,316	0.21
Tasmania Public Finance 0.30% YLD 14-Feb-11	40,500,000	40,486,172	1.56
		305,918,590	11.83
<b>オーストリア</b>			
Bundesimmobiliengesellschaft MBH 0.38% YLD 14-Mar-11	39,000,000	38,971,622	1.51
		38,971,622	1.51
<b>ベルギー</b>			
ENI Coordination Center SA 0.29% YLD 31-Jan-11	90,000,000	89,980,440	3.48
ENI Coordination Center SA 0.31% YLD 18-Feb-11	25,000,000	24,990,320	0.97
		114,970,760	4.45
<b>フランス</b>			
Agence Centrale Des Organismes De 0.30% YLD 04-Feb-11	90,000,000	89,976,768	3.48
Agence Centrale Des Organismes De 0.30% YLD 17-Feb-11	25,000,000	24,990,688	0.97
Caisse Des Depos Et Con 0.28% YLD 08-Feb-11	43,000,000	42,988,303	1.66
Caisse Des Depos Et Con 0.31% YLD 14-Feb-11	60,000,000	59,978,834	2.32
Caisse Des Depos Et Con 0.40% YLD 10-Mar-11	12,000,000	11,991,342	0.46
SNCF 0.29% YLD 12-Jan-11	25,000,000	24,998,390	0.97
SNCF 0.33% YLD 28-Feb-11	21,000,000	20,989,421	0.81
Societe Generale Paris 0.44% YLD 01-Apr-11	10,000,000	9,989,382	0.39
		285,903,128	11.06
<b>ドイツ</b>			
KFW 0.39% YLD 04-Apr-11	95,000,000	94,907,494	3.67
L-Bank Foerderbank 0.32% YLD 04-Feb-11	13,000,000	12,996,421	0.50
L-Bank Foerderbank 0.40% YLD 14-Mar-11	107,000,000	106,918,049	4.14
		214,821,964	8.31
<b>香港</b>			
Societe Generale SA (Hong Kong) 0.32% YLD 12-Jan-11	40,000,000	39,997,158	1.55
Societe Generale SA (Hong Kong) 0.38% YLD 10-Mar-11	24,000,000	23,983,548	0.93
Societe Generale SA (Hong Kong) 0.39% YLD 10-Mar-11	25,000,000	24,982,637	0.96
		88,963,343	3.44
<b>アイルランド</b>			
Intesa SanPaolo Ireland Plc 0.56% YLD 23-Mar-11	65,000,000	64,921,246	2.51
Intesa SanPaolo Ireland Plc 0.52% YLD 31-Mar-11	20,000,000	19,975,188	0.77
		84,896,434	3.28

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	投資比率 (%)
<b>債務証券(続き)</b>			
<b>日本</b>			
農林中央金庫0.31% YLD 12-Jan-11	25,000,000	24,998,279	0.97
農林中央金庫0.31% YLD 14-Jan-11	12,000,000	11,998,967	0.46
農林中央金庫0.31% YLD 21-Jan-11	23,000,000	22,996,636	0.89
農林中央金庫0.31% YLD 25-Jan-11	55,000,000	54,990,062	2.13
		114,983,944	4.45
<b>ルクセンブルグ</b>			
Banque Et Caisse Epargne 0.30% YLD 28-Feb-11	30,000,000	29,986,261	1.16
		29,986,261	1.16
<b>オランダ</b>			
Bank Ned Gemeenten 0.34% YLD 07-Mar-11	61,000,000	60,964,321	2.36
Bank Ned Gemeenten 0.36% YLD 28-Mar-11	54,000,000	53,955,233	2.09
Nederlandse Waterchaps 0.33% YLD 14-Mar-11	20,500,000	20,486,852	0.79
		135,406,406	5.24
<b>イギリス</b>			
BNZ International Funding Ltd 0.29% YLD 14-Feb-11	115,000,000	114,961,393	4.45
Mitsubishi Corporation Finance 0.36% YLD 12-Jan-11	55,000,000	55,000,000	2.13
Mitsubishi Corporation Finance 0.37% YLD 18-Mar-11	50,000,000	50,000,000	1.93
Mitsubishi UFJ TB LDN 0.33% YLD 06-Jan-11	20,000,000	19,999,634	0.77
Mitsubishi UFJ TB LDN 0.35% YLD 04-Mar-11	37,000,000	36,978,794	1.43
Standard Chartered 0.35% YLD 11-Jan-11	45,000,000	44,996,896	1.74
Standard Chartered 0.33% YLD 13-Jan-11	60,000,000	59,995,054	2.32
Sumitomo Mitsui Banking 0.35% YLD 10-Mar-11	93,000,000	93,000,000	3.60
Sumitomo Trust & Banking 0.31% YLD 18-Jan-11	35,000,000	35,000,000	1.35
Sumitomo Trust & Banking 0.30% YLD 20-Jan-11	80,000,000	80,000,000	3.10
		589,931,771	22.82
<b>アメリカ合衆国</b>			
Schlumberger Finance BV 0.31% YLD 14-Jan-11	7,000,000	6,999,398	0.27
Schlumberger Finance BV 0.31% YLD 18-Jan-11	42,000,000	41,994,941	1.62
Schlumberger Finance BV 0.33% YLD 20-Jan-11	28,000,000	27,995,898	1.08
		76,990,237	2.97
クーポン未収利息		171,016	0.01
		171,016	0.01
<b>債務証券合計</b>		<b>2,081,915,476</b>	<b>80.53</b>

ダイワ外貨MMF  
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表  
2010年12月31日現在

	名目保有高	公正価額 (豪ドル)	投資比率 (%)
<b>債務証券</b>			
<b>オーストラリア</b>			
Bank of Tokyo Mitsubishi Australia 4.90% YLD 10-Feb-11	32,000,000	31,840,838	1.80
Bank of Tokyo Mitsubishi Australia 4.92% YLD 09-Mar-11	52,000,000	51,550,700	2.92
Bank of Western Australia 4.93% YLD 14-Mar-11	28,000,000	27,738,786	1.57
Bank of Western Australia 4.94% YLD 14-Mar-11	35,000,000	34,672,651	1.96
Barclays Bank Australia 4.88% YLD 10-Mar-11	84,000,000	83,268,788	4.72
Commonwealth Bank of Australia 7.75% YLD 21-Jan-11	3,728,000	3,732,158	0.21
Deutsche Australia Ltd 4.78% YLD 12-Jan-11	60,000,000	59,937,036	3.40
Deutsche Australia Ltd 4.70% YLD 20-Jan-11	17,000,000	16,964,910	0.96
GE Capital Australia Funding 5.75% YLD 18-Jan-11	15,274,000	15,275,109	0.87
GE Capital Australia Funding 7.50% YLD 25-Jan-11	6,008,000	6,014,143	0.34
GE Capital Australia Funding 8.00% YLD 25-Jan-11	1,182,000	1,183,507	0.07
GE Capital Australia Funding 8.50% YLD 28-Feb-11	20,716,000	20,798,507	1.18
Mizuho Corp Bank Sydney 4.87% YLD 07-Feb-11	55,000,000	54,750,107	3.10
National Australia Bank 4.73% YLD 07-Jan-11	11,000,000	10,995,712	0.62
National Australia Bank 4.85% YLD 12-Jan-11	50,000,000	49,946,550	2.83
Nestle Australia 4.72% YLD 14-Jan-11	16,000,000	15,979,232	0.91
Nestle Australia 4.93% YLD 18-Feb-11	32,000,000	31,805,448	1.80
Rabobank Australia 4.90% YLD 10-Feb-11	41,000,000	40,795,840	2.31
Rabobank Australia 4.97% YLD 15-Mar-11	37,000,000	36,646,824	2.08
Sumitomo Mitsui Finance Australia 4.90% YLD 04-Feb-11	54,000,000	53,774,938	3.05
Sumitomo Mitsui Finance Australia 5.01% YLD 02-Mar-11	30,000,000	29,764,969	1.69
Toyota Finance Australia 5.01% YLD 16-Feb-11	18,000,000	17,893,623	1.01
Toyota Finance Australia 4.96% YLD 22-Mar-11	60,000,000	59,371,126	3.36
Westpac Banking 4.83% YLD 07-Jan-11	25,000,000	24,990,063	1.42
Westpac Banking 5.05% YLD 18-Mar-11	58,000,000	57,413,550	3.25
		837,105,115	47.43
<b>フランス</b>			
Agence Centrale Des Organismes De 4.97% YLD 03-Mar-11	45,000,000	44,644,097	2.53
Agence Centrale Des Organismes De 4.92% YLD 08-Mar-11	17,000,000	16,855,408	0.96
BNP Paribas Ltd 4.89% YLD 14-Feb-11	50,000,000	49,725,052	2.82
BNP Paribas Ltd 4.91% YLD 16-Feb-11	35,000,000	34,797,279	1.97
Caisse Des Depos Et Con 4.92% YLD 22-Mar-11	40,000,000	39,584,237	2.24
		185,606,073	10.52
<b>ドイツ</b>			
L-Bank Foerderbank 4.88% YLD 10-Feb-11	50,000,000	49,752,311	2.82
L-Bank Foerderbank 6.25% YLD 14-Feb-11	17,300,000	17,321,160	0.98
L-Bank Foerderbank 4.94% YLD 21-Mar-11	17,000,000	16,824,872	0.95
NRW Bank 4.87% YLD 08-Feb-11	67,000,000	66,686,673	3.78
NRW Bank 4.88% YLD 10-Feb-11	12,000,000	11,940,555	0.68
		162,525,571	9.21
<b>香港</b>			
Societe Generale SA (Hong Kong) 4.94% YLD 06-Jan-11	80,000,000	79,978,333	4.53
		79,978,333	4.53

	名目保有高	公正価額 (豪ドル)	投資比率 (%)
<b>債務証券(続き)</b>			
<b>アイルランド</b>			
Intesa SanPaolo Bank Ireland Plc 4.74% YLD 01-Feb-11	41,000,000	40,850,617	2.31
Intesa SanPaolo Bank Ireland Plc 4.96% YLD 15-Mar-11	32,000,000	31,695,158	1.80
		72,545,775	4.11
<b>オランダ</b>			
Rabobank Australia 5.5% YLD 05-Jan-11	2,383,000	2,383,014	0.14
Rabobank Nederland 5.63% YLD 01-Mar-11	3,936,000	3,937,196	0.22
		6,320,210	0.36
<b>国際機関</b>			
European Invest Bank 5.38% YLD 24-Jan-11	2,000,000	2,000,500	0.11
		2,000,500	0.11
<b>イギリス</b>			
Standard Chartered 4.80% YLD 11-Jan-11	34,000,000	33,968,631	1.92
Standard Chartered 4.75% YLD 18-Jan-11	25,000,000	24,954,373	1.41
Standard Chartered 4.75% YLD 20-Jan-11	22,000,000	21,954,112	1.24
Sumitomo Trust & Banking 4.77% YLD 12-Jan-11	36,000,000	36,000,000	2.04
		116,877,116	6.61
<b>アメリカ合衆国</b>			
Nestle Holdings 7.25% YLD 31-Jan-11	2,910,000	2,914,335	0.17
Toyota Motor Credit 6.38% YLD 18-Jan-11	1,213,000	1,213,536	0.07
		4,127,871	0.24
クーポン未収利息		4,644,508	0.26
		4,644,508	0.26
<b>債務証券合計</b>		<b>1,471,731,072</b>	<b>83.38</b>

ダイワ外貨MMF  
ユーロ・ポートフォリオ

投資有価証券明細表  
2010年12月31日現在

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	投資比率 (%)
<b>債務証券</b>			
<b>オーストラリア</b>			
Toyota Finance Australia 0.84% YLD 17-Feb-11	5,000,000	4,994,908	2.49
		4,994,908	2.49
<b>ベルギー</b>			
Belgium T-Bill 0.83% YLD 14-Apr-11	9,000,000	8,979,305	4.49
ENI Coordination Center SA 0.70% YLD 18-Jan-11	10,000,000	9,997,283	4.99
		18,976,588	9.48
<b>フランス</b>			
HSBC France 0.72% YLD 14-Mar-11	10,000,000	9,986,320	4.99
Societe Generale Paris 0.82% YLD 01-Mar-11	8,500,000	8,489,180	4.24
		18,475,500	9.23
<b>ドイツ</b>			
Toyota Leasing GMBH 0.82% YLD 02-Feb-11	5,000,000	4,996,684	2.50
		4,996,684	2.50
<b>アイルランド</b>			
Intesa SanPaolo Ireland Plc 0.99% YLD 24-Feb-11	6,000,000	5,991,607	2.99
		5,991,607	2.99
<b>イタリア</b>			
Intesa SanPaolo SPA 3.50% YLD 24-Feb-11	3,000,000	3,009,544	1.50
Italy T-Bill 1.04% YLD 15-Feb-11	10,000,000	9,987,960	4.99
		12,997,504	6.49
<b>日本</b>			
農林中央金庫 0.79% YLD 28-Feb-11	10,000,000	9,987,956	4.99
Sumitomo Corp Capital Europe 0.93% YLD 03-Mar-11	9,000,000	8,986,546	4.49
三井住友銀行 0.78% YLD 17-Feb-11	5,000,000	5,000,000	2.50
三井住友銀行 0.65% YLD 30-Mar-11	5,000,000	5,000,000	2.50
		28,974,502	14.48
<b>オランダ</b>			
Rabobank Nederland 0.66% YLD 14-Jan-11	10,000,000	9,998,169	4.99
		9,998,169	4.99
<b>スウェーデン</b>			
Nordea Bank Ab 0.67% YLD 10-Feb-11	10,000,000	9,993,121	4.99
		9,993,121	4.99
<b>イギリス</b>			
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd 0.71% YLD 31-Jan-11	1,000,000	999,947	0.50
Barclays Bank 0.85% YLD 10-Mar-11	10,000,000	9,984,685	4.99
Mitsubishi UFJ TB LDN 0.68% YLD 07-Jan-11	8,000,000	7,999,548	4.00
Mizuho Corp Bank 0.90% YLD 25-Mar-11	10,000,000	10,000,000	4.99
Standard Chartered 4.88 YLD 11-Mar-11	1,400,000	1,409,146	0.70
Sumitomo Trust & Banking 0.80% YLD 07-Feb-11	4,000,000	4,000,000	2.00
Sumitomo Trust & Banking 0.90% YLD 07-Feb-11	5,000,000	5,000,000	2.50
		39,393,326	19.68
<b>アメリカ合衆国</b>			
Schlumberger Finance BV 0.78% YLD 25-Jan-11	7,000,000	6,996,821	3.49
		6,996,821	3.49
クーポン未収利息		167,560	0.08
		167,560	0.08
<b>債務証券合計</b>		<b>161,956,290</b>	<b>80.89</b>



ダイワ外貨MMF  
カナダ・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表  
2010年12月31日現在

	名目保有高	公正価額 (カナダ・ドル)	投資比率 (%)
<b>債務証券</b>			
<b>カナダ</b>			
Bank of Montreal 4.69% YLD 31-Jan-11	3,000,000	3,007,579	7.63
Bank of Nova Scotia 4.58% YLD 15-Feb-11	3,000,000	3,011,323	7.64
Canadian Imperial Bank 4.40% YLD 07-Mar-11	2,850,000	2,865,971	7.27
Manitoba (Province of) 5.85% YLD 25-Jan-11	3,050,000	3,058,006	7.76
National Bank of Canada 1.10% YLD 04-Feb-11	1,800,000	1,798,294	4.56
National Bank of Canada 1.10% YLD 23-Feb-11	1,200,000	1,198,177	3.04
		<hr/>	<hr/>
		14,939,350	37.90
<b>フランス</b>			
Agence Centrale Des Organismes De 1.10% YLD 08-Feb-11	3,000,000	2,996,801	7.60
Total Capital SA 4% YLD 25-Feb-11	1,868,000	1,875,111	4.76
		<hr/>	<hr/>
		4,871,912	12.36
<b>ドイツ</b>			
L-Bank Foerderbank 1.20% YLD 18-Jan-11	3,000,000	2,998,604	7.60
NRW Bank 1.19% YLD 14-Jan-11	3,000,000	2,999,011	7.61
		<hr/>	<hr/>
		5,997,615	15.21
<b>イタリア</b>			
Intesa SanPaolo SPA 1.15% YLD 28-Jan-11	2,000,000	1,998,471	5.07
		<hr/>	<hr/>
		1,998,471	5.07
<b>イギリス</b>			
BNZ International Funding Ltd 1.10% YLD 14-Mar-11	2,500,000	2,494,744	6.33
Mitsubishi UFJ TB LDN 1.13% YLD 22-Mar-11	2,000,000	1,995,180	5.06
		<hr/>	<hr/>
		4,489,924	11.39
<b>クーポン未収利息</b>			
		<hr/>	<hr/>
		299,487	0.76
		<hr/>	<hr/>
		299,487	0.76
<b>債務証券合計</b>		<b>32,596,759</b>	<b>82.69</b>

ダイワ外貨MMF  
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表  
2010年12月31日現在

	名目保有高	公正価額 (ニュージーラ ンド・ドル)	投資比率 (%)
<b>債務証券</b>			
<b>オーストラリア</b>			
Australia NZ Banking Group 3.25% YLD 18-Feb-11	30,000,000	29,881,815	3.69
Bank of Western Australia 3.30% YLD 24-Feb-11	20,000,000	19,909,100	2.45
Bank of Western Australia 3.26% YLD 18-Mar-11	18,000,000	17,883,609	2.21
Deutsche Bank Australia 3.18% YLD 12-Jan-11	15,000,000	14,990,800	1.85
		82,665,324	10.20
<b>フランス</b>			
Agence Centrale Des Organismes De 3.27% YLD 25-Feb-11	36,000,000	35,834,612	4.42
Caisse Des Depos Et Con 3.24% YLD 28-Feb-11	36,000,000	35,826,461	4.42
Societe Generale Paris 3.20% YLD 08-Feb-11	38,000,000	37,886,087	4.68
		109,547,160	13.52
<b>ドイツ</b>			
KFW 8.00% YLD 14-Jan-11	2,231,000	2,233,418	0.28
KFW 3.19% YLD 11-Mar-11	40,000,000	39,771,394	4.91
KFW 3.24% YLD 18-Mar-11	30,000,000	29,807,509	3.68
L-Bank Foerderbank 3.31% YLD 28-Feb-11	30,000,000	29,850,527	3.68
Landwirtschaftliche Rentenbank 3.14% YLD 05-Jan-11	25,000,000	25,000,000	3.08
NRW Bank 3.28% YLD 16-Feb-11	36,000,000	35,863,385	4.42
		162,526,233	20.05
<b>アイルランド</b>			
Intesa SanPaolo Ireland Plc 3.32% YLD 28-Mar-11	38,000,000	37,714,949	4.65
		37,714,949	4.65
<b>オランダ</b>			
Bank Ned Gemeenten 3.19% YLD 26-Jan-11	36,000,000	35,933,551	4.43
Rabobank Ned 3.15% YLD 06-Jan-11	35,000,000	34,996,947	4.32
Rabobank Ned 6.50% YLD 18-Jan-11	2,220,000	2,222,285	0.28
		73,152,783	9.03
<b>ノルウェー</b>			
Eksporthfinans ASA 3.20% YLD 18-Jan-11	38,000,000	37,956,445	4.68
Kommunalbanken AS 2.70% YLD 15-Mar-11	31,000,000	30,955,436	3.82
		68,911,881	8.50
<b>国際機関</b>			
Asian Develoepment Bank 6.76% YLD 27-Jan-11	5,700,000	5,711,404	0.70
International Bank for Rec & Dev 6.25% YLD 24-Feb-11	2,500,000	2,509,063	0.31
International Bank for Rec & Dev 7.02% YLD 25-Feb-11	5,000,000	5,025,362	0.62
		13,245,829	1.63
<b>イギリス</b>			
Mitsubishi Corporation Finance 3.27% YLD 28-Jan-11	37,000,000	37,000,000	4.57
Sumitomo Mitsui Banking 3.25% YLD 18-Feb-11	37,000,000	37,000,000	4.57
		74,000,000	9.14
<b>アメリカ合衆国</b>			
General Electric Capital Corp 7.50% YLD 28-Feb-11	1,234,000	1,240,952	0.16
Toyota Motor Credit 3.25% YLD 07-Feb-11	28,000,000	27,983,644	3.45
Toyota Motor Credit 4.15% YLD 21-Apr-11	9,000,000	9,005,963	1.11
		38,230,559	4.72
クーポン未収利息		1,826,686	0.23
		1,826,686	0.23
<b>債務証券合計</b>		<b>661,821,404</b>	<b>81.67</b>

[次へ](#)

## DAIWA GAIKA MMF

U.S. DOLLAR PORTFOLIO**Statement of Assets and Liabilities**As at 31<sup>st</sup> December 2010

	Note	2010 USD	2009 USD
<b>Assets</b>			
Cash including fixed deposits	6	485,054,488	426,556,957
Debtors	7	25,746,722	12,860,004
Financial assets at fair value through profit or loss	2,4,5	2,081,915,476	1,686,296,447
<b>Total Assets</b>		<b>2,592,716,686</b>	<b>2,125,713,408</b>
<b>Liabilities</b>			
Creditors - Due within one year	8	7,398,624	10,278,303
<b>Liabilities (excluding Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units)</b>		<b>7,398,624</b>	<b>10,278,303</b>
<b>Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units</b>		<b>2,585,318,062</b>	<b>2,115,435,105</b>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

On behalf of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

Brian Guyett

Peter Callaghan

Date: 20<sup>th</sup> April 2011

## DAIWA GAIKA MMF

U.S. DOLLAR PORTFOLIO**Statement of Operations**For the year ended 31<sup>st</sup> December 2010

	Note	2010 USD	2009 USD
<b>Income</b>			
Net gain on financial instruments at fair value through profit or loss	2,3	7,736,402	12,314,905
Total net income		7,736,402	12,314,905
<b>Expenses</b>			
Investment Manager fees	10	110,909	100,617
Administration fees		82,257	74,625
Sub-Custodian fees	10	88,496	80,284
Trustee fees	10	44,132	40,037
Distributors' fees and Agent Security fees	10	1,268,736	1,152,902
Audit fees		28,722	36,115
Other expenses		737,150	807,590
Total expenses		2,360,402	2,292,170
<b>Finance costs</b>			
Distributions	12	(5,376,000)	(10,022,735)
<b>Change in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units after distributions</b>			
		-	-

Gains and losses arose solely from continuing operations.

There are no recognised gains and losses other than those shown in the Statement of Operations.

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

## DAIWA GAIKA MMF

U.S. DOLLAR PORTFOLIO**Statement of Changes in Net Assets attributable to Holders of  
Redeemable Participating Units**For the year ended 31<sup>st</sup> December 2010

	2010 USD	2009 USD
<b>Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at 1<sup>st</sup> January</b>	<b>2,115,435,105</b>	<b>1,941,353,412</b>
Proceeds from Redeemable Participating Units issued	2,581,834,319	2,138,059,735
Payments for Redeemable Participating Units redeemed	<u>(2,111,951,362)</u>	<u>(1,963,978,042)</u>
<b>Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at 31<sup>st</sup> December</b>	<b><u>2,585,318,062</u></b>	<b><u>2,115,435,105</u></b>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

## DAIWA GAIKA MMF

AUSTRALIAN DOLLAR PORTFOLIO**Statement of Assets and Liabilities**As at 31<sup>st</sup> December 2010

	Note	2010 AUD	2009 AUD
<b>Assets</b>			
Cash including fixed deposits	6	303,043,918	328,540,136
Debtors	7	6,337,744	27,672,579
Financial assets at fair value through profit or loss	2,4,5	1,471,731,072	1,285,604,505
<b>Total Assets</b>		<b>1,781,112,734</b>	<b>1,641,817,220</b>
<b>Liabilities</b>			
Creditors - Due within one year	8	16,003,061	16,188,238
<b>Liabilities (excluding Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units)</b>		<b>16,003,061</b>	<b>16,188,238</b>
<b>Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units</b>		<b>1,765,109,673</b>	<b>1,625,628,982</b>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

On behalf of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

Brian Guyett

Peter Callaghan

Date: 20<sup>th</sup> April 2011

## DAIWA GAIKA MMF

AUSTRALIAN DOLLAR PORTFOLIO**Statement of Operations**For the year ended 31<sup>st</sup> December 2010

	Note	2010 AUD	2009 AUD
<b>Income</b>			
Net gain on financial instruments at fair value through profit or loss	2,3	78,292,630	52,812,283
Total net income		78,292,630	52,812,283
<b>Expenses</b>			
Investment Manager fees	10	2,025,527	1,848,786
Administration fees		561,144	503,356
Sub-Custodian fees	10	604,308	542,076
Trustee fees	10	302,155	271,038
Distributors' fees and Agent Security fees	10	8,627,638	7,744,384
Audit fees		23,811	28,527
Other expenses		585,874	613,063
Total expenses		12,730,457	11,551,230
<b>Finance costs</b>			
Distributions	12	(65,562,173)	(41,261,053)
<b>Change in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units after distributions</b>			
		-	-

Gains and losses arose solely from continuing operations.

There are no recognised gains and losses other than those shown in the Statement of Operations.

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

## DAIWA GAIKA MMF

AUSTRALIAN DOLLAR PORTFOLIO**Statement of Changes in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units**For the year ended 31<sup>st</sup> December 2010

	2010 AUD	2009 AUD
<b>Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at 1<sup>st</sup> January</b>	1,625,628,982	1,325,157,690
Proceeds from Redeemable Participating Units issued	2,372,992,225	2,187,975,826
Payments for Redeemable Participating Units redeemed	<u>(2,233,511,534)</u>	<u>(1,887,504,534)</u>
<b>Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at 31<sup>st</sup> December</b>	<u><u>1,765,109,673</u></u>	<u><u>1,625,628,982</u></u>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.



## DAIWA GAIKA MMF

EURO PORTFOLIO**Statement of Assets and Liabilities**As at 31<sup>st</sup> December 2010

	Note	2010 EUR	2009 EUR
<b>Assets</b>			
Cash including fixed deposits	6	37,565,430	35,260,968
Debtors	7	996,923	892,416
Financial assets at fair value through profit or loss	2,4,5	161,956,290	143,575,472
<b>Total Assets</b>		<b>200,518,643</b>	<b>179,728,856</b>
<b>Liabilities</b>			
Creditors - Due within one year	8	308,792	502,425
<b>Liabilities (excluding Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units)</b>		<b>308,792</b>	<b>502,425</b>
<b>Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units</b>		<b>200,209,851</b>	<b>179,226,431</b>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

On behalf of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

Brian Guyett

Peter Callaghan

Date: 20<sup>th</sup> April 2011

## DAIWA GAIKA MMF

EURO PORTFOLIO**Statement of Operations**For the year ended 31<sup>st</sup> December 2010

	Note	2010 EUR	2009 EUR
<b>Income</b>			
Net gain on financial instruments at fair value through profit or loss	2,3	951,700	1,704,008
Total net income		951,700	1,704,008
<b>Expenses</b>			
Investment Manager fees	10	8,805	147,501
Administration fees		6,352	35,021
Sub-Custodian fees	10	6,840	39,257
Trustee fees	10	3,420	18,863
Distributors' fees and Agent Security fees	10	97,713	535,491
Audit fees		2,308	2,592
Other expenses		84,574	68,542
Total expenses		210,012	847,267
<b>Finance costs</b>			
Distributions	12	(741,688)	(856,741)
<b>Change in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units after distributions</b>			
		-	-

Gains and losses arose solely from continuing operations.

There are no recognised gains and losses other than those shown in the Statement of Operations.

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

## DAIWA GAIKA MMF

EURO PORTFOLIO**Statement of Changes in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units**For the year ended 31<sup>st</sup> December 2010

	2010 EUR	2009 EUR
<b>Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at 1<sup>st</sup> January</b>	<b>179,226,431</b>	<b>177,207,576</b>
Proceeds from Redeemable Participating Units issued	132,164,082	111,771,698
Payments for Redeemable Participating Units redeemed	<u>(111,180,662)</u>	<u>(109,752,843)</u>
<b>Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at 31<sup>st</sup> December</b>	<b><u>200,209,851</u></b>	<b><u>179,226,431</u></b>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

## DAIWA GAIKA MMF

CANADIAN DOLLAR PORTFOLIO**Statement of Assets and Liabilities**As at 31<sup>st</sup> December 2010

	Note	2010 CAD	2009 CAD
<b>Assets</b>			
Cash including fixed deposits	6	7,028,001	7,397,561
Debtors	7	31,888	3,130
Financial assets at fair value through profit or loss	2,4,5	32,596,759	25,609,704
<b>Total Assets</b>		<b>39,656,648</b>	<b>33,010,395</b>
<b>Liabilities</b>			
Creditors - Due within one year	8	233,935	152,735
<b>Liabilities (excluding Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units)</b>		<b>233,935</b>	<b>152,735</b>
<b>Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units</b>		<b>39,422,713</b>	<b>32,857,660</b>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

On behalf of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

Brian Guyett

Peter Callaghan

Date: 20<sup>th</sup> April 2011

## DAIWA GAIKA MMF

CANADIAN DOLLAR PORTFOLIO**Statement of Operations**For the year ended 31<sup>st</sup> December 2010

	Note	2010 CAD	2009 CAD
<b>Income</b>			
Net gain on financial instruments at fair value through profit or loss	2,3	245,510	207,744
Total net income		245,510	207,744
<b>Expenses</b>			
Investment Manager fees	10	9,284	10,780
Administration fees		3,589	3,116
Sub-Custodian fees	10	3,865	3,744
Trustee fees	10	1,933	1,872
Distributors' fees and Agent Security fees	10	55,874	53,157
Audit fees		201	(631)
Other expenses		30,279	17,936
Total expenses		105,025	89,974
<b>Finance costs</b>			
Distributions	12	(140,485)	(117,770)
<b>Change in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units after distributions</b>		<u>-</u>	<u>-</u>

Gains and losses arose solely from continuing operations.

There are no recognised gains and losses other than those shown in the Statement of Operations.

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

## DAIWA GAIKA MMF

CANADIAN DOLLAR PORTFOLIO**Statement of Changes in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units**For the year ended 31<sup>st</sup> December 2010

	2010 CAD	2009 CAD
<b>Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at 1<sup>st</sup> January</b>	<b>32,857,660</b>	<b>39,599,575</b>
Proceeds from Redeemable Participating Units issued	21,667,760	15,973,290
Payments for Redeemable Participating Units redeemed	<u>(15,102,707)</u>	<u>(22,715,205)</u>
<b>Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at 31<sup>st</sup> December</b>	<b><u>39,422,713</u></b>	<b><u>32,857,660</u></b>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

## DAIWA GAIKA MMF

NEW ZEALAND DOLLAR PORTFOLIO**Statement of Assets and Liabilities**As at 31<sup>st</sup> December 2010

	Note	2010 NZD	2009 NZD
<b>Assets</b>			
Cash including fixed deposits	6	148,272,747	189,018,799
Debtors	7	5,012,179	294,259
Financial assets at fair value through profit or loss	2,4,5	661,821,404	744,672,224
<b>Total Assets</b>		<b>815,106,330</b>	<b>933,985,282</b>
<b>Liabilities</b>			
Creditors - Due within one year	8	4,691,601	6,350,529
<b>Liabilities (excluding Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units)</b>		<b>4,691,601</b>	<b>6,350,529</b>
<b>Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units</b>		<b>810,414,729</b>	<b>927,634,753</b>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

On behalf of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

Brian Guyett

Peter Callaghan

Date: 20<sup>th</sup> April 2011

## DAIWA GAIKA MMF

NEW ZEALAND DOLLAR PORTFOLIO**Statement of Operations**For the year ended 31<sup>st</sup> December 2010

	Note	2010 NZD	2009 NZD
<b>Income</b>			
Net gain on financial instruments at fair value through profit or loss	2,3	25,696,947	33,249,654
Total net income		25,696,947	33,249,654
<b>Expenses</b>			
Investment Manager fees	10	1,151,652	1,340,023
Administration fees		276,787	338,008
Sub-Custodian fees	10	298,078	364,008
Trustee fees	10	149,039	182,004
Distributors' fees and Agent Security fees	10	4,264,220	5,200,118
Audit fees		8,964	21,663
Other expenses		377,782	536,287
Total expenses		6,526,522	7,982,111
<b>Finance costs</b>			
Distributions	12	(19,170,425)	(25,267,543)
<b>Change in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units after distributions</b>			
		-	-

Gains and losses arose solely from continuing operations.

There are no recognised gains and losses other than those shown in the Statement of Operations.

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.



## DAIWA GAIKA MMF

NEW ZEALAND DOLLAR PORTFOLIO**Statement of Changes in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units**For the year ended 31<sup>st</sup> December 2010

	2010 NZD	2009 NZD
<b>Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at 1<sup>st</sup> January</b>	<b>927,634,753</b>	<b>1,008,206,118</b>
Proceeds from Redeemable Participating Units issued	643,502,678	944,489,355
Payments for Redeemable Participating Units redeemed	<u>(760,722,702)</u>	<u>(1,025,060,720)</u>
<b>Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at 31<sup>st</sup> December</b>	<b><u>810,414,729</u></b>	<b><u>927,634,753</u></b>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

## DAIWA GAIKA MMF

## Notes to the Financial Statements

31<sup>st</sup> December 2010**1. GENERAL INFORMATION**

Daiwa Gaika MMF (the “Fund”) was constituted as an Irish domiciled unit trust, by a trust deed dated 5<sup>th</sup> July 1996 as amended by supplemental dated 17<sup>th</sup> July 1996. The Fund is an umbrella unit trust organised under and complying with the Unit Trusts Act, 1990.

The Fund is an umbrella fund in which different classes of Units may be issued from time to time. Each class represents interests in a fund comprising a separate and distinct portfolio of investments. The classes of Units in issue were U.S. Dollar Portfolio (“USD Portfolio”), Australian Dollar Portfolio (“AUD Portfolio”), Euro Portfolio (“EUR Portfolio”), Canadian Dollar Portfolio (“CAD Portfolio”) and New Zealand Dollar Portfolio (“NZD Portfolio”).

Effective 23<sup>rd</sup> June 2006 the duration of the Fund was extended for an indefinite period.

**2. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES**

The significant accounting policies adopted by the Fund are as follows:

**Basis of preparation**

The financial statements have been prepared in accordance with the historical cost convention, as adjusted for the revaluation of financial instruments held at fair value through profit or loss and accounting standards generally accepted in Ireland and Irish Statute comprising the Unit Trusts Act, 1990. Accounting Standards generally accepted in Ireland, in preparing financial statements giving a true and fair view, are those published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland and issued by the Accounting Standards Board (“ASB”). The Fund classifies its investments in debt securities as financial assets at fair value through profit or loss. These financial assets are classified as held for trading or designated by the Board of Directors at fair value through profit or loss at inception.

The preparation of financial statements in conformity with Irish GAAP requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires management to exercise its judgement in the process of applying the Fund’s accounting policies. The estimates and associated judgements are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

**Investments**

Investments consist of short term debt obligations. Short term debt obligations with a remaining maturity of less than one year are valued at fair value using an amortised cost technique (i.e. at their acquisition cost as adjusted for the amortisation of premium or accretion of discount) which approximates fair value. The Manager continuously reviews the amortised cost method to ensure that investments are stated at their fair market value.

Cash and other liquid assets are valued at their face value with coupon interest receivable accrued, where applicable, to the end of the relevant day.

*Recognition/derecognition*

Regular-way purchases and sales of investments are recognised on the trade date - the date on which the Fund commits to purchase or sell the investment. Investments are derecognised when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Fund has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

**Foreign Currencies**

Assets and Liabilities denominated in foreign currencies are measured using the currency (the functional currency) of the primary economic environment, in which the individual portfolio operates. This is U.S. Dollar (“USD”), Australian Dollar (“AUD”), Euro (“EUR”), Canadian Dollar (“CAD”) and New Zealand Dollar (“NZD”). Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into USD, AUD, EUR, CAD and NZD at the exchange rates ruling at the year end date.

**Foreign Currency Translation**

The Fund’s Unitholders are from Japan, with the subscriptions and redemptions of the Redeemable Participating units denominated in USD, AUD, EUR, CAD, and NZD. The primary activity of the Fund is to preserve principal value and maintain a high degree of liquidity while providing current income by investing in high quality fixed and floating rate debt instruments traded on a Recognised Exchange listed in the Trust Deed. The performance of USD Portfolio, AUD Portfolio, EUR Portfolio, CAD Portfolio and NZD Portfolio are measured and reported to the Unitholders in USD, AUD, EUR, CAD and NZD respectively. The Trustee considers each currency as the currency that most faithfully represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions of their respective funds. The financial statements of USD Portfolio, AUD Portfolio, EUR Portfolio, CAD Portfolio and NZD Portfolio are presented in USD, AUD, EUR, CAD and NZD which are the classes’ functional and presentation currencies respectively.

**Income**

Interest income is accounted for on an effective yield basis. Discounts and premiums on securities are amortised and accreted on the effective yield basis over the life of the respective securities.

**Expenses**

Expenses are accounted for on an accruals basis.

**Redeemable Participating Units**

Redeemable Participating Units are redeemable at the Unitholders option and are classified as financial liabilities. The Net Asset Value per Unit is maintained at USD0.01 / AUD0.01 / EUR0.01 / CAD0.01 and NZD0.01 through the declaration of distributions.

The Redeemable Participating Units can be put back into the Fund at any time for cash equal to a proportional share of the Fund’s Net Asset Value. The Redeemable Participating Unit is carried at the redemption amount which is payable at the year end date if the Unitholder expressed the right to put the Unit back in the Fund.

**Reporting Financial Performance**

The format and certain wording of the financial statements have been adopted from those contained in FRS 3 “Reporting Financial Performance” so that, in the opinion of the Manager, they more appropriately reflect the nature of the Fund’s business as an investment fund.

**Cash Flow Statement**

The Fund has availed of the exemption available to open ended investment funds under FRS 1 not to prepare a cash flow statement.

## 3. NET GAIN ON FINANCIAL INSTRUMENTS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

	USD Portfolio USD	AUD Portfolio AUD	EUR Portfolio EUR	CAD Portfolio CAD	NZD Portfolio NZD
<b>2010</b>					
Held for trading:					
- Interest income	2,423,033	23,128,232	371,849	352,025	11,495,905
- Accretion of acquisition discount	5,324,069	56,190,729	583,340	112,606	15,907,264
- Amortisation of acquisition premium	(10,700)	(1,026,331)	(3,489)	(219,121)	(1,706,222)
	<b>7,736,402</b>	<b>78,292,630</b>	<b>951,700</b>	<b>245,510</b>	<b>25,696,947</b>

**2009**

Held for trading:					
- Interest income	4,744,712	24,117,696	906,356	412,506	19,010,212
- Accretion of acquisition discount	7,708,411	30,117,352	804,696	53,807	16,387,102
- Amortisation of acquisition premium	(138,218)	(1,422,765)	(7,044)	(258,569)	(2,147,660)
	<b>12,314,905</b>	<b>52,812,283</b>	<b>1,704,008</b>	<b>207,744</b>	<b>33,249,654</b>

## 4. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS

The table below shows financial instruments recognised at fair value, analysed between those whose fair value is based on:

- quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1);
- those involving inputs other than quoted prices included in Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (as prices) or indirectly (derived from prices) (Level 2); and
- those with inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs) (Level 3).

	USD Portfolio Level 2 USD	AUD Portfolio Level 2 AUD	EUR Portfolio Level 2 EUR	CAD Portfolio Level 2 CAD	NZD Portfolio Level 2 NZD
<b>2010</b>					
<b>Financial assets at fair value through profit or loss</b>					
Debt Obligations	2,081,744,460	1,467,086,564	161,788,730	32,297,272	659,994,718
	<b>2,081,744,460</b>	<b>1,467,086,564</b>	<b>161,788,730</b>	<b>32,297,272</b>	<b>659,994,718</b>

**2009**

<b>Financial assets at fair value through profit or loss</b>					
Debt Obligations	1,686,118,078	1,281,490,793	143,506,139	25,597,952	741,511,390
	<b>1,686,118,078</b>	<b>1,281,490,793</b>	<b>143,506,139</b>	<b>25,597,952</b>	<b>741,511,390</b>

The figures above are not inclusive of interest and differ to what is disclosed in the Statement of Assets and Liabilities.

All securities held by the classes are classified as Level 2.

When the Fund has assets and liabilities with offsetting market risks, it uses mid-market prices as a basis for establishing fair values for the offsetting risk positions and applies the bid or ask price to the net open position as appropriate.

## 5. INVESTMENTS

The main risks arising from the Fund's financial instruments can be summarised as follows:

### **Market Risk**

Market risk arises from uncertainty about future prices of financial instruments held. It represents the potential loss the Fund might suffer through holding market positions in the face of price movements. Market risk comprises three types of risk: price risk, currency risk and interest rate risk.

### Price Risk

Price risk is the risk that the value of the Fund's financial instruments will fluctuate as a result of changes in market prices caused by factors other than interest rates or foreign currency movement. The financial instruments of the Fund are not exposed directly to price risk.

### Currency Risk

Currency risk represents the potential losses that the Fund might suffer due to adverse movements in non-functional currency exposures. All the investments of each Class are denominated in the functional currency of the relevant Class with the effect that the Statement of Assets and Liabilities and Statement of Operations will not be significantly affected by currency movements.

### Interest Rate Risk

The risk is defined as the risk that the fair value of a financial instrument will fluctuate because of changes in market interest rates. The risk arises on financial instruments whose fair value is affected by changes in interest rates.

The table overleaf summarises the Fund's exposure to interest rate risks at the end of the year. It includes the Fund's assets and trading liabilities at fair value, categorized by the earlier of contractual repricing or maturity dates:

### **USD Portfolio**

2010

	<b>Less than 1 Month USD</b>	<b>1 - 3 Months USD</b>	<b>Over 3 Months USD</b>	<b>Non-interest bearing USD</b>	<b>Total USD</b>
<b>Assets</b>					
Cash including fixed deposits	696	485,053,792	-	-	485,054,488
Debtors	-	-	-	25,746,722	25,746,722
Financial assets at fair value through profit or loss	809,589,609	1,167,428,991	104,896,876	-	2,081,915,476
<b>Total assets</b>	<b>809,590,305</b>	<b>1,652,482,783</b>	<b>104,896,876</b>	<b>25,746,722</b>	<b>2,592,716,686</b>
<b>Liabilities</b>					
Creditors - due within one year	-	-	-	7,398,624	7,398,624
<b>Total liabilities</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>7,398,624</b>	<b>7,398,624</b>
<b>Total Interest Sensitivity Gap</b>	<b>809,590,305</b>	<b>1,652,482,783</b>	<b>104,896,876</b>	<b>N/A</b>	<b>N/A</b>

**USD Portfolio  
2009**

	Less than 1 Month USD	1 - 3 Months USD	Over 3 Months USD	Non-interest bearing USD	Total USD
<b>Assets</b>					
Cash including fixed deposits	457	426,556,500	-	-	426,556,957
Debtors	-	-	-	12,860,004	12,860,004
Financial assets at fair value through profit or loss	436,635,141	1,199,675,428	49,985,878	-	1,686,296,447
<b>Total assets</b>	<b>436,635,598</b>	<b>1,626,231,928</b>	<b>49,985,878</b>	<b>12,860,004</b>	<b>2,125,713,408</b>
<b>Liabilities</b>					
Creditors - due within one year	-	-	-	10,278,303	10,278,303
<b>Total liabilities</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>10,278,303</b>	<b>10,278,303</b>
<b>Total Interest Sensitivity Gap</b>	<b>436,635,598</b>	<b>1,626,231,928</b>	<b>49,985,878</b>	<b>N/A</b>	<b>N/A</b>

**AUD Portfolio  
2010**

	Less than 1 Month AUD	1 - 3 Months AUD	Over 3 Months AUD	Non-interest bearing AUD	Total AUD
<b>Assets</b>					
Cash including fixed deposits	864	303,043,054	-	-	303,043,918
Debtors	-	-	-	6,337,744	6,337,744
Financial assets at fair value through profit or loss	415,029,762	1,056,701,310	-	-	1,471,731,072
<b>Total assets</b>	<b>415,030,626</b>	<b>1,359,744,364</b>	<b>-</b>	<b>6,337,744</b>	<b>1,781,112,734</b>
<b>Liabilities</b>					
Creditors - due within one year	-	-	-	16,003,061	16,003,061
<b>Total liabilities</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>16,003,061</b>	<b>16,003,061</b>
<b>Total Interest Sensitivity Gap</b>	<b>415,030,626</b>	<b>1,359,744,364</b>	<b>-</b>	<b>N/A</b>	<b>N/A</b>

**AUD Portfolio  
2009**

	Less than 1 Month AUD	1 - 3 Months AUD	Over 3 Months AUD	Non-interest bearing AUD	Total AUD
<b>Assets</b>					
Cash including fixed deposits	596	328,539,540	-	-	328,540,136
Debtors	-	-	-	27,672,579	27,672,579
Financial assets at fair value through profit or loss	331,820,951	953,783,554	-	-	1,285,604,505
<b>Total assets</b>	<b>331,821,547</b>	<b>1,282,323,094</b>	<b>-</b>	<b>27,672,579</b>	<b>1,641,817,220</b>
<b>Liabilities</b>					
Creditors - due within one year	-	-	-	16,188,238	16,188,238
<b>Total liabilities</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>16,188,238</b>	<b>16,188,238</b>
<b>Total Interest Sensitivity Gap</b>	<b>331,821,547</b>	<b>1,282,323,094</b>	<b>-</b>	<b>N/A</b>	<b>N/A</b>

**EUR Portfolio  
2010**

	<b>Less than 1 Month EUR</b>	<b>1 - 3 Months EUR</b>	<b>Over 3 Months EUR</b>	<b>Non-interest bearing EUR</b>	<b>Total EUR</b>
<b>Assets</b>					
Cash including fixed deposits	702	37,564,728	-	-	37,565,430
Debtors	-	-	-	996,923	996,923
Financial assets at fair value through profit or loss	36,159,328	116,817,657	8,979,305	-	161,956,290
<b>Total assets</b>	<b>36,160,030</b>	<b>154,382,385</b>	<b>8,979,305</b>	<b>996,923</b>	<b>200,518,643</b>
<b>Liabilities</b>					
Creditors - due within one year	-	-	-	308,792	308,792
<b>Total liabilities</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>308,792</b>	<b>308,792</b>
<b>Total Interest Sensitivity Gap</b>	<b>36,160,030</b>	<b>154,382,385</b>	<b>8,979,305</b>	<b>N/A</b>	<b>N/A</b>

**EUR Portfolio  
2009**

	<b>Less than 1 Month EUR</b>	<b>1 - 3 Months EUR</b>	<b>Over 3 Months EUR</b>	<b>Non-interest bearing EUR</b>	<b>Total EUR</b>
<b>Assets</b>					
Cash including fixed deposits	468	35,260,500	-	-	35,260,968
Debtors	-	-	-	892,416	892,416
Financial assets at fair value through profit or loss	49,563,891	94,011,581	-	-	143,575,472
<b>Total assets</b>	<b>49,564,359</b>	<b>129,272,081</b>	<b>-</b>	<b>892,416</b>	<b>179,728,856</b>
<b>Liabilities</b>					
Creditors - due within one year	-	-	-	502,425	502,425
<b>Total liabilities</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>502,425</b>	<b>502,425</b>
<b>Total Interest Sensitivity Gap</b>	<b>49,564,359</b>	<b>129,272,081</b>	<b>-</b>	<b>N/A</b>	<b>N/A</b>

**CAD Portfolio  
2010**

	<b>Less than 1 Month CAD</b>	<b>1 - 3 Months CAD</b>	<b>Over 3 Months CAD</b>	<b>Non-interest bearing CAD</b>	<b>Total CAD</b>
<b>Assets</b>					
Cash including fixed deposits	445	7,027,556	-	-	7,028,001
Debtors	-	-	-	31,888	31,888
Financial assets at fair value through profit or loss	14,361,158	18,235,601	-	-	32,596,759
<b>Total assets</b>	<b>14,361,603</b>	<b>25,263,157</b>	<b>-</b>	<b>31,888</b>	<b>39,656,648</b>
<b>Liabilities</b>					
Creditors - due within one year	-	-	-	233,935	233,935
<b>Total liabilities</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>233,935</b>	<b>233,935</b>
<b>Total Interest Sensitivity Gap</b>	<b>14,361,603</b>	<b>25,263,157</b>	<b>-</b>	<b>N/A</b>	<b>N/A</b>

**CAD Portfolio  
2009**

	Less than 1 Month CAD	1 - 3 Months CAD	Over 3 Months CAD	Non-interest bearing CAD	Total CAD
<b>Assets</b>					
Cash including fixed deposits	470	7,397,091	-	-	7,397,561
Debtors	-	-	-	3,130	3,130
Financial assets at fair value through profit or loss	9,813,705	15,795,999	-	-	25,609,704
<b>Total assets</b>	<b>9,814,175</b>	<b>23,193,090</b>	<b>-</b>	<b>3,130</b>	<b>33,010,395</b>
<b>Liabilities</b>					
Creditors - due within one year	-	-	-	152,735	152,735
<b>Total liabilities</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>152,735</b>	<b>152,735</b>
<b>Total Interest Sensitivity Gap</b>	<b>9,814,175</b>	<b>23,193,090</b>	<b>-</b>	<b>N/A</b>	<b>N/A</b>

**NZD Portfolio  
2010**

	Less than 1 Month NZD	1 - 3 Months NZD	Over 3 Months NZD	Non-interest bearing NZD	Total NZD
<b>Assets</b>					
Cash including fixed deposits	280	148,272,467	-	-	148,272,747
Debtors	-	-	-	5,012,179	5,012,179
Financial assets at fair value through profit or loss	197,871,536	454,943,905	9,005,963	-	661,821,404
<b>Total assets</b>	<b>197,871,816</b>	<b>603,216,372</b>	<b>9,005,963</b>	<b>5,012,179</b>	<b>815,106,330</b>
<b>Liabilities</b>					
Creditors - due within one year	-	-	-	4,691,601	4,691,601
<b>Total liabilities</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>4,691,601</b>	<b>4,691,601</b>
<b>Total Interest Sensitivity Gap</b>	<b>197,871,816</b>	<b>603,216,372</b>	<b>9,005,963</b>	<b>N/A</b>	<b>N/A</b>

**NZD Portfolio  
2009**

	Less than 1 Month NZD	1 - 3 Months NZD	Over 3 Months NZD	Non-interest bearing NZD	Total NZD
<b>Assets</b>					
Cash including fixed deposits	564	189,018,235	-	-	189,018,799
Debtors	-	-	-	294,259	294,259
Financial assets at fair value through profit or loss	246,137,627	498,534,597	-	-	744,672,224
<b>Total assets</b>	<b>246,138,191</b>	<b>687,552,832</b>	<b>-</b>	<b>294,259</b>	<b>933,985,282</b>
<b>Liabilities</b>					
Creditors - due within one year	-	-	-	6,350,529	6,350,529
<b>Total liabilities</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>6,350,529</b>	<b>6,350,529</b>
<b>Total Interest Sensitivity Gap</b>	<b>246,138,191</b>	<b>687,552,832</b>	<b>-</b>	<b>N/A</b>	<b>N/A</b>



The Benchmark rate for determining interest receipts for the floating rate investments is based on LIBOR for the USD Portfolio, BBSW for the AUD Portfolio, EURIBOR for the EUR Portfolio, CDOR for the CAD Portfolio and NZ Bank Bill Rate for the NZD Portfolio plus or minus specified basis points.

A weekly mark to market evaluation is carried out by the Manager. Separately from this test, the Investment Manager independently runs at least weekly mark to market evaluations; this includes a stress test worked out against a yield curve change (currently the Investment Manager sets a 25 bps and a 50 bps parallel interest curve rise).

### Impact of interest rate fluctuation (yield curve parallel shift)

#### 2010

	+50bps	+25bps	+6.25bps	-10bps
USD	-0.05%	-0.02%	-0.01%	0.01%
EUR	-0.05%	-0.03%	-0.01%	0.01%
AUD	-0.05%	-0.02%	-0.01%	0.01%
CAD	-0.04%	-0.02%	-0.01%	0.01%
NZD	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%

(+6.25bps provides pricing based on Bid price)

#### 2009

	+50bps	+25bps	+6.25bps	-10bps
USD	-0.05%	-0.02%	0.01%	0.01%
EUR	-0.04%	-0.02%	0.00%	0.01%
AUD	-0.05%	-0.03%	-0.01%	0.01%
CAD	-0.03%	-0.02%	0.00%	0.01%
NZD	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%

(+6.25bps provides pricing based on Bid price)

### Liquidity Risk

Liquidity risk represents the possibility that the Fund may not be able to rapidly adjust the size of its investment position in times of high volatility and financial stress at a reasonable price.

Funds are invested in assets which are realisable, and overnight cash balances of around 5% are normally retained, which are increased for known outflows and during market disruption. The Investment Manager and the Investment Adviser contact distributors on a frequent basis in order to obtain information on potential sizable redemptions. In times of market disruption realising assets may become more difficult, when this is observed it is monitored, and where necessary maturities are shortened and overnight cash is increased.

The liquidity risk tables below analyse the Fund's financial liabilities into relevant maturity groupings based on the remaining period at the year end date to the contractual maturity date.

		USD Portfolio	AUD Portfolio	EUR Portfolio	CAD Portfolio	NZD Portfolio
<b>2010</b>						
Cash		18.90%	17.09%	18.83%	17.74%	18.31%
Less than 10 days	<10	0.78%	6.68%	4.01%	0.00%	7.41%
10-30 days	<=30	23.94%	16.40%	13.53%	28.10%	16.88%
31-60 days	<=60	28.64%	29.74%	32.11%	35.50%	36.97%
61-90 days	<=90	22.87%	30.09%	27.02%	18.67%	19.31%
91-180 days	<=180	4.87%	0.00%	4.50%	0.00%	1.12%
181-365 days		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

**2009**

Cash		20.19%	20.36%	19.72%	22.41%	20.25%
Less than 10 days	<10	0.95%	4.89%	8.68%	0.00%	3.77%
10-30 days	<=30	19.72%	15.61%	19.01%	29.73%	22.39%
31-60 days	<=60	29.71%	36.11%	30.75%	37.56%	24.41%
61-90 days	<=90	29.43%	23.03%	21.84%	10.30%	29.18%
91-180 days	<=180	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
181-365 days		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

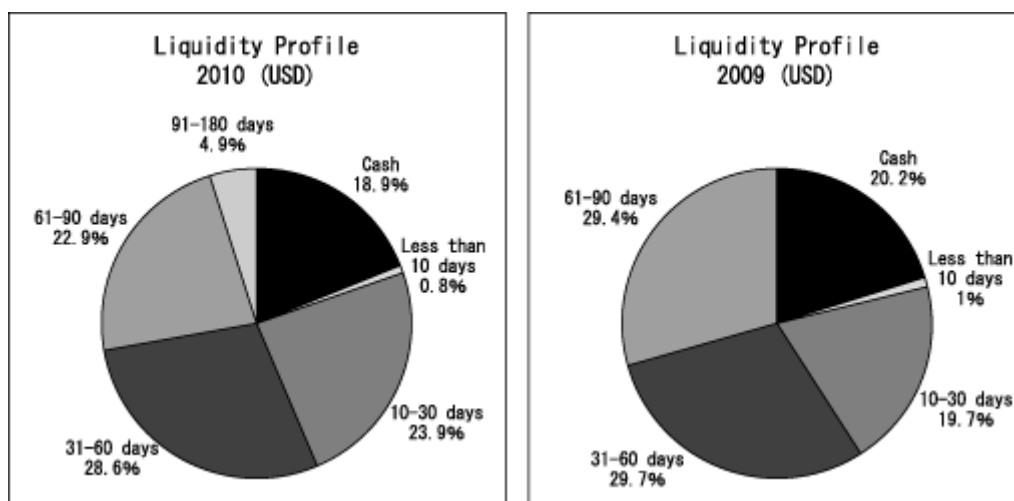
**Liquidity Average Table**

	USD Portfolio		AUD Portfolio		EUR Portfolio		CAD Portfolio		NZD Portfolio	
	2010	2009	2010	2009	2010	2009	2010	2009	2010	2009
WAM Range (days)	28-46	20-42	24-45	16-45	30-45	14-46	23-45	13-44	28-46	17-42
WAM Average (days)	38	33	37	31	38	31	36	31	37	31
WAM at year end (days)	39	40	39	31	44	37	36	33	41	28

The duration of most of the portfolios were increased during the year as market liquidity continued to improve. The cash target was reduced from around 20% to around 18% and more long duration paper was purchased resulting in the average WAM (weighted average maturity) increasing and the WAM at year end also increased for most of the funds, this can be evidenced by the change in the tables above.

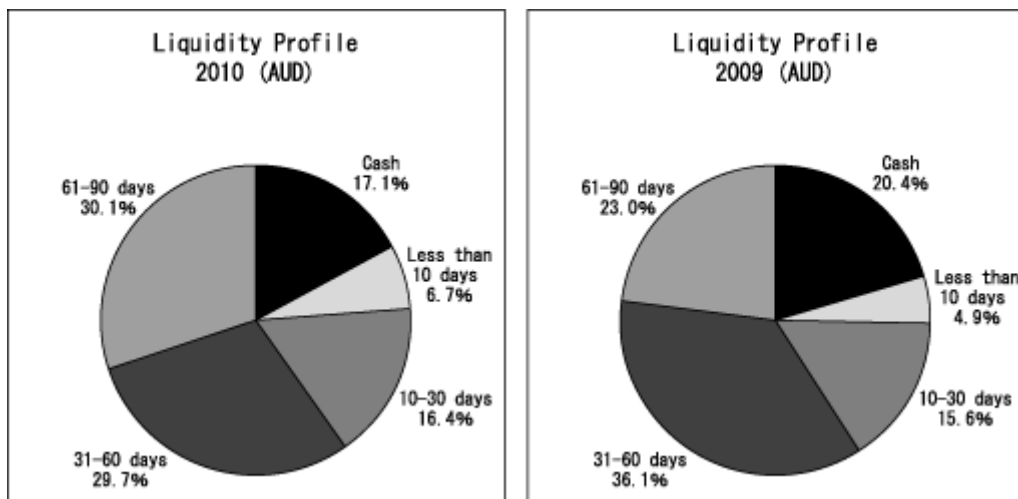
**USD Liquidity Profile Pie Chart**

The pie chart below shows by period buckets the maturity of the holdings at the end of 2010 and 2009. The duration of the portfolio at year end 2010 was very similar to year end 2009. The only important difference was maturities beyond 90 days had been purchased and cash level had been reduced slightly.

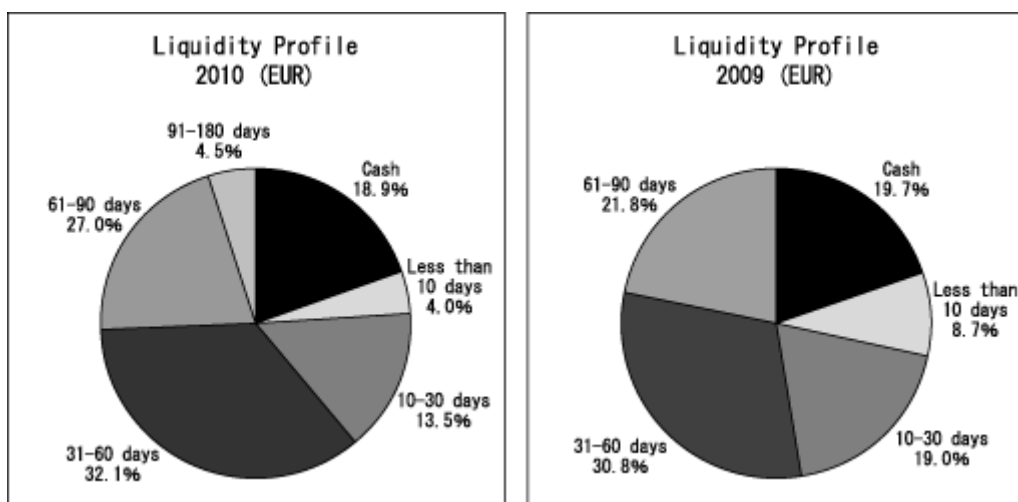


AUD Liquidity Profile Pie Chart

The pie chart below shows by period buckets the maturity of the holdings at the end of 2010 and 2009. The duration of the portfolio increased during 2010 mainly due to an increase the 61-90 day bucket and a decrease in the cash bucket.

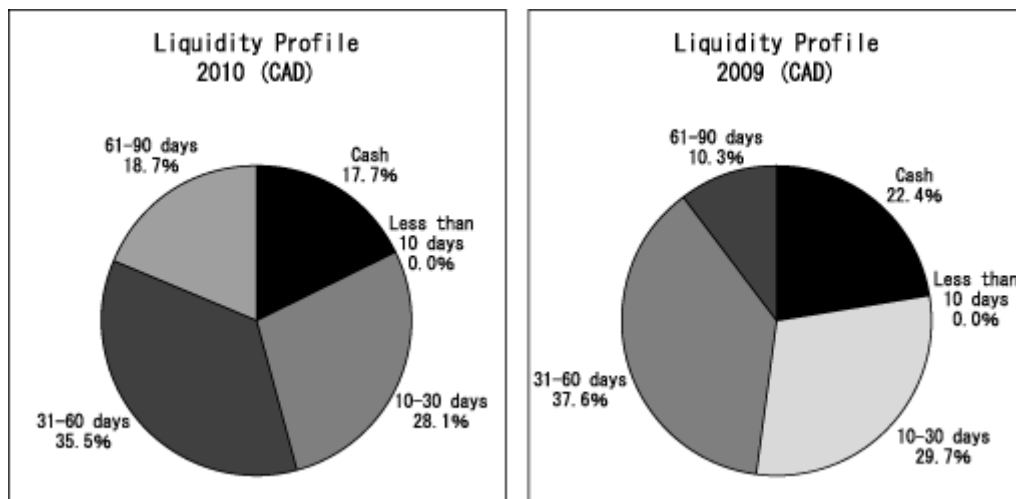
EUR Liquidity Profile Pie Chart

The pie chart below shows by period buckets the maturity of the holdings at the end of 2010 and 2009. The duration of the portfolio increased during 2010 mainly due to maturities beyond 90 days being purchased and to an increase the 61-90 day bucket, while there had been a decrease in the two shortest term buckets.

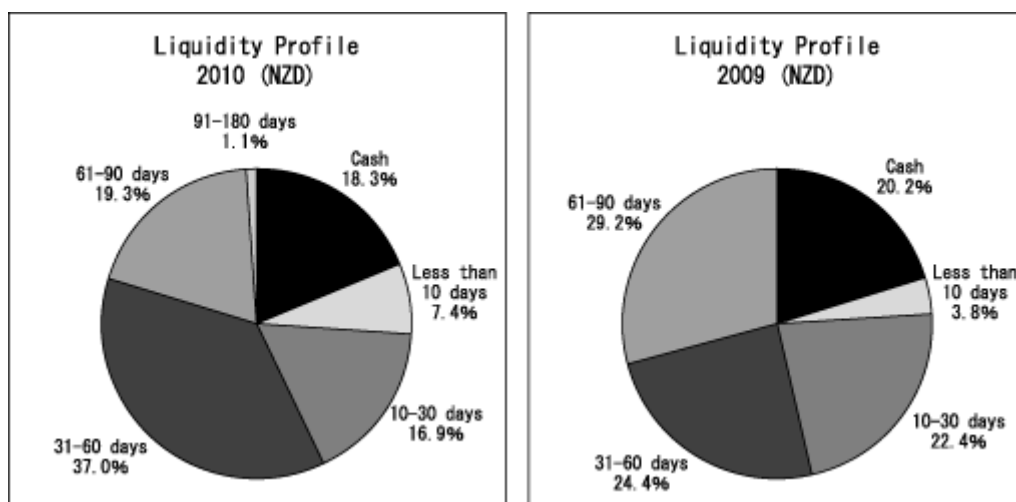


CAD Liquidity Profile Pie Chart

The pie chart below shows by period buckets the maturity of the holdings at the end of 2010 and 2009. The duration of the portfolio increased during 2010 mainly due to an increase the 61-90 day bucket and a decrease in the cash bucket.

NZD Liquidity Profile Pie Chart

The pie chart below shows by period buckets the maturity of the holdings at the end of 2010 and 2009. The duration of the portfolio increased during 2010 due to an increase in purchases of maturities beyond 30 days and a small decrease in the cash bucket.

**Credit Risk**

Credit risk is measured by the loss the Fund would record if its counterparties failed to perform pursuant to the terms of their obligations to the Fund. The Fund will be exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. The Fund selects only established counterparties that have sufficient experience, knowledge and creditworthiness. All transactions in listed securities are settled/paid for upon delivery using approved brokers. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once the broker has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been received by the broker. All of the cash held on overnight deposit is held with a carefully selected list of banks. Bankruptcy or insolvency by a bank may cause the Fund's rights with respect to the cash held on deposit to be delayed or limited. The Investment Manager monitors the credit rating of this list, as reported by Standard and Poor's® and Moody's.

The Fund's Custodian is Daiwa Securities Trust and Banking (Europe) plc. The investments and cash of the Fund are held by Brown Brothers Harriman & Co. (the "Sub-Custodian") at year end. Bankruptcy or insolvency of the Custodian or Sub-Custodian may cause the Fund's rights with respect to its investments in debt securities held by the bank to be delayed or limited.

The Fund's securities are maintained by the Custodian and Sub-Custodian in segregated accounts. Thus in the event of insolvency or bankruptcy of the Custodian, the Fund's assets are segregated. The Fund will, however, be exposed to the credit risk of the Custodian, or any depository used by the Custodian, in relation to the Fund's cash held by the Custodian. In the event of the insolvency or bankruptcy of the Custodian, the Fund will be treated as a general creditor of the Custodian in relation to cash holdings of the Fund.

An investment universe which lists all the rating eligible securities that the Fund has traded in is maintained and monitored daily to record rating changes by Moody's or Standard and Poor's®. Any rating changes are reported to the Investment Manager.

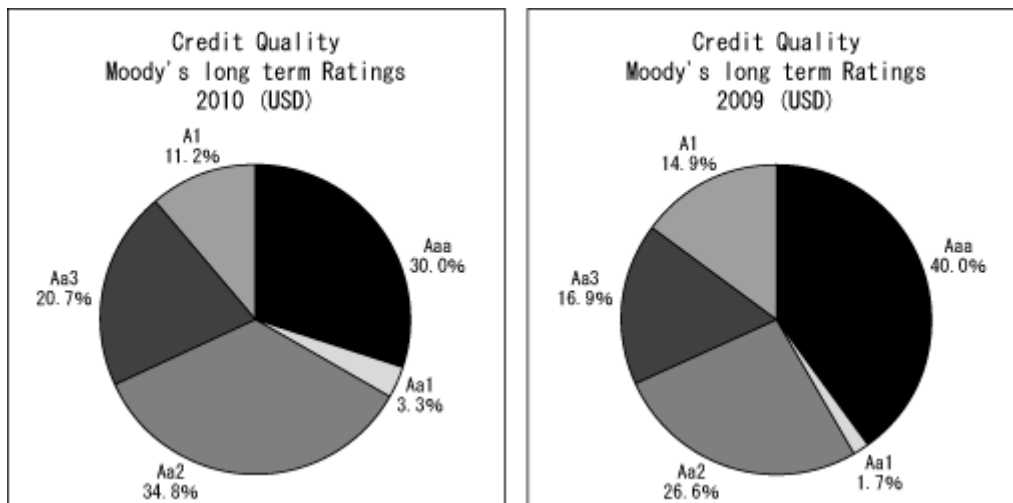
A weekly Credit Summary report is produced, which includes a summary portfolio profile (i.e. WAM (weighted average maturity); Moody's Matrix (this measures a Class' aggregate credit quality by evaluating each underlying security); distribution of security by rating; distribution of security by maturity and a list of specific securities consisting of the largest credit exposures on the Moody's Matrix.

	USD	AUD	EUR	CAD	NZD
2010	Portfolio	Portfolio	Portfolio	Portfolio	Portfolio
Aaa	29.96%	15.30%	5.01%	15.13%	39.07%
Aa1	3.31%	19.11%	4.50%	28.11%	17.47%
Aa2	34.82%	34.16%	42.41%	46.95%	18.70%
Aa3	20.73%	26.87%	39.33%	9.80%	20.17%
A1	11.18%	4.56%	4.24%	0.00%	4.60%
A2	0.00%	0.00%	4.50%	0.00%	0.00%
2009	USD	AUD	EUR	CAD	NZD
	Portfolio	Portfolio	Portfolio	Portfolio	Portfolio
Aaa	39.98%	41.62%	21.79%	15.76%	50.33%
Aa1	1.66%	12.90%	6.20%	6.69%	18.53%
Aa2	26.55%	20.00%	35.51%	39.99%	22.21%
Aa3	16.95%	20.81%	26.85%	26.57%	3.77%
A1	14.86%	4.67%	9.65%	10.99%	5.16%
A2	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

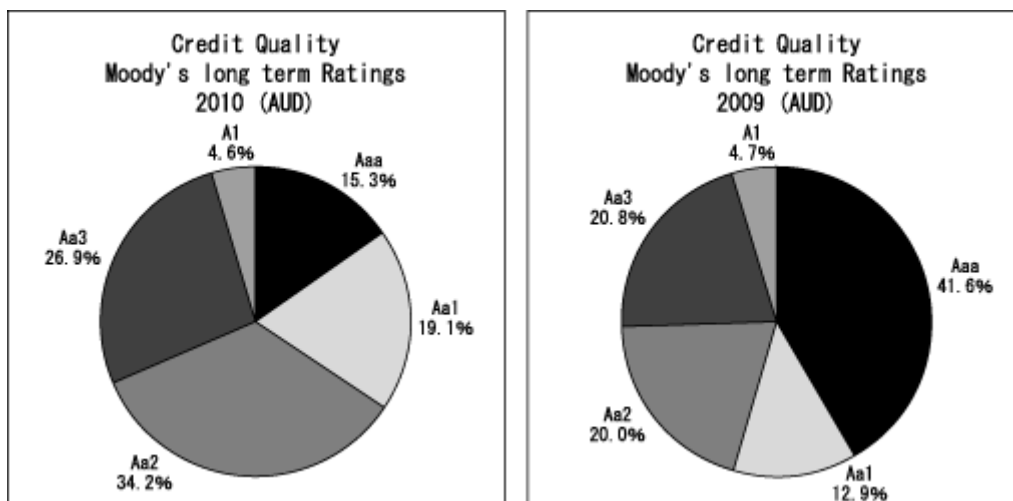
The table on page 50 and above shows the percentage holding by Moody's long term ratings (A2 to Aaa) at the end of 31<sup>st</sup> December 2010 and 31<sup>st</sup> December 2009. The policy of investing in high quality paper was maintained during the year but investment in the two top ratings was reduced except in the Canadian portfolio, where it was increased. Investment in A2 paper was still avoided except in the Euro portfolio, and investment in A1 paper was also slightly reduced.

USD Credit Quality Pie Chart

The pie chart below shows the percentage holding by Moody's long term ratings (A2 to Aaa) at the end of 2010 and 2009. The credit quality of the portfolio overall was maintained at a high level during 2010. No A2 rated holdings were purchased and A1 holdings were reduced slightly, but at the same time holdings in the two highest ratings were reduced.

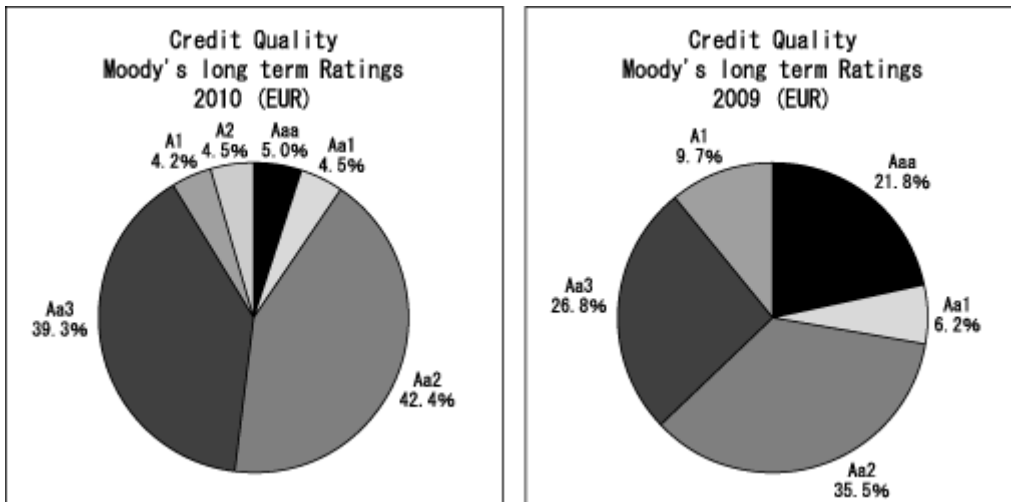
AUD Credit Quality Pie Chart

The pie chart below shows the percentage holding by Moody's long term ratings (A2 to Aaa) at the end of 2010 and 2009. The credit quality of the portfolio overall was maintained at a high level during 2010. No A2 rated holdings were purchased and A1 holdings were reduced slightly, but at the same time holdings in the two highest ratings were reduced.

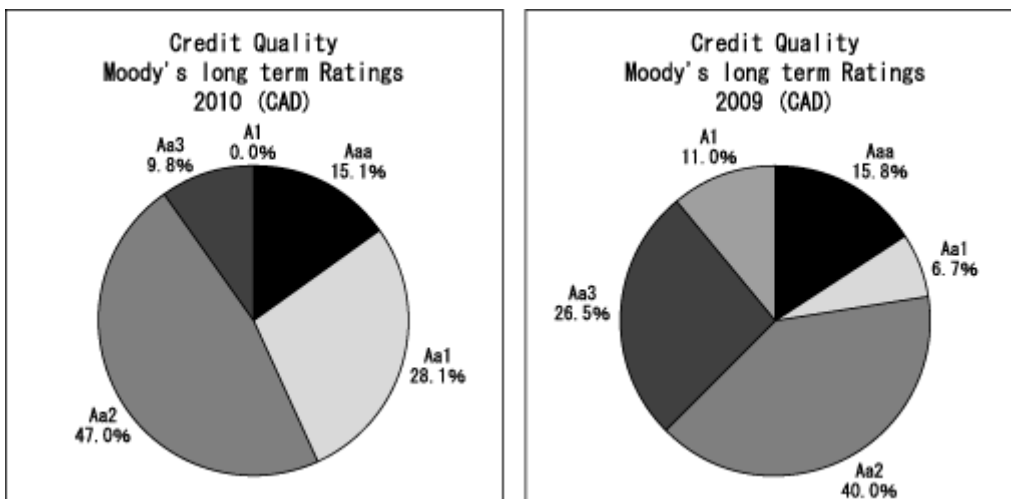


EUR Credit Quality Pie Chart

The pie chart below shows the percentage holding by Moody's long term ratings (A2 to Aaa) at the end of 2010 and 2009. The credit quality of the portfolio overall was maintained at a high level during 2010. Some A2 rated holdings were purchased during the year but at the same time A1 holdings were reduced, while holding in the two highest ratings were lower resulting in a big increase in Aa2 and Aa3 holdings.

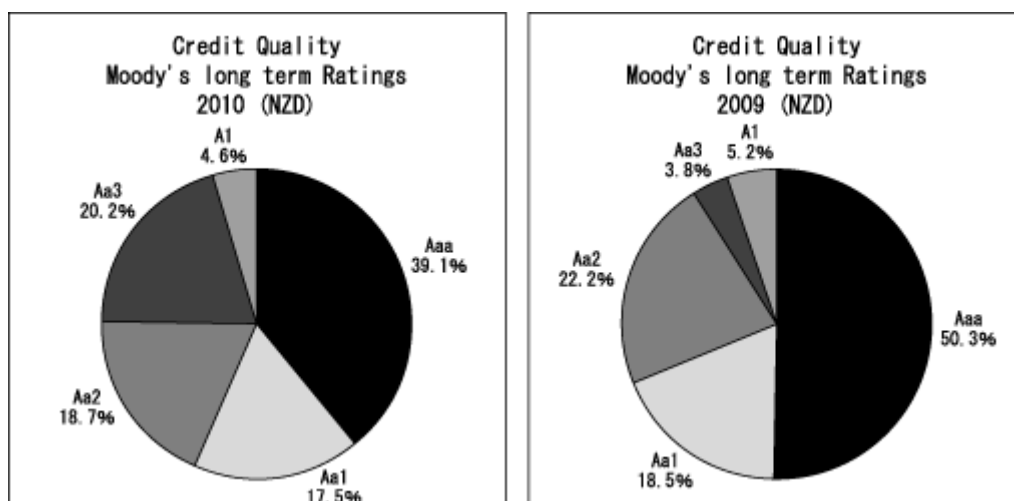
CAD Credit Quality Pie Chart

The pie chart below shows the percentage holding by Moody's long term ratings (A2 to Aaa) at the end of 2010 and 2009. The credit quality of the portfolio improved during the year, there were no A2 or A1 holdings and the holding in the three highest ratings made up 90% of the portfolio.



NZD Credit Quality Pie Chart

The pie chart below shows the percentage holding by Moody's long term ratings (A2 to Aaa) at the end of 2010 and 2009. The credit quality of the portfolio was maintained at a high level during 2010. No A2 rated holdings were held at year end and A1 holdings were slightly reduced, but Aa3 holdings were increased mostly at the expense Aaa investments.



The below table shows the percentages of security type held by each class.

		USD	AUD	EUR	CAD	NZD
		Portfolio	Portfolio	Portfolio	Portfolio	Portfolio
<b>2010</b>						
TD	Cash	18.90%	17.09%	18.83%	17.74%	18.31%
CD	Certificate of Deposit	20.06%	11.71%	29.60%	5.15%	9.34%
CP	Commercial Paper	57.34%	39.33%	32.29%	26.71%	39.15%
CB	Corporate Bonds	3.70%	31.87%	14.27%	46.90%	33.20%
TB	T-Bill	0.00%	0.00%	5.01%	0.00%	0.00%
BA	Bank Acceptance	0.00%	0.00%	0.00%	3.50%	0.00%
<b>2009</b>						
TD	Cash	20.19%	20.36%	19.72%	22.41%	20.25%
CD	Certificate of Deposit	16.43%	10.23%	25.46%	24.25%	7.98%
CP	Commercial Paper	58.65%	52.15%	27.95%	0.00%	56.76%
CB	Corporate Bonds	4.73%	17.26%	0.61%	0.48%	15.01%
TB	T-Bill	0.00%	0.00%	26.26%	41.80%	0.00%
BA	Bank Acceptance	0.00%	0.00%	0.00%	11.06%	0.00%

All gains and losses from trading in investments for the year ended 31<sup>st</sup> December 2010 and the year ended 31<sup>st</sup> December 2009 are included in the Statement of Operations.



**6. CASH INCLUDING FIXED DEPOSITS**

Cash balances are held with the Sub-Custodian. Cash balances and fixed deposits are detailed in Note 5, page 35 to page 44.

The Fund has agreed in certain limited circumstances to subscribe to the Sub-Custodian's Cash Management Service (CMS) to invest idle USD AUD, EUR, CAD, and NZD demand deposit balances and uncommitted foreign currency denominated demand deposit balances in unrestricted overnight deposit instruments in one of the approved financial institutions. Money is held in these accounts temporarily and only for short periods when money is being wired from clients to the Fund for contributions, when money for redemptions is being wired from the Fund or when fees are being paid out of the Fund to recognised third party vendors. Such deposits may be subject to both sovereign actions in the jurisdiction of the deposit institution and sovereign actions in the jurisdiction of the currency, including but not limited to freeze, seizure, or diminution. In any case, the risk associated with the repayment of principal and payment of interest on such instruments by the institution with whom the deposit is ultimately placed will be exclusively for the Fund's accounts. All cash was held by the Sub-Custodian at year end.

**7. DEBTORS**

	USD Portfolio USD	AUD Portfolio AUD	EUR Portfolio EUR	CAD Portfolio CAD	NZD Portfolio NZD
<b>2010</b>					
Receivable for fund units sold	25,746,722	6,337,744	993,626	31,888	5,012,179
Other assets	-	-	3,297	-	-
	<b>25,746,722</b>	<b>6,337,744</b>	<b>996,923</b>	<b>31,888</b>	<b>5,012,179</b>
<b>2009</b>					
Receivable for fund units sold	12,860,004	27,672,579	889,119	3,130	294,259
Other assets	-	-	3,297	-	-
	<b>12,860,004</b>	<b>27,672,579</b>	<b>892,416</b>	<b>3,130</b>	<b>294,259</b>

**8. CREDITORS - Due within one year**

	USD Portfolio USD	AUD Portfolio AUD	EUR Portfolio EUR	CAD Portfolio CAD	NZD Portfolio NZD
<b>2010</b>					
Payable for fund units repurchased	6,790,354	12,112,239	237,640	172,269	2,859,635
Provision for fees payable (Note 10)	531,279	2,872,919	53,141	58,034	1,497,992
Distribution payable	76,991	1,017,903	18,011	3,632	333,974
	<b>7,398,624</b>	<b>16,003,061</b>	<b>308,792</b>	<b>233,935</b>	<b>4,691,601</b>
<b>2009</b>					
Payable for fund units repurchased	9,684,465	12,934,849	443,086	130,551	4,380,507
Provision for fees payable (Note 10)	551,804	2,556,034	51,401	21,917	1,659,759
Distribution payable	42,034	697,355	7,938	267	310,263
	<b>10,278,303</b>	<b>16,188,238</b>	<b>502,425</b>	<b>152,735</b>	<b>6,350,529</b>

## 9. REDEEMABLE PARTICIPATING UNITS ISSUED AND REDEEMED DURING THE YEAR

	2010	2009
<b>USD Portfolio</b>		
Opening Outstanding Units	211,543,501,023	194,135,331,684
Number of Units issued	258,183,431,844	213,805,973,538
Number of Units redeemed	(211,195,136,126)	(196,397,804,199)
Closing Outstanding Units	<u>258,531,796,741</u>	<u>211,543,501,023</u>
<b>AUD Portfolio</b>		
Opening Outstanding Units	162,562,895,264	132,515,766,006
Number of Units issued	237,299,222,524	218,797,582,638
Number of Units redeemed	(223,351,153,420)	(188,750,453,380)
Closing Outstanding Units	<u>176,510,964,368</u>	<u>162,562,895,264</u>
<b>EUR Portfolio</b>		
Opening Outstanding Units	17,922,642,718	17,720,757,151
Number of Units issued	13,216,408,276	11,177,169,879
Number of Units redeemed	(11,118,066,208)	(10,975,284,312)
Closing Outstanding Units	<u>20,020,984,786</u>	<u>17,922,642,718</u>
<b>CAD Portfolio</b>		
Opening Outstanding Units	3,285,765,865	3,959,957,398
Number of Units issued	2,166,776,013	1,597,328,924
Number of Units redeemed	(1,510,270,646)	(2,271,520,457)
Closing Outstanding Units	<u>3,942,271,232</u>	<u>3,285,765,865</u>
<b>NZD Portfolio</b>		
Opening Outstanding Units	92,763,474,293	100,820,610,886
Number of Units issued	64,350,267,715	94,448,935,455
Number of Units redeemed	(76,072,270,203)	(102,506,072,048)
Closing Outstanding Units	<u>81,041,471,805</u>	<u>92,763,474,293</u>

## 10. FEES AND EXPENSES

Each Class pays a fee to the Manager and the Trustee, the aggregate of which is less than 1% per annum of the Net Asset Value of each Class. This fee is payable quarterly in arrears and is accrued on a daily basis, save in respect of that portion of the Manager's fee which is payable to the Investment Manager, which portion of the fee shall accrue daily and be payable twice per quarter. The Investment Manager remunerates the Investment Adviser. The Agent Securities Company as well as the Distributors are reimbursed their out-of-pocket expenses directly out of the administration expenses of the relevant Class. Each Class also reimburses the Manager all of its administration expenses.

The Trustee is repaid its disbursements out of the relevant Class, which includes the fees and disbursements of any sub-custodian.

The Manager pays out of the fees received by it from the portfolio, the fees of the Investment Manager, the Distributor and the Agent Company.

The fees payable are as follows:

	USD Portfolio USD	AUD Portfolio AUD	EUR Portfolio EUR	CAD Portfolio CAD	NZD Portfolio NZD
<b>2010</b>					
Investment Manager fees	11,386	174,465	832	2,220	106,455
Administration fees	23,420	149,180	1,688	2,002	68,930
Sub-Custodian fees	25,197	160,655	1,818	2,156	74,232
Trustee fees	12,566	80,328	909	1,078	37,116
Distributors' fees and Agent					
Security fees	350,193	2,221,513	25,965	31,415	1,014,246
Audit fees	34,656	22,761	2,756	423	12,236
Other expenses	73,861	64,017	19,173	18,740	184,777
	<b>531,279</b>	<b>2,872,919</b>	<b>53,141</b>	<b>58,034</b>	<b>1,497,992</b>
<b>2009</b>					
Investment Manager fees	8,756	160,119	690	140	105,202
Administration fees	19,413	125,376	1,484	302	78,160
Sub-Custodian fees	20,885	135,021	1,598	326	84,173
Trustee fees	10,415	67,510	799	162	42,086
Distributors' fees and Agent					
Security fees	299,919	1,928,866	22,831	4,649	1,202,469
Audit fees	38,881	23,831	3,036	603	15,985
Other expenses	153,535	115,311	20,963	15,735	131,684
	<b>551,804</b>	<b>2,556,034</b>	<b>51,401</b>	<b>21,917</b>	<b>1,659,759</b>

## 11. RELATED PARTY TRANSACTIONS

There were no transactions with related parties other than those in the normal course of business. The Manager, Investment Manager, Investment Adviser and related companies are deemed to be related parties under FRS 8. Fees incurred with related parties during the year are disclosed in the Statement of Operations. Amounts payable to related parties at the year end are disclosed in Note 10.

The number of investors that held more than 10% of the Net Assets attributable to Redeemable Participating Unitholders at trading valuation of the Fund at the end of the year are as follows:

	2010	2009
USD Portfolio	2	2
AUD Portfolio	2	2
EUR Portfolio	2	2
CAD Portfolio	1	1
NZD Portfolio	2	2

## 12. DIVIDEND POLICY

The Manager declares distributions in respect of each of the Classes on each dealing day. The amount per Unit distributed from each Class is a sum equal to the amount required to maintain the relevant Net Asset Value per Unit on each dealing day to 0.01 units of the relevant currency of each Class.

**13. NET ASSET VALUE HISTORY**

	2010	2009	2008
<b>USD Portfolio</b>			
Net Asset Value	USD2,585,318,062	USD2,115,435,105	USD1,941,353,412
Number of Units	258,531,796,741	211,543,501,023	194,135,331,684
Net Asset Value per Unit	USD0.01	USD0.01	USD0.01
<b>AUD Portfolio</b>			
Net Asset Value	AUD1,765,109,673	AUD1,625,628,982	AUD1,325,157,690
Number of Units	176,510,964,368	162,562,895,264	132,515,766,006
Net Asset Value per Unit	AUD0.01	AUD0.01	AUD0.01
<b>EUR Portfolio</b>			
Net Asset Value	EUR200,209,851	EUR179,226,431	EUR177,207,576
Number of Units	20,020,984,786	17,922,642,718	17,720,757,151
Net Asset Value per Unit	EUR0.01	EUR0.01	EUR0.01
<b>CAD Portfolio</b>			
Net Asset Value	CAD39,422,713	CAD32,857,660	CAD39,599,575
Number of Units	3,942,271,232	3,285,765,865	3,959,957,398
Net Asset Value per Unit	CAD0.01	CAD0.01	CAD0.01
<b>NZD Portfolio</b>			
Net Asset Value	NZD810,414,729	NZD927,634,753	NZD1,008,206,118
Number of Units	81,041,471,805	92,763,474,293	100,820,610,886
Net Asset Value per Unit	NZD0.01	NZD0.01	NZD0.01

**14. TAXATION**

Under current law and practice, the Fund qualifies as an investment undertaking as defined in Section 739B of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended. The Fund is not chargeable to Irish tax on its income or capital gains. However, Irish tax can arise on the happening of a “chargeable event” in the Fund. A chargeable event includes any distribution payments to shareholders or any encashment, redemption or transfer of shares. No tax will arise in respect of chargeable events in respect of a shareholder who is an Exempt Irish Investor (as defined in Section 739D of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended) or who is neither Irish resident nor ordinarily resident in Ireland for tax purposes at the time of the chargeable event, provided, in each case, that an appropriate valid declaration in accordance with Schedule 2B of the Taxes Consolidation Act, 1997 (as amended) is held by the Fund. The current situation with regard to Irish Unitholders is currently under review. Capital gains, dividends and coupon interest received by the Fund may be subject to withholding taxes imposed by the country of origin and such taxes may not be recoverable by the Fund or its Unitholders.

**15. SOFT COMMISSION ARRANGEMENTS**

The Fund does not have any soft commission arrangements.

**16. POST BALANCE SHEET EVENTS**

Subsequent to 31<sup>st</sup> December 2010 and up to 20<sup>th</sup> April 2011 there were subscriptions of USD924,959,825, AUD493,665,444, EUR33,231,388, CAD2,670,185 and NZD127,889,637 for the USD portfolio, AUD portfolio, EUR portfolio, CAD portfolio and NZD portfolio respectively.

Subsequent to 31<sup>st</sup> December 2010 and up to 20<sup>th</sup> April 2011 there were redemptions of USD764,243,413, AUD724,103,369, EUR42,221,896, CAD4,970,899 and NZD151,301,948 for the USD portfolio, AUD portfolio, EUR portfolio, CAD portfolio and NZD portfolio respectively.

There were no events subsequent to the year end which require disclosure in the financial statements.

[前△](#) [次△](#)

## DAIWA GAIKA MMF

U.S. DOLLAR PORTFOLIO

## Schedule of Investments

31<sup>st</sup> December 2010

Debt Obligations	Nominal Holding	Fair Value USD	% of NAV
<b>Australia</b>			
Bank of Tokyo Mitsubishi Australia 0.35% YLD 22-Feb-11	30,000,000	29,985,721	1.16
Bank of Western Australia 0.28% YLD 31-Jan-11	85,000,000	84,982,163	3.29
Mizuho Corp Bank Sydney 0.31% YLD 11-Jan-11	77,000,000	76,995,361	2.98
Mizuho Corp Bank Sydney 0.35% YLD 22-Feb-11	40,000,000	39,980,956	1.55
Rabobank Australia 0.28% YLD 24-Feb-11	28,000,000	27,988,901	1.08
Tasmania Public Finance 0.32% YLD 18-Jan-11	5,500,000	5,499,316	0.21
Tasmania Public Finance 0.30% YLD 14-Feb-11	40,500,000	40,486,172	1.56
		305,918,590	11.83
<b>Austria</b>			
Bundesimmobiliengesellschaft MBH 0.38% YLD 14-Mar-11	39,000,000	38,971,622	1.51
		38,971,622	1.51
<b>Belgium</b>			
ENI Coordination Center SA 0.29% YLD 31-Jan-11	90,000,000	89,980,440	3.48
ENI Coordination Center SA 0.31% YLD 18-Feb-11	25,000,000	24,990,320	0.97
		114,970,760	4.45
<b>France</b>			
Agence Centrale Des Organismes De 0.30% YLD 04-Feb-11	90,000,000	89,976,768	3.48
Agence Centrale Des Organismes De 0.30% YLD 17-Feb-11	25,000,000	24,990,688	0.97
Caisse Des Depos Et Con 0.28% YLD 08-Feb-11	43,000,000	42,988,303	1.66
Caisse Des Depos Et Con 0.31% YLD 14-Feb-11	60,000,000	59,978,834	2.32
Caisse Des Depos Et Con 0.40% YLD 10-Mar-11	12,000,000	11,991,342	0.46
SNCF 0.29% YLD 12-Jan-11	25,000,000	24,998,390	0.97
SNCF 0.33% YLD 28-Feb-11	21,000,000	20,989,421	0.81
Societe Generale Paris 0.44% YLD 01-Apr-11	10,000,000	9,989,382	0.39
		285,903,128	11.06
<b>Germany</b>			
KFW 0.39% YLD 04-Apr-11	95,000,000	94,907,494	3.67
L-Bank Foerderbank 0.32% YLD 04-Feb-11	13,000,000	12,996,421	0.50
L-Bank Foerderbank 0.40% YLD 14-Mar-11	107,000,000	106,918,049	4.14
		214,821,964	8.31
<b>Hong Kong</b>			
Societe Generale SA (Hong Kong) 0.32% YLD 12-Jan-11	40,000,000	39,997,158	1.55
Societe Generale SA (Hong Kong) 0.38% YLD 10-Mar-11	24,000,000	23,983,548	0.93
Societe Generale SA (Hong Kong) 0.39% YLD 10-Mar-11	25,000,000	24,982,637	0.96
		88,963,343	3.44
<b>Ireland</b>			
Intesa SanPaolo Ireland Plc 0.56% YLD 23-Mar-11	65,000,000	64,921,246	2.51
Intesa SanPaolo Ireland Plc 0.52% YLD 31-Mar-11	20,000,000	19,975,188	0.77
		84,896,434	3.28

## Schedule of Investments (Continued)

Debt Obligations (continued)	Nominal Holding	Fair Value USD	% of NAV
<b>Japan</b>			
Norinchukin Bank 0.31% YLD 12-Jan-11	25,000,000	24,998,279	0.97
Norinchukin Bank 0.31% YLD 14-Jan-11	12,000,000	11,998,967	0.46
Norinchukin Bank 0.31% YLD 21-Jan-11	23,000,000	22,996,636	0.89
Norinchukin Bank 0.31% YLD 25-Jan-11	55,000,000	54,990,062	2.13
		114,983,944	4.45
<b>Luxembourg</b>			
Banque Et Caisse Epargne 0.30% YLD 28-Feb-11	30,000,000	29,986,261	1.16
		29,986,261	1.16
<b>Netherlands</b>			
Bank Ned Gemeenten 0.34% YLD 07-Mar-11	61,000,000	60,964,321	2.36
Bank Ned Gemeenten 0.36% YLD 28-Mar-11	54,000,000	53,955,233	2.09
Nederlandse Waterchaps 0.33% YLD 14-Mar-11	20,500,000	20,486,852	0.79
		135,406,406	5.24
<b>United Kingdom</b>			
BNZ International Funding Ltd 0.29% YLD 14-Feb-11	115,000,000	114,961,393	4.45
Mitsubishi Corporation Finance 0.36% YLD 12-Jan-11	55,000,000	55,000,000	2.13
Mitsubishi Corporation Finance 0.37% YLD 18-Mar-11	50,000,000	50,000,000	1.93
Mitsubishi UFJ TB LDN 0.33% YLD 06-Jan-11	20,000,000	19,999,634	0.77
Mitsubishi UFJ TB LDN 0.35% YLD 04-Mar-11	37,000,000	36,978,794	1.43
Standard Chartered 0.35% YLD 11-Jan-11	45,000,000	44,996,896	1.74
Standard Chartered 0.33% YLD 13-Jan-11	60,000,000	59,995,054	2.32
Sumitomo Mitsui Banking 0.35% YLD 10-Mar-11	93,000,000	93,000,000	3.60
Sumitomo Trust & Banking 0.31% YLD 18-Jan-11	35,000,000	35,000,000	1.35
Sumitomo Trust & Banking 0.30% YLD 20-Jan-11	80,000,000	80,000,000	3.10
		589,931,771	22.82
<b>United States</b>			
Schlumberger Finance BV 0.31% YLD 14-Jan-11	7,000,000	6,999,398	0.27
Schlumberger Finance BV 0.31% YLD 18-Jan-11	42,000,000	41,994,941	1.62
Schlumberger Finance BV 0.33% YLD 20-Jan-11	28,000,000	27,995,898	1.08
		76,990,237	2.97
Coupon interest receivable		171,016	0.01
		171,016	0.01
<b>Total Debt Obligations</b>		<b>2,081,915,476</b>	<b>80.53</b>

## DAIWA GAIKA MMF

AUSTRALIAN DOLLAR PORTFOLIO

## Schedule of Investments

31<sup>st</sup> December 2010

Debt Obligations	Nominal Holding	Fair Value AUD	% of NAV
<b>Australia</b>			
Bank of Tokyo Mitsubishi Australia 4.90% YLD 10-Feb-11	32,000,000	31,840,838	1.80
Bank of Tokyo Mitsubishi Australia 4.92% YLD 09-Mar-11	52,000,000	51,550,700	2.92
Bank of Western Australia 4.93% YLD 14-Mar-11	28,000,000	27,738,786	1.57
Bank of Western Australia 4.94% YLD 14-Mar-11	35,000,000	34,672,651	1.96
Barclays Bank Australia 4.88% YLD 10-Mar-11	84,000,000	83,268,788	4.72
Commonwealth Bank of Australia 7.75% YLD 21-Jan-11	3,728,000	3,732,158	0.21
Deutsche Australia Ltd 4.78% YLD 12-Jan-11	60,000,000	59,937,036	3.40
Deutsche Australia Ltd 4.70% YLD 20-Jan-11	17,000,000	16,964,910	0.96
GE Capital Australia Funding 5.75% YLD 18-Jan-11	15,274,000	15,275,109	0.87
GE Capital Australia Funding 7.50% YLD 25-Jan-11	6,008,000	6,014,143	0.34
GE Capital Australia Funding 8.00% YLD 25-Jan-11	1,182,000	1,183,507	0.07
GE Capital Australia Funding 8.50% YLD 28-Feb-11	20,716,000	20,798,507	1.18
Mizuho Corp Bank Sydney 4.87% YLD 07-Feb-11	55,000,000	54,750,107	3.10
National Australia Bank 4.73% YLD 07-Jan-11	11,000,000	10,995,712	0.62
National Australia Bank 4.85% YLD 12-Jan-11	50,000,000	49,946,550	2.83
Nestle Australia 4.72% YLD 14-Jan-11	16,000,000	15,979,232	0.91
Nestle Australia 4.93% YLD 18-Feb-11	32,000,000	31,805,448	1.80
Rabobank Australia 4.90% YLD 10-Feb-11	41,000,000	40,795,840	2.31
Rabobank Australia 4.97% YLD 15-Mar-11	37,000,000	36,646,824	2.08
Sumitomo Mitsui Finance Australia 4.90% YLD 04-Feb-11	54,000,000	53,774,938	3.05
Sumitomo Mitsui Finance Australia 5.01% YLD 02-Mar-11	30,000,000	29,764,969	1.69
Toyota Finance Australia 5.01% YLD 16-Feb-11	18,000,000	17,893,623	1.01
Toyota Finance Australia 4.96% YLD 22-Mar-11	60,000,000	59,371,126	3.36
Westpac Banking 4.83% YLD 07-Jan-11	25,000,000	24,990,063	1.42
Westpac Banking 5.05% YLD 18-Mar-11	58,000,000	57,413,550	3.25
		837,105,115	47.43
<b>France</b>			
Agence Centrale Des Organismes De 4.97% YLD 03-Mar-11	45,000,000	44,644,097	2.53
Agence Centrale Des Organismes De 4.92% YLD 08-Mar-11	17,000,000	16,855,408	0.96
BNP Paribas Ltd 4.89% YLD 14-Feb-11	50,000,000	49,725,052	2.82
BNP Paribas Ltd 4.91% YLD 16-Feb-11	35,000,000	34,797,279	1.97
Caisse Des Depos Et Con 4.92% YLD 22-Mar-11	40,000,000	39,584,237	2.24
		185,606,073	10.52
<b>Germany</b>			
L-Bank Foerderbank 4.88% YLD 10-Feb-11	50,000,000	49,752,311	2.82
L-Bank Foerderbank 6.25% YLD 14-Feb-11	17,300,000	17,321,160	0.98
L-Bank Foerderbank 4.94% YLD 21-Mar-11	17,000,000	16,824,872	0.95
NRW Bank 4.87% YLD 08-Feb-11	67,000,000	66,686,673	3.78
NRW Bank 4.88% YLD 10-Feb-11	12,000,000	11,940,555	0.68
		162,525,571	9.21
<b>Hong Kong</b>			
Societe Generale SA (Hong Kong) 4.94% YLD 06-Jan-11	80,000,000	79,978,333	4.53
		79,978,333	4.53

## Schedule of Investments (Continued)

Debt Obligations (continued)	Nominal Holding	Fair Value AUD	% of NAV
<b>Ireland</b>			
Intesa SanPaolo Bank Ireland Plc 4.74% YLD 01-Feb-11	41,000,000	40,850,617	2.31
Intesa SanPaolo Bank Ireland Plc 4.96% YLD 15-Mar-11	32,000,000	31,695,158	1.80
		<u>72,545,775</u>	<u>4.11</u>
<b>Netherlands</b>			
Rabobank Australia 5.5% YLD 05-Jan-11	2,383,000	2,383,014	0.14
Rabobank Nederland 5.63% YLD 01-Mar-11	3,936,000	3,937,196	0.22
		<u>6,320,210</u>	<u>0.36</u>
<b>Supranational</b>			
European Invest Bank 5.38% YLD 24-Jan-11	2,000,000	2,000,500	0.11
		<u>2,000,500</u>	<u>0.11</u>
<b>United Kingdom</b>			
Standard Chartered 4.80% YLD 11-Jan-11	34,000,000	33,968,631	1.92
Standard Chartered 4.75% YLD 18-Jan-11	25,000,000	24,954,373	1.41
Standard Chartered 4.75% YLD 20-Jan-11	22,000,000	21,954,112	1.24
Sumitomo Trust & Banking 4.77% YLD 12-Jan-11	36,000,000	36,000,000	2.04
		<u>116,877,116</u>	<u>6.61</u>
<b>United States</b>			
Nestle Holdings 7.25% YLD 31-Jan-11	2,910,000	2,914,335	0.17
Toyota Motor Credit 6.38% YLD 18-Jan-11	1,213,000	1,213,536	0.07
		<u>4,127,871</u>	<u>0.24</u>
Coupon interest receivable		<u>4,644,508</u>	<u>0.26</u>
		<u>4,644,508</u>	<u>0.26</u>
<b>Total Debt Obligations</b>		<b>1,471,731,072</b>	<b>83.38</b>



## DAIWA GAIKA MMF

EURO PORTFOLIO

## Schedule of Investments

31<sup>st</sup> December 2010

Debt Obligations	Nominal Holding	Fair Value EUR	% of NAV
<b>Australia</b>			
Toyota Finance Australia 0.84% YLD 17-Feb-11	5,000,000	4,994,908	2.49
		<u>4,994,908</u>	<u>2.49</u>
<b>Belgium</b>			
Belgium T-Bill 0.83% YLD 14-Apr-11	9,000,000	8,979,305	4.49
ENI Coordination Center SA 0.70% YLD 18-Jan-11	10,000,000	9,997,283	4.99
		<u>18,976,588</u>	<u>9.48</u>
<b>France</b>			
HSBC France 0.72% YLD 14-Mar-11	10,000,000	9,986,320	4.99
Societe Generale Paris 0.82% YLD 01-Mar-11	8,500,000	8,489,180	4.24
		<u>18,475,500</u>	<u>9.23</u>
<b>Germany</b>			
Toyota Leasing GMBH 0.82% YLD 02-Feb-11	5,000,000	4,996,684	2.50
		<u>4,996,684</u>	<u>2.50</u>
<b>Ireland</b>			
Intesa SanPaolo Ireland Plc 0.99% YLD 24-Feb-11	6,000,000	5,991,607	2.99
		<u>5,991,607</u>	<u>2.99</u>
<b>Italy</b>			
Intesa SanPaolo SPA 3.50% YLD 24-Feb-11	3,000,000	3,009,544	1.50
Italy T-Bill 1.04% YLD 15-Feb-11	10,000,000	9,987,960	4.99
		<u>12,997,504</u>	<u>6.49</u>
<b>Japan</b>			
Norinchukin Bank 0.79% YLD 28-Feb-11	10,000,000	9,987,956	4.99
Sumitomo Corp Capital Europe 0.93% YLD 03-Mar-11	9,000,000	8,986,546	4.49
Sumitomo Mitsui Banking 0.78% YLD 17-Feb-11	5,000,000	5,000,000	2.50
Sumitomo Mitsui Banking 0.65% YLD 30-Mar-11	5,000,000	5,000,000	2.50
		<u>28,974,502</u>	<u>14.48</u>
<b>Netherlands</b>			
Rabobank Nederland 0.66% YLD 14-Jan-11	10,000,000	9,998,169	4.99
		<u>9,998,169</u>	<u>4.99</u>
<b>Sweden</b>			
Nordea Bank Ab 0.67% YLD 10-Feb-11	10,000,000	9,993,121	4.99
		<u>9,993,121</u>	<u>4.99</u>
<b>United Kingdom</b>			
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd 0.71% YLD 31-Jan-11	1,000,000	999,947	0.50
Barclays Bank 0.85% YLD 10-Mar-11	10,000,000	9,984,685	4.99
Mitsubishi UFJ TB LDN 0.68% YLD 07-Jan-11	8,000,000	7,999,548	4.00
Mizuho Corp Bank 0.90% YLD 25-Mar-11	10,000,000	10,000,000	4.99
Standard Chartered 4.88 YLD 11-Mar-11	1,400,000	1,409,146	0.70
Sumitomo Trust & Banking 0.80% YLD 07-Feb-11	4,000,000	4,000,000	2.00
Sumitomo Trust & Banking 0.90% YLD 07-Feb-11	5,000,000	5,000,000	2.50
		<u>39,393,326</u>	<u>19.68</u>

## Schedule of Investments (Continued)

<b>Debt Obligations (continued)</b>	<b>Nominal Holding</b>	<b>Fair Value EUR</b>	<b>% of NAV</b>
<b>United States</b>			
Schlumberger Finance BV 0.78% YLD 25-Jan-11	7,000,000	6,996,821	3.49
		6,996,821	3.49
Coupon interest receivable		167,560	0.08
		167,560	0.08
<b>Total Debt Obligations</b>		<b>161,956,290</b>	<b>80.89</b>

## DAIWA GAIKA MMF

CANADIAN DOLLAR PORTFOLIO

## Schedule of Investments

31<sup>st</sup> December 2010

Debt Obligations	Nominal Holding	Fair Value CAD	% of NAV
<b>Canada</b>			
Bank of Montreal 4.69% YLD 31-Jan-11	3,000,000	3,007,579	7.63
Bank of Nova Scotia 4.58% YLD 15-Feb-11	3,000,000	3,011,323	7.64
Canadian Imperial Bank 4.40% YLD 07-Mar-11	2,850,000	2,865,971	7.27
Manitoba (Province of) 5.85% YLD 25-Jan-11	3,050,000	3,058,006	7.76
National Bank of Canada 1.10% YLD 04-Feb-11	1,800,000	1,798,294	4.56
National Bank of Canada 1.10% YLD 23-Feb-11	1,200,000	1,198,177	3.04
		<hr/>	
		14,939,350	37.90
<b>France</b>			
Agence Centrale Des Organismes De 1.10% YLD 08-Feb-11	3,000,000	2,996,801	7.60
Total Capital SA 4% YLD 25-Feb-11	1,868,000	1,875,111	4.76
		<hr/>	
		4,871,912	12.36
<b>Germany</b>			
L-Bank Foerderbank 1.20% YLD 18-Jan-11	3,000,000	2,998,604	7.60
NRW Bank 1.19% YLD 14-Jan-11	3,000,000	2,999,011	7.61
		<hr/>	
		5,997,615	15.21
<b>Italy</b>			
Intesa SanPaolo SPA 1.15% YLD 28-Jan-11	2,000,000	1,998,471	5.07
		<hr/>	
		1,998,471	5.07
<b>United Kingdom</b>			
BNZ International Funding Ltd 1.10% YLD 14-Mar-11	2,500,000	2,494,744	6.33
Mitsubishi UFJ TB LDN 1.13% YLD 22-Mar-11	2,000,000	1,995,180	5.06
		<hr/>	
		4,489,924	11.39
Coupon interest receivable		<hr/>	
		299,487	0.76
		<hr/>	
		299,487	0.76
<b>Total Debt Obligations</b>		<hr/>	
		32,596,759	82.69

## DAIWA GAIKA MMF

NEW ZEALAND DOLLAR PORTFOLIO

## Schedule of Investments

31<sup>st</sup> December 2010

Debt Obligations	Nominal Holding	Fair Value NZD	% of NAV
<b>Australia</b>			
Australia NZ Banking Group 3.25% YLD 18-Feb-11	30,000,000	29,881,815	3.69
Bank of Western Australia 3.30% YLD 24-Feb-11	20,000,000	19,909,100	2.45
Bank of Western Australia 3.26% YLD 18-Mar-11	18,000,000	17,883,609	2.21
Deutsche Bank Australia 3.18% YLD 12-Jan-11	15,000,000	14,990,800	1.85
		82,665,324	10.20
<b>France</b>			
Agence Centrale Des Organismes De 3.27% YLD 25-Feb-11	36,000,000	35,834,612	4.42
Caisse Des Depos Et Con 3.24% YLD 28-Feb-11	36,000,000	35,826,461	4.42
Societe Generale Paris 3.20% YLD 08-Feb-11	38,000,000	37,886,087	4.68
		109,547,160	13.52
<b>Germany</b>			
KFW 8.00% YLD 14-Jan-11	2,231,000	2,233,418	0.28
KFW 3.19% YLD 11-Mar-11	40,000,000	39,771,394	4.91
KFW 3.24% YLD 18-Mar-11	30,000,000	29,807,509	3.68
L-Bank Foerderbank 3.31% YLD 28-Feb-11	30,000,000	29,850,527	3.68
Landwirtschaftliche Rentenbank 3.14% YLD 05-Jan-11	25,000,000	25,000,000	3.08
NRW Bank 3.28% YLD 16-Feb-11	36,000,000	35,863,385	4.42
		162,526,233	20.05
<b>Ireland</b>			
Intesa SanPaolo Ireland Plc 3.32% YLD 28-Mar-11	38,000,000	37,714,949	4.65
		37,714,949	4.65
<b>Netherlands</b>			
Bank Ned Gemeenten 3.19% YLD 26-Jan-11	36,000,000	35,933,551	4.43
Rabobank Ned 3.15% YLD 06-Jan-11	35,000,000	34,996,947	4.32
Rabobank Ned 6.50% YLD 18-Jan-11	2,220,000	2,222,285	0.28
		73,152,783	9.03
<b>Norway</b>			
Eksportfinans ASA 3.20% YLD 18-Jan-11	38,000,000	37,956,445	4.68
Kommunalbanken AS 2.70% YLD 15-Mar-11	31,000,000	30,955,436	3.82
		68,911,881	8.50

## Schedule of Investments (Continued)

Debt Obligations (continued)	Nominal Holding	Fair Value NZD	% of NAV
<b>Supranational</b>			
Asian Development Bank 6.76% YLD 27-Jan-11	5,700,000	5,711,404	0.70
International Bank for Rec & Dev 6.25% YLD 24-Feb-11	2,500,000	2,509,063	0.31
International Bank for Rec & Dev 7.02% YLD 25-Feb-11	5,000,000	5,025,362	0.62
		13,245,829	1.63
<b>United Kingdom</b>			
Mitsubishi Corporation Finance 3.27% YLD 28-Jan-11	37,000,000	37,000,000	4.57
Sumitomo Mitsui Banking 3.25% YLD 18-Feb-11	37,000,000	37,000,000	4.57
		74,000,000	9.14
<b>United States</b>			
General Electric Capital Corp 7.50% YLD 28-Feb-11	1,234,000	1,240,952	0.16
Toyota Motor Credit 3.25% YLD 07-Feb-11	28,000,000	27,983,644	3.45
Toyota Motor Credit 4.15% YLD 21-Apr-11	9,000,000	9,005,963	1.11
		38,230,559	4.72
Coupon interest receivable		1,826,686	0.23
		1,826,686	0.23
<b>Total Debt Obligations</b>		<b>661,821,404</b>	<b>81.67</b>

[前へ](#)

## 2 【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

## USドル・ポートフォリオ

(2011年4月末日現在)

	米ドル	千円( および は除く。)
資産総額	2,708,361,914.54	222,302,346
負債総額	600,033.31	49,251
純資産総額( - )	2,707,761,881.23	222,253,095
発行済口数	270,776,172,649口	
1口当たり純資産価格( / )	0.01	1円

## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2011年4月末日現在)

	豪ドル	千円( および は除く。)
資産総額	1,492,649,321.12	133,816,012
負債総額	2,565,192.74	229,970
純資産総額( - )	1,490,084,128.38	133,586,042
発行済口数	149,008,403,589口	
1口当たり純資産価格( / )	0.01	1円

## ユーロ・ポートフォリオ

(2011年4月末日現在)

	ユーロ	千円( および は除く。)
資産総額	191,306,439.32	23,295,385
負債総額	88,918.86	10,828
純資産総額( - )	191,217,520.46	23,284,557
発行済口数	19,121,750,362口	
1口当たり純資産価格( / )	0.01	1円

## カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2011年4月末日現在)

	カナダ・ドル	千円( および は除く。)
資産総額	37,372,673.48	3,237,221
負債総額	40,170.85	3,480
純資産総額( - )	37,332,502.63	3,233,741
発行済口数	3,733,250,087口	
1口当たり純資産価格( / )	0.01	1円

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2011年4月末日現在)

	ニュージーランド・ドル	千円( および は除く。)
資産総額	766,044,808.92	50,689,185
負債総額	1,078,806.95	71,385
純資産総額( - )	764,966,001.97	50,617,800
発行済口数	76,496,595,815口	
1口当たり純資産価格( / )	0.01	1円

## 第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

取扱場所 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

### (2) 受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。発行済受益証券の合計50%以上を保有する受益者からの要求があった場合、受託会社は、かかる受益者集会を招集しなければならない。各受益者集会の14日以上前までに、受益者に対して通知が行われなければならない。

異なるポートフォリオの受益証券の受益者の個々の権利および利益については、以下のとおりとする。

( ) 1つのポートフォリオのみに影響すると受託会社の判断する決議は、当該ポートフォリオの受益証券にかかる個別の受益者集会で可決された場合、適式に可決されたとみなされる。

( ) 複数のポートフォリオに影響するが各ポートフォリオの受益証券の受益者間に利益相反を生ずることはない受託会社の判断する決議は、これらのポートフォリオの受益証券の受益者による単一の受益者集会で可決された場合、適式に可決されたとみなされる。

( ) 複数のポートフォリオに影響し、かつ各ポートフォリオの受益証券の受益者間に利益相反を生ずるまたは生ずる可能性がある受託会社の判断する決議は、これらのポートフォリオの受益証券の受益者による単一の受益者集会ではなく、これらのポートフォリオの受益証券にかかる個別の受益者集会で可決された場合に限り、適式に可決されたとみなされる。

すべての受益者集会における出席、定足数および多数決の要件ならびに受益者の議決権については、信託証書に定めたとおりである。受益者は、ダイワ外貨MMFに保有する受益証券1口につき1議決権を有する。

### (3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、米国人、アイルランド居住者をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。



## 第三部 【特別情報】

### 第1 【管理会社の概況】

#### 1 【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額

授權資本金は40万英ポンド(約5,480万円)である。2011年4月末日現在、払込済株式資本は、40万英ポンド(約5,480万円)である。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

##### (2) 会社の機構

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

管理会社の取締役は管理会社が他のファンドを管理することにより生じる利害対立は実際上も潜在的にもないと考えている。しかし、何らかの利害対立が発生した場合には、取締役はその公正な解決の確保に努力する。

2名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は特別な資格を要しない。取締役は年次株主総会において株主によって選任されるか、または取締役会の決議により互選される。取締役に特定の任期はない。

個々の取締役は、取締役会の過半の承認を得て代行取締役を指名して、自己の不在時には取締役会に自己の代わりに、代理出席させることができる。取締役会の議事の定足数は、取締役が随時決定する2名以上の数である。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入される。自ら取締役であり同時に代行取締役である者は2個の議決権を有するが、定足数の上では2名とは計算されない。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決による。

## (3) 役員及び従業員の状況

(2011年4月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式数
ピーター・キャラハン (Peret Callaghan)	取締役	1991年～1997年：メイザー公認会計事務所、監査人・会計士 1997年～2001年：KPMGチャネル諸島、ファイナンシャル・サービス・アシランス部門 2001年～2006年：ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド、ファンド・アカウントティング・コーポレートガバナンス部門 財務部長 2006年～現在：ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド、財務取締役	0株
ブライアン・ガイエット (Brian Guyett)	取締役	1979年～1988年：アライド・アイリッシュ・バンク、ストック・エクスチェンジ・アンド・トラスト・サービス部門、シニア・オフィサー 1988年～1990年：イーグル・スター生命保険会社、決済ヘッド 1990年～2004年：ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・アンド・バンキング(ヨーロッパ)ピーエルシー、執行取締役 2004年～現在：ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド、最高業務責任者	0株
カール・マケネフ (Karl McEneff)	取締役	1972年～1983年：アライド・アイリッシュ・バンク 1983年～1990年：デビー・ストックブローカーズ 1990年～現在：ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッド、マネジング・ディレクター 多数の国際的ヘッジ・ファンドのインディペンデント・ディレクター	0株

(注) 管理会社の秘書役はリサ・エリオット氏である。そのほか、管理会社には従業員はいない。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の管理を行うことを主たる目的とする。ダイワ外貨MMFおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにダイワ外貨MMFの資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理運用業務を行う。管理会社は、各ポートフォリオの資産の投資について管理会社に運用業務を提供する投資運用会社としてダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドを任命している。

管理会社は、信託証書の終了まで、管理会社として行為するものとするが、アイルランド中央銀行が承認する他の会社のために辞任する権利を有する。( )管理会社が清算手続(受託会社により予め書面をもって承認される条件に従って組織変更または合併の目的で行う任意清算を除き)に入った場合、または管理会社の資産に管財人が選任された場合、または( )十分な理由に基づき受託会社が管理会社の変更が受益者の利益にとって好ましいという意見を書面をもって述べた場合、または( )受益者が特別決議をもって管理会社が退任すべき旨を決定した場合、受託会社は、( )の場合には直ちに、( )および( )の場合は3か月経過後、(アイルランド中央銀行の承認に基づき)後任の管理会社を任命するが、信託証書を終了し、ダイワ外貨MMFを解散することもできる。アイルランド中央銀行は、管理会社を、退任させるかまたは交替させることができる。管理会社は、自己の故意による違法行為または過失についてのみ責任を負い、それ以外の場合は、信託証書に基づき管理会社が行う活動の結果生じる損失について、受託会社、ダイワ外貨MMFまたは受益者に対し責任を負わない。特に、管理会社は、投資運用会社またはその投資顧問会社の助言により善意により行うことについて責任を負わない。管理会社は、管理会社とその職務の適切な遂行において、(管理会社の過失または故意による違法行為を理由とする場合は別として)管理会社が被る一切の行為、実費、請求、損失、損害および費用についてダイワ外貨MMFに対し、賠償責任を負わない。

上記の管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負う。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与え得る事項は省略されていない(取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払う。)。取締役はこれに従った責任を負う。

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の職務を他の当事者に委託することを許容している。管理会社は、日本における販売会社をダイワ外貨MMFの販売会社として任命している。

平成23年4月末日現在、管理会社は、ダイワ外貨MMFを含むアイルランド籍契約型投資信託6本(純資産総額：1,590,243,200.93豪ドル、80,140,395.51カナダ・ドル、196,765,411.59ユーロ、868,046,154.08ニュージーランド・ドル、3,309,812,172.01米ドル)の管理および運用を行っている。

設立国	基本的性格	ファンドの本数	純資産総額
アイルランド	MMF	1	1,490,084,128.38 豪ドル
			37,332,502.63 カナダ・ドル
			191,217,520.46 ユーロ
			764,966,001.97 ニュージーランド・ドル
			2,707,761,881.23 米ドル
アイルランド	その他	5	100,159,072.55 豪ドル
			42,807,892.88 カナダ・ドル
			5,547,891.13 ユーロ
			103,080,152.11 ニュージーランド・ドル
			602,050,290.78 米ドル

### 3 【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成23年4月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 121.77円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## (1) 【貸借対照表】

## ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

## 貸借対照表

2010年3月31日現在

	注記	2010年		2009年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>固定資産</b>					
有形固定資産	5	760,986	92,665	907,067	110,454
<b>流動資産</b>					
債権	6	3,296,758	401,446	2,953,029	359,590
現金および預金	7	4,756,377	579,184	7,730,431	941,335
		8,053,135	980,630	10,683,460	1,300,925
債務：1年以内支払期限到来金額	8	(2,933,647)	(357,230)	(2,816,108)	(342,917)
正味流動資産		5,119,488	623,400	7,867,352	958,007
債務引当金	9	(99,386)	(12,102)	(800,000)	(97,416)
純資産		5,781,088	703,963	7,974,419	971,045
<b>資本金および準備金</b>					
払込請求済株式資本	10	492,338	59,952	492,338	59,952
損益勘定	11	5,288,750	644,011	7,482,081	911,093
株主持分	11	5,781,088	703,963	7,974,419	971,045

添付の注記は当貸借対照表の一部である。

取締役会を代表して署名。

カール・マケネフ  
取締役

ピーター・キャラハン  
取締役

2010年6月17日

## (2) 【損益計算書】

## ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

## 損益計算書

2010年3月31日終了年度

	注記	2010年		2009年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
取引高		14,341,950	1,746,419	17,846,974	2,173,226
その他の収益		93,600	11,398		
管理事務費	2	(16,628,394)	(2,024,840)	(20,971,894)	(2,553,748)
利息および税金加減前経常損失		(2,192,844)	(267,023)	(3,124,920)	(380,522)
受取利息		52,579	6,403	266,555	32,458
税引前経常損失	3	(2,140,265)	(260,620)	(2,858,365)	(348,063)
経常活動に係る税金	4	(53,066)	(6,462)	(115,964)	(14,121)
当期損失		(2,193,331)	(267,082)	(2,974,329)	(362,184)

当社には、当期損失以外に認識される損益はない。

すべての損益は、継続営業から生じている。

添付の注記は当損益計算書の一部である。

取締役会を代表して署名。

カール・マケネフ

取締役

ピーター・キャラハン

取締役

2010年6月17日

[次へ](#)

## ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

## 会計方針

2010年3月31日終了年度

当社が採用している主要な会計方針は、以下のとおりである。

## 作成の基準

財務書類は、取得原価主義に従って作成されており、アイルランド勅許会計士協会が公表した、会計基準審議会の財務報告基準に準拠している。

財務書類の作成は、方針の採用ならびに資産・負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積および仮定を行うことを経営陣に要求する。見積および関連する仮定は、歴史的経験ならびに状況に応じて合理的であると確信される多様なその他の要素に基づいており、その結果、その他の原因から容易に明白ではない資産・負債の簿価について判断を行う基準を形成する。実際の結果は、見積額とは異なる。

見積および対象となる仮定は、継続ベースで再検討される。会計上の見積の改訂は、改訂が当該期間にのみ影響を及ぼす場合は見積が見直される期間に認識されるか、または改訂が当期および将来の期間の両方に影響を及ぼす場合は改訂の期間と将来期間に認識される。

## 受取利息

受取利息は、発生主義で損益計算書に計上される。

## 取引高および管理事務費

取引高は、発生基準で会計処理される受取報酬から構成されている。費用は、発生基準で会計処理される。取引高および管理事務費は、グループ会社であるその他のサービス・プロバイダーまたはその他の非グループ・サービス・プロバイダーが稼得したそれらプロバイダーに支払われた金額の純額を表示している。

## 現金

現金は、手許現金、および要求払い当座借越を除く要求払い預け金から成る。

## 外貨

財務書類は、当社の機能通貨および表示通貨である、ユーロ(€)で表示されている。

外貨建の貨幣資産および負債は、貸借対照表日における実勢為替レートを用いて換算される。外貨建取引は、当該取引日における実勢為替レートに近似するレートで換算される。

株式資本は、その発行日の実勢為替レートで換算される。

通貨換算から生じる損益ならびに外貨建未収金および未払金の清算で生じる損益は、損益計算書に計上される。

## 税制

法人税は、現行の料率で課税対象利益に対して課される。

財務報告基準第19号「繰延税金」に従って、会計基準が他に要求する場合の他、貸借対照表日付で実現していないが発生していることにより生じる時間による差額の全額は割引されることなく全て課税の対象となる。繰延税金残高は、実現時に適用されるであろう税率で引当計上される。

繰延税金資産は、還付されないと見込まれる場合に記帳される。繰延税金資産の回収可能性は、取締役によって毎年査定される。



## 有形固定資産

有形固定資産は、減価償却後の原価で表示される。減価償却費は、見積耐用年数にわたり資産の原価に対し定額法で請求される。

什器・備品	5年
ソフトウェア	3年
メインフレーム機器	3年
パーソナル・コンピュータ	2年

資産価値は厳密に測定されて、必要な場合に減損引当金を設定される。事業の過程で資産は、使用されるまで減価償却されない。

## 従業員手当

確定拠出年金制度への拠出金に関する債務は、発生時に損益計算書上の費用として認識される。

## 簿外金融商品

先物契約のような簿外項目は、専らヘッジ目的で利用される。ヘッジ取引から生じる損益は、対象取引に従って認識される。

## 政府助成

当社は、当期中に雇用支援金を受領した。SSAP 4（会計実務基準書第4号）に準拠して、支援金は損益計算書に計上される。助成が直ちに財政支援のために行われたり既に発生した費用を払戻すために行われた場合、受領可能となる期間の損益計算書に計上される。引当金は、具体化すると見なされる金額を払戻す債務のために設定される。

## ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

## 注記

(財務書類の一部を形成する。)

## 1 所有および営業活動

当社は、各種ファンドに対する管理事務サービスの提供に従事しており、アイルランド共和国で設立された法人であるダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドの完全所有子会社である。最終的親会社は、日本で設立された法人である株式会社大和証券グループ本社である。

当社は、サービスを提供するために多数の者と契約を締結している。これらの契約に従って、当社は合意した報酬を得て管理事務サービスを提供することを引き受けている。

## 2 管理事務費

	2010年	2009年
	ユーロ	ユーロ
人件費	11,940,633	14,915,215
その他の管理事務費	4,687,761	6,056,679
	<u>16,628,394</u>	<u>20,971,894</u>
人件費は以下から構成される。		
賃金給料	8,541,047	9,757,938
社会福祉費	1,058,515	1,237,641
年金費用	669,482	786,061
その他の費用	1,671,589	3,133,575
	<u>11,940,633</u>	<u>14,915,215</u>

当年度中に当社が採用した従業員(取締役を含む)の平均人数は、183人であった(2009年:202人)。当社は、当期中ダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッド(「DETIL」)と事務設備の使用を共有した。関連費用は、サービス内容合意書に明記されているとおり、合意した基準で割当てられ再請求された。

## 3 税引前経常損失

税引前経常損失は、以下を控除後に算定された。

	2010年	2009年
	ユーロ	ユーロ
取締役報酬:		
報酬	-	-
年金拠出金を含むその他の報酬	733,542	931,662
監査人報酬		
監査報酬	36,540	36,340
その他	22,500	26,410
減価償却費	461,557	1,513,804
オペレーティング・リース賃借料	<u>31,629</u>	<u>48,776</u>

## 4 経常活動に係る税金

## (a) 当期課税金の内訳

	2010年 ユーロ	2009年 ユーロ
現行税		
アイルランド法人税	51,568	52,444
前年度の不足 / (過剰) 引当金	-	(28,915)
繰延税金	1,498	92,435
税金費用合計	<u>53,066</u>	<u>115,964</u>

## (b) 現行税の調整

	2010年 ユーロ	2009年 ユーロ
税引前経常損失	<u>(2,140,265)</u>	<u>(2,858,365)</u>
12.5%の標準税率に基づく法人税（2009年：12.5%）	(267,533)	(357,296)
資本引当金を超える減価償却費	(53,283)	83,178
控除できない費用を超える控除可能費用の不足 / (過剰)	(6,528)	(80,061)
高税率から生じる差額	2,251	12,660
保険料に係る源泉税	51,568	52,444
返還グループ軽減額	61,449	129,119
繰越欠損金	263,644	212,400
	<u>51,568</u>	<u>52,444</u>

## 5 有形固定資産

2010年3月31日	コンピュータ			合計 ユーロ
	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	機器 ユーロ	
原価				
2009年3月31日現在	1,565,266	3,248,324	1,186,296	5,999,886
期中付加	1,372	18,613	295,491	315,476
期中除却	-	-	(530)	(530)
2010年3月31日現在	<u>1,566,638</u>	<u>3,266,937</u>	<u>1,481,257</u>	<u>6,314,832</u>
減価償却費				
2009年3月31日現在	929,888	3,174,769	988,162	5,092,819
期中償却額	253,362	50,176	158,019	461,557
期中除却	-	-	(530)	(530)
2010年3月31日現在	<u>1,183,250</u>	<u>3,224,945</u>	<u>1,145,651</u>	<u>5,553,846</u>
正味簿価				
2010年3月31日現在	<u>383,388</u>	<u>41,992</u>	<u>335,606</u>	<u>760,986</u>

2009年3月31日

	コンピュータ			合計 ユーロ
	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	機器 ユーロ	
原価				
2008年3月31日現在	1,435,447	3,188,547	1,028,123	5,652,117
期中付加	129,819	59,777	158,173	347,769
期中除却	-	-	-	-
2009年3月31日現在	1,565,266	3,248,324	1,186,296	5,999,886
減価償却費				
2008年3月31日現在	672,614	2,136,914	769,487	3,579,015
期中償却額	257,274	1,037,855	218,675	1,513,804
期中除却	-	-	-	-
2009年3月31日現在	929,888	3,174,769	988,162	5,092,819
正味簿価				
2009年3月31日現在	635,378	73,555	198,134	907,067

## 6 債権：1年以内に期限到来の金額

	2010年 ユーロ	2009年 ユーロ
報酬未収金	2,191,249	2,076,781
前払金および未収収益	826,605	781,365
その他の債権	121,959	50,525
法人税	876	-
関連会社に対する債権	150,462	37,253
繰延税金	5,607	7,105
	<u>3,296,758</u>	<u>2,953,029</u>

さらに、当社には1,056,028ユーロの未計上の繰延税金資産がある(2009年：787,384ユーロ)。取締役はこの資産を計上することに慎重な態度をとっているため、これは計上されていない。

## 7 現金および預金

	2010年 ユーロ	2009年 ユーロ
現金および現金等価物	4,756,377	7,730,431
	<u>4,756,377</u>	<u>7,730,431</u>

## 8 債務：1年以内に支払期限到来の金額

	2010年 ユーロ	2009年 ユーロ
未払費用	1,177,370	1,716,236
買掛金	492,207	253,603
法人税	-	497
親会社に対する債務	353,939	322,738
関連会社に対する債務	910,131	523,034
	<u>2,933,647</u>	<u>2,816,108</u>

親会社に対する債務は、無担保かつ無利子である。

## 9 債務引当金

	2010年 ユーロ	2009年 ユーロ
期首残高	800,000	-
損益勘定への繰入額	-	800,000
引当金の利用	(700,614)	-
期末残高	<u>99,386</u>	<u>800,000</u>

引当金は、リストラの費用に関するものであり、2009年の人件費に計上された。

## 10 払込請求済株式資本

	2010年 ユーロ	2009年 ユーロ
授權資本：		
額面1スターリング・ボンドの普通株式400,000株		
割当済、請求済かつ全額払込済：		
額面1スターリング・ボンドの普通株式400,000株	<u>492,338</u>	<u>492,338</u>

## 11 株主持分および損益勘定の変動の調整

	2010年 ユーロ	2009年 ユーロ
期首株主持分	7,974,419	10,948,748
当期(損失)	(2,193,331)	(2,974,329)
期末株主持分	<u>5,781,088</u>	<u>7,974,419</u>
	2010年 ユーロ	2009年 ユーロ
期首損益勘定	7,482,081	10,456,410
当期(損失)	(2,193,331)	(2,974,329)
期末損益勘定	<u>5,288,750</u>	<u>7,482,081</u>

## 12 契約債務

取消不能オペレーティング・リース契約に基づく年間手数料は、以下のとおりである。

	2010年		2009年	
	土地・建物	その他	土地・建物	その他
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
オペレーティング・リース：				
1年以内に満期	-	23,917	-	49,117
2年～5年で満期	-	-	-	-
5年超に満期	898,089	-	898,089	-
	898,089	23,917	898,089	49,117

契約に基づき、当社はダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッドに対し業務代行および一般管理サービスを提供または調達する義務を負っている。対価として、当社は提供されたサービスに関して支払うことに同意している。

## 13 年金費用

	2010年	2009年
	ユーロ	ユーロ
当期年金費用	669,482	786,061
期末現在未払年金費用	44,856	56,837

当社は、取締役および従業員のために、確定拠出型年金制度を運営している。

## 14 利害関係者

当社は、大和証券グループ本社の完全所有子会社であり、その連結財務書類は公けに入手可能である。当社は、グループの財務書類に連結しない他のグループ会社との取引を開示しないという財務報告基準第8号「利害関係者の開示」に従って免除規定を享受している。

## 15 キャッシュ・フロー計算書

取締役は、親会社である大和証券グループ本社の公けに入手可能な財務書類に当社の実績が連結されているので、キャッシュ・フロー計算書を作成しないという財務報告基準第1号（1996年改訂済）に含まれる免除規定を享受している。

## 16 最終的親会社

当社の最終的親会社は、日本において設立された大和証券グループ本社である。当社の実績が連結される最大グループは、大和証券グループ本社が筆頭となっている。大和証券グループ本社の財務書類の写しは、公けに入手可能であり、〒100-6751日本国東京都千代田区丸の内1丁目9-1から入手できる。

当社の実績が連結される最小グループは、ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドが筆頭となっている。ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドの財務書類の写しは、公けに入手可能であり、アイルランド、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5から入手できる。

## 17 後発事象

会社に影響を及ぼす、重大な後発事象は生じなかった。

## 18 先渡為替契約

以下の先渡為替契約が、2010年3月31日現在未決済であった。

売却：米ドル	購入：ユーロ	未実現（損）益
\$ 1,965,000	€ 1,365,469	€ (92,354)
売却：日本円		
\ 141,000,000	€ 1,087,828	€ (31,841)
売却：豪ドル		
\$ 510,000	€ 305,105	€ (40,869)
		<u>€ (165,064)</u>

これらのヘッジは、2010年4月1日から2010年12月31日までの期間にわたり四半期毎に決済される。

先渡為替契約に係る未実現利益および損失は、それらが将来の収益の流れに関わるので財務書類に計上されていない。当社の会計方針に従って、ヘッジ取引から生じる利益および損失は、対象取引に従って認識される。

以下の先渡為替契約が、2009年3月31日現在未決済であった。

売却：米ドル	購入：ユーロ	未実現（損）益
\$ 7,405,000	€ 5,277,716	€ (286,607)
売却：日本円		
\ 216,700,000	€ 1,550,958	€ (101,096)
売却：豪ドル		
\$ 970,000	€ 376,098	€ 25,211
		<u>€ (362,492)</u>

## 19 1986年アイルランド会社法（改訂済）による保証

1986年アイルランド会社法（改訂済）の第17条に従って、アイルランドに登録されている会社は、個別の財務書類を提出することを免除される。ただし、その負債が、欧州連合のメンバー国の登録会社であることが要求されている親会社によって取消不能で保証されている場合である。親会社は、そのグループ会社の財務書類の中に子会社の実績を加えなければならない。当社の実績は、直接的親会社の実績に連結されており、ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドは、法の第17条に準拠して、2010年3月31日現在の当社の負債を取消不能で保証することに同意している。

## 20 偶発債務

当社は、一定の従業員費用に関して支援金を受領している。一定の条件が継続ベースで満たされない場合に、当社は契約上、支援金の全部または一部を返済する義務がある。

## 21 財務書類の承認

当財務書類は、2010年6月17日に取締役会によって承認された。

[次へ](#)

Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

**Balance sheet**

at 31 March 2010

	<i>Note</i>	2010 €	2009 €
<b>Fixed assets</b>			
Tangible fixed assets	5	<u>760,986</u>	<u>907,067</u>
<b>Current assets</b>			
Debtors	6	3,296,758	2,953,029
Cash at bank and in hand	7	<u>4,756,377</u>	<u>7,730,431</u>
		8,053,135	10,683,460
<b>Creditors: amounts falling due within one year</b>	8	<u>(2,933,647)</u>	<u>(2,816,108)</u>
<b>Net current assets</b>		<u>5,119,488</u>	<u>7,867,352</u>
<b>Provision for liabilities and charges</b>	9	<u>(99,386)</u>	<u>(800,000)</u>
<b>Net assets</b>		<u><u>5,781,088</u></u>	<u><u>7,974,419</u></u>
<b>Capital and reserves</b>			
Called up share capital	10	492,338	492,338
Profit and loss account	11	<u>5,288,750</u>	<u>7,482,081</u>
<b>Equity shareholder's funds</b>	11	<u><u>5,781,088</u></u>	<u><u>7,974,419</u></u>

The accompanying notes form an integral part of this balance sheet.

On behalf of the board

17 June 2010

Karl McEneff  
*Director*Peter Callaghan  
*Director*



Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

**Profit and loss account***for the year ended 31 March 2010*

	<i>Note</i>	<b>2010</b>	2009
		€	€
<b>Turnover</b>		<b>14,341,950</b>	17,846,974
Other income		<b>93,600</b>	-
Administrative expenses	2	<u><b>(16,628,394)</b></u>	<u>(20,971,894)</u>
<b>Loss on ordinary activities before interest and taxation</b>		<b>(2,192,844)</b>	(3,124,920)
Interest income		<u><b>52,579</b></u>	<u>266,555</u>
<b>Loss on ordinary activities before taxation</b>	3	<b>(2,140,265)</b>	(2,858,365)
Taxation on ordinary activities	4	<u><b>(53,066)</b></u>	<u>(115,964)</u>
<b>Loss for the year</b>		<u><b>(2,193,331)</b></u>	<u>(2,974,329)</u>

The company had no recognised gains or losses other than the loss for the year.

All results have been generated by continuing operations.

The accompanying notes form an integral part of this profit and loss account.

On behalf of the board

17 June 2010

Karl McEneff  
*Director*

Peter Callaghan  
*Director*

Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

## Statement of accounting policies

for the year ended 31 March 2010

The principal accounting policies adopted by the Company are as follows:

### Basis of Preparation

The financial statements are prepared under the historical cost convention and comply with financial reporting standards of the Accounting Standards Board, as promulgated by The Institute of Chartered Accountants in Ireland.

The preparation of the financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities, income and expense. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about the carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the periods in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

### Interest income

Interest income is recognised in the profit and loss account on an accruals basis.

### Turnover and Administration Expenses

Turnover comprises fee income which is accounted for on an accruals basis. Expenses are accounted for on an accruals basis. Turnover and administration expenses are shown net of amounts earned by and paid to other service providers be they group companies or other non- group service providers.

### Cash

Cash comprises cash in hand and deposits repayable on demand, less overdrafts payable on demand.

### Foreign Currencies

The financial statements are expressed in Euro (€), which is the functional and presentation currency of the company.

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated using the exchange rates prevailing at the balance sheet date. Transactions denominated in foreign currencies are translated at rates which approximate the rates prevailing at the dates of the transactions.

Share capital is translated at the exchange rate prevailing at the date of its issue.

Profits and losses arising from currency translation and on settlement of amounts receivable and payable in foreign currencies are dealt with in the profit and loss account.

### Taxation

Corporation tax is provided on taxable profits at current attributable rates.

In accordance with FRS 19 'Deferred Tax', except where otherwise required by accounting standards, full provision without discounting is made for all timing differences which have arisen but not reversed at the balance sheet date. Deferred tax balances are provided at rates of taxation expected to prevail at the time of reversal.

A deferred tax asset is recorded where it is more likely than not to be recoverable. The recoverability of deferred tax assets is assessed annually by the directors.

**Tangible fixed assets**

Tangible fixed assets are stated at cost less depreciation. Depreciation is charged in equal instalments on the cost of assets over their expected useful lives.

Furniture and equipment	5 years
Software	3 years
Mainframe Equipment	3 years
Personal Computers	2 years

Asset values are closely monitored and are subject to provisions for impairment where necessary. Assets in the course of development are not depreciated until they are brought into use.

**Employee benefits**

Obligations for contributions to defined contribution pension plans are recognised as an expense in the profit and loss account when they are due.

**Off balance sheet financial instruments**

Off-balance sheet items such as forward contracts are used entirely for hedging purposes. Gains and losses arising from hedging transactions are recognised in accordance with the underlying transactions.

**Government grants**

During the year the company was in receipt of employee subsidy grant income. This is recognised in the profit and loss account in accordance with SSAP 4. Where grants are made to give immediate financial support or reimburse costs already incurred, amounts are recognised in the profit and loss account in the period in which they become receivable. Provision is made for obligations to repay amounts if this is considered probable.

Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

**Notes***forming part of the financial statements***1 Ownership and operations**

The Company, which is engaged in the provision of administration services to various funds, is a wholly owned subsidiary of Daiwa Securities Trust Europe Limited, a company incorporated in the Republic of Ireland. The ultimate parent company is Daiwa Securities Group Inc., a company incorporated in Japan.

The Company has entered into agreements with various entities to which it provides services. Under these agreements, the Company has undertaken to provide administration services for an agreed fee.

**2 Administrative expenses**

	2010	2009
	€	€
Staff costs	11,940,633	14,915,215
Other administrative expenses	4,687,761	6,056,679
	<u>16,628,394</u>	<u>20,971,894</u>
<i>Staff cost comprise:</i>		
Wages and salaries	8,541,047	9,757,938
Social welfare costs	1,058,515	1,237,641
Pension costs	669,482	786,061
Other costs	1,671,589	3,133,575
	<u>11,940,633</u>	<u>14,915,215</u>

The average number of persons employed by the company (including directors) during the year was 183 (2009:202). The Company shared the use of facilities with Daiwa Europe Trustees Ireland Limited (“DETIL”) during the year. The related costs were allocated and recharged on an agreed basis, as set out in service level agreements.

**3 Loss on ordinary activities before taxation**

The loss on ordinary activities before taxation has been determined after charging the following:

	2010	2009
	€	€
<i>Directors' remuneration:</i>		
Fees	-	-
Other remuneration including pension contributions	733,542	931,662
Auditor's remuneration		
Audit fees	36,540	36,340
Other	22,500	26,410
Depreciation	461,557	1,513,804
Operating lease rentals	31,629	48,776
	<u>1,691,168</u>	<u>2,507,032</u>

## 4 Taxation on ordinary activities

	2010	2009
	€	€
<b>(a) Analysis of charge in year</b>		
<i>Current tax</i>		
Irish corporation tax	51,568	52,444
Under/(over) under provision in prior year	-	(28,915)
Deferred tax	1,498	92,435
Total tax charge	<u>53,066</u>	<u>115,964</u>

**(b) Current tax reconciliation**

	2010	2009
	€	€
Loss on ordinary activities before taxation	<u>(2,140,265)</u>	<u>(2,858,365)</u>
Corporation tax based on standard rate at 12.5% (2009: 12.5%)	(267,533)	(357,296)
Excess of depreciation over capital allowances	(53,283)	83,178
Deficiency/(excess) of deductible over non-deductible expenses	(6,528)	(80,061)
Differences arising from tax at the higher rate	2,251	12,660
Withholding tax on insurance premiums	51,568	52,444
Group relief surrendered	61,449	129,119
Losses carried forward	<u>263,644</u>	<u>212,400</u>
	<u>51,568</u>	<u>52,444</u>

## 5 Tangible Fixed Assets

As at 31 March 2010

	Furniture & Equipment	Software	Computer Equipment	Total
	€	€	€	€
<b>Cost</b>				
At 31 March 2009	1,565,266	3,248,324	1,186,296	5,999,886
Additions during year	1,372	18,613	295,491	315,476
Disposals during year	-	-	(530)	(530)
At 31 March 2010	<u>1,566,638</u>	<u>3,266,937</u>	<u>1,481,257</u>	<u>6,314,832</u>
<b>Depreciation</b>				
At 31 March 2009	929,888	3,174,769	988,162	5,092,819
Depreciation for year	253,362	50,176	158,019	461,557
Disposals during year	-	-	(530)	(530)
At 31 March 2010	<u>1,183,250</u>	<u>3,224,945</u>	<u>1,145,651</u>	<u>5,553,846</u>
<b>Net book value at 31 March 2010</b>	<u>383,388</u>	<u>41,992</u>	<u>335,606</u>	<u>760,986</u>

## As at 31 March 2009

	Furniture & Equipment €	Software €	Computer Equipment €	Total €
<b>Cost</b>				
At 31 March 2008	1,435,447	3,188,547	1,028,123	5,652,117
Additions during year	129,819	59,777	158,173	347,769
Disposals during year	-	-	-	-
At 31 March 2009	1,565,266	3,248,324	1,186,296	5,999,886
<b>Depreciation</b>				
At 31 March 2008	672,614	2,136,914	769,487	3,579,015
Depreciation for year	257,274	1,037,855	218,675	1,513,804
Disposals during year	-	-	-	-
At 31 March 2009	929,888	3,174,769	988,162	5,092,819
<b>Net book value at 31 March 2009</b>	<b>635,378</b>	<b>73,555</b>	<b>198,134</b>	<b>907,067</b>

## 6 Debtors: amounts falling due within one year

	2010 €	2009 €
Fee debtors	2,191,249	2,076,781
Prepayments and accrued income	826,605	781,365
Other debtors	121,959	50,525
Corporation Tax	876	-
Amounts owed by related companies	150,462	37,253
Deferred tax	5,607	7,105
	<b>3,296,758</b>	<b>2,953,029</b>

In addition, the Company has an unrecognised deferred tax asset of €1,056,028 (2009: €787,384). This has not been recognised as the directors have applied a prudent approach to recognising this asset.

## 7 Cash at bank and in hand

	2010 €	2009 €
Cash and cash equivalents	4,756,377	7,730,431
	<b>4,756,377</b>	<b>7,730,431</b>

**8 Creditors: amounts falling due within one year**

	2010	2009
	€	€
Accruals	1,177,370	1,716,236
Trade creditors	492,207	253,603
Corporation tax	-	497
Amount owed to parent	353,939	322,738
Amount owed to related companies	910,131	523,034
	<u>2,933,647</u>	<u>2,816,108</u>

The amount owed to the parent company is unsecured and interest free.

**9 Provision for liabilities and charges**

	2010	2009
	€	€
Opening balance	800,000	-
Charge to profit and loss account	-	800,000
Utilisation of provision	(700,614)	-
Closing Balance	<u>99,386</u>	<u>800,000</u>

The provision relates to costs of restructuring, which was included within staff costs in 2009.

**10 Called up share capital**

	2010	2009
	€	€
<i>Authorised</i>		
400,000 ordinary shares of Stg 1 each		
<i>Allotted, called up and fully paid</i>		
400,000 ordinary shares of Stg 1 each	<u>492,338</u>	<u>492,338</u>

**11 Reconciliation of movement in shareholder's funds and profit and loss account**

	2010	2009
	€	€
Shareholder's funds at beginning of year	7,974,419	10,948,748
(Loss) for the financial year	(2,193,331)	(2,974,329)
Shareholder's funds at end of year	<u>5,781,088</u>	<u>7,974,419</u>
	2010	2009
	€	€
Profit and loss account at beginning of year	7,482,081	10,456,410
(Loss) for the financial year	(2,193,331)	(2,974,329)
Profit and loss account at end of year	<u>5,288,750</u>	<u>7,482,081</u>

**12 Commitments**

Annual commitments under non-cancellable operating leases are as follows:

	2010		2009	
	Land and buildings	Other	Land and buildings	Other
	€	€	€	€
Operating leases which expire:				
Within one year	-	23,917	-	49,117
In the second to fifth years inclusive	-	-	-	-
Over five years	898,089	-	898,089	-
	<u>898,089</u>	<u>23,917</u>	<u>898,089</u>	<u>49,117</u>

Under an agreement, the company has undertaken to provide or procure company secretarial and general administration and support service to Daiwa Europe Trustees Ireland Limited. In return, the company has agreed that a fee will be paid for the services provided.

**13 Pension costs**

	2010	2009
	€	€
Pensions charge for year	<u>669,482</u>	<u>786,061</u>
Pension charge payable at end of year	<u>44,856</u>	<u>56,837</u>

The company operates a defined contribution pension scheme for its directors and employees.

**14 Related parties**

The Company is a wholly owned subsidiary of Daiwa Securities Group Inc. whose consolidated financial statements are publicly available. The Company is availing of the exemptions under Financial Reporting Standard No. 8 'Related Party Disclosures' to not disclose transactions with other group undertakings which would be eliminated on consolidation in the financial statements of the group.

**15 Cash flow statement**

The directors have availed of the exemption contained in Financial Reporting Standard No. 1 (Revised 1996) not to prepare a cashflow statement as the company's results are consolidated in the financial statements of its parent, Daiwa Securities Group Inc., which are publicly available.

**16 Ultimate parent company**

The Company's ultimate parent undertaking is Daiwa Securities Group Inc., a company incorporated in Japan. The largest group in which the results of the company are consolidated is that headed by Daiwa Securities Group Inc. Copies of the financial statements of Daiwa Securities Group Inc. are available to the public and may be obtained from 9-1 Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-6751, Japan.

The smallest group in which the results of the Company are consolidated is that headed by Daiwa Securities Trust Europe Limited. Copies of the financial statements of Daiwa Securities Trust Europe Limited are available to the public any may be obtained from Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland.

**17 Post balance sheet events**

There were no significant post balance sheet events affecting the company.



**18 Forward foreign currency contracts**

The following forward foreign currency contracts were open as at 31 March 2010.

<b>Sell US Dollar</b>	<b>Buy Euro</b>	<b>Unrealised Gain / (Loss)</b>
\$1,965,000	€ 1,365,469	(€92,354)
<b>Sell Japanese Yen</b>		
141,000,000	€ 1,087,828	(€ 31,841)
<b>Sell Australian Dollar</b>		
\$510,000	€ 305,105	(€ 40,869)
		(€ 165,064)

These hedges will settle quarterly over the period 1 April 2010 to 31 December 2010.

Unrealised gains and losses on these forward foreign currency contracts have not been recognised in the financial statements as they relate to future income streams. In accordance with the Company's accounting policies, gains and losses arising from hedging transactions are recognised in accordance with the underlying transactions.

The following forward foreign currency contracts were open as at 31 March 2009.

<b>Sell US Dollar</b>	<b>Buy Euro</b>	<b>Unrealised Gain / (Loss)</b>
\$7,405,000	€ 5,277,716	(€ 286,607)
<b>Sell Japanese Yen</b>		
216,700,000	€ 1,550,958	(€ 101,096)
<b>Sell Australian Dollar</b>		
\$970,000	€ 376,098	€ 25,211
		(€ 362,492)

**19 Guarantee under Irish Companies (Amendment) Act, 1986**

Under Section 17 of the Irish Companies (Amendment) Act, 1986 companies registered in Ireland may be exempted from filing their individual accounts provided that their liabilities are irrevocably guaranteed by a Parent Company, which is required to be a registered Company of a Member State of the European Union. The Parent Company must incorporate the results of the subsidiaries into its Group accounts. The results of the Company have been consolidated into the results of the immediate Parent Company and Daiwa Securities Trust Europe Limited has agreed to irrevocably guarantee the liabilities of the Company as at 31 March 2010, in accordance with Section 17 of the Act.

**20 Contingent liabilities**

The Company is in receipt of grant assistance in respect of certain employment costs. The Company is contractually liable to repay all or part of the grant assistance in the event of certain conditions not being fulfilled on an ongoing basis.

**21 Approval of the financial statements**

The financial statements were approved by the board of directors on 17 June 2010.

[前へ](#)

#### 4 【利害関係人との取引制限】

管理会社、受託会社、投資運用会社、投資顧問会社または販売会社またはそれらに関係する者による各ポートフォリオ資産の取引は下記の場合を除き禁じられている。

ダイワ外貨MMFは、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)これらの主要株主(自己または他人名義(ノミニー名義を含む。))であるかを問わず、自己の勘定においてこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券の売買もしくは貸付けまたは金銭の貸借を行ってはならない。ただし、当該取引が対等の立場で交渉される通常の取引条件で行われると同様になされ、かつ、国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、( )公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または( )適正な価格もしくは実勢利率により行われる場合はこの限りでない。

下記、(a)、(b)または(c)に従って行われる取引も行うことができる。

(a) 受託会社により、資格を有する独立の第三者とみなされる者が、取引の行われる価格が正当であることを証明する場合。

(b) 取引が、公認の証券取引所において、当該市場の規制の下で最良の条件で実行される場合。

(c) 上記(a)、(b)に定める条件が現実的でない場合には、受託会社が承認する条件にて、(a)の原則を遵守して、取引が実行される場合。

この点について、各ポートフォリオは、各々の所定の投資方針および投資制限の範囲内で、かつ上記の規定に従い、管理会社の関連法人が発行した債務証券に投資するか、またはかかる関連法人に資金を預託することができるよう企図されている。

投資運用会社または投資運用会社の関連法人は、ダイワ外貨MMFの資産が通常の状態より流動性に欠けるとみなす場合、ダイワ外貨MMFの組入資産からかかる資産を購入する。当該取引はいずれも、上記規定および金融規制当局の要件に従い遂行される。

#### 利益相反

管理会社、受託会社、投資運用会社、投資顧問会社または販売会社またはそれらの関係会社、役員および株主(「関係者」と総称する。)は、場合によりダイワ外貨MMFおよびいずれかのポートフォリオの管理・運営との利益相反関係を惹起するその他の投資および職業的活動に関与し、または関与しうる。これは他のファンドの管理・運営、証券売買、投資および運営の助言、仲買業務およびいずれかのポートフォリオが投資する会社を含む他の会社またはファンドの取締役、役員、顧問または代理人として業務を行うことが含まれる。特に、投資運用会社および投資顧問会社がダイワ外貨MMFまたはいずれかのポートフォリオと同様または重複する投資対象を持つ他の投資信託への助言に関与しうるということが予想される。各関係者はかかる関与によって各々の義務の履行が損われることがないように確保する。管理会社の取締役は、利益相反が生じた場合、正当にかつ受益者の利益のために解決されるよう努力する。

## 5 【その他】

### (1) 定款の変更

管理会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要である。

### (2) 事業譲渡または事業譲受

信託証書の規定およびアイルランド中央銀行の承認に従って、管理会社は、信託証書に基づく権利および義務を、その目的のために、アイルランド中央銀行によって承認された別のアイルランドの会社に更改および譲渡することができる。かかる状況において、管理会社は、なお法人として存続する。

### (3) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、( )アイルランド高等法院の命令により、または( )株主総会の特別決議によって解散される。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 投資運用会社

名称	ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド (Daiwa Asset Management (Europe) Limited)
資本金の額	2011年4月末日現在、50万英ポンド(約6,850万円)
事業の内容	ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドは、英国の法律に基づき、大和証券投資信託委託株式会社の子会社として1987年3月10日に設立された会社である。2011年3月末現在、投資運用会社は5,361,330,315米ドルの投資信託の管理および投資運用業務を提供している。

#### (2) 投資顧問会社

名称	大和証券投資信託委託株式会社
資本金の額	2011年4月末日現在、151億7,427万円
事業の内容	投資顧問会社は、日本における投資信託の管理および世界中の機関投資家に対する投資顧問業務およびファンド管理業務を提供する専門業者である。投資顧問会社は、2011年4月末日現在において9兆4,600億円の運用資産(公募投資信託のみ)管理している。

#### (3) 受託会社

名称	ダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッド (Daiwa Europe Trustees Ireland Limited)
資本金の額	2011年4月末日現在、2.50ユーロ(約304円)および147,702ユーロ(約1,799万円)
事業の内容	ダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッド(登記上の住所：アイルランド、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5)は、1993年1月14日、アイルランドの法律に基づき設立された有限責任会社である。最終親会社は大和証券グループであり、信託業務を行っている。

## (4) 代行協会員 日本における販売会社

名称	大和証券株式会社
資本金の額	2011年4月末日現在、1,000億円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。大和証券株式会社は、大和証券グループ本社の100%子会社であり、外国投資信託について日本における代行協会員業務および販売・買戻しの取扱いを行っている他、内国投資信託について大和証券投資信託委託株式会社およびその他の投資信託委託業務を行う投資運用業者発行の投資信託について指定第一種金融商品取引業者として、受益証券の販売・買戻しの取扱いを行なっている。

## (5) 日本における販売会社

名称	日の出証券株式会社
資本金の額	2011年4月末日現在、46億5,000万円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。

## (6) 日本における販売会社

名称	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
資本金の額	2011年4月末日現在、180億円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。

## (7) 日本における販売会社

名称	大和証券キャピタル・マーケット株式会社
資本金の額	2011年4月末日現在、2,557億円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。

## (8) 日本における販売会社

名称	SMBCフレンド証券株式会社
資本金の額	2011年4月末日現在、272億7,000万円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。

## (9) 日本における販売会社

名称	丸三証券株式会社
資本金の額	2011年4月末日現在、100億円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。

## (10) 日本における販売会社

名称	ひろぎんウツミ屋証券株式会社
資本金の額	2011年4月末日現在、61億円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。

## 2 【関係業務の概要】

## (1) 投資運用会社

投資運用会社として管理会社に対してダイワ外貨MMFに関する投資運用業務を提供する。投資運用契約が管理会社と投資運用会社の間で2004年6月30日付(ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ)および2004年7月30日付(ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ以外のポートフォリオ)で締結され、かかる契約に基づいて、投資運用会社は、管理会社に対する投資運用会社に任命されている。かかる契約は、当事者による90日以上前の事前の通知によって終了させることができる。

## (2) 投資顧問会社

投資運用会社および投資顧問会社間で投資顧問会社契約が2004年6月30日付(ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ)および2004年7月30日付(ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ以外のポートフォリオ)で締結され、これに基づき後者が、投資運用会社に対して各ポートフォリオの適切な投資に関して一般的な投資助言および調査業務を提供する投資顧問会社として任命された。

## (3) 受託会社

信託証書に基づき、受託業務、ダイワ外貨MMFの資産の保管業務および支払業務を行う。

## (4) 代行協会員 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の募集に関し、代行協会員としての業務およびファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

## (5) 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の募集に関し、ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

## (6) 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の募集に関し、ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

## (7) 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の募集に関し、ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

## (8) 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の募集に関し、ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

## (9) 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の募集に関し、ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

## (10) 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の募集に関し、ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

### 3 【資本関係】

管理会社および受託会社の最終的親会社は大和証券グループ本社である。

### 第3 【投資信託制度の概要】

#### 1. アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1989年までは、アイルランドのユニット型の投資商品の市場は、生命保険会社によってまたは生命保険会社と共同して管理されるユニット連動ファンドが支配的であった。ユニット連動投資信託は、生命保険会社が管理するスキームであり、受益者は投資信託の投資証券の実質的所有者ではなく、通常、生命保険商品の一部をなす投資信託がもつ投資実績に連動する利益を享受する権利を有する。

UCITS規則（下記に定義する。）および1989年金融法（同法は、UCITS規則に基づき設立されたアイルランドの登録契約型投資信託およびファンドの税法上の取扱いを変更した。）の施行後、UCITS規則に基づき、UCITS型の投資信託の設定、固定資本および変動資本を有する会社型ファンドおよび一般契約型ファンドの設立が認められている。

#### 2. アイルランドの投資信託の形態

(A) 1989年6月1日までは、アイルランドの投資信託の法的枠組は、1893年受託会社法および1972年ユニット・トラスト法（1990年ユニット・トラスト法により代替された。）に定められていた。1989年6月1日に、1989年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令1989年第78号）（以下「1989年規則」という。）が、ヨーロッパ共同体理事会（以下「EC」という。）の1985年12月20日付通達（85/611 EEC）（「1985年通達」）を履行するため、施行された。2003年5月29日に、2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令2003年第211号）（以下「UCITS規則」という。）が、1989年規則と差し替えられた。

1985年通達の改正は、2002年2月13日に発効した。同日、欧州通達（2001/107/EC）（「管理会社通達」）および（2001/108/EC）（「商品通達」）（以下「UCITS通達」と総称する。）が発効した。

2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）改正規則（法令2003年第212号）により変更されたUCITS規則に基づき、商品通達はアイルランドにおいて規則として施行された（以下それぞれを「アイルランド商品規則」といい、UCITS規則およびアイルランド管理規則（下記に定義される。）とともに「アイルランド規則」と総称する。）。

EU加盟国は2002年2月13日現在で設定されていたUCITSについて「グランドファーザー条項」を規定することができ、アイルランド商品規則にはグランドファーザー条項が定められていた。アイルランド商品規則は二重制度を定めており、このためUCITS規則に基づく制度は、2007年2月13日までのアイルランド商品規則遵守の最終期限を過ぎるまで、アイルランド商品規則下の制度と併用されていた。

2002年2月13日までに設定されたUCITSは、2007年2月13日までにアイルランド商品規則に従わなければならなかったが、その日より前にアイルランド商品規則に従うこともできた。2002年2月13日後に設定されたUCITSは、2004年2月13日までに新制度に従わなければならなかった。アイルランド商品規則が制定されてから2004年2月13日までに設定されたUCITSは、直ちに新制度に従うかまたは2004年2月13日までに従うか選択することができた。



2003年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則第2回改正(法令2003年第497号)により変更されたUCITS規則(アイルランド商品規則により改正済)に従い、アイルランドにおける規則の方式で管理会社通達が施行されている。2003年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則第2回改正(法令2003年第497号)は、2003年11月21日、2003年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則第3回改正(法令2003年第623号)により変更され、2003年12月22日、2003年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則第3回改正(法令2003年第623号)は、2003年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則第4回改正(法令2003年第737号)(これらを包括的に「アイルランド管理規則」という。)により廃止された。

1985年通達に基づき2004年2月13日前に認可された管理会社は、アイルランド管理規則上、認可されているとみなされたが、管理会社は、当該業務を引きつぐため、(アイルランド規則第17条および付属書類6に規定されるように)アイルランド規則第15条Aに定められたものと同等の条件に従わなければならなかった。2004年2月13日前に認可された管理会社で、上記に含まれないものは当該業務を継続することができたが、かかる管理会社は、2007年2月13日までに、また適用される要件に従い、アイルランド規則の規定に従い当該業務を継続するための適切な認可を取得しなければならなかった。2004年2月13日前に認可された自己運用型の会社型投資信託もまた、UCITS規則に基づき当該業務を継続することができたが、かかる会社型投資信託は、2007年2月13日までに、適用される要件に従い、アイルランド管理規則に従い当該業務を継続するための適切な認可を取得しなければならなかった。

- (1) アイルランドにおける以下の種類の投資信託は、アイルランド規則および/またはその設立準拠法規によって分類される。
  - (a) 固定資本を有する会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託および一般契約型投資信託としての構造を持つ、UCITS規則またはアイルランド規則の下に認可される譲渡性のある証券を投資対象とする契約型投資信託(以下「UCITS」という。)
  - (b) 1990年ユニット・トラスト法の下に登録されるユニット・トラスト(以下「non-UCITSの契約型投資信託」という。)
  - (c) 1994年有限責任組合理型投資信託法の下に認可される有限責任組合理型投資信託
  - (d) 1990年会社法パートXIII(改正済)により認可される会社型投資信託
  - (e) 2005年投資信託、投資会社およびその他規定法(以下「2005年法」という。)により設定されるnon-UCITSの一般契約型投資信託
- (2) UCITSとしての適格性を有し、ヨーロッパ連合(「EU」)のいずれか一つの加盟国(「EU加盟国」)内に所在するすべてのファンドは、他のEU加盟国において、1985年通達(改正済)が立法化されている範囲内で、かつ同国での販売に関する諸規則に従い、その株式または受益証券を自由に販売することができる。
- (3) UCITS規則第3条(2)は、UCITSを以下のように定義しているが、同条(5)に列挙するものは例外としている。
  - (a) 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券に集合的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託、および

(b) 受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻される投資信託、UCITSの受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚だしい差異を生じることがないようにするためにUCITSが実施する措置は、かかる買戻しに相当すると見做される。

アイルランド商品規則は、UCITS規則第3条(2)(a)を削除して以下と差し替えることにより、同第3条(2)(a)を変更している。

(a) 公衆から調達した投資元本を(i)譲渡性のある証券および(ii)規則第45条に記載される、その他の流動性のある金融資産の一方または両方に集合的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託

アイルランド商品規則はさらに、UCITS規則における「譲渡性のある証券」の定義を変更し、短期金融市場証券の定義を以下のように定める。

「譲渡性のある証券」とは、規則第48条Aに記載される技法および手段を除き以下をいう。

- 企業の株式および企業の株式に相当するその他の証券（「株式」）
- 債券およびその他の形態の証券化債務（「債務証券」）
- 買付けまたは交換により当該譲渡性のある証券を取得する権利を伴うその他の流通証券

「短期金融市場証券」とは、通常短期金融市場で取引されるもので、流動性がありいつでもその価格が正確に決定され得る証券をいう。

(B)(1) アイルランド規則第3条(5)は、同条(2)の定義に該当するが、アイルランド規則の下でUCITSたる適格性を有しない下記の投資信託を列挙している。

- (a) クローズド・エンド型のファンド
- (b) EUまたはその一部において、受益証券の公募を行わずに投資元本を調達するファンド
- (c) 信託証書または会社型投資信託の定款に基づきEU非加盟国の公衆に対してのみ受益証券を販売しうるファンド

(2) アイルランドにおける投資信託には以下の形態がある。

- (I) 契約型投資信託（Unit Trusts）
- (II) 有限責任組合理型投資信託（Investment Limited Partnership）
- (III) 会社型投資信託（Investment Companies）
  - (a) 変動資本を有する会社型投資信託
  - (b) 固定資本を有する会社型投資信託

## (IV) 一般契約型投資信託（Common Contractual Fund）

UCITSは契約型投資信託、会社型投資信託または一般契約型投資信託として設定しうる。UCITSの契約型投資信託およびUCITSの一般契約型投資信託は、アイルランド規則に従い、UCITSの会社型投資信託は、アイルランド規則および1963-2005年アイルランド会社法（以下「会社法」という。）に従う。non-UCITSの契約型投資信託は、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づきアイルランド中央銀行が発行した通達に従って設定することができ、non-UCITSの一般契約型投資信託は、2005年法に従って設定することができる。UCITS以外の会社型投資信託は、1990年会社法パートXIII（改正済）および同法に基づきアイルランド中央銀行が発行した通達に基づいてアイルランドで設定される。有限責任組合法投資信託は、1994年有限責任組合法および同法に基づきアイルランド中央銀行が発した通達に基づいてアイルランドで設定される。

(C)(1) 税制度についての主な規定は1997年統合租税法（改正済）に定められている。

(2) UCITSおよびnon-UCITSの認可された契約型投資信託、UCITSおよびnon-UCITSの認可された一般契約型投資信託およびnon-UCITSの認可された有限責任組合法投資信託は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である持分権者／受益者がいない場合およびこれに関して各持分権者／受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。2010年金融法にはアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない持分権者／受益者が、ある一定の条件では非居住の宣言を行う必要なしに投資信託に投資することを可能にする規定が含まれる。そのために当該投資信託は、当該持分権者／受益者がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではないことを確認し、この点についてアイルランド税務当局（歳入委員会）よりの承認を受けるようにする、「代替手続き」を行う義務がある。

(3) 認可されたUCITSの会社型投資信託および変動資本を有する会社型投資信託は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である株主／受益者がいない場合およびこれに関して各株主／受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。2010年金融法の変更については前項を参照のこと。

(4) アイルランド中央銀行は、アイルランド規則第6条に従って認可されたUCITS契約型投資信託、UCITS会社型投資信託およびUCITS一般契約型投資信託を監督する。1990年ユニット・トラスト法の下で登録された契約型投資信託、1990年会社法パートXIII（改正済）に基づく変動資本を有する会社型投資信託、1994年有限責任組合法に基づく有限責任組合法投資信託および2005年法に基づくnon-UCITSの一般契約型投資信託についてはアイルランド中央銀行が規制している。

### 3. それぞれの型の投資信託の仕組みの概要

#### (A) ユニット・トラスト

契約型投資信託は、共有資産（「ファンド」）、管理会社および受託会社の3要素から成り立っている。

##### (1) ファンドの概要

ファンドは法人格を持たないが、その投資により利益および残余財産の分配に等しく参加する権利を有する引受人の混合的な投資を構成する投資信託として定義される。ファンドは会社として構成されていないので、各投資者は株主ではなく、その権利は、UCITS型ユニット・トラストの場合はアイルランド規則に従い、また non-UCITS型ユニット・トラストの場合は1990年ユニット・トラスト法に従い、受益者を代表する受託会社と管理会社との間の契約関係に基づき、契約上の権利としての性質を持つ。

投資者は、受益権を取得することによって、受益者としての相互の関係を承認する。受益者、管理会社および受託会社の関係は信託証書に基づいている。

##### (2) 受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益権は、信託証書に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、受託会社の監督のもとで、受益権を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益権の買戻請求は、いつでも行うことができるが、信託証書に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、UCITS型ユニット・トラストの場合にはアイルランド規則第63条の規定に従い、買戻請求が停止される。この買戻請求権は、UCITS型ユニット・トラストに関しては、アイルランド規則第59条に基づいている。

信託証書に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。これは、信託証書の変更の提案に適用されることもある。

分配方針は信託証書の定めに従う。

##### (3) UCITS型ユニット・トラストに関する諸規則

アイルランド規則第11条および第13条により、一定の要件およびアイルランド中央銀行による要件の導入の可能性が規定されている。

認可を得るための主な要件は以下のとおりである。

- (a) 管理会社は、ファンドの管理運用業務を信託証書に従って執行すること。
- (b) UCITS型ユニット・トラストの受益証券の発行価格および買戻価格は、少なくとも1か月に二度は計算されること。
- (c) 信託証書には以下の事項が記載されること。
  - (i) ファンドの名称および存続期間、管理会社および受託会社の名称
  - (ii) 提案されている特定の目的に従った投資方針
  - (iii) 分配方針
  - (iv) 管理報酬およびファンドに請求すべきその他の諸経費ならびにこれらの計算方法
  - (v) 公告に関する規定
  - (vi) ファンドの会計年度

(vii) 信託証券変更手続

(viii) 受益証券発行手続

(ix) 受益証券買戻しの手続、買戻しの条件および買戻しの停止条件

#### (4) 投資制限

ユニット・トラストに適用される投資制限に関しては、UCITSに適用される制限とnon-UCITSのユニット・トラストに適用される制限に区別される。

##### (I) UCITSの投資制限

2002年2月13日以前に設定されたUCITSは、2007年2月13日までにアイルランド商品規則に従わなければならない。2002年2月13日以降に設定されたUCITSは、2004年2月13日まではアイルランド商品規則に従わなければならない。2004年2月13日以降に設定されたUCITSは、設定時に本新制度に従わなければならない。2002年2月13日以前に認可された「グランドファーザー条項」の規定を利用するファンドの投資制限は、UCITS規則第7章に規定されており、主な制限は以下のとおりである。

(a) UCITSは、(i)EU加盟国の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券、(ii)EU加盟国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券、(iii)EU非加盟国の証券取引所に上場されているか、EU非加盟国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券（ただし、証券取引所もしくは市場の選択はアイルランド中央銀行によって承認されているかまたは信託証券もしくは会社型投資信託の定款に規定されているものとする。）、および(iv)発行後間もない譲渡性のある証券で(a)証券取引所への上場申請の約定または、定期的取引が行われ、公認かつ公開の他の規定された市場での取引の申請の約定が発行要項の中に含まれており（ただし、証券取引所もしくは市場の選択は、アイルランド中央銀行によって承認されているかまたは信託証券もしくは会社型投資信託の定款に規定されているものとする。）、かつ(b)かかる上場または取引が発行から1年以内になされることが保証されている譲渡性のある証券を除く譲渡性のある証券に、その資産の10%を超えて投資することはできない。UCITSは、上記(iv)に記載された発行後間もない譲渡性のある証券に、その資産の10%を超えて投資することはできない。かかる制限はルール144A証券として認知される特定の米国証券に対するUCITSによる投資に関しては適用されない。ただし、以下の場合を除く。

- 当該証券が、発行後1年以内に米国証券取引委員会に登録されるという条件で発行される場合。
- 当該証券が流動性のない証券でない場合。すなわち、かかる証券がUCITSによって評価される価格またはおおよその価格でUCITSにより7日以内に換金されることができる場合。

(b) UCITSは、その性質上、譲渡性のある証券と同様と見做され、とりわけ譲渡性、換金性があり、いつでも（少なくとも月に二度）正確に評価額が決定される債務証券に、その資産の10%を超えて投資することはできない。ただし、アイルランド中央銀行は、UCITSがその評価の回数を月に1回まで減らすことを認めることができるが、かかる回数の減少は受益者の権利を害さないものとする。

(c) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証券を取得することができない。

- (d) UCITSは、付随的に流動資産を保有することができる。
- (e) UCITSは、アイルランド中央銀行が定める条件に従い、かつその定める制限の範囲内で、譲渡性のある証券に関する技法および手段を用いることができる。ただし、かかる技法および手段はポートフォリオの効率的運用のために使用される場合に限る。
- (f) UCITSは、その資産と負債の管理において為替リスクに対する保護を目的とした技法および手段を用いることができる。
- (g) UCITSは、その資産の10%を超えて同一発行体の譲渡性のある証券に投資することができない。ただし、UCITSがその資産の5%を超えて投資し、保有する特定の発行体の譲渡性のある証券の総額は、ファンドの純資産総額の40%を超過してはならない。
- (h) 会社型投資信託、または管理会社が運営し、UCITS規則に規定するすべての契約型投資信託に関連して行為する管理会社は、発行体の経営に重要な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することができない。
- (注) 上記(g)の制限にもかかわらず、EU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券に、UCITSはその資産の35%まで投資することができる。

UCITSはEU加盟国にその登記上の事務所をおき、法により債券の所持者を保護するための特別な公的監督に服する信用機関が発行する債券に、純資産総額の25%まで投資することができる。ただし、UCITSが単一の発行体が発行するかかる債券にその資産の5%を超えて投資する場合は、かかる投資の総額はUCITSの資産の80%を超えてはならない。

アイルランド中央銀行は、EU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する複数の譲渡性のある証券に、その資産の100%を限度として、リスク分散の原則に従い投資する権限を、UCITSに付与することができる。

かかる場合、UCITSは、(a)少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならず、かつ同一銘柄の証券がその資産総額の30%を超えてはならず、また(b)ファンドの資産の35%を超える投資を予定する証券については、これを発行または保証する国家、地方公共団体または公的国際機関の名称をUCITSの信託証書または約款に明記しなければならず、また(c)アイルランド中央銀行の認可に対する注意を喚起し、当該UCITSがその資産の35%を超えて投資する予定であるかすでに投資した有価証券に係る国家、地方公共団体または公的国際機関を表示する明白な記述を目論見書および販売促進文書に含まなければならない。

- (i) UCITSは、UCITS規則第3条(2)に規定されたオープン・エンド型の他の投資信託の受益証券にその資産の5%を超えて投資することができない。

(注) 同一の管理会社によって管理されている契約型投資信託、または管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な株式所有の関係を有する他の会社によって管理されている契約型投資信託の受益証券への投資は、その信託証書に従い特定の地域または経済分野への投資を専門としている投資信託で、かかる投資がアイルランド中央銀行に認可されている場合にのみ認められる。

管理会社は、当該投資信託の資産が同一の管理会社によって管理されているかまたは共通の管理・支配もしくは直接・間接に実質的な株式所有の関係にある他の会社によって管理されている他の契約型投資信託の受益証券に投資される場合、当該投資信託の取引に関しては、報酬またはその他の費用を請求してはならない。

- (j) UCITSは、同一発行体の発行する無議決権株式の10%を超えて取得することができない。
- (k) UCITSは、同一発行体の発行する債務証券の10%を超えて取得することができない。
- (l) UCITSは、UCITS規則第3条(2)が適用される単一の他のUCITSの受益証券の10%を超えて取得することができない。  
(注) 上記(k)および(l)の制限は、取得時において債務証券の総額または発行済証券の総額が計算できない場合は、これを無視することができる。上記(h)、(j)、(k)および(l)の制限は、UCITS規則の定める一定の場合は適用されない。
- (m) UCITSは、会社型投資信託または契約型投資信託のいずれの場合でも、その資産の10%を限度として借入れをすることができるが、借入れは一時的なものとする。
- (n) UCITSは、「バック・ツー・バック」ローンにより外国通貨を取得することができるが、これはUCITS規則で定める借入れには該当しない。
- (o) 管理会社または契約型投資信託を代表する受託会社は、第三者のために貸付を行うかまたは保証をしてはならない。  
(注) 上記制限は、UCITSが全額払込済ではない譲渡性のある証券を取得することを妨げない。
- (p) 管理会社または契約型投資信託を代表する受託会社は、譲渡性のある証券の空売りを行ってはならない。

2002年2月13日以降に設定されたUCITSは、2004年2月13日まではアイルランド商品規則に従わなければならない。2004年2月13日以降に設定されたUCITSは、アイルランド商品規則に規定される投資制限に従わなければならない。アイルランド商品規則に基づき認可された投資対象は以下のとおりである。

- (a) UCITSは、以下の譲渡性のある証券および短期金融市場証券以外の流動性のある証券および短期金融市場証券に、その資産の10%を超えて投資することはできない。
  - (i) 通達（93/22/EEC）第1条(13)に該当する規制された市場に上場されているかまたはかかる市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場証券
  - (ii) EU加盟国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場証券
  - (iii) EU非加盟国の証券取引所に上場されているか、EU非加盟国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場証券（ただし、証券取引所もしくは市場の選択は、アイルランド中央銀行によって承認されているかまたは信託証書もしくは会社型投資信託の定款に規定されているものとする。）

- (iv) 発行後間もない譲渡性のある証券で(a)証券取引所への上場申請の約定または、定期的取引が行なわれ、公認かつ公開の他の規定された市場での取引の申請の約定が発行要項の中に含まれており（ただし、証券取引所もしくは市場の選択は、アイルランド中央銀行によって承認されているかまたは信託証書もしくは会社型投資信託の定款に規定されているものとする。）、かつ(b)かかる上場または取引が発行から1年以内になされることが保証されているもの
- (b) EU加盟国に所在すると否とに関わらず1985年通達（1988年3月22日理事会通達（88/220/EEC））、1995年6月29日付欧州議会および理事会通達（95/26/EC）、および2002年1月21日付欧州議会および理事会通達（2001/108/EC）によって改正済）（以下「本通達」という。）に従い認可されたUCITSおよび/またはアイルランド商品規則第3条(2)(a)および(b)に該当するその他の投資信託の受益証券（ただし、(1)かかる他の投資信託は、共同体法により規定されたものに相当するとアイルランド中央銀行がみなす監督に服すべき旨および当局間の協力が十分に確保されるべき旨を定める法律に基づき認可されているものとし、(2)他の投資信託の受益者の保護レベルがUCITSの受益者について規定されたものと同様であること、ならびに特に資産分離、借入れ、貸付ならびに譲渡性のある証券および短期金融市場証券の空売りに関する規則がUCITS通達の要件と等しいものとし、(3)他の投資信託の事業が、報告期間の資産および債務、収益および営業の評価を可能とするため半期報告書および年次報告書に報告されているものとし、(4)取得が想定されるUCITSまたはその他の投資信託の資産の合計で10%を超えて、その規則または設立証書に基づき、当該UCITSまたはその他の投資信託の受益証券に投資してはならないものとする。）
- (c) 要求に基づき払い戻され得るかまたは引き出す権利を付した、満期まで12か月以下の金融機関への預金（ただし、当該金融機関はEU加盟国に登録上の事務所を置いているものとし、またはその登記上の事務所がEU非加盟国に所在している場合には当該金融機関は共同体法により規定されたものに相当するとアイルランド中央銀行が見做す慎重な規則に服するものとする。）
- (d) 上記(i)、(ii)および(iii)に記載された規制された市場で取引されている現金決済証券に相当するものを含む金融派生商品ならびに/または店頭市場で取引される金融派生商品（「OTC派生商品」）（ただし、(1)裏付け商品は、本(a)項に記載される商品、金融指数、金利、外国為替レートまたは通貨により構成され、UCITSはこれらに対し、UCITSの信託証書、設立証書または基本定款および通常定款ならびに目論見書に記載される投資目的に従い投資することができるものとし、(2)OTC派生商品取引の相手方は慎重な監督に服する機関であり、アイルランド中央銀行の承認したカテゴリーに属するものとし、(3)OTC派生商品は毎日、確実かつ実証し得る評価が行われ、UCITSが自発的にいつでもその公正価額で相殺取引により売却、清算または終了することが可能なものとする。）



- (e) 規制された市場で取引されるものを除く、アイルランド商品規則で定義された短期金融市場証券（ただし、当該証券の発行または発行体自身が投資家保護および貯蓄を目的に規制されているものとする。さらに当該証券は(1)EU加盟国の中央政府、地方政府もしくは地方公共団体もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州連合もしくは欧州投資銀行、EU非加盟国または連邦国家の場合には連邦を構成する一メンバー、または一もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関により発行または保証されているものとし、(2)その証券が上記(i)、(ii)または(iii)に記載された規制された市場で取引されている企業により発行されているものとし、(3)共同体法の定めた基準に従い慎重な監督に服する機関または共同体法の定めたものとし、(4)アイルランド中央銀行の承認したカテゴリーに属するその他の団体により発行されているものとするが、当該証券への投資は、上記(1)、(2)または(3)に規定されたものに相当する投資家保護に従っており、かつ発行体は、その資本金および準備金が最低1,000万ユーロであるとともに通達（78/660/EEC）によりその年次決算書を提出および公開している会社であるか、またはグループ企業内に一もしくは複数の上場企業を含み、グループの金融業務に専念している法主体であるか、または銀行の流動性枠から利益を得る証券化手法の金融業務に専念している法主体であるものとする。）
- (f) UCITSは、事業のために必要な不動産および動産を取得することができる。
- (g) UCITSは、貴金属または貴金属を表象する証券を取得することができない。
- (h) UCITSは、付随的に流動資産を保有することができる。
- (i) 管理会社または会社型投資信託は、いつでもUCITSのポジション・リスクおよび当該リスクがUCITSの資産ポートフォリオのリスク内容全体に寄与する要因を常に監視および測定することを可能とするリスク管理手法を用いなければならない。管理会社または会社型投資信託は、OTC派生商品の価格を正確かつ独自に査定する手法を用いなければならない。管理会社または会社型投資信託は、アイルランド中央銀行に対し定期的に、またアイルランド中央銀行が当該目的のために指定する特定要件に従い、派生商品の種類、潜在的リスク、数量制限および各運用中のUCITSに関する派生商品取引に伴うリスクを予測するため選択される方法を通知しなければならない。
- UCITSは、（一般的にまたは特定のUCITSについて）アイルランド中央銀行が定める条件または要件に基づきかつこれらに従い、譲渡性のある証券および短期金融市場証券に関する技法および手段を用いることができる。ただし、かかる技法および手段はポートフォリオの効率的運用の目的で使用される場合に限る。かかる運用が派生商品の利用に関係する場合、本条件および制限はアイルランド商品規則で規定された条項と一致しなければならない。
- かかる運用は、いかなる場合においても、UCITSをしてその信託証書、設立証書、基本定款および通常定款または目論見書に規定された投資目的から乖離させてはならない。
- (j) UCITSは、派生商品に関する包括的リスク・エクスポージャーがそのポートフォリオの純資産総額を超えないよう確保しなければならない。
- エクスポージャーは、裏付資産の時価、取引相手方リスク、将来の市場変動および持高清算の時期を考慮して計算される。

UCITSは、その投資方針の一環として、またアイルランド規則第49条に規定される制限の範囲内で、金融派生商品に投資することができるが、裏付資産のエクスポージャーは、総額でアイルランド規則第49条に規定される投資制限を超えないものとする。UCITSが指数ベースの金融派生商品に投資する場合、かかる商品はアイルランド規則第49条に規定される制限と合算する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融市場証券が派生商品を組み込んでいる場合、派生商品は、アイルランド規則の要件を遵守する際には、考慮されなければならない。

- (k) (i) UCITSは、その資産の10%を超えて同一発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券に投資することができない。ただし、UCITSがその資産の5%を超えて投資し、保有する特定の発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券の総額は、ファンドの純資産総額の40%を超過してはならない。

本制限は、金融機関への預金および金融機関を相手方とするOTC派生商品取引には適用されない。

- (ii) UCITSは、その資産の20%を超えて同一機関における預金に投資してはならない。

- (iii) OTC派生商品取引におけるUCITSの取引相手方のリスク・エクスポージャーは、以下を超えてはならない。

- 取引相手方がアイルランド商品規則第45条(h)に規定される金融機関の場合、その資産の10%
- その他の場合、その資産の5%

- (l) (k)項に規定される個別制限に関わらず、UCITSは、その資産の20%を超えて、同一機関により発行されるかまたは同一機関を相手方とする以下の二つ以上を合算することはできない。

- 譲渡性のある証券または短期金融市場証券への投資
- 預金
- OTC派生商品取引から発生するエクスポージャー

- (m) アイルランド中央銀行は、譲渡性のある証券または短期金融市場証券がEU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関により発行されたかまたは保証されている場合、(k)項第一文に規定された10%制限を最大35%まで引き上げることができる。

- (n) (k)項および(l)項に関わらず、UCITSはその資産の25%を限度に、EU加盟国に登記上の事務所を置き、法律に基づき債券の所持者を保護するための特別な公的監督に従っている金融機関の発行する債券に投資することができる。特に、かかる債券の発行から得た額は、法律に従い、債券の全有効期間を通じ、債券に付帯する請求権に応じることができる資産で、発行体の不履行の場合に元本の払戻しおよび経過利息の支払に優先的に用いられることになる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を(n)項に記載される同一の発行体の債券に投資する場合、かかる投資の総額はUCITSの資産総額の80%を超えてはならない。

アイルランド中央銀行は、加盟国で有効な(k)項に記載される法律および監督上の取決めに従い、(k)項に規定される基準に応じて債券を発行することを授権された発行体のリストを委員会に送付する。提供される保証の地位を明記する通知が、かかるリストに添付される。

(o) (m)項および(n)項に記載される譲渡性のある証券および短期金融市場証券は、(k)項に記載される40%制限の適用の際には考慮してはならない。

(k)項、(l)項、(m)項および(n)項の制限は合計してはならず、このため、以下すなわち、(k)項、(l)項、(m)項および(n)項に従い同一の発行体により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融市場証券または(k)項、(l)項、(m)項および(n)項に従い実行される預金もしくは派生商品取引の内の複数に対する投資から発生する同一発行体に対するエクスポージャーは、いかなる状況においてもUCITSの資産の合計35%を超えてはならない。

通達(83/349/EEC)に従い定義されるところによるかまたは公認国際会計規則に従った連結決算のため同一グループに含まれる企業は、本条に規定される制限の計算上、同一発行体とみなされる。

EU加盟国は、20%を限度に、同一グループ内の譲渡性のある証券および短期金融市場証券への累積投資を認めることがあるが、かかる投資はアイルランド規則に明記されたその他の制限に従うものとする。

(p) アイルランド規則第53条、第54条および第55条に規定された制限を害することなく、信託証書、設立証書または定款に基づきUCITSの投資方針が、下記を基準としてアイルランド中央銀行により認められる一定の株式または債務証券の指数の構成を模写することを目指す場合、(k)項の制限は、同一発行体の株式および/または債務証券への投資について20%まで引き上げられる。

- 指数の構成が十分に分散されていること
- 指数が、関係市場について適切なベンチマークを表わしていること
- 指数が適当な方法で公開されていること

アイルランド中央銀行は、特に一定の譲渡性のある証券または短期金融市場証券の構成比率が高い規制された市場における例外的な市況から正当であると証明される場合、(k)項に規定された制限を最大35%まで引き上げることができる。かかる制限までの投資は、同一発行体についてのみ認められる。

(q) 受益者がアイルランド規則第49条に規定された制限を遵守するUCITSの受益者の受けるものと同等の保護を受けていることをアイルランド中央銀行が納得している場合、アイルランド中央銀行は、リスク分散原則に従い、その資産の100%を限度に、EU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が加入する公的国際機関により発行されたかまたは保証されている異なる譲渡性のある証券および短期金融市場証券に投資することをUCITSに授権することができる。

かかる場合、UCITSは、(a)少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならず、かつ同一銘柄の証券がその資産総額の30%を超えてはならず、また(b)ファンドの資産の35%を超える投資を予定する証券については、これを発行または保証する国家、地方公共団体または公的国際機関の名称をUCITSの信託証書または定款に明記しなければならず、また(c)アイルランド中央銀行の認可に注意を喚起し、当該UCITSがその資産の35%を超えて投資する予定であるかすでに投資した有価証券に係る国家、地方公共団体または公的国際機関を表示する明白な記述を目論見書および販売促進文書に含まなければならない。

- (r) UCITSは、UCITSおよび/またはアイルランド規則第45条(e)に規定されるその他の投資信託の受益証券を取得することができるが、その資産の20%を超えて、同一のUCITSまたは他の投資信託の受益証券に投資してはならない。

UCITS以外の投資信託の受益証券に対する投資は、総額で、UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/または他の投資信託の受益証券を取得した場合、かかる裏付のUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の資産は、アイルランド規則第49条に規定された制限について、合計する必要はないものとする。

UCITSが、直接または委任により、同一の管理会社によるかまたは管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な株式所有の関係にある他の会社により管理されている他のUCITSおよび/または他の投資信託の受益証券に投資する場合、かかる管理会社または他の会社は、当該他のUCITSおよび/または他の投資信託の受益証券に対するUCITSの投資については申込手数料または買戻し手数料を請求することはできない。

その資産の相当部分を他のUCITSおよび/または投資信託に投資するUCITSは、その目論見書において、UCITSそれ自体に対し、および自ら投資を予定する他のUCITSおよび/または投資信託に対し請求され得る運用報酬の最大限度額を開示しなければならない。UCITSは、その年次報告書において、UCITS自らに対し、および自ら投資するUCITSおよび/または他の投資信託に対し請求される運用報酬の最大比率を表示しなければならない。

- (s) (i) UCITSは、同一発行体の無議決権株式の10%を超えて取得することができない。  
(ii) UCITSは、同一発行体の債務証券の10%を超えて取得することができない。  
(iii) UCITSは、アイルランド規則第3条(2)(a)項および(b)項に該当する単一のUCITSおよび/または他の投資信託の受益証券の25%を超えて取得することができない。  
(iv) UCITSは、同一発行体の短期金融市場証券の10%を超えて取得することができない。

(注) 上記(ii)、(iii)および(iv)の制限は、取得時において債務証券もしくは短期金融市場証券の総額または発行済証券の総額が計算できない場合は、これを無視することができる。

## (II) non-UCITSの投資信託の投資制限

non-UCITSのユニット・トラストに適用される投資制限は、1990年ユニット・トラスト法によって以下のように定められている。

- (a) non-UCITSの契約型投資信託は、信託証書に規定されている市場で売買または取引されていない証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資できない。市場に関する規制が、場合に応じてアイルランド中央銀行により課せられることがある。

- (b) non-UCITSの契約型投資信託は、同一の発行体によって発行された証券にファンドの純資産の10%を超えて投資できない。non-UCITSの契約型投資信託の投資目的がアイルランドの株式への投資に限定されている場合、以下に記載するとおり上記制限を緩和することができる。
- (i) ISEQ指標の10%を超える部分を表象する株式にファンドの純資産の15%まで投資できる。
  - (ii) ISEQ指標の8%と10%の間の部分を表象する株式にファンドの純資産の12.5%まで投資できる。
  - (iii) 一つの投資信託の純資産額の10%を超えて、いかなる機関にも預託できない。以下の機関による保管またはこれにより発行された保管を証明する証券または保証された証券の場合、上記制限は30%まで上げられる。
    - (aa) EUの信用機関
    - (bb) 欧州経済地域(「EEA」)加盟国(ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)により認可された銀行
    - (cc) EU加盟国またはEEA加盟国以外の、1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(スイス、カナダ、日本、米国)によって認可されている銀行
    - (dd) ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドで認可された銀行
    - (ee) 受託会社
    - (ff) 受託会社に随時関係する会社
  - (iv) 関係会社および関係機関は、本(b)の目的においては同一の発行体と見做される。
- (c) non-UCITSの契約型投資信託は、同一発行体によるいかなるクラスの証券についてもその10%を超えて保有できない。
- (d) 管理会社は、その管理するすべての投資信託について業務を行うにつき、発行体の経営に重大な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。
- (e) non-UCITSの契約型投資信託は、アイルランド中央銀行の認可を条件に国家、その州もしくは地方公共団体、または一もしくは複数の国家がメンバーである公的国際機関により発行または保証された複数の譲渡性のある証券にファンドの資産の100%まで投資できる。
- (f) non-UCITSの契約型投資信託は、下記の条件の下で、他の投資信託の受益証券を取得することができる。
- (i) ファンドの純資産の20%までの投資であること。
  - (ii) non-UCITSの契約型投資信託が、同じ管理会社により管理される投資信託の受益証券に投資する場合、投資がなされるファンドの管理会社は、受益証券の取得に関して自らの勘定で請求する権利を有する当初手数料を放棄しなければならない。
  - (iii) 他の投資信託の受益証券に投資したことによりnon-UCITSの契約型投資信託の管理会社が受領した手数料は、当該non-UCITSの契約型投資信託の資産に払い込まなければならない。

## (5) 管理会社

(I)(A)(i) UCITS規則第16条、第17条および第22条ならびにアイルランド中央銀行のUCITSに関する通達により、UCITSの契約型投資信託の管理会社は以下の要件を満たすことを要する。

- (a) (i) アイルランド共和国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人であること。
- (ii) 常に、125,000ユーロ(「財源要件」)または前年の固定諸経費の四分の一(「費用要件」)のいずれか多い方の額に相当する最低資本要件を維持していること。最低資本要件は、容易に利用可能な形態の適格資産として保持され、リーエン(留置権)または担保権を付されていないこと。
- (iii) 契約型投資信託および会社型投資信託の管理ならびに管理会社の保有財産を管理するための付随的な業務以外の業務に従事しないこと。
- (iv) 管理会社および受託会社は、各々の役割において独立に受益者の利益のみのために行うなければならないとの観点から、同一UCITSについて単一の会社が管理会社と受託会社を兼任しないこと。
- (v) 管理会社の取締役は、管理会社が業務を提供するUCITSの受託会社の取締役を兼任してはならないこと。
- (vi) 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランド居住者であること。
- (vii) 管理会社の取締役の任命はアイルランド中央銀行の事前の承認を要すること。取締役の解任は直ちにアイルランド中央銀行に通知しなければならないこと。

(I)(A)(ii) アイルランド管理規則第17条により、UCITSの契約型投資信託の管理会社は以下の要件を満たすことを要する。

- (a) (i) アイルランド共和国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人であること。
  - (ii) 最低125,000ユーロの当初資本額を有すること。
  - (iii) 管理会社の業務を有効に遂行する者は十分に優良な評判を有し、管理会社が運用するタイプのUCITSについて十分な経験を有すること。管理会社の業務遂行は、かかる条件を満たす最低二名の者が決定しなければならないこと。
- (b) 上記(a)(iii)に基づき、管理会社の業務を有効に遂行する者およびかかる者の役職を承継する各人の氏名は直ちにアイルランド中央銀行に通知しなければならないこと。
- (c) (i) 管理会社と他の自然人もしくは法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド中央銀行は、かかる関係がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を行うこと。
  - (ii) 管理会社が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する非加盟国の法律、規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げる場合、アイルランド中央銀行は、認可を拒否すること。
  - (iii) 本パラグラフにおいて、「緊密な関係」とは、アイルランド規則第85条(3)(b)で定められる意味を有すること。
- (d) 管理会社のポートフォリオの純資産価額が250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、250,000,000ユーロを超える超過分の0.02%に相当する追加の自己資金を提供しなければならないこと。

- (e) 上記(d)に関わらず、当初資本金と(d)に基づき管理会社が保持すべき追加額の合計は、10,000,000ユーロを上回る必要はないこと。
- (f) 上記(d)に関わらず、管理会社の自己資金は、1993年3月15日の理事会通達(93/6/EEC)別紙IVの条項に従いアイルランド中央銀行が定めた額を下回らないものとする。
- (g) 管理会社は、金融機関または保険会社が行う同額の保証から利益を得た場合、上記(d)に記載された追加の自己資金額の50%を限度に提供する必要はないこと。
- (h) 上記(g)の金融機関または保険会社は加盟国に登録上の事務所を置くことを要するが、非加盟国にその登録上の事務所を置くこともできること。ただし、当該機関または会社は、共同体の法律に定められたものと同等であるとアイルランド中央銀行が判断した慎重な規則に従わなければならないこと。
- (i) 上記(d)において、下記のポートフォリオが管理会社のポートフォリオとみなされること。
- (i) 管理会社が運用するユニット・トラストおよび契約型投資信託で、管理会社が運用機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まない。
  - (ii) 管理会社がその管理会社として指定された会社型投資信託
  - (iii) 管理会社が運用するその他の投資信託で、管理会社が管理機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まない。
- (j) アイルランド中央銀行は、アイルランド規則に明記された条件の継続的な遵守を監視するためアイルランド中央銀行が要求する情報の提供を管理会社に義務づけること。
- (k) 管理会社は、許可を取得次第速やかに業務を開始できること。
- (l)(B) アイルランド規則第16条および付属書類5により、管理会社は以下の業務を行うことができる。
- (a) アイルランド規則に別段に規定される場合を除き、管理会社は、アイルランド規則により付与されたUCITSの運用ならびにアイルランド規則が適用されないその他の投資信託および管理会社が慎重な監督に服するが、UCITS通達に基づき別の加盟国の市場で販売され得ない他の投資信託の運用を除き、いかなる業務にも従事することができない。
  - (b) 契約型投資信託および会社型投資信託の運用業務は以下を含むが、これらに限定されない。
    - (i) 投資運用
    - (ii) 管理
      - (aa) 法律上およびファンド運用上の計算業務
      - (bb) 顧客の照会
      - (cc) 評価およびプライシング(所得申告を含む。)
      - (dd) 規制遵守の監視
      - (ee) 受益者名簿の保管
      - (ff) 収益の分配
      - (gg) 受益証券の発行および買戻し
      - (hh) 契約の決済(券面の発送を含む。)
    - (ii) 記録の保管

## (iii) マーケティング

(c) 管理会社は、投資信託の運用の他、以下の追加業務を提供できる。

(i) 投資家により一任ベースおよび各顧客ベースで付与される委任に従い、年金基金が得有するものを含む証券ポートフォリオの運用（当該ポートフォリオが投資業務通達の添付書類Bセクションに挙げられた一または複数の投資証券を含む場合）

(ii) 非中核業務として、

(aa) 投資業務通達の添付書類Bセクションに挙げられた一または複数の投資証券に関する投資助言

(bb) 投資信託の受益証券に関する保管および管理

(d) 管理会社は、上記(c)(i)に規定された業務の提供のみを目的としては認可されない。

(e) 管理会社は、上記(c)(i)の業務の提供を授權されている場合、(c)(ii)に挙げられた非中核業務のみを提供することができる。

(f) アイルランド中央銀行は、アイルランド規則第16条(3)に規定された業務を提供する管理会社が、その維持する資本の水準についてアイルランド中央銀行がその時々課する条件または要件を遵守するよう要求する。かかる条件または要件を課する場合、アイルランド中央銀行は、1993年3月15日付理事会通達（93/6/EEC）および1993年5月10日付理事会通達（93/22/EEC）を考慮する。

(g) アイルランド中央銀行は、慎重な規則およびアイルランド規則の付属書類8に規定される業務遂行規約を随時作成し発表するものとし、アイルランド規則第16条(3)に規定された業務を提供する管理会社はこれらを常に遵守する。

(h) アイルランド中央銀行は、随時、必要と判断する場合には、顧客の資金および投資証券についてアイルランド規則第16条(3)に規定された業務の提供を認可された管理会社に対し、アイルランド規則の付属書類7の規定による要件を課することができる。

(i) 上記(c)(i)に規定された業務の提供を認可されている管理会社は、顧客から事前に全般的承諾を得ていない限り、投資家のポートフォリオの全部または一部を、かかる管理会社が運用する契約型投資信託の受益証券または会社型投資信託の証券に投資してはならない。

(I)(C)(i) 投資業務通達第7条がアイルランド規則に基づき管理会社の規則に適用される。ただし、第7条の「投資会社」との表現は、それぞれ「管理会社」と解釈され、第7条(2)の「投資サービスの提供」との表現は「業務の提供」と解釈される。

(ii) アイルランド中央銀行は、UCITSが第三国での受益証券の販売において遭遇する一般的困難について委員会に通知する。

(I)(D)(i) アイルランド中央銀行は、授權された管理会社が常にアイルランド規則第15条Aおよび第17条に定められた条件を遵守することを要求する。

(ii) 管理会社の自己資金はアイルランド規則第17条に定められたレベルを下回ってはならない。

(iii) ただし下回った場合には、アイルランド中央銀行は、状況が許す場合には、当該管理会社に対し状態を改善するかまたは業務を停止するため一定の猶予を認めることができる。

(I)(E)(i) 管理会社の適格保有は、1993年5月10日付理事会通達(93/22/EEC)第9条で定められた規則に従うものとする。



- (ii) アイルランド規則において、1993年5月10日付理事会通達(93/22/EEC)第9条に記載された「投資会社」  
との表現は、それぞれ「管理会社」と解釈される。

(I)(F) アイルランド中央銀行は、アイルランド規則に基づき授権されたUCITSの運用業務について、管理会社  
が常に遵守すべき慎重な規則を作成する。

特に、アイルランド中央銀行は、管理会社が運用するUCITSの性質も考慮しつつ、各管理会社に対し以下を  
要請する。

(a) 管理会社が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制お  
よび保護上の取決めを行っていること。これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または自己資  
金の投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、  
ファンドに関わる各取引がその端緒、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築さ  
れ得ること、ならびに管理会社が運用する契約型投資信託または会社型投資信託の資産がファンド規則  
または設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。

(b) UCITSまたは顧客の利益が、会社とその顧客の間、各顧客の間、顧客とUCITSの間または2つのUCITSの  
間の利益相反により害されるというリスクを最小化するような仕組みをもって管理会社が設立されるこ  
と。ただし、支店が設立された場合、設立のアレンジは、利益相反をカバーするためにホスト加盟国が定め  
た業務遂行規約と相反してはならない。

(I)(G) アイルランド規則第17条Fに基づき、管理会社は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を  
第三者に委任することができる。ただし、

(a) アイルランド中央銀行は適切な方法でその旨を通知されていること。

(b) 委任により、管理会社に対する監督の有効性が妨げられないこと、および特に、管理会社はその投資家  
の最善の利益のために行なうことまたはUCITSが投資家の最善の利益のために運用されることが妨げ  
られてはならないこと。

(c) 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監督に服す  
る企業に対してのみ委任が行われること。委任は、管理会社が定期的に定める投資配分基準に従うことを  
要すること。

(d) 委任が投資運用に関わるもので、非加盟国の企業に対し行われた場合、アイルランド中央銀行と関係す  
る非加盟国の監督官庁の間の協力が保証されること。

(e) 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が管理会社または受益者の利益と相反する可能性がある  
受託会社またはその他の企業に対し行われないこと。

(f) 管理会社の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行される  
こと。

(g) 委任は、管理会社の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与すること  
または委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には  
速やかに効力を生じること。

(h) 委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であるこ  
と。

- (i) UCITSにより発行される目論見書には、管理会社が委任を認められている職務のリストを記載すること。
- 管理会社または受託会社のいずれの責任も、管理会社が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また管理会社は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。
- (D)(H)アイルランド規則第5部第4章により、他の加盟国に支店を設置し、業務および情報を提供する権利が存在する。
- (D)(I)アイルランド規則第17条Jは、他の加盟国で認可された管理会社に適用される規定を定めている。
- (D)(J)アイルランド規則の付属書類6は、管理会社の認可に係る要件および義務を以下のように規定する。
- (1) 認可の申請には、アイルランド中央銀行が随時指定する様式により、同じく指定する詳細事項を記載すること、および上記の一般性を侵害することなく、アイルランド中央銀行が以下に関連して要求する詳細事項または情報を記載すること。
- (a) 申請中の管理会社が実行を予定または実行しそうな業務の種類
- (b) 申請中の管理会社について適格に株式を保有している者またはかかる管理会社を所有する者（その株式保有または申請中の管理会社とのその他の商業関係が申請中の管理会社の業務遂行に重大な影響を及ぼす可能性がある自然人または法人を含む。）
- (c) 申請中の管理会社の基本定款および通常定款
- (2) 申請中の管理会社は、アイルランド中央銀行に対し以下を充足しない限り、アイルランド中央銀行から認可されないこと。
- (a) 申請中の管理会社が会社法に基づき設立された会社であり、その業務がアイルランド規則の要件に従った方法で実行されることを確保するための準備を行ったこと。
- (b) 適用ある場合、申請中の管理会社の基本定款及び通常定款には、アイルランド規則に従い、かつアイルランド中央銀行が課すことのある条件もしくは要件またはこれらの両方に従い、かかる管理会社の運営を可能にする妥当な条項が記載されること。
- (c) 申請中の管理会社が、アイルランド中央銀行により指定された最低資本レベルを有すること。
- (d) その取締役およびマネジャー各々の清廉性および能力
- (e) その適格株主各々の適当性
- (f) 申請中の管理会社の設立構造および運用技能ならびに申請中の業務を遂行するため適切な水準の専門技能を備えた人員を雇用していること。
- (g) 申請中の管理会社が、アイルランド中央銀行がその監督機能を遂行するために必要な一切の情報を提供されることおよび公衆がアイルランド中央銀行が指定する情報を提供されることを可能とするための手順を確立しており、またこれに従う予定であること。
- (h) 申請中の管理会社およびその関連するかまたは関係する企業が、適宜および実行可能である場合に、アイルランド中央銀行により適切に監督され得るような事業構造を有すること。

- (i) その業務の遂行、財源および認可管理会社を適正かつ秩序だつて規制しかつ監督するため、および投資家保護のためアイルランド中央銀行が必要と見做すその他の事項
- (3) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が維持すべき資本レベルについて、その時々条件または要件を課することがあり、またアイルランド規則および1995年投資仲介業法(改正済)に規定された資本要件を考慮する。
- (4) アイルランド中央銀行は、アイルランド規則に基づき認可が付与された時点またはそれ以後、認可管理会社または申請中の管理会社の取締役の任命または最高業務執行役員もしくはマネジャーもしくはこれらと同等の役職の任命が、アイルランド中央銀行から事前に書面で承認を得ることを条件とし、認可管理会社または申請中の管理会社が被任命者の清廉性および能力についてアイルランド中央銀行を納得させない限り、かかる承認が付与されないよう要求することができる。
- (5) アイルランド中央銀行は、認可管理会社に対し、管理会社の適正かつ秩序だつた規制および監督のためもしくは投資家保護のためまたはこれらの両方のため、基本定款または通常定款の変更を指図することができる。
- (6) アイルランド規則に基づきアイルランド中央銀行により付与される認可は、認可管理会社が提供すべき業務の種類を特定する。
- (7) (a) アイルランド中央銀行は、非常に多くの者に対し、アイルランド規則上の授権された役員として書面で認めることができ、また当該授権を取り消すことができる。
- (b) アイルランド中央銀行は、認可を付与しまたは拒絶する前のいつでも、申請中の管理会社に追加の情報を請求するか、または授権された役員に対し、アイルランド規則に基づく申請を正当に評価するために必要な照会を行うかもしくは調査を実行するよう指示することができ、当該照会または調査はアイルランド規則に従い実行される。
- (8) アイルランド中央銀行は、以下の管理会社を認可する前に関係する他の加盟国の管轄当局と協議する。
- (a) 他の加盟国で認可された別の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の子会社
- (b) 他の加盟国で認可された別の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の親会社の子会社、または
- (c) 他の加盟国で認可された別の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社を支配する自然人または法人により支配される管理会社
- (9) (a) 管理会社について、アイルランド中央銀行は、関係する管理会社の母国とホスト加盟国の間の責任の分担を考慮しつつ、UCITS通達に規定されているアイルランド規則を適用し、アイルランド規則の関係条項はこれに準じて解釈される。
- (b) アイルランド規則の条項に従い、管理会社は、(i)管理会社の適正かつ整然とした規制および監督、ならびに(ii)投資家もしくは顧客または両者の保護のいずれかまたは両方を目的にアイルランド中央銀行により課される条件もしくは要件またはこれらの両方を遵守する。

(10) アイルランド中央銀行は、アイルランド規則に基づき認可された管理会社および適切かつ実行可能である場合に、関連会社または関係会社の事業が、共同でまたは個別に、アイルランド規則に基づきアイルランド中央銀行が納得するように監督され得るように、アイルランド中央銀行により監督されない関連会社または関係会社の事業または会社の構造または管理を構築するよう申請中の管理会社または認可管理会社に要求することができる。

(II) 1990年ユニット・トラスト法およびnon-UCITSに関する通達の下で登録された、non-UCITSの契約型投資信託の管理会社は、以下の要件を満たすことを要する。

(a) アイルランド法または他のEU加盟国の法律に基づき設立された法人であること。

(b) 常に、125,000ユーロ（「財源要件」）または前年の固定諸経費の四分の一（「費用要件」）のいずれか多い方の額に相当する最低資本要件を維持しているとアイルランド中央銀行が判断すること。最低資本要件は、容易に利用可能な形態の適格資産として保持され、リーエン（留置権）または担保権を付されていないこと。

グループのメンバーである管理会社は、その最低資本要件をグループ外で維持すること。

管理会社は、本要件の継続的遵守を立証できる態勢にあること。

(c) 契約型投資信託の管理会社および受託会社の業務に対する有効なコントロールが互いに独立して行使されること。

(d) 管理会社の取締役は、契約型投資信託の受託会社の取締役を兼任しないこと。

(e) 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランドの居住者であること。

#### (6) 受託会社

(I) 信託証書に定められる受託会社は、信託証書に従い、ファンドの有する全ての証券および現金を保管することにつき責任を負う。

受託会社は、ファンド資産の日々の管理に関し、以下の業務を行わなければならない。

(a) 契約型投資信託のために管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却がアイルランド規則または1990年ユニット・トラスト法（いずれか適用あるもの）および信託証書に従って遂行されるようにすること。

(b) 受益証券の価格がアイルランド規則（UCITSの契約型投資信託の場合）および信託証書に従い計算されるようにすること。

(c) 管理会社の指示をアイルランド規則もしくは1990年ユニット・トラスト法（いずれか適用あるもの）または信託証書に抵触しない限り実行すること。

(d) ファンド資産の取引において、特定取引に関して容認しうる市場慣行の制限時間内に対価が受領されるようにすること。

(e) ファンドの収益がアイルランド規則（UCITSの契約型投資信託の場合）および信託証書に従って充当されるようにすること。

- (f) 各年次計算期間における契約型投資信託の管理に関する管理会社の行為を調査し、かつ、その結果を受益者に報告すること。かかる報告書は、(i)信託証書およびアイルランド規則または1990年ユニット・トラスト法(いずれか適用あるもの)により、管理会社および受託会社の投資および借入権限に課せられた制限を遵守し、かつ(ii)その他については信託証書の条項およびアイルランド規則を遵守して、管理会社が当該期間に契約型投資信託を管理したか否かについて記載し、また遵守していない場合には、遵守していない点およびそれに対して受託会社がとった措置を内容としている。
- (g) 組入証券の効率的な運用の目的でnon-UCITSの契約型投資信託によって締結された契約の要項を遵守すること。
- (II) UCITSの契約型投資信託の受託会社の要件は、以下のとおりである。
- (a) アイルランド国内にその登記上の事務所を有するか、または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有する場合は、アイルランド国内に営業所を設立していること、かつ、
- (b)(i) 払込資本金がアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない、加盟国で認可された金融機関であること、または、
- (ii) 払込資本金がアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない金融機関の加盟国に設置された支店であること、または、
- (iii) 加盟国内の会社であり、かつ、
- (aa) 金融機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない払込資本金を有していること)。
- (bb) アイルランド中央銀行によって、かかる金融機関と同等であると見做されるEU非加盟国の機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は親機関によって保証され、かかる親機関はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない払込資本金を有していること)。
- (cc) アイルランド規則第19条(2)の(a)、(b)、(c)(i)または(c)(ii)に基づき受託会社によって提供される受益者保護と同等の保護を受益者に提供する機関または会社であるとアイルランド中央銀行によって見做されるEU加盟国またはEU非加盟国の機関または会社の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は機関または会社によって保証され、かかる機関または会社はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない払込資本金を有していること)。
- (c) 受託会社はアイルランド規則の下でその機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で、アイルランド中央銀行の要求を満たすこと。  
受託会社は管理会社および受益者に対し、正当化できないその義務の不履行または不適切な義務の履行の結果これらの者が受けた損害について責任を負う。受益者に対する責任は、直接もしくは管理会社を通じて間接的に訴求されるが、それは受託会社、管理会社および受益者間の関係の法的性質による。上記の受託会社の責任は、保管中の資産の一部または全部を副保管会社に委託したことによって影響を受けない。
- (d) 金融機関ではない受託会社は以下の条件を満たすこと。

- (i) 受託会社は、常に、125,000ユーロ(「財源要件」)または前年の固定諸経費の四分の一(「費用要件」)のいずれか多い方の額に相当する最低資本要件に従うこと。受託会社の最低資本要件は、容易に利用可能な形態の適格資産として保持され、リーエン(留置権)または担保権を付されていないこと。
- グループのメンバーである受託会社は、その最低資本要件をグループ外で維持すること。
- 受託会社は、本要件の継続的遵守を立証できる態勢にあること。
- 財源(返済金を含む。)の計算の際に組み込まれる劣後ローンまたは資本出資の形態はアイルランド中央銀行の承認を得ること。
- 上記の要件に関する詳細および補足説明は「資本金遵守要件」に記載される。随時変更される本書は、「最低資本要件遵守報告書」を含み、また「UCITS通知」の一部を構成する。
- (ii) 受託会社の取締役または代理取締役の任命はアイルランド中央銀行から事前に承認を得ること。取締役の退任は速やかにアイルランド中央銀行に通知すること。
- (iii) 受託会社の取締役のうち最低2名はアイルランド居住者であること。
- (iv) 所有権または多額の株式保有の変更案については、アイルランド中央銀行の承認を得ること。本条件における多額の株式保有は、受託会社の10%以上の株式の保有と定義される。
- (v) 受託会社の半期財務計算書および監査済年間財務計算書をアイルランド中央銀行に提出すること。半期計算書は、当該報告期間から2か月以内、また年次計算書は当該報告期間から4か月以内に提出すること。受託会社の株主の監査済年次計算書もまた提出すること。
- (III) 1990年ユニット・トラスト法の下に登録されたnon-UCITSの契約型投資信託の受託会社の要件は以下のとおりである。
- (a) アイルランド法または他のEU加盟国の法律に準拠して設立された法人であること。
- (b)(i) 6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の最低払込済資本金を有し、アイルランドで認可されている金融機関であること。
- (ii) 6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の最低払込済資本金を有し、1977年12月12日付第一理事会通達が上記のように適用される金融機関の、アイルランドで設立された支店であること。
- (iii) EU加盟国で設立された会社で、
- (aa) 1977年12月12日付第一理事会通達適用される金融機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関は6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の払込済資本金を有していること)。
- (bb) アイルランド中央銀行によって、1977年12月12日付第一理事会通達適用される金融機関と同等であると見做されるEU非加盟国の機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は親機関によって保証され、かかる親機関は6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の払込済資本金を有していること)。

- (cc) 上記(i)、(ii)、(iii)(aa)および(iii)(bb)に基づき受託会社によって提供される受益者保護と同等の保護を受益者に提供する機関または会社であるとアイルランド中央銀行によって見做されるEU加盟国またはEU非加盟国の機関または会社の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は機関または会社によって保証され、かかる機関または会社は6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の払込資本金を有していること)。
- (c) 受託会社は、その機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点でアイルランド中央銀行の要求を満たすこと。受託会社は、その業務を効率的に行うのに十分な運用財源を有するという点で、アイルランド中央銀行の要求を満たすこと。その上、その取締役および経営者は、高潔な人物であり、適切な水準の知識と経験を有していなくてはならない。受託会社は、その従業員が適性を有し、十分に訓練を受け、適切に監督される旨保証できるように、適切な記録と充分な手配をもって、その社内業務を合理的な方法で組織・監督しなければならない。法令を遵守するために適切に決められた手続きがなされなければならない。受託会社は、開放的かつ協力的な方法でアイルランド中央銀行に対応しなければならない。
- (d) 金融機関ではない受託会社は以下の条件を満たすこと。
- (i) 受託会社は、常に、125,000ユーロ(「財源要件」)または前年の固定諸経費の四分の一(「費用要件」)のいずれか多い方の額に相当する最低資本要件に従うこと。受託会社の最低資本要件は、容易に利用可能な形態の適格資産として保持され、リーエン(留置権)または担保権を付されていないこと。
- グループのメンバーである受託会社は、その最低資本要件をグループ外で維持すること。
- 受託会社は、本要件の継続的遵守を立証できる態勢にあること。
- 財源(返済金を含む。)の計算の際に組み込まれる劣後ローンまたは資本出資の形態はアイルランド中央銀行の承認を得ること。
- 上記の要件に関する詳細および補足説明は「資本金遵守要件」に記載される。この書類は随時変更され、「最低資本要件遵守報告書」を含み、また「NUシリーズ通知」の一部を構成する。
- (ii) 受託会社の取締役の任命はアイルランド中央銀行から事前に承認を得ること。取締役の退任は速やかにアイルランド中央銀行に通知すること。
- (iii) 受託会社の取締役のうち最低二名はアイルランド居住者であること。
- (iv) 所有権または多額の株式保有の変更案については、アイルランド中央銀行の承認を得ること。本条件における多額の株式保有は、受託会社の10%以上の株式の保有と定義される。
- (v) 受託会社の半期財務計算書および監査済年間財務計算書をアイルランド中央銀行に提出すること。半期計算書は、当該報告期間から2か月以内、また年次計算書は当該報告期間から4か月以内に提出すること。受託会社の株主の監査済年次計算書もまた提出すること。

## (7) 関係法人

## (a) 投資顧問会社

多くの場合、契約型投資信託の管理会社は他の会社と投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針および信託証書中の投資制限に従い、組入証券の分散組入および証券の売買に関する継続的な助言および運用業務をファンドに提供する。

## (b) 販売会社および販売代理人

管理会社は、ファンドの受益証券の公募または私募による販売のため、単独もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができるが、その義務はない。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法または募集計画について適切な記載がなければならない。

## (B) 有限責任組合型の投資信託

有限責任型の投資信託は1994年の有限責任組合型投資信託法に基づいている。有限責任組合型の投資信託はアイルランド中央銀行の認可および監督に服し、アイルランド中央銀行はこれらに条件を付すことができる。

## (C) 一般契約型投資信託

UCITSの一般契約型投資信託は、アイルランド規則に基づいており、non-UCITSの一般契約型投資信託は、2005年法に基づいており、両者はアイルランド中央銀行の認可および監督に服する。

## (D) 会社型の投資信託

(I) 会社型の投資信託は、これまでアイルランド規則およびアイルランド会社法に基づき、公開有限責任会社として設立されてきた。

UCITSまたはnon-UCITSの形態を有する会社型投資信託のすべての株式は株主に対し、株主総会において1株につき1票の議決権を与える。ただし、一人の者が年次株主総会で本人または代理人として議決権を行使し得る株式数についてのアイルランド法の制限に従い、かつ、一定の範疇に属する者に関しまたは一人の者が保有し得る株式の割合に関して定款中に定められる議決権に関するその他の制限に従う。

変動資本を有する会社型投資信託の資本金は定額ではない。その株式は無額面である。変動資本を有するUCITSではない会社型投資信託の定款は、会社の発行済株式資本の最低額および上限額を記載しなければならない。ただし、定款は、株主の特別決議により変更することができる。

固定資本を有するUCITS型の会社型投資信託の資本金は、その定款により上限（授權資本）が定められる。授權資本は、株主総会により増額することができる。株式は額面でまたはプレミアム付で発行することができる。

## (II) 変動資本を有する会社型投資信託（VCC）

VCCは公開有限責任会社であり、株主のためにその資産を各種組入証券に投資することを唯一の目的とする。その株式は公募または私募により販売され、その資本金の額は常に会社の純資産相当額である。



VCCは、有限責任会社の特殊な形態であり、アイルランド会社法の規定は、（UCITSとの関係で）アイルランド規則によって制限されない限度で適用される。

VCCは次の仕組みを有する。

VCCは、オープン・エンドまたは（1995年8月1日以降は）non-UCITSのVCC形態の場合はクローズ・エンドの会社として設立することができる。VCCがオープン・エンド型である場合、株式は、定款に規定された発行または買戻しの日のVCCの株式の純資産価格で継続的に発行され、また買戻される。発行株式は無額面全額払込まなければならない。資本勘定は、株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

アイルランド規則は、UCITS VCCについて特定の要件を規定している。

- (a) VCCの資本金は常にVCCの純資産額に等しく、従って、法定準備金を設けない。
- (b) 取締役および監査人ならびにこれらの変更はアイルランド中央銀行に届出て、アイルランド中央銀行の承認を得ること。
- (c) 定款中にこれに反する規定がない場合、VCCはいつでも株式を発行することができること。
- (d) VCCは、株主の求めに応じて株式を買戻すこと。
- (e) VCCの株式は、VCCの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買戻されること。
- (f) 特定の期間内にVCCに純発行価格相当額が払込まれない限り、VCCは株式を発行しないこと。
- (g) VCCの定款中に株式の発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、資産評価の原則および方法を明記すること。
- (h) 定款中に、適用法規に従って、株式の発行および買戻しの停止条件を明記すること。
- (i) 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること（UCITSについては1か月に最低2回とする。）。アイルランド中央銀行は、UCITSに評価日を減らすことが株主の利益を害さないという条件のもとで、かかる評価日を月に一度に減らすことを認めることがある。
- (j) 定款中にVCCが負担する費用を規定すること。
- (k) 株式は全額払込まれなくてはならず、かつ株式は無額面であること。
- (l) 設立発起人に対する株式または類似証券の発行は法律により定める制限に従うこと。

上記の規則は、non-UCITS型のVCCに同様に適用される。ただし、アイルランド中央銀行が(d)の適用除外を認めて、VCCがクローズド・エンド型である場合、および(k)についてnon-UCITSのVCCが、一部払込済株式の発行が認められる財産またはベンチャー／開発キャピタル手段として設立されている場合については、この限りではない。

## (III) 固定資本を有する会社型投資信託（FCC）

一般に、かかる会社の資本は、1株1ユーロの、100人の設立発起人株式と1株1ユーロ・セントの大量の種類のない優先株式との二種類に分けられる。発起人株式は会社の普通株式であり、これに対して種類のない優先株式が優先する。種類のない株式は、記名式株式または参加株式として発行される。参加株式は、ファンドの投資者に発行され、かつ多額のプレミアム付で発行される。額面金額が会社の固定資本を形成し、プレミアムは、株式プレミアム勘定に入れられる。株主が株式を会社に売却することを希望する場合、かかる株式のセント表示の額面は新しく発行された株式の手取金から償還され、一方、株式のプレミアム金額は、プレミアム勘定から償還される。会社が株式を償還するが引受人に新株を発行しない場合は、会社は、新株の手取金を提供する管理会社に対して、額面株式の形態の種類のない株式を1株1ユーロ・セントで発行することができる。償還に際して株主に償還されるプレミアムの額は、特定の時における会社の資産価値による。資本に関するこうした重要な点を除き、FCCはあらゆる点でVCCに類似している。ただし、アイルランドの会社法の一部の規定は、UCITSではないVCCに適用されない。

## (IV) 会社型投資信託の投資制限

上記3.(A)(4)(I)および(II)記載のユニット・トラストに適用される投資制限は、UCITS型およびnon-UCITS型それぞれの会社型投資信託に同様に適用される。

## (V) 会社型投資信託

(A)(a)(i) アイルランド中央銀行は、ある会社型投資信託が実行する事業タイプについて、その各取締役の評判があまり芳しくないかまたは経験が十分ではない場合には、当該会社型投資信託を認可しないものとする。

(ii) 会社型投資信託の取締役の氏名およびかかる者の役職を承継する各人の氏名は、アイルランド中央銀行に通知しなければならない。

(b) 会社型投資信託は、認可が付与され次第、速やかに事業を開始することができる。

(c) 会社型投資信託は、自らのポートフォリオの資産のみを運用することができ、いかなる状況においても、第三者を代理して資産を運用する委任を受けることはできない。

(B) 会社型投資信託が管理会社を任命していない場合、

(a) アイルランド中央銀行は、以下の場合に会社型投資信託を認可する。

(i) 会社型投資信託が最低300,000ユーロの当初資本を有する場合

(ii) 会社型投資信託が、アイルランド中央銀行に、認可申請書にその組織構造を記載した業務プログラムを提出している場合

(iii) 会社型投資信託の業務の遂行が、アイルランド規則第36条A(1)に基づきアイルランド中央銀行が定める条件を充足する最低二名の者により決定される場合

(b) 会社型投資信託と他の自然人または法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド中央銀行は、かかる関係がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を行う。

(c) アイルランド中央銀行はまた、会社型投資信託が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する非加盟国の法律、規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難が、アイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げる場合、認可を拒否する。

(d) 会社型投資信託となる予定のものは、認可が付与されたか否かについて、完全な申請書の受領日から6か月以内に通知される。認可が拒否された場合には、その理由が通知される。

(e) 本規則において、「緊密な関係」とは、アイルランド規則第85条(3)(b)で定められる意味を有する。

(C) 業務の委任

(a) 会社型投資信託は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を第三者に委任することができる。ただし、

(i) アイルランド中央銀行は適切な方法でその旨の通知を受けていること。

(ii) 委任は、会社型投資信託に対する監督の有効性を妨げないこと、および特に、会社型投資信託がその投資家の最善の利益のために行なうことまたは会社型投資信託が投資家の最善の利益のために運用されることを妨げてはならないこと。

(iii) 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監督に服する企業に対して委任が行われること。委任は、会社型投資信託が定期的に定める投資基準に従うことを要すること。

(iv) 委任が投資運用に関わるもので、非加盟国の企業に対し行われた場合、アイルランド中央銀行と関係する非加盟国の監督官庁の間の協力が保証されること。

(v) 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が会社型投資信託または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われないこと。

(vi) 会社型投資信託の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。

(vii) 委任は、会社型投資信託の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。

(viii) 委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。

(ix) 会社型投資信託により発行される目論見書は、会社型投資信託が委任を認められている職務のリストを記載すること。

(b) 会社型投資信託または受託会社のいずれの責任も、会社型投資信託が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また会社型投資信託は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。

(D) (a) アイルランド中央銀行は、本規定に基づき授權された管理会社を指定しなかった会社型投資信託が常に遵守すべき慎重な規則を作成する。

(b) 特に、アイルランド中央銀行は、会社型投資信託の性質も考慮しつつ、会社型投資信託が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていることを要請するが、これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または当初資金の投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、会社型投資信託に関わる各取引がその端緒、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに会社型投資信託の資産が設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。

#### (VI) 関係法人

##### (a) 受託会社 / 保管銀行

UCITSである会社型投資信託資産の保管は、アイルランド規則第37条により、受託会社 / 保管銀行に委託されなければならない。ただし、同規則第40条および第41条により、以下のいずれかの場合は、アイルランド中央銀行の裁量により、受託会社を置く義務が免除される。

- (i) 認可された会社型投資信託で、その株式が上場されている一または複数の証券取引所を通じてのみ株式が販売される場合。
- (ii) 認可された会社型投資信託で、その株式の80%以上がその定款で指定された一または複数の証券取引所を通じて販売される場合。ただし、かかる株式は、その販売地域内に存するEU加盟国の証券取引所に上場されており、かつ、かかる会社型投資信託がかかる証券取引所外で行う取引は、証券取引所の取引価格でのみなされる場合に限る。かかる会社型投資信託の定款は、株式の販売国において証券取引所外における取引価格を値付けする証券取引所を特定しなければならない。

また上記(i)または(ii)の場合に該当する会社型投資信託は、(aa) 株式の純資産価格の計算の方法を定款に記載し、(bb) 株式の証券取引所価格がその純資産価格から5%を超えて離れないよう市場に介入し、かつ(cc) 株式の純資産価格を確定し、少なくとも週に二度アイルランド中央銀行に伝達し、かつ少なくとも月に二度公表しなければいけない。

上記3.(A)(6)(I)(a)から(g)に記載のユニット・トラストの受託会社に適用される要件および義務は、会社型投資信託の保管銀行に適用される。ただし、(a)契約型投資信託に関する記載は、会社型投資信託に関する記載として、(b)受益証券の記載は、株式の記載、(c)1990年ユニット・トラスト法の記載は、1990年会社法のパートXIII(改正済)またはアイルランド規則(いずれか適用あるもの)の記載および(d)信託証書の記載は、定款の記載として解釈される。ただし、かかる規則は、会社の収益への公衆による直接または間接の参加の便宜を促進することによる資本金の調達を禁じられている会社型投資信託の保管銀行には適用されない。

##### (b) 投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記3.(A)(7)「関係法人」中の記載事項は、実質的に、会社型投資信託の投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

#### 4. アイルランドにおける投資信託の準拠法

##### (A) 設立関係法令

- (I) アイルランド会社法が、契約型投資信託における管理会社、およびVCCまたはFCCの形態の会社型の投資信託に対し適用される。

以下の要件は、公開有限責任会社の場合に適用される。

##### (II) 会社設立の要件

最低2名の株主が存在すること。

##### (III) 定款の記載事項

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (a) 引受株主の身元
- (b) 会社の形態および名称
- (c) 会社の目的
- (d) 引受資本および授權資本（もしあれば）の額。さらに、UCITSではないVCCの定款には、当該時の会社の発行済株式資本が定款記載の最低額を下回らずまた上限額を超過していない旨記載しなければならない。
- (e) 申込時の払込額
- (f) 引受資本および授權資本を構成する株式の種類の記事
- (g) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定
- (h) 現金払込以外の出資の内容、条件、出資者の氏名
- (i) 発起人に認められている特権または特典の理由およびその内容
- (j) 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）に関する記載
- (k) 取締役および監査役の選任に関する規約ならびにかかる機関の権限の記載
- (l) 存続期間（適用ある場合）
- (m) 会社の設立に際しもしくは設立によって会社に請求されるかまたは会社が負担する全ての費用および報酬の見積

- (IV) アイルランド規則には契約型投資信託の設定および運用ならびに会社型投資信託の設立に関する規定がある。

##### 設立要件

上記の株式の全額払込に関する特別要件が必要とされている。

##### (V) アイルランドにおける投資信託の認可

- (a) アイルランド規則第9、10および11条はアイルランド内のUCITSの認可要件を規定している。

- (i) 次の投資信託はアイルランド中央銀行から認可を受けることを要する。

- (aa) アイルランド国内に所在するUCITS、本規定のUCITSは、会社型投資信託または管理会社が、その本店および登記簿上の事務所をアイルランド国内に有するUCITSをいう。

- (bb) 他のEU加盟国に所在するUCITSではあるが当該加盟国の監督官庁の認可をうけていないもので、その受益証券または株式がアイルランド国内またはアイルランドから外国に向けて募集もしくは販売される場合。
- (ii) アイルランド規則に従わないUCITSは認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所(高等法院)に訴えることができる。認可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該UCITSは解散および清算される。
- (b) アイルランド中央銀行の権限と義務は、アイルランド規則に定められ、同規則第6条によりUCITSの監督権がアイルランド中央銀行に付与されている。
- (c) アイルランド規則による目論見書等の要件
- アイルランド規則第74条および77条は、ファンドに、簡略目論見書、完全目論見書、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けている。
- アイルランド規則第74、76、78、80、81および82条は上記書類に関する要件を以下のように定めている。
- (i) UCITSは簡略目論見書、完全目論見書およびかかる目論見書の変更、年次報告書および半期報告書をアイルランド中央銀行に提出しなければならない。
- (ii) 簡略目論見書は、契約締結前に無料で投資者に提供されなければならない。
- さらに、完全目論見書ならびに直近の年次報告書および半期報告書が請求に応じ無料で申込人に提供される。
- (iii) 年次報告書および半期報告書は、完全・簡略目論見書に特定される場所で、またはアイルランド中央銀行が承認したその他の手段により一般公衆に入手可能とされなければならない。
- (iv) 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。
- その該当期間の終了から、年次報告書は4か月以内に、監査済または未監査の半期報告書は2か月以内に公表されなければならない。
- (d) アイルランド規則によるその他の要件
- (i) 公募または売出しの申請
- アイルランド規則第10条(1)は、アイルランドで設定されたUCITSはアイルランドで活動を行うためにはアイルランド中央銀行の認可を受けなければならない旨規定している。
- (ii) 信託証書または定款の事前承認
- アイルランド規則第11条(1)は、UCITSは、アイルランド中央銀行が信託証書または定款を承認した場合にのみ許可される旨規定している。
- (iii) 管理会社および会社型投資信託による事前遵守
- アイルランド中央銀行は、管理会社または会社型投資信託がアイルランド規則に定められた前提条件を遵守しない場合には、UCITSの認可を行わない。

## (iv) 受益証券の販売活動

アイルランド中央銀行は、UCITSが加盟国における受益証券の販売活動を法律により禁止されている場合（ファンド規則または設立証書の条項に従う場合を含む。）にはUCITSの認可を行わない。

## (v) 外国において使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいて監督官庁に提出された場合、事前承認を要する。

アイルランド中央銀行の監督に服する投資信託がアイルランドの国外で公募または売出しを行う場合に使用されるすべての目論見書および財務報告書は、アイルランド中央銀行に提出することを要する。これらの訂正書についても、同様である。

これらの文書には、アイルランドの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。登録申請書および定期報告書もまたアイルランド中央銀行に提出することを要する。

## (vi) 完全 / 簡略目論見書の記載内容

管理会社または会社型投資信託により発行される目論見書は、投資者が提案された投資および特にこれに伴うリスクについての確かな情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報を含まなければならない。リスクについては、投資証券とは別に、ファンドのリスク内容につき明確かつ容易に理解可能な説明を記載しなければならない。完全目論見書は少なくともアイルランド規則の付属書類1に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に添付された文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

簡略目論見書は、アイルランド規則の付属書類4に規定された主要情報を要約の形で含み、平均的投資家が容易に理解できるように構成されかつ記載されなければならない。

簡略目論見書は、翻訳に関するものを除き変更を行わずにすべての加盟国で使用されるべき販売ツールとして用いることができる。アイルランド中央銀行は、そのため、追加として別の書類または追加情報を請求できないことがある。

## (vii) 財務状況の報告および監査

アイルランド規則第85条は、年次報告書に記載される財務情報はアイルランド会社法に従い監査を授權された一もしくは複数の監査人による監査を受けなければならない旨、監査報告書は、少なくとも財務情報がUCITSの資産および負債の状態を正しく記載していることを認証する旨、ならびに監査人はアイルランド中央銀行に対して、監査人が認識すべきすべての点についてのアイルランド中央銀行が要求する情報および証明を提供しなければならない旨規定している。

## (viii) 財務報告書の提出

アイルランド規則第99条は、アイルランド中央銀行が、当該認可が関係する事業に関する情報およびアイルランド中央銀行がその法的機能の適正な履行のために必要とみなす情報の提供をUCITSに対し要求できる旨規定している。

アイルランド規則は、アイルランド中央銀行がUCITSに対し、月次財務報告書の提出を要求できる旨規定している。

## (ix) 罰則規定

アイルランド規則第106条に基づき、UCITSの会社型投資信託、管理会社、受託会社または監査人の役員もしくは従業員が、アイルランド規則の条項に違反した場合、12か月以下の禁固刑もしくは1,270.00ユーロ以下の罰金刑またはその両方に処される。

## 5. 清算

投資信託の清算については、投資信託の形態に応じ、信託証書、定款およびアイルランド会社法に規定されている。契約型投資信託の清算の場合、信託証書の規定に従って、受託会社が清算し、ファンドの資産を分配する。

会社型投資信託の清算の場合、会社型投資信託はアイルランド会社法に従って清算される。

会社型投資信託の清算の場合、以下の三つの形態をとりうる。

## (A) 構成員による任意清算

清算人は、構成員の総会によって選任される。

## (B) 会社債権者による任意清算

取締役会が会社債権者に対して、会社が会社債権者に対する債務を支払うことができないことを知らせた場合、会社債権者が清算人を選任する。

## (C) 裁判所による清算

裁判所は、会社または会社債権者の申請に基づいて、裁判所の監督に服する清算人を選任する。

## 6. 税制

## (A) ファンド株主または受益者等の税関係・証明

現在のアイルランド法のもとにおいては、1997年統合租税法第739B条に基づく投資信託を構成する契約型および会社型の投資信託（以下それぞれ「投資信託」という。）とともに、所得税、キャピタル・ゲイン税、財産税または相続税が投資信託に課せられることはない。ただし、その株主または受益者が税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者でない場合およびこれに関して各株主または受益者により適切な申告がなされている場合に限る。2010年金融法にはアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない株主または受益者が、ある一定の条件では非居住の宣言を行う必要なしに投資信託に投資することを可能にする規定が含まれる。そのために当該投資信託は、当該株主または受益者がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではないことを確認し、この点について歳入委員会よりの承認を受けるようにする、「代替手続き」を行う義務がある。

両方の投資信託が、その投資証券について受領する配当および利子については、その支払国において源泉課税を受けられることがある。

（上記に規定する）投資信託の株主または受益者はいずれも、当該法人またはファンドから受取る分配についてアイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。ただし、その株主または受益者が税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者でない場合およびこれに関して各株主または受益者により適切な申告がなされている場合に限る。2010年金融法の変更については前々項を参照のこと。



2000年アイルランド金融法により、アイルランドのファンドに対する重要な変更が法制化された。アイルランドのインターナショナル・ファイナンシャル・サービスズ・センター(「IFSC」)に基盤を有するファンドのみに対して授与され、アイルランド非居住者(特定の例外は除く)に対しては適用されないとする免税の優遇的地位は、現在では適用されない。このためファンドの実質的管理事務および支配機能はアイルランド国内に存在しなければならないものの、アイルランドのファンドの管理会社および管理事務代行会社は、ファンドが免税の地位を享受することを目的に必ずしもIFSCを拠点とする必要はなくなった。

アイルランドの居住者ではない、または(個人およびトラストの場合)アイルランドの「通常の居住者」ではない投資家で、他の理由からアイルランドの税金を免除される投資家の税法上の取扱いは、適切な申告がなされていることを条件として、2000年アイルランド金融法の可決による変化はない。2010年金融法については前々項を参照のこと。アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない投資家には、居住地/住所地の国において適用される法制に従った課税が行われる。

アイルランドの税金債務は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である投資家に関して、特定の「課金事象」の発生に際して生じる。

## (B) 法人税

アイルランドは世界で最も有利な法人税の環境にある国の一つである。EUに承認された法人税率は12.5%である。法人税は会社の利益に課税される。法人税上の「利益」は収益(事業または取引利益による労働所得および投資利益による受動所得)とキャピタル・ゲインにより構成される。

## 第4 【外国投資信託受益証券の様式】

ファンド証券の券面に記載される主な項目は、以下のとおりである。

### 1 表面

- a ファンドの名称
- b ユニットの名称および表章される口数
- c ファンドの設立の日
- d 存続期間
- e 発行の日
- f 取締役の署名

### 2 裏面

- g 譲渡人の署名欄
- h 譲受人の声明欄(アイルランド人および米国人でないこと)
- i 譲受人の署名欄
- j 譲渡の日

## 第5 【その他】

- (1) 交付目論見書の表紙および裏表紙ならびに請求目論見書の表紙および裏表紙に、図案を使用することがある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
  - ・購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書に、投資リスクとして以下の事項を記載する。
  - ・ダイワ外貨MMFの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨
- (4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (5) 交付目論見書の投資リスクの冒頭に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

ファンドは、主に債券等の有価証券を投資対象としますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行体の倒産または財務状況の悪化、金利変動等の影響により、受益証券1口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがあります。また、ファンドの純資産価額は外貨建てで算出されること、およびファンドの組入有価証券が外貨建てであることから、為替の変動により、投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。したがって、元金が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。これら運用による損益はすべて受益者(投資家)の皆様に帰属します。

[次へ](#)

## 別紙 A

## 定 義

本書において、以下の用語は以下に定める意味を有するものとする。

特定の日時に関する言及は、アイルランド時間とする。

会計基準日	毎年12月31日をいう。管理会社は、ファイナンシャル・レギュレーターの同意を得て会計基準日を適宜変更することに同意できる。
会計期間	最初の会計期間は、ダイワ外貨MMFの認可日に開始し、その後の会計期間の場合は前会計期間の満了の翌日から開始し、会計基準日に終了する期間をいう。
発生基準日	すべてのポートフォリオについて、関連ポートフォリオの純資産価額の計算のために当該ポートフォリオの収益および債務が発生したとみなされる日時をいう。
ユニット・トラスト法	1990年ユニット・トラスト法および同法に従い発令されたあらゆる通達および(修正の有無を問わず)これらの再立法されたものをいう。
管理費用	ダイワ外貨MMFもしくはポートフォリオの代理人となる訴訟において管理会社に発生し、またはダイワ外貨MMFもしくはポートフォリオの設立もしくはその継続的管理に関して管理会社に発生し、またはその他の理由により管理会社に発生した一切の費用、手数料および経費(立替金、弁護士費用および専門報酬を含むがこれらに限定されない。)を賄うために必要な、ダイワ外貨MMFまたはポートフォリオから支払われるべき金額が含まれる。これには、受益者に対するあらゆる様式での通知書(報告書、目論見書および新聞公告等を含むがこれらに限定されない。)の翻訳費用を含む費用、手数料および経費、ならびに管理会社と管理事務代行会社、登録事務代行会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、販売会社および/または代行協会員が当事者となっている契約に基づき発生した、これらの者の報酬、費用、手数料および経費ならびに一切の合理的立替金に係るVAT(もしあれば)も含まれる。
申込書	管理会社が随時定める、受益証券の申込人が記入すべき申込書をいう。
監査法人	プライスウォーターハウスクーパースをいう。
オーストラリア・ドル 基準通貨	オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルをいう。 あるポートフォリオについて、別紙に特定される当該ポートフォリオの会計基準通貨をいう。
営業日	あるポートフォリオについて、当該ポートフォリオの別紙に特定される日をいう。
カナダ・ドル	カナダの法定通貨であるカナダ・ドルをいう。
アイルランド中央銀行	アイルランドの中央銀行をいう。
クラス	ポートフォリオの受益証券の特定の一部をいう。
集団投資事業	オープン・エンド型の集団投資事業をいう。
取引日	あるポートフォリオについて、当該ポートフォリオに関する別紙に記載される毎月2日以上の日をいう。
取引期限	あるポートフォリオについて、当該ポートフォリオに関する別紙に記載される取引日の特定の時間をいう。

支払金	受託会社に関し、( )本書の条項に従い受託会社により指名された副保管銀行の通常の商取引上の料率による手数料および立替費用を含むがこれに限定されない、本書に基づく受託業務に関連して受託会社が適切に支払った一切の支出金、( )受託業務およびダイワ外貨MMFまたはポートフォリオの管理ならびにこれらに付随・関連するすべての事項(その設立を含む。)に関連して受託会社が負担し、または被るおそれのあるあらゆる種類の経費、課徴金および費用、( )ダイワ外貨MMFまたはポートフォリオ(その設立を含む。)に関連し、またはこれにより生じ、または被った一切の弁護士報酬その他の専門家の費用、ならびに、( )受託会社が権限の行使または義務の履行により負担するVATの支払債務を含む。
販売会社	管理会社が指名する一または複数の販売者およびその承継者で、本書に詳述される一または複数の販売者として行為する者をいう。
分配再投資日	すべてのポートフォリオについて、宣言された分配金が受益者のために再投資される日で、各ポートフォリオについて各暦月の最終取引日の直前の取引日とする。
公租公課	特定の取引または評価に関する、印紙税等、租税、政府課徴金、資産運用手数料、代理人費用、仲介手数料、銀行手数料、譲渡手数料、登録手数料、その他の手数料(ポートフォリオ資産の組成もしくは増加、受益証券の作成、交換、販売、購入もしくは譲渡、または投資対象もしくは証書等の購入(もしくは購入予定)を問わない。)で、当該取引時点または評価時点に関し、もしくは事前もしくはその際に支払われるものをいう。ただし、受益証券発行時に代理人またはブローカーに支払われる手数料は含まない。
ユーロ	1957年3月25日付ローマにおけるEC条約(1992年2月7日付マーストリヒトにおける条約で修正済み)に従い採択された欧州連合加盟国の法定単一通貨をいう。

- アイルランド免税投資家
- ・ 租税統合法第774条に規定する適用除外公認事業である年金基金、または租税統合法第784条もしくは第785条が適用される退職年金契約もしくは信託事業
  - ・ 租税統合法第706条に規定する生命保険業を営む会社
  - ・ 租税統合法第739条B(1)に規定する投資事業
  - ・ 租税統合法第737条に規定する特定投資ファンド
  - ・ 租税統合法第739条D(6)(f)(i)に規定する者である慈善事業
  - ・ 租税統合法第731条(5)(a)が適用されるユニット・トラスト
  - ・ 租税統合法第734条(1)に規定する特定会社
  - ・ 保有する受益証券が承認された退職年金または承認された最小退職年金の資産である場合の、租税統合法第784条A(1)(a)に規定する適格資産運用者
  - ・ 租税統合法第848条Cに規定する特定貯蓄インセンティブ勘定の資産である受益証券に関して、租税統合法第848条Bに規定する適格貯蓄管理会社
  - ・ 受益証券が個人退職貯蓄勘定(以下「PRSA」という。)の資産である場合に、租税統合法第787条Iにより所得税およびキャピタル・ゲイン税が免除される者のために行為するPRSA管理者
  - ・ 1997年クレジット・ユニオン・アクト第2条に規定するクレジット・ユニオン
  - ・ 米国年金準備金委員会(NPRF)
  - ・ ダイワ外貨MMFによる支払につき、租税統合法第110条(2)に従って法人税の支払を行う会社
  - ・ ダイワ外貨MMFによる支払につき、租税統合法第739G条(2)に従って法人税の支払を行い、かつこれを宣言し、ダイワ外貨MMFに対して税務照会番号を提供する会社
  - ・ 租税法に基づき、または書面の手続もしくは歳入委員会の認可により、ポートフォリオに租税が賦課されることなく、またはポートフォリオに関する免税措置が取り消されポートフォリオに税務が賦課されることなく、受益証券を所有することが許可されている上記以外のアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者

ただし、これらは、正しく申告書を完成していることを条件とする。

投資顧問会社 投資運用会社に任命される一または複数の投資顧問またはその承継者で、本書に詳述される一または複数のポートフォリオの投資顧問として行為する者をいう。

投資運用会社 管理会社に任命される一または複数の投資運用者またはその承継者で、本書に詳述される一または複数のポートフォリオの投資運用者として行為する者をいう。

仲介機関	<p>以下の者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他者に代わって投資事業から支払を受けることを事業とする者、もしくはこれを事業に含む者、または</li> <li>・他者に代わって投資事業の受益証券を保有する者。</li> </ul>
アイルランド	アイルランド共和国をいう。
アイルランド居住者	<p>以下の者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の場合、税務上アイルランドの居住者である個人</li> <li>・トラストの場合、税務上アイルランドの居住者であるトラスト</li> <li>・会社の場合、税務上アイルランドの居住者である会社。</li> </ul> <p>個人は、12か月間の課税年度に関して、(1)かかる12か月の課税年度中に183日間以上、または(2)連続する2年の課税年度中に280日間以上アイルランドに居住している場合、アイルランドの居住者とみなされる。ただし、個人は各12か月間のうち31日以上アイルランドに所在することを条件とする。アイルランドにおける所在日数の決定に際しては、当該日の終了時(深夜零時)に所在している場合に所在しているものとみなされる。</p> <p>トラストは、通常、トラスティーがアイルランドに所在しているか、またはトラスティーが複数の場合はその過半数がアイルランドに所在している場合、アイルランドの居住者とみなされる。</p> <p>会社は、設立地に関係なく、運営および管理の中心がアイルランドにある場合に、アイルランドの居住者とみなされる。運営および管理の中心がアイルランドになくとも、アイルランドで設立された会社は、以下の場合を除き、アイルランドの居住者とみなされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社または関連会社がアイルランドで事業を営み、会社が欧州連合加盟国またはアイルランドが二重課税防止条約を締結した国の居住者によって最終的に支配されている場合、または会社もしくは関連会社が欧州連合加盟国もしくはアイルランドと当該国の間で二重課税防止条約を締結している国の公認証券取引所に上場されている場合、または</li> <li>・会社が、アイルランドと他国との間で締結された二重課税防止条約に基づきアイルランドの居住者でないとみなされる場合</li> </ul> <p>会社の税務上の居住地の決定は状況により複雑であり、投資予定者は、租税統合法第23条Aに定める特別立法規定を参照することを認識するべきである。</p>
管理会社	ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドをいう。
加盟国	欧州連合の加盟国をいう。
最低保有額	関連する別紙に特定される受益者に保有される受益証券の最低保有口数または価額をいう。
最低申込額	関連する別紙に特定される受益証券の最低申込額をいう。

純資産価額	前記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価」の項に記載される規定に従って計算されるポートフォリオまたはクラスに帰属する(適用あれば)の純資産価額をいう。
受益証券1口当たり純資産価格	前記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価」の項に記載される規定に従って計算される関連ポートフォリオの受益証券1口当たり純資産価格をいう。
ニュージーランド・ドル 通達	ニュージーランドの法定通貨であるニュージーランド・ドルをいう。 随時アイルランド中央銀行が発する通達をいう。
OECD加盟国	オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ共和国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国および米国をいう。
アイルランド通常居住者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の場合、税務上アイルランドの通常居住者である個人。</li> <li>・トラストの場合、税務上アイルランドの通常居住者であるトラスト。</li> </ul> <p>個人は、それまでの3年連続する課税年度中にアイルランドに居住していた場合、特定の課税年度について通常居住者となる(すなわち4年目の課税年度の開始時からアイルランドの通常居住者となる。)。3年連続する課税年度にアイルランド非居住者となるまで、個人はアイルランド通常居住者であり続ける。したがって、2008年1月1日から2008年12月31日までの課税年度にアイルランドの居住者およびアイルランドの通常居住者である個人がかかる課税年度にアイルランドを離れた場合、2011年1月1日から2011年12月31日までの課税年度が終了するまでは引き続きアイルランドの通常居住者である。</p>
ポートフォリオ	<p>トラストの通常居住者は不明確で、税務上の居住に連動する。</p> <p>サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従って投資を行う目的で管理会社が適切と考える名称により指定するダイワ外貨MMFのサブ・ファンドをいい、随時ファイナンシャル・レギュレーターの事前の承認をもって管理会社により設立される。</p>
英文目論見書	ファイナンシャル・レギュレーターの要求に従って、管理会社がダイワ外貨MMFに関して発行する目論見書ならびに補足目論見書およびその補足文書をいう。
公認の決済機関	バンク・ワン・エヌエー、デポジタリ・アンド・クリアリング・センター、クリアストリーム・バンキング・エージェンシー、クリアストリーム・バンキング・エスエー、CREST、デポジタリ・トラスト・カンパニー・オブ・ニューヨーク、ユーロクリア、ナショナル・セキュリティーズ・クリアリング・システム、シコバム・エスエー、SISセガ・インターセトル・エージェンシー、または租税統合法パート27第1章Aにおいてアイルランド歳入委員会に公認決済システムとして指定されるその他の受益証券決済システムをいう。
公認の証券取引所	別紙Hに定めるとおりファンドが投資を許可されている規制ある証券取引所、店頭市場およびその他の証券市場をいう。



買戻申込書	管理会社が随時定めるとおり、保有するポートフォリオの受益証券の全部または一部を買戻すことを希望する受益者が記入する買戻申込書をいう。
申告書	租税統合法スケジュール2Bに規定する受益者に関連する申告書をいう。
関連期間	受益者が受益証券を取得した時点に開始する8年間、およびその後については前期間終了直後に開始する8年間をいう。
別紙	ポートフォリオおよび/または一もしくは複数のクラスに関連する一定の情報を記載した本書の別紙をいう。
英ポンド	英国の法定通貨である英ポンドをいう。
租税統合法	1997年アイルランド租税統合法(改正済み)をいう。
基準価格	関連するポートフォリオの別紙に特定される基準価格をいう。
受託会社	ダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッドをいう。
信託証書	1996年7月5日付信託証書(1996年7月17日付第一補足信託証書、2000年9月25日付第二補足信託証書、2004年5月23日付第三補足信託証書、2004年6月30日付第四補足信託証書、2005年9月29日付第五補足信託証書、2006年6月22日付第六補足信託証書および2008年6月16日付第七補足信託証書(2008年6月20日付で効力発生)により修正済)をいう。
英国	グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国をいう。
受益証券	受益証券または、本書に別段の記載のある場合を除き、ダイワ外貨MMFまたはポートフォリオの資産の未分割の持分1口の受益権を表章する証券をいう。
受益者	ダイワ外貨MMFに関して管理会社によりまたはこれを代理して随時維持される受益者名簿に一または複数の受益証券の保有者として登録される受益者または者をいう。
米ドル	アメリカ合衆国の法定通貨である米ドルをいう。
アメリカ合衆国	アメリカ合衆国(各州およびコロンビア特別区を含む。)、その領土、属領およびアメリカ合衆国の管轄権に服するその他のすべての地域をいう。
米国人	( )アメリカ合衆国の居住者である自然人、( )アメリカ合衆国の法律に基づき組織または設立されたパートナーシップまたは会社、( )受託者が米国人である財団、( )米国内に所在する外国法人の代理店または支店、( )米国人の利益のためまたは勘定でディーラーまたはその他の受託者によって保有されている非一任勘定または類似の勘定(財団またはトラストを除く。)、( )米国内で組織、設立されたまたは(個人の場合は)米国内に居住するディーラーまたはその他の受託者によって保有されている一任勘定または類似の勘定(財団またはトラストを除く。)、ならびに、( ) (A)アメリカ合衆国以外の法域の法律の下で組織または設立され、かつ(B)自然人、財団または信託ではない認可された投資家(証券法に基づくルール501(a)に定義されている。)により組織され設立されまたは保有されている場合を除いて、主に証券法の下で登録されていない証券に投資することを目的として米国人により形成されたパートナーシップまたは会社をいう。
評価時点	各ポートフォリオについて、該当する別紙に特定される時点をいう。

VAT

付加価値税をいう。

## 別紙 B

## USドル・ポートフォリオ

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるUSドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

## 1. 用語解釈

本別紙において使用される用語は、別途規定されない限り、本別紙において本書と同じ意味を有する。

- 「営業日」 アイルランド、英国および日本における銀行営業日であり、かつ日本における金融商品取引業者が営業を行っている各日をいう。
- 「取引日」 アイルランド、英国およびニューヨークにおける銀行営業日であり、かつ、日本における金融商品取引業者が営業を行っている日であって、受益証券の買付けまたは買戻しが行われうる日をいう。
- 「基準価格」 0.01米ドルをいう。
- 「評価時点」 USドル・ポートフォリオの投資対象の価格が決定される各取引日における、午後4時（アイルランド時間）または管理会社が随時定めるその他の時点をいう。ただし、当該時点の後に受領される買付けまたは買戻しは、翌取引日の純資産価格で処理される。

## 2. 基準通貨

基準通貨は米ドルとする。

## 3. 投資目的および方針

USドル・ポートフォリオの投資目的は、公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(スタンダード・アンド・プアーズ・コーポレーションのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービスズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が格付を付与されていない場合、USドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。USドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが基準通貨との関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがUSドル・ポートフォリオの基本的な方針である。USドル・ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、USドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期(例えば、最終満期日)まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証書、定期預金証書および米国の政府(またはその機関)の発行した証券を含むがこれに限定されない。USドル・ポートフォリオの加重平均満期は60日以内であり、USドル・ポートフォリオの加重平均期間は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびUSドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。USドル・ポートフォリオは、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督機構のガイドラインにより「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。

#### 4. 報酬および手数料

##### 運用報酬

管理会社および受託会社の報酬は、USドル・ポートフォリオの資産から支払われる。管理会社および受託会社の報酬総額は、USドル・ポートフォリオの純資産価額の年率1%にVAT(もしあれば)を加えた料率を超えないものとする。管理会社の報酬は、毎日発生し、各四半期末に後払いされるが、投資運用会社に支払われる管理会社の報酬分に関しては除外され、かかる報酬分は毎日発生し、各四半期につき2回支払われる。

管理会社は、その受領した報酬から、投資運用会社、代行協会員および日本における販売会社に対する報酬を支払う。投資運用会社は、その受領した報酬から、投資顧問会社に対する報酬を支払う。代行協会員および日本における販売会社は、USドル・ポートフォリオの管理費用から、自らの立替費用の払戻しを直接受ける。

かかる報酬に加え、管理会社は、USドル・ポートフォリオの資産から管理会社に支払われる管理費用の全額を受領する権利を有する。

##### 受託報酬

受託会社の報酬は、上記の記載に従い、毎日発生し、各四半期末に後払いされる。受託会社は、USドル・ポートフォリオの資産から立替費用の返済を受領する権利を有する。

#### 5. リスク要因

前記「第1 ファンドの状況 3 投資リスク リスク要因」に加えて、以下はUSドル・ポートフォリオ特有のリスク要因である。

##### 制限付き証券

USドル・ポートフォリオが制限付き証券に投資を行う限り、USドル・ポートフォリオは追加のリスクを負う可能性がある。「制限付き証券」とは、1933年米国証券法に基づき登録されていない証券である。当該証券が登録されていないため、小人数の投資家が当該証券に投資を行う資格を有し、よって、当該投資家は、制限付き証券に投資するUSドル・ポートフォリオが容易に当該証券を処分することができない可能性があるというリスクを負担する。本ポートフォリオは、制限付き証券の処分を試みる場合、買い手の発見に係る追加の取引費用、または極端な場合には証券の登録費用を負担する可能性がある。

## 別紙 C

## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるオーストラリア・ドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

## 1. 用語解釈

本別紙において使用される用語は、別途規定されない限り、本別紙において本書と同じ意味を有する。

- 「営業日」 アイルランド、英国および日本における銀行営業日であり、かつ日本における金融商品取引業者が営業を行っている各日をいう。
- 「取引日」 アイルランド、英国およびオーストラリアにおける銀行営業日であり、かつ、日本における金融商品取引業者が営業を行っている日であって、受益証券の買付けまたは買戻しが行われうる日をいう。
- 「基準価格」 0.01豪ドルをいう。
- 「評価時点」 オーストラリア・ドル・ポートフォリオの投資対象の価格が決定される各取引日における、午後4時(アイルランド時間)または管理会社が随時定めるその他の時点をいう。ただし、当該時点の後に受領される買付けまたは買戻しは、翌取引日の純資産価格で処理される。

## 2. 基準通貨

基準通貨は豪ドルとする。

## 3. 投資目的および方針

オーストラリア・ドル・ポートフォリオの投資目的は、公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(スタンダード・アンド・プアーズ・コーポレーションのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービス・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が格付を付与されていない場合、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。オーストラリア・ドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが基準通貨との関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがオーストラリア・ドル・ポートフォリオの基本的な方針である。オーストラリア・ドル・ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期(例えば、最終満期日)まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証書、定期預金証書および米国の政府(またはその機関)の発行した証券を含むがこれに限定されない。オーストラリア・ドル・ポートフォリオの加重平均満期は60日以内であり、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの加重平均期間は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびオーストラリア・ドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。オーストラリア・ドル・ポートフォリオは、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督機構のガイドラインにより「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。

#### 4. 報酬および手数料

##### 運用報酬

管理会社および受託会社の報酬は、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの資産から支払われる。管理会社及び受託会社の報酬総額は、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの純資産価額の年率1%にVAT(もしあれば)を加えた料率を超えないものとする。管理会社の報酬は、毎日発生し、各四半期末に後払いされるが、投資運用会社に支払われる管理会社の報酬分に関しては除外され、かかる報酬分は毎日発生し、各四半期につき2回支払われる。

管理会社は、その受領した報酬から、投資運用会社、代行協会員および日本における販売会社に対する報酬を支払う。投資運用会社は、その受領した報酬から、投資顧問会社に対する報酬を支払う。代行協会員および日本における販売会社は、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの管理費用から、自らの立替費用の払戻しを直接受ける。

かかる報酬に加え、管理会社は、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの資産から管理会社に支払われる管理費用の全額を受領する権利を有する。

##### 受託報酬

受託会社の報酬は、上記の記載に従い、毎日発生し、各四半期末に後払いされる。受託会社は、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの資産から立替費用の返済を受領する権利を有する。

#### 5. リスク要因

投資家は、前記「第1 ファンドの状況 3 投資リスク リスク要因」に留意するべきである。

## 別紙D

## ユーロ・ポートフォリオ

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるユーロ・ポートフォリオに関する情報を記載する。

## 1. 用語解釈

本別紙において使用される用語は、別途規定されない限り、本別紙において本書と同じ意味を有する。

- 「営業日」 アイルランド、英国および日本における銀行営業日であり、かつ日本における金融商品取引業者が営業を行っている各日をいう。
- 「取引日」 アイルランドおよび英国における銀行営業日であり、かつ、日本における金融商品取引業者が営業を行っている日(ユーロ決済システム(「Target」)の休業日を除く。)であって、受益証券の買付けまたは買戻しが行われうる日をいう。
- 「基準価格」 0.01ユーロをいう。
- 「評価時点」 ユーロ・ポートフォリオの投資対象の価格が決定される各取引日における、午後4時(アイルランド時間)または管理会社が随時定めるその他の時点をいう。ただし、当該時点の後に受領される買付けまたは買戻しは、翌取引日の純資産価格で処理される。

## 2. 基準通貨

基準通貨はユーロとする。

## 3. 投資目的および方針

ユーロ・ポートフォリオの投資目的は、公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(スタンダード・アンド・プアーズ・コーポレーションのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービス・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)、投資対象が長期格付を有している場合、または格付を付与されていない場合、ユーロ・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。ユーロ・ポートフォリオは、ユーロ建ての投資対象および他の通貨建てであるが別紙Gに記載される制限および条件の範囲内においてユーロとの関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがユーロ・ポートフォリオの基本的な方針である。ユーロ・ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、ユーロ・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期(例えば、最終満期日)まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証券、定期預金証券、社債およびユーロを採用している欧州連合加盟国の政府(またはその機関)の発行した証券を含むがこれに限定されない。ユーロ・ポートフォリオの加重平均満期は60日以内であり、ユーロ・ポートフォリオの加重平均期間は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびユーロ・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。ユーロ・ポートフォリオは、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督機構のガイドラインにより「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。

#### 4．報酬および手数料

##### 運用報酬

管理会社および受託会社の報酬は、ユーロ・ポートフォリオの資産から支払われる。管理会社および受託会社の報酬総額は、ユーロ・ポートフォリオの純資産価額の年率1%にVAT(もしあれば)を加えた料率を超えないものとする。管理会社の報酬は、毎日発生し、各四半期末に後払いされるが、投資運用会社に支払われる管理会社の報酬分に関しては除外され、かかる報酬分は毎日発生し、各四半期につき2回支払われる。

管理会社は、その受領した報酬から、投資運用会社、代行協会員および日本における販売会社に対する報酬を支払う。投資運用会社は、その受領した報酬から、投資顧問会社に対する報酬を支払う。代行協会員および日本における販売会社は、ユーロ・ポートフォリオの管理費用から、自らの立替費用の払戻しを直接受ける。

かかる報酬に加え、管理会社は、ユーロ・ポートフォリオの資産から管理会社に支払われる管理費用の全額を受領する権利を有する。

##### 受託報酬

受託会社の報酬は、上記の記載に従い、毎日発生し、各四半期末に後払いされる。受託会社は、ユーロ・ポートフォリオの資産から立替費用の返済を受領する権利を有する。

#### 5．リスク要因

投資家は、前記「第1 ファンドの状況 3 投資リスク リスク要因」に留意すべきである。



## 別紙 E

## カナダ・ドル・ポートフォリオ

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるカナダ・ドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

## 1. 用語解釈

本別紙において使用される用語は、別途規定されない限り、本別紙において本書と同じ意味を有する。

- 「営業日」 アイルランド、英国および日本における銀行営業日であり、かつ日本における金融商品取引業者が営業を行っている各日をいう。
- 「取引日」 アイルランド、英国およびトロントにおける銀行営業日であり、かつ、日本における金融商品取引業者が営業を行っている日であって、受益証券の買付けまたは買戻しが行われる日をいう。
- 「基準価格」 0.01カナダ・ドルをいう。
- 「評価時点」 カナダ・ドル・ポートフォリオの投資対象の価格が決定される各取引日における、午後4時(アイルランド時間)または管理会社が随時定めるその他の時点をいう。ただし、当該時点の後に受領される買付けまたは買戻しは、翌取引日の純資産価格で処理される。

## 2. 基準通貨

基準通貨はカナダ・ドルとする。

## 3. 投資目的および方針

カナダ・ドル・ポートフォリオの投資目的は、公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの 하나가付与されている(スタンダード・アンド・プアーズ・コーポレーションのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービス・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が長期格付を有している場合、または格付を付与されていない場合、カナダ・ドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。カナダ・ドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが別紙Gに記載される制限および条件の範囲内におけるカナダ・ドルとの関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがカナダ・ドル・ポートフォリオの基本的な方針である。カナダ・ドル・ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、カナダ・ドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期(例えば、最終満期日)まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証書、定期預金証書、社債およびカナダの政府(またはその機関)の発行した証券を含むがこれに限定されない。カナダ・ドル・ポートフォリオの加重平均満期は60日以内であり、カナダ・ドル・ポートフォリオの加重平均期間は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびカナダ・ドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。カナダ・ドル・ポートフォリオは、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督機構のガイドラインにより「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。

#### 4. 報酬および手数料

##### 運用報酬

管理会社および受託会社の報酬は、カナダ・ドル・ポートフォリオの資産から支払われる。管理会社および受託会社の報酬総額は、カナダ・ドル・ポートフォリオの純資産価額の年率1%にVAT(もしあれば)を加えた料率を超えないものとする。管理会社の報酬は、毎日発生し、各四半期末に後払いされるが、投資運用会社に支払われる管理会社の報酬分に関しては除外され、かかる報酬分は毎日発生し、各四半期につき2回支払われる。

管理会社は、ポートフォリオの資産から受領した報酬から、投資運用会社、代行協会および日本における販売会社に対する報酬を支払う。投資運用会社は、その受領した報酬から、投資顧問会社に対する報酬を支払う。代行協会および日本における販売会社は、カナダ・ドル・ポートフォリオの管理費用から、自らの立替費用の払戻しを直接受ける。

かかる報酬に加え、管理会社は、カナダ・ドル・ポートフォリオの資産から管理会社に支払われる管理費用の全額を受領する権利を有する。

##### 受託報酬

受託会社の報酬は、上記の記載に従い、毎日発生し、各四半期末に後払いされる。受託会社は、カナダ・ドル・ポートフォリオの資産から立替費用(通常の商業レートによる副保管会社の報酬および立替費用を含む。)の返済を受領する権利を有する。

#### 5. リスク要因

投資家は、前記「第1 ファンドの状況 3 投資リスク リスク要因」に留意すべきである。

## 別紙 F

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるニュージーランド・ドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

## 1. 用語解釈

本別紙において使用される用語は、別途規定されない限り、本別紙において本書と同じ意味を有する。

- 「営業日」 アイルランド、英国および日本における銀行営業日であり、かつ日本における金融商品取引業者が営業を行っている各日をいう。
- 「取引日」 アイルランド、英国およびニュージーランドにおける銀行営業日であり、かつ、日本における金融商品取引業者が営業を行っている日であって、受益証券の買付けまたは買戻しが行われうる日をいう。
- 「基準価格」 0.01ニュージーランド・ドルをいう。
- 「評価時点」 ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの投資対象の価格が決定される各取引日における、午後4時(アイルランド時間)または管理会社が随時定めるその他の時点をいう。ただし、当該時点の後に受領される買付けまたは買戻しは、翌取引日の純資産価格で処理される。

## 2. 基準通貨

基準通貨はニュージーランド・ドルとする。

## 3. 投資目的および方針

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの投資目的は、公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(スタンダード・アンド・プアーズ・コーポレーションのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービス・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が長期格付を有している場合、または格付を付与されていない場合、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、そのニュージーランド・ドル建ての投資対象および他の通貨建てであるが別紙Gに記載される制限および条件の範囲内におけるニュージーランド・ドルとの関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがニュージーランド・ドル・ポートフォリオの基本的な方針である。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期(例えば、最終満期日)まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証書、定期預金証書、社債およびニュージーランドの政府(またはその機関)の発行した証券を含むがこれに限定されない。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの加重平均満期は60日以内であり、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの加重平均期間は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびニュージーランド・ドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督機構のガイドラインにより「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。

#### 4. 報酬および手数料

##### 運用報酬

管理会社および受託会社の報酬は、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの資産から支払われる。管理会社および受託会社の報酬総額は、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの純資産価額の年率1%にVAT(もしあれば)を加えた料率を超えないものとする。管理会社の報酬は、毎日発生し、各四半期末に後払いされるが、投資運用会社に支払われる管理会社の報酬分に関しては除外され、かかる報酬分は毎日発生し、各四半期につき2回支払われる。

管理会社は、その受領した報酬から、投資運用会社、代行協会員および日本における販売会社に対する報酬を支払う。投資運用会社は、その受領した報酬から、投資顧問会社に対する報酬を支払う。代行協会員および日本における販売会社は、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの管理費用から、自らの立替費用の払戻しを直接受ける。

かかる報酬に加え、管理会社は、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの資産から管理会社に支払われる管理費用の全額を受領する権利を有する。

##### 受託報酬

受託会社の報酬は、上記の記載に従い、毎日発生し、各四半期末に後払いされる。受託会社は、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの資産から立替費用(通常の商業レートによる副保管会社の報酬および立替費用を含む。)の返済を受領する権利を有する。

#### 5. リスク要因

投資家は、前記「第1 ファンドの状況 3 投資リスク リスク要因」に留意すべきである。

## 別紙 G

## ポートフォリオの効率的運用を目的とする技法および手段

一般的条件

1. ポートフォリオの効率的運用を目的とする技法および手段は、ポートフォリオの投資目的に適合する場合に限って使用することができる。
2. かかる技法および手段は(単独で、または一または複数の技法または手段と組み合わせて)ポートフォリオの効率的な運用に経済的に適していると管理者が合理的に判断するものでなければならない。
3. これらの技法および手段についてのポートフォリオの意図は目論見書において開示されなければならない。また定期報告書にこれらの技法および手段がどのように利用されてきたかを示さなければならない。
4. 本別紙に記載する技法および手段は、以下に定める条件および制限にしたがって使用する。アイルランド中央銀行は、場合に応じて、適切に、その他の技法および手段の使用について検討することができる。

デリバティブ取引

5. 原則として、ポートフォリオがコール・オプションの対象となった証券の保有を常に維持することを条件に、コール・オプションを売却することができる。インデックス・コール・オプションには、ポートフォリオのすべての資産、または売却するコール・オプションの行使価額を下回らない価値を有するポートフォリオの資産部分がかかるオプションと同じ値動きをすることが合理的に予想できる場合に、売却することができる。ただし、アンカバーのコール・オプションについては、上記の要領で売却するコール・オプションの行使価額の合計額が、ポートフォリオの純資産額の10%を超えないことを条件に、これを売却することができる。

コール・オプションの購入の場合、担保は必要とされない。

6. プット・オプションの対象となった証券が常にポートフォリオの保有に帰することを条件に、プット・オプションを購入することができる。この要件は、オプションが現金決済の場合には適用されない。インデックス・プット・オプションについては、ポートフォリオのすべての資産、または購入するプット・オプションの行使価額を下回らない価値を有するポートフォリオの資産部分がかかるプット・オプションと同じ値動きをすることが合理的に予想できる場合に、購入することができる。アンカバーのプット・オプションについては、上記の要領で購入するプット・オプションの行使価額がポートフォリオの純資産額の10%を超えないことを条件に、購入することができる。
7. プット・オプションは、オプションの行使価額をポートフォリオが流動資産で常に保有していることを条件に、売却することができる。
8. 先物契約は、先物契約の対象となった証券が常にポートフォリオの保有に帰するか、またはポートフォリオのすべての資産、もしくは売却する先物契約の行使価額を下回らない価値を有するポートフォリオの資産部分が先物契約と同じ値動きをすることが合理的に予想できることを条件に、これを売却することができる。

9. 先物契約は、契約の行使価額をポートフォリオが流動資産または市場性のある証券で常に保有していることを条件に、購入することができる。ただし、債券または株式市場に直接投資するポートフォリオは、ポートフォリオの純エクスポージャーの合計額が、ポートフォリオの資産を対象証券に直接投資した額を超えないことを条件に、先物契約を購入することができる。その場合、ポートフォリオはアクティブな資産配分戦略を投資目的として明記しなければならない。
10. オプションに関して支払い、または受け取ったプレミアムと先物契約に関して支払った当初証拠金の合計額がポートフォリオの純資産額の10%を超えることができない。
11. 上記の5から10までに定める条件は、既存のポジションを処分するために実施する取引には適用されない。

#### ポジションの相殺

12. デリバティブの売りおよび買いは、1ポジションとしてみなされる場合がある。ただし、
- ( ) 両者とも同一の対象資産に関連するか、または同一でない対象債券の場合は、
    - 両者が、価格変動に関し高い相関関係にあること。
    - 両者とも、同一の通貨にて現金決済されること。
  - ( ) 両者とも十分な流動性があり、毎日値洗いされること。
  - ( ) ポジションのひとつが行使された場合には、ポートフォリオは未済のポジションに基づく現実もしくは潜在的な債務を履行するのに必要なカバーを行う予定である。

#### 店頭取引デリバティブ

13. 店頭市場で実施するオプション、スワップ取引(店頭取引)は、以下に定める追加の条件にしたがって実施することができる。
- ( ) スワップ商品により、ポートフォリオが、想定できないリスク(ポートフォリオが直接的に関係しない商品/発行体へのエクスポージャーの増加または現金市場における以上に多大な損失)にさらされないこと。
  - ( ) 取引に基づくポートフォリオの債務が、常に流動資産として保有されていること。
  - ( ) 取引相手方が、最低A2もしくは同等の信用格付を有しているか、ポートフォリオにより黙示的にA2を有しているとみなされること。一方、取引相手方の不履行の結果被る損失に関し、ポートフォリオが格付A2を維持する者により補償される場合には、格付のない相手方でも許容されること。
  - ( ) 取引相手方に対するエクスポージャーが純資産の10%(または通達NU13号の第2( )、( )および( )項にて指定された機関の場合は30%)を超過しないこと。エクスポージャーには、当該相手方に対しポートフォリオが有するすべてのエクスポージャーが勘案される。アイルランド中央銀行は、取引の相手方によるポートフォリオに対する担保の譲渡によってエクスポージャーの軽減をはかる取決めを容認している。引受担保は、通達NU16号の第17項の条項を遵守しなければならない。
- 本項の目的上、公正価格に関する言及は、独立当事者間の取引において見識のある意欲的な当事者間で資産が交換されるかまたは債務が清算される金額に関する言及として理解される。

- ( )取引相手方が必要に応じて取引の価値を評価し、ポートフォリオの請求に応じて、適正価格で取引を終えることをポートフォリオが確認していること。
- ( )ポートフォリオが利用するスワップ商品の明確な説明が、目論見書に記載されており、開示が当該スワップの構成要素を明確にしていること。ならびに、
- ( )報告期間中に締結したスワップ商品に関する情報、相手方の名称および契約金額が、定期的な報告書により提供されていること。

スワップ商品がクレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)で、ポートフォリオがプロテクション・セラーである場合、追加で以下の2つの条件が適用となる。

- ( )取引が、ポートフォリオにより毎日評価され、少なくとも月1回独立機関に評価されること。
- ( )CDSに伴うリスクが、半年に1回独立した査定を受けており、当該独立報告書がレビューのためポートフォリオに対し提供されること(当該査定に関連して、査定がポートフォリオの管理にかかわる者により行われたとしても、独立性を損なうことはない。ただし、査定者は、取引相手方とは無関係である必要がある。)

14. 上記の技法および手段または借入れによって発生した純エクスポージャーの合計額は、NU3号に定める条件および制限またはその双方にしたがって、ポートフォリオの純資産額の25%を超えないものとする。

#### レポ取引、リバース・レポ取引および貸株取引の使用

本項の目的上、「関連機関」は、NU13号の第2( )、( )および( )項にて定められた機関をいう。

15. レポ取引およびリバース・レポ取引(以下「レポ取引」という。)および貸株取引を通常の市場慣行に従う場合に限って実施することができる。

16. レポ取引または貸株取引で取得する担保は、下記のいずれかの形式でなければならない。

- ( )現金
- ( )国債またはその他の公債
- ( )関連する機関により発行された譲渡性預金証書
- ( )関連する機関により発行された債券/コマーシャル・ペーパー
- ( )満期まで3ヶ月以内の、取消不能かつ無条件で、関連する機関により発行された信用状
- ( )EEA、スイス、カナダ、日本、米国、ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドの証券取引所で取引される持分証券

17. レポ取引または貸株取引の期限まで、かかる取引で取得した担保は、

- ( ) 毎日値洗いされなければならない、
- ( ) 投資した金額または貸し出す株式の価値と等しいか、またはこれを常に上回らなければならない、
- ( ) 受託会社または受託会社の代理人の名義に譲渡されなければならない、かつ
- ( ) 相手方当事者が債務不履行の場合、これに対して請求することなく直ちにポートフォリオが使用することができるものでなければならない。

非現金担保：

- ( ) 売却または担保に供することができない、
- ( ) 相手方当事者の信用リスクにおいて保有されなければならない、
- ( ) 相手方当事者から独立した実体により発行されなければならない、

現金担保：

現金は以下に対して以外には投資することはできない、

- ( ) 関連機関への預金
- ( ) 国債またはその他の公債
- ( ) 上記16( )段落に規定された預金証書
- ( ) 上記16( )段落に規定された信用状
- ( ) 本書の規定の適用を受ける買戻契約
- ( ) AAAまたはこれと同等の格付けを有する日々の取引のマネー・マーケット・ファンド。投資がNU13号8(c)段落に規定される関連ファンドにおいて投資される場合は、原マネー・マーケット・ファンドによる買付または買戻手数料は課してはならない、

ポートフォリオの信用リスクにおいて保有される投資された現金担保は、国債もしくはその他の公債またはマネー・マーケット・ファンドに投資された現金担保を除き、担保の30%を上限として1つの機関の証券に投資されるかまたは預託されるように分散されなければならない、

投資された現金担保は、相手方または関連する事業体が発行した証券に預託または投資することができない、

18. 17段落の規定にかかわらず、ポートフォリオは、一般的に公認の中央証券預託システムにより組織された貸株組織に加入することができる。ただし、当該組織はシステム管理者の保証がなされているものとする。



19. レポ契約または貸株契約の相手方当事者は、最低A2の信用格付もしくは同等の信用格付を有し、または黙示のA2信用格付を有するとポートフォリオによりみなされなければならない。ただし、当該相手方当事者の不履行の結果として被る損失に対して、ポートフォリオが、A2格付を有しかつこれを継続する者により保証される場合、格付けされていない相手方当事者を受容することができる。
20. ポートフォリオは、随時貸株契約を終了させて、貸し出したすべての株式の返却を求める権利を有するものとする。かかる契約には、一旦通知をした場合、借主は5営業日以内または通常の市場慣行に基づくその他の期間内に、当該株式を返却する義務を負うことを規定しておかねばならない。
21. レポ取引および貸株取引は、通達NU3号またはNU8号の目的上、借入れまたは貸付を構成しない。

#### 為替リスクに対する防御

22. ポートフォリオは、以下の条件に従って、資産および負債の管理において、クロス通貨ヘッジを含む為替リスクに対し防御を行う技法および手段を利用することができる。
- ( )ポートフォリオの為替リスクに対するエクスポージャーは一切レバレッジされてはならないこと。
  - ( )ダイワ外貨MMFの通貨エクスポージャーが変換される通貨に関する開示を含め、当該取引を行う意図がダイワ外貨MMFの目論見書に全て開示されなければならないこと。
  - ( )定期報告書にかかる取引がどのように利用されてきたかを示さなければならないこと。

## 別紙 H

## 公認の証券取引所の一覧

アイルランド中央銀行の要件に従い定められる、各ポートフォリオの資産が随時投資される可能性のある証券取引所および規制市場は、欧州連合加盟国内に所在するものに加え、以下の一覧の通りである。アイルランド中央銀行は、承認された市場の一覧を公表していない。

( i )以下に所在する証券取引所：

- 欧州連合加盟国
- 欧州経済地域加盟国(欧州連合、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン)
- 以下の各国
  - オーストラリア
  - カナダ
  - 日本
  - 香港
  - ニュージーランド
  - スイス
  - アメリカ合衆国

( )以下の証券取引所または市場：

- |         |   |               |
|---------|---|---------------|
| アルゼンチン  | - | ブエノスアイレス証券取引所 |
|         |   | コルドバ証券取引所     |
|         |   | ロサリオ証券取引所     |
| バーレーン   | - | バーレーン証券取引所    |
| バングラデシュ | - | ダッカ証券取引所      |
|         |   | チッタゴン証券取引所    |
| バーミューダ  | - | バーミューダ証券取引所   |
| ボツワナ    | - | ボツワナ証券取引所     |
| ブラジル    | - | リオデジャネイロ証券取引所 |
|         |   | サンパウロ証券取引所    |
| ブルガリア   | - | ブルガリア第一証券取引所  |
| チリ      | - | サンティアゴ証券取引所   |
|         |   | チリ証券取引所       |
| 中華人民共和国 | - | 上海証券取引所       |
|         |   | 深? 証券取引所      |

コロンビア	-	ボゴタ証券取引所 メデリン証券取引所 オクシデンテ証券取引所
クロアチア	-	ザグレブ証券取引所
エジプト	-	アレキサンドリア証券取引所 カイロ証券取引所
ガーナ	-	ガーナ証券取引所
インド	-	バンガロール証券取引所 デリー証券取引所 ムンバイ証券取引所 インド国立証券取引所
インドネシア	-	ジャカルタ証券取引所 スラバヤ証券取引所
イスラエル	-	テルアビブ証券取引所
ジャマイカ	-	ジャマイカ証券取引所
ヨルダン	-	アンマン金融市場
カザフスタン共和国	-	中央アジア証券取引所 カザフスタン証券取引所
ケニア	-	ナイロビ証券取引所
レバノン	-	ベイルート証券取引所
マレーシア	-	クアラルンプール証券取引所
モーリシャス	-	モーリシャス証券取引所
メキシコ	-	メキシコ証券取引所
モロッコ	-	カサブランカ証券取引所
ナミビア	-	ナミビア証券取引所
ニュージーランド	-	ニュージーランド証券取引所
ナイジェリア	-	ナイジェリア証券取引所
パキスタン	-	イスラマバード証券取引所 カラチ証券取引所 ラホール証券取引所
ペルー	-	リマ証券取引所
フィリピン	-	フィリピン証券取引所
ルーマニア	-	ブカレスト証券取引所
シンガポール	-	シンガポール証券取引所
南アフリカ	-	ヨハネスバーグ証券取引所
大韓民国	-	韓国証券取引所 KOSDAQ証券取引所
スリランカ	-	コロンボ証券取引所

台湾(中華人民共和国)	-	台湾証券取引所
タイ	-	タイ証券取引所
トルコ	-	イスタンブール証券取引所
ウクライナ	-	ウクライナ証券取引所
ウルグアイ	-	モンテビデオ証券取引所
ベネズエラ	-	カラカス証券取引所
		マラカイボ証券取引所
		ベネズエラ証券取引所
ジンバブエ	-	ジンバブエ証券取引所
ザンビア	-	ルサカ証券取引所

( )以下の市場：

国際証券市場協会により組織された市場

FSAの刊行物「投資事業中間諮問資料集(「グレイ・ペーパー」の代替版)」(随時変更済)に記載されている「マネー・マーケット機関のリスト」により組織された市場

AIM ロンドン証券取引所により規制され運営される英国におけるオールタナティブ・インベストメント・マーケット

日本証券業協会が規制する日本における店頭市場

アメリカ合衆国のNASDAQ

ニューヨークの連邦準備銀行が規制するプライマリー・ディーラーが運営するアメリカ合衆国政府証券市場  
全米証券業協会が規制するアメリカ合衆国における店頭市場(すなわち、アメリカ合衆国証券取引委員会および同証券業協会が規制するプライマリーおよびセカンダリーのディーラー(ならびに連邦通貨監督官、連邦準備銀行および連邦預金保険公社が規制する金融機関)が運営するアメリカ合衆国における店頭市場)

フランスにおける譲渡債務証券の店頭市場(Titres de Créances Négotiable)

NASDAQヨーロッパ(NASDAQヨーロッパは、最近形成された市場であり、一般的な流動性の水準は、他の確立された取引所におけるものに比して優れているということができない。)

カナダ証券業協会が規制するカナダ国債の店頭市場

オーストラリア金融市場協会

SESDAQ(シンガポール証券取引所の第二部)

( )以下に所在する、認可金融デリバティブ商品が上場または取引される全てのデリバティブ取引所：

- 欧州連合加盟国
- 欧州経済地域加盟国(欧州連合、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン)

アメリカ合衆国の以下の取引所

- シカゴ商品取引所
- シカゴ・オプション取引所
- シカゴ商業取引所
- 米国ユーレックス取引所
- ニューヨーク先物取引所
- ニューヨーク商品取引所
- ニューヨーク商業取引所

中国の上海先物取引所

香港の香港先物取引所

日本の以下の取引所

- 大阪証券取引所
- 東京金融先物取引所
- 東京証券取引所

ニュージーランドのニュージーランド先物オプション取引所

シンガポールの以下の取引所

- シンガポール国際金融取引所
- シンガポール商品取引所

ポートフォリオの資産価値を決定する目的に限り、「公認の証券取引所」という用語には、ポートフォリオがその効率的運用のために、または為替リスクをヘッジするために利用するデリバティブ契約に関して、当該契約が定期的に取り引される組織化された取引所または市場を含むものとみなされる。

## ダイワ外貨MMF

## 受益者に対する独立監査人報告書

2009年12月31日に終了した年度

我々は、資産・負債計算書、運用計算書、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書、投資明細表および関連注記から構成されている2009年12月31日に終了した年度のダイワ外貨MMF（「ファンド」）の財務書類について監査を行った。当財務書類は、後述の会計方針に従って作成されている。

**管理会社および監査人それぞれの責任範囲**

適用あるアイルランドの法律および会計基準審議会が発行しかつアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準（アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行）に準拠した年次報告書および財務書類の作成に関する管理会社の責任は、管理会社の業務報告書に記載されている。

我々の責任は、当該法令上の要件および国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って財務書類を監査することである。当該意見を含む本書は、ファンドの受益者全体のためにのみ作成されており、それ以外の目的はない。当該意見を述べるにあたり、我々は、書面により予め我々が明示的に承諾している場合を除いて、いかなる他の目的に関しても、または本書を呈示されるもしくは入手できるいかなる他の人物に対しても責任を引受けずまた負わない。

我々は、財務書類がアイルランドにおいて一般に認められている会計慣行に従って真実かつ公正な概観を与えているか、また1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランド法令に準拠して適正に作成されているか否かに関して我々の意見を各位に報告する。

我々は、年次報告書に含まれるその他の情報を精読し、監査済財務書類に一致しているか否かを検討する。我々は、明らかな虚偽記載または財務書類との重大な不一致に気づいた場合には本書に述べることを検討する。我々の責任は、いかなるその他の情報にも及ぶものではない。

**監査意見書の基準**

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠のテスト・ベースによる検証を含む。監査はまた、当財務書類の作成にあたり管理会社によって行われた重要な見積りおよび決定の査定、ならびに会計方針がファンドの状況に見合ったものであり、一貫して適用されまた適切に開示されているか否かの査定も含む。

我々は、欺罔もしくはその他の不正または過失の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を提供するために必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し実施した。我々の意見を形成するにあたり、我々はまた財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

**意見**

我々の意見では、当財務書類は、2009年12月31日現在のファンドの財務状況および同日に終了した年度の運用実績についてアイルランドにおいて一般に認められている会計慣行に従って真実かつ公正な概観を与えており、また1990年ユニット・トラスト法の要件に準拠して適正に作成されている。

プライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

日付：2010年4月28日

[次へ](#)

## DAIWA GAIKA MMF

**Independent Auditor's Report to the Unitholders**For the year ended 31<sup>st</sup> December 2009

We have audited the financial statements of Daiwa Gaika MMF (the "Fund") for the year ended 31<sup>st</sup> December 2009, which comprise the Statement of Assets and Liabilities, Statement of Operations, Statement of Changes in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units, the Schedule of Investments and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

**Respective responsibilities of the Manager and the auditors**

The Manager's responsibilities for preparing the Annual Report and the financial statements in accordance with applicable Irish law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) are set out in the Statement of Manager's Responsibilities.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland). This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Fund's Unitholders as a body and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, and are properly prepared in accordance with Irish statute comprising the Unit Trusts Act, 1990.

We read the other information contained in the Annual Report, and consider whether it is consistent with the audited financial statements. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material inconsistencies with the financial statements. Our responsibilities do not extend to any other information.

**Basis of audit opinion**

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the Manager in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the Fund's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

**Opinion**

In our opinion the financial statements give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the Fund's affairs at 31<sup>st</sup> December 2009 and of its results for the year then ended; and have been properly prepared in accordance with the requirements of the Unit Trusts Act, 1990.

**PricewaterhouseCoopers**

Chartered Accountants and Registered Auditors  
Dublin

Date: 28 APRIL 2010

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

## 独立監査人の報告書

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドの株主各位

我々は、損益計算書、貸借対照表および関連注記から構成されている、2009年3月31日に終了した年度のダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドの財務書類について監査を行った。当財務書類は、後述の会計方針に従って作成されている。

本書は、1990年会社法の第193条に準拠して、当社のメンバー全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で当社のメンバーに述べることが要求されている事項を、メンバーに対して表明するために行われ、それ以外の目的はない。法律により許容される限りにおいて、我々は、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成した意見に関して、当社および当社のメンバー全体以外の誰に対しても責任を引き受けずまた負わないものとする。

### 取締役および監査人のそれぞれの責任範囲

適用ある法律ならびに会計基準審議会が発行しかつアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準（アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行）に準拠した取締役報告書および財務書類の作成に関する取締役の責任は、取締役の責任報告書に記載されている。

我々の責任は、当該法令上の要件および国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って財務書類を監査することである。

我々は、財務書類が真実かつ公正な概観を与えているか、また1963年 - 2006年会社法に準拠して適正に作成されているか否かに関して我々の意見を各位に報告する。我々はまた、我々の意見では、当社は適切な会計帳簿を維持している；貸借対照表日現在、当社の臨時株主総会の招集を要する財務状況が存在する；取締役報告書上の情報は、財務書類に一致している、か否かについて各位に報告する。さらに、我々は、我々の監査のために必要と考えるすべての情報および説明を入手したか、また当社の財務書類が会計帳簿と一致しているか否かを述べる。

我々はまた、我々の意見として、取締役報酬および取締役取引に関して法律が明記する情報が開示されないならば、実行可能な場合、かかる情報を本書に記載し、各位に報告する。

我々は、取締役報告書を精読し、明らかな虚偽記載に気づいた場合には本書に述べることを検討する。

### 監査意見の基礎

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠のテスト・ベースによる検査を含む。監査はまた、当財務書類の作成にあたり取締役によって行われた重要な見積りおよび決定の査定、ならびに会計方針は当社の状況に見合ったものであり、一貫して適用されまた適切に開示されているか否かの査定も含む。

我々は、詐欺、その他の不正または過失の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を入手するのに必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し実施した。我々の意見を形成するにあたり、我々は財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。



## 意見

我々の意見では、

- ・ 財務書類は、2009年3月31日現在の当社の財政状態および同日に終了した年度の当社の損失について、アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行に従って、真実かつ公正な概観を与えている。
- ・ 財務書類は、1963年 - 2006年会社法に準拠して適正に作成されている。

我々は、我々が監査のため必要と考える情報および説明をすべて入手した。我々の意見では、当社が帳簿を適切に維持している。財務書類は会計帳簿と一致している。

我々の意見では、取締役報告書における情報は財務書類と一致する。

貸借対照表に表示されているとおり、当社の純資産は払込請求済株式資本の2分の1を超えており、我々はこの基準であれば2009年3月31日現在において、1983年改正会社法の第40項(1)により、当社の臨時株主総会の招集を要する財務状況は存在しないと考える。

ケーピーエムジー

2009年6月24日

勅許会計士

登録監査人

ダブリン1

IFSC

ハーバーマスター・プレイス1

[前へ](#) [次へ](#)

## **Independent auditor's report to the members of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited**

We have audited the financial statements of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited for the year ended 31 March 2009 which comprise the Profit and Loss Account, Balance Sheet and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

This report is made solely to the company's members, as a body, in accordance with section 193 of the Companies Act 1990.

Our audit work has been undertaken so that we might state to the company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the company and the company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

### **Respective responsibilities of directors and auditors**

The directors' responsibilities for preparing the Directors' Report and the financial statements in accordance with applicable law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland), are set out in the Statement of Directors' Responsibilities on page 4.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland).

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view and have been properly prepared in accordance with the Companies Acts 1963 to 2006. We also report to you whether, in our opinion: proper books of account have been kept by the company; whether at the balance sheet date, there exists a financial situation requiring the convening of an extraordinary general meeting of the company; and whether the information given in the Directors' Report is consistent with the financial statements. In addition, we state whether we have obtained all the information and explanations necessary for the purposes of our audit, and whether the company's financial statements are in agreement with the books of account.

We also report to you if, in our opinion, any information specified by law regarding directors' remuneration and directors' transactions is not disclosed and, where practicable, include such information in our report.

We read the Directors' Report and consider implications for our report if we become aware of any apparent misstatements within it.

### **Basis of audit opinion**

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgments made by the directors in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

**Opinion**

In our opinion:

- the financial statements give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the company's affairs as at 31 March 2009 and of its loss for the year then ended;
- the financial statements have been properly prepared in accordance with the Companies Acts 1963 to 2006.

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit. In our opinion proper books of account have been kept by the company. The financial statements are in agreement with the books of account.

In our opinion the information given in the directors' report on pages 2 and 3 is consistent with the financial statements.

The net assets of the company, as stated in the company balance sheet on page 10, are more than half of the amount of its called-up share capital and, in our opinion, on that basis there did not exist at 31 March 2009 a financial situation which under Section 40 (1) of the Companies (Amendment) Act, 1983 would require the convening of an extraordinary general meeting of the company.

**KPMG**

24 June 2009

*Chartered Accountants  
Registered Auditor  
1 Harbourmaster Place  
IFSC  
Dublin 1*

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[前へ](#)

## ダイワ外貨MMF

## 受益者に対する独立監査人報告書

2010年12月31日に終了した年度

我々は、資産・負債計算書、運用計算書、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書、投資明細表および関連注記から構成されている2010年12月31日に終了した年度のダイワ外貨MMF（「ファンド」）の財務書類について監査を行った。当財務書類は、後述の会計方針に従って作成されている。

**管理会社および監査人それぞれの責任範囲**

適用あるアイルランドの法律および会計基準審議会が発行しかつアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準（アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行）に準拠した年次報告書および財務書類の作成に関する管理会社の責任は、管理会社の業務報告書に記載されている。

我々の責任は、当該法令上の要件および国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って財務書類を監査することである。当該意見を含む本書は、ファンドの受益者全体のためにのみ作成されており、それ以外の目的はない。当該意見を述べるにあたり、我々は、書面により予め我々が明示的に承諾している場合を除いて、いかなる他の目的に関しても、または本書を呈示されるもしくは入手できるいかなる他の人物に対しても責任を引受けずまた負わない。

我々は、財務書類がアイルランドにおいて一般に認められている会計慣行に従って真実かつ公正な概観を与えているか、また1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランド法令に準拠して適正に作成されているか否かに関して我々の意見を各位に報告する。

我々は、年次報告書に含まれるその他の情報を精読し、監査済財務書類に一致しているか否かを検討する。我々は、明らかな虚偽記載または財務書類との重大な不一致に気づいた場合には本書に述べることを検討する。我々の責任は、いかなるその他の情報にも及ぶものではない。

**監査意見書の基準**

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠のテスト・ベースによる検証を含む。監査はまた、当財務書類の作成にあたり管理会社によって行われた重要な見積りおよび決定の査定、ならびに会計方針がファンドの状況に見合ったものであり、一貫して適用されまた適切に開示されているか否かの査定も含む。

我々は、欺罔もしくはその他の不正または過失の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を提供するために必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し実施した。我々の意見を形成するにあたり、我々はまた財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

**意見**

我々の意見では、当財務書類は、2010年12月31日現在のファンドの財務状況および同日に終了した年度の運用実績についてアイルランドにおいて一般に認められている会計慣行に従って真実かつ公正な概観を与えており、また1990年ユニット・トラスト法の要件に準拠して適正に作成されている。

プライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

日付：2011年4月21日

[次へ](#)

## DAIWA GAIKA MMF

**Independent Auditor's Report to the Unitholders**For the year ended 31<sup>st</sup> December 2010

We have audited the financial statements of Daiwa Gaika MMF (the "Fund") for the year ended 31<sup>st</sup> December 2010, which comprise the Statement of Assets and Liabilities, Statement of Operations, Statement of Changes in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units, the Schedule of Investments and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

**Respective responsibilities of the Manager and the auditors**

The Manager's responsibilities for preparing the Annual Report and the financial statements in accordance with applicable Irish law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) are set out in the Statement of Manager's Responsibilities.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland). This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Fund's Unitholders as a body and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, and are properly prepared in accordance with Irish statute comprising the Unit Trusts Act, 1990.

We read the other information contained in the Annual Report, and consider whether it is consistent with the audited financial statements. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material inconsistencies with the financial statements. Our responsibilities do not extend to any other information.

**Basis of audit opinion**

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the Manager in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the Fund's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

**Opinion**

In our opinion the financial statements give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the Fund's affairs at 31<sup>st</sup> December 2010 and of its results for the year then ended; and have been properly prepared in accordance with the requirements of the Unit Trusts Act, 1990.

**PricewaterhouseCoopers**

Chartered Accountants and Registered Auditors  
Dublin

Date: 21 April 2011

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

## 独立監査人の報告書

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドの株主各位

我々は、損益計算書、貸借対照表および関連注記から構成されている、2010年3月31日に終了した年度のダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドの財務書類について監査を行った。当財務書類は、後述の会計方針に従って作成されている。

本書は、1990年会社法の第193条に準拠して、当社のメンバー全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で当社のメンバーに述べることが要求されている事項を、メンバーに対して表明するために行われ、それ以外の目的はない。法律により許容される限りにおいて、我々は、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成した意見に関して、当社および当社のメンバー全体以外の誰に対しても責任を引き受けずまた負わないものとする。

**取締役および監査人のそれぞれの責任範囲**

適用ある法律ならびに会計基準審議会が発行しかつアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準（アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行）に準拠した取締役報告書および財務書類の作成に関する取締役の責任は、取締役の責任報告書に記載されている。

我々の責任は、当該法令上の要件および国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って財務書類を監査することである。

我々は、財務書類が真実かつ公正な概観を与えているか、また1963年 - 2009年会社法に準拠して適正に作成されているか否かに関して我々の意見を各位に報告する。我々はまた、我々の意見では、当社は適切な会計帳簿を維持している；貸借対照表日現在、当社の臨時株主総会の招集を要する財務状況が存在する；取締役報告書上の情報は、財務書類に一致している、か否かについて各位に報告する。さらに、我々は、我々の監査のために必要と考えるすべての情報および説明を入手したか、また当社の財務書類が会計帳簿と一致しているか否かを述べる。

我々はまた、我々の意見として、取締役報酬および取締役取引に関して法律が明記する情報が開示されないならば、実行可能な場合、かかる情報を本書に記載し、各位に報告する。

我々は、取締役報告書を精読し、明らかな虚偽記載に気づいた場合には本書に述べることを検討する。

**監査意見の基礎**

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠のテスト・ベースによる検査を含む。監査はまた、当財務書類の作成にあたり取締役によって行われた重要な見積りおよび決定の査定、ならびに会計方針は当社の状況に見合ったものであり、一貫して適用されまた適切に開示されているか否かの査定も含む。

我々は、詐欺、その他の不正または過失の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を入手するのに必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し実施した。我々の意見を形成するにあたり、我々は財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

**意見**

我々の意見では、

- ・ 財務書類は、2010年3月31日現在の当社の財政状態および同日に終了した年度の当社の損失について、アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行に従って、真実かつ公正な概観を与えている。
- ・ 財務書類は、1963年 - 2009年会社法に準拠して適正に作成されている。

我々は、我々が監査のため必要と考える情報および説明をすべて入手した。我々の意見では、当社が帳簿を適切に維持している。財務書類は会計帳簿と一致している。

我々の意見では、取締役報告書における情報は財務書類と一致する。

貸借対照表に表示されているとおり、当社の純資産は払込請求済株式資本の2分の1を超えており、我々はこの基準であれば2010年3月31日現在において、1983年改正会社法の第40項(1)により、当社の臨時株主総会の招集を要する財務状況は存在しないと考える。

ケーピーエムジー  
勅許会計士  
登録監査人  
ダブリン1  
IFSC  
ハーバーマスター・プレイス1

2010年6月17日

[前へ](#) [次へ](#)

## **Independent auditor's report to the members of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited**

We have audited the financial statements of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited for the year ended 31 March 2010 which comprise the Profit and Loss Account, Balance Sheet and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

This report is made solely to the company's members, as a body, in accordance with section 193 of the Companies Act 1990. Our audit work has been undertaken so that we might state to the company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the company and the company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

### **Respective responsibilities of directors and auditors**

The directors' responsibilities for preparing the Directors' Report and the financial statements in accordance with applicable law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland), are set out in the Statement of Directors' Responsibilities on page 4.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland).

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view and have been properly prepared in accordance with the Companies Acts 1963 to 2009. We also report to you whether, in our opinion: proper books of account have been kept by the company; whether at the balance sheet date, there exists a financial situation requiring the convening of an extraordinary general meeting of the company; and whether the information given in the Directors' Report is consistent with the financial statements. In addition, we state whether we have obtained all the information and explanations necessary for the purposes of our audit, and whether the company's financial statements are in agreement with the books of account.

We also report to you if, in our opinion, any information specified by law regarding directors' remuneration and directors' transactions is not disclosed and, where practicable, include such information in our report.

We read the Directors' Report and consider implications for our report if we become aware of any apparent misstatements within it.

### **Basis of audit opinion**

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgments made by the directors in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

### **Opinion**

In our opinion:

- the financial statements give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the company's affairs as at 31 March 2010 and of its loss for the year then ended;
- the financial statements have been properly prepared in accordance with the Companies Acts 1963 to 2009.

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit. In our opinion proper books of account have been kept by the company. The financial statements are in agreement with the books of account.

In our opinion the information given in the directors' report on pages 2 and 3 is consistent with the financial statements.

The net assets of the company, as stated in the company balance sheet on page 10, are more than half of the amount of its called-up share capital and, in our opinion, on that basis there did not exist at 31 March 2010 a financial situation which under Section 40 (1) of the Companies (Amendment) Act, 1983 would require the convening of an extraordinary general meeting of the company.

**KPMG**

17 June 2010

*Chartered Accountants*

*Registered Auditor*

*1 Harbourmaster Place*

*IFSC*

*Dublin 1*

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[前へ](#)